官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一）　一六
○地方税法等の一部を改正する法律（二）　二六
○地方交付税法等の一部を改正する法律（三）　二六
○地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律（四）　五六
○関税定率法等の一部を改正する法律（五）　六六
○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律（六）　七六
○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（七）　七六
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（八）　七九
○運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律（九）　八〇
○農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法（一〇）　八〇
○日本中央競馬会法の一部を改正する法律（一一）　八〇

〔政　令〕

○復興庁組織令の一部を改正する政令（八一）　八一
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令及び在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部を改正する政令（八二）　八一
○地方税法施行令等の一部を改正する政令（八三）　九〇
○地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（八四）　九〇
○関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（八五）　一〇七
○国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令（八六）　一〇九
○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（八七）　一二七
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（八八）　一二八
○土地改良法施行令の一部を改正する政令（八九）　一二九
○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（九〇）　一三〇
○サイバー通信情報監理委員会事務局組織令（九一）　一三一
○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（九二）　一三一

〔府　令〕

○児童福祉法施行規則及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二九）　一三三

〔府令・省令〕

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働三）　一三三

〔デジタル庁令〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令（デジタル庁三）　一三三

〔デジタル庁令・省令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一三）　一三四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（同一四）　一三六

〔省　令〕

○地方財政法第三十三条第二項第一号及び第二号の額の算定に関する省令を廃止する省令（総務四三）　一三九
○地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（同四四）　一四〇
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（同四五）　一四四
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（同四六）　一四四
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（同四七）　一四五
○都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令の一部を改正する省令（同四八）　一四七
○地方債に関する省令の一部を改正する省令（同四九）　一四八
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（同五〇）　一四八
○令和八年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令（総務・財務一）　一四九

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。

（前のページより続き）

○地方財政法施行令第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令（同二）　一七五
○運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務・国土交通一）　一七七
○関税法施行規則等の一部を改正する省令（財務一六）　一七七
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（文部科学一八）　一八一
○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一九）　一九六
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働六八）　一九八
○健康増進法施行規則の一部を改正する省令（同六九）　二〇四
○自転車競技法施行規則の一部を改正する省令（経済産業三一）　二〇五
○小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令（同三二）　二〇六
○北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通三五）　二〇六
○道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（同三六）　二〇六
○地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令（環境一一）　二〇八

〔法規的告示〕

○地方税法施行規則附則第六条第二十三項に規定する内閣総理大臣が定める償却資産の一部を改正する件（内閣府二七）　二〇八
○地方税法第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人を指定する件の一部を改正する件（総務一四四）　二〇九
○平成三十一年総務省告示第百七十九号の一部を改正する件（同一四五）　二〇九
○地方税法施行規則第九条の三第二号及び第十五条の十第二号に規定する総務大臣が定める割合を定める件を廃止する件（同一四六）　二一一
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件を廃止する告示（文部科学七二）　二一一
○地方税法施行規則の規定に基づき、文部科学大臣が総務大臣と協議して定める書類を定める告示を廃止する告示（同七三）　二一二
○労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の一部を改正する告示（厚生労働一七二）　二一三
○労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示（同一七三）　二一三
○労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件（同一七四）　二一三
○地方税法施行令附則第七条第二十五項に規定する厚生労働大臣が総務大臣と協議して指定する区域を定める件（同一七五）　二一三
○平成二十年国土交通省告示第五百十五号の一部を改正する件（経済産業・国土交通三）　二一四
○平成十七年国土交通省告示第三百八十五号の一部を改正する件（国土交通四五九）　二一四
○平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を改正する件（同四六〇）　二一四
○平成十八年国土交通省告示第四百六十五号の一部を改正する件（同四六一）　二一五
○平成十八年国土交通省告示第四百六十六号の一部を改正する件（同四六二）　二一五
○平成十九年国土交通省告示第四百十号の一部を改正する件（同四六三）　二一五
○平成二十六年国土交通省告示第四百十七号の一部を改正する件（同四六四）　二一六
○地方税法附則第十五条の十一第一項に規定する基準に適合する旨を証する書類を定める件（同四六五）　二一六
○令和五年国土交通省告示第二百九十一号等の一部を改正する告示（同四六六）　二一九
○令和四年国土交通省告示第四百二十一号の一部を改正する件（同四六七）　二三一
○令和三年国土交通省告示第三百二十六号の一部を改正する件（同四六八）　二三四
○地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する船舶を定める告示及び地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続を定める告示の一部を改正する告示（同四六九）　二三七
○平成二十五年国土交通省告示第三百三十九号の一部を改正する件（同四七〇）　二三九
○平成二十二年国土交通省告示第二百六十八号の一部を改正する件（同四七一）　二三九

〔その他告示〕

○平成十四年総務省告示第六百三十八号（平成九年自治省告示第百八十一号の全部を改正する件）の一部を改正する件（総務一四七）　二三九
○平成二十四年総務省告示第百九十九号（地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域を指定する件）の一部を改正する件（同一四八）　二三〇
○運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定に基づき令和八年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を定める件（同一四九）　二三一
○関税暫定措置法施行令第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準並びに関税暫定措置法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等及び同条第三項に規定する特別特恵受益国を告示する件（財務八七）　二三二
○畜産経営の安定に関する法律第二十一条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（農林水産四七三）　二三三
○令和二年国土交通省告示第八百五十号の一部を改正する件（国土交通四七二）　二三三
○令和三年国土交通省告示第三百十七号の一部を改正する件（同四七三）　二三三
○平成二十八年国土交通省告示第千百九号を廃止する告示（同四七四）　二三四

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第一号）（外務省）

1　在ラトビア日本国大使館の位置の地名を改める。（別表第一関係）
2　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。（別表第二関係）
3　在外公館に勤務する外務公務員の配偶者手当の見直しを行う。（第六条第四項、第十七条及び第十八条関係）
4　在外公館に勤務する外務公務員の同行子女手当を新設する。（第六条第五項及び第二十条～第二十二条関係）
5　在外公館に勤務する外務公務員の在外単身赴任手当を新設する。（第六条第七項、第二十七条及び第二十八条関係）
6　在外公館に勤務する外務公務員の国内の留守宅に係る住居手当を支給する。（第二条第一項及び第三項、第三条並びに第四条関係）
7　在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当のうち、幼稚園に相当する教育施設に係る加算額の限度額を改定する。（第二十四条第五項関係）
8　その他所要の改正を行う。
9　附則
⑴　この法律は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）
⑵　この法律の施行に伴う所要の経過措置について定める。（附則第二条～第五条関係）

◇地方税法等の一部を改正する法律（法律第二号）（総務省）

第１　地方税法の一部改正
1　道府県民税及び市町村民税
⑴　令和九年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を六十二万円以下（改正前は五十八万円以下）とする。（第二十三条、第二百九十二条関係）
⑵　所得割の納税義務者が、自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が百分の三以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等について、引き続き総合課税の対象とした上で、配当割の対象とする。（第二十三条、第三十二条、第三百十三条関係）
⑶　令和十年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、ひとり親控除の額を三十三万円（改正前は三十万円）とする。（第三十四条、第三百十四条の二関係）
⑷　都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、以下の措置を講ずる。（第三十七条の二、第三百十四条の七、附則第五条の五、第五条の六、第七条の二、第七条の三、改正法附則第三条、第十一条関係）
イ　総務大臣による特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準（以下「指定基準」という。）に、次に掲げる基準その他都道府県等による寄附金の使途に係る基準に適合するものであることを加える。
⑴　都道府県等が指定対象期間において受領する寄附金の合計額から当該指定対象期間における募集に要する費用を控除して得た額（以下「寄附金活用可能額」という。）が当該寄附金の合計額の百分の六十に相当する金額以上であること。
⑵　寄附金活用可能額の使途に関する事項について、公表すること。
ロ　総務大臣は、指定をした都道府県等が指定対象期間の初日前四年以内に指定基準に適合していなかったと認めるときは、指定を取り消すことができることとする。
ハ　総務大臣は、指定を取り消すときは、指定の取消しを受ける都道府県等について、三年以内の期間を定めて指定を行わない旨の決定をしなければならないこととする。
ニ　特例控除額の控除限度額を、所得割額の百分の二十に相当する金額と次に掲げる金額とのいずれか低い金額とする。
⑴　道府県民税　七十七万二千円（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、三十八万六千円）
⑵　市町村民税　百十五万八千円（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百五十四万四千円）
ホ　特例控除額の計算上用いる人的控除差調整額について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から四十八万円を控除して得た額を加算する。
ヘ　指定対象期間の初日が次の表に掲げる期間に属する場合におけるイの⑴の適用については、イの⑴の「百分の六十」とあるのは、それぞれ次の表に掲げる字句とする。

令和八年十月一日から令和九年九月三十日まで	百分の五十二・五
令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	百分の五十五
令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで	百分の五十七・五

ト　指定対象期間の初日が令和十一年九月三十日までの期間に属する場合におけるロの適用については、ロの「指定対象期間の初日前四年以内」とあるのは、「令和七年十月一日から指定対象期間の初日の前日までの間」とする。
⑸　公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける一定の公的年金等受給者について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出するものとする。（第四十五条の三の三、第三百十七条の三の三関係）
⑹　利子割について、以下の措置を講ずる。（第七十一条の二十五、第七十一条の二十六関係）
イ　道府県は、当該道府県に納入された利子割額に相当する額に一定の率を乗じて得た額を、各道府県ごとの利子割清算基準額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。
ロ　他の道府県に対し支払うべき金額と他の道府県から支払を受けるべき金額は、関係道府県間で、それぞれ相殺するものとする。
ハ　利子割清算基準額は、各道府県ごとに、当該道府県内に住所を有する個人に係る所得の金額に相当する金額として一定の方法により算定した額で当該年度の初日の属する年の前年前三年内の各年に係るものを平均した額とする。
⑺　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和九年十二月三十一日まで延長する。（附則第四条関係）
⑻　特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和九年十二月三十一日まで延長する。（附則第四条の二関係）
⑼　特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、租税特別措置法第四十一条の十七第一項各号に掲げる期間内に特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に本特例措置を適用する措置を講ずる。（附則第四条の五関係）
⑽　住宅借入金等特別税額控除について、以下の措置を講ずる。（附則第五条の四関係）
イ　居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合に係る控除限度額の計算上用いる所得税の課税総所得金額等について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から四十八万円を控除して得た額を加算する。
ロ　適用期限を令和二十五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税並びに居住年が令和十二年であるものまで延長する等所要の措置を講ずる。

⑾　肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和十二年度分の個人の道府県民税及び市町村民税まで延長する。（附則第六条関係）

⑿　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、以下の措置を講ずる。

イ　上場株式等を受け入れる非課税口座につき契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該非課税口座の廃止の際、当該非課税口座内の上場株式等の配当等の支払及び譲渡があったものとして配当割及び株式等譲渡所得割を課すること。（附則第三十三条の二の二、第三十五条の三の三関係）

ロ　各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算すること。（附則第三十五条の三の二関係）

⒀　土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。（附則第三十三条の三関係）

⒁　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、以下の措置を講ずる。（附則第三十四条の二関係）

イ　適用期限を令和十一年度分の個人の道府県民税及び市町村民税まで延長する。

ロ　租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等が、その譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内に存する場合には、本特例措置の適用ができないこととする。

⒂　所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して道府県民税百分の二、市町村民税百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、道府県民税百分の一、市町村民税百分の四）の税率により申告を通じて所得割を課する。（附則第三十五条の三の六関係）

⒃　所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産の譲渡に係る損失の金額は、当該納税義務者の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。（附則第三十五条の三の七関係）

⒄　法人税割の課税標準である法人税額について、特別試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずる。（第二十三条、第二百九十二条関係）

⒅　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業技術基盤強化税制における繰越税額控除限度超過額を有する場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずる。（附則第八条関係）

⒆　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の特別試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずる。（附則第八条関係）

⒇　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を廃止する。（附則第八条関係）

(21)　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除（全法人向けの措置に限る。）の適用を受けた額とする措置を廃止する。（附則第八条関係）

(22)　法人税割の課税標準である法人税額について、特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずる。（第二十三条、第二百九十二条関係）

(23)　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずる。（附則第八条関係）

(24)　法人税割の課税標準である法人税額について、重点産業技術試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずる。（第二十三条、第二百九十二条関係）

(25)　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の重点産業技術試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずる。（附則第八条関係）

2　事業税

⑴　銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置を、必要な経過措置を講じた上、廃止する。（附則第九条関係、改正法附則第六条関係）

⑵　電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、次の場合における電気供給業を行う法人の一定の収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。（附則第九条関係）

イ　当該電気供給業を行う法人が他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて電気の供給を行うとき。

ロ　当該電気供給業を行う法人が発電事業等を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、自ら維持し、及び運用する発電等用電気工作物と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続し、かつ、当該一般送配電事業者等に対して電気事業法に規定する託送供給に係る料金（これに相当する額を含む。）を支払うとき。

ハ　当該電気供給業を行う法人が特定送配電事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、自ら維持し、及び運用する電線路と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続し、かつ、当該一般送配電事業者に対して、電気事業法に規定する託送供給に係る料金を支払うとき。

ニ　当該電気供給業を行う法人が配電事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、一般送配電事業者の供給区域内において電気事業法に規定する託送供給を行い、かつ、当該一般送配電事業者に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき。

ホ　当該電気供給業を行う法人が一般送配電事業を行う場合において、配電事業者が当該電気供給業を行う法人の供給区域内において電気事業法に規定する託送供給を行い、かつ、当該電気供給業を行う法人が当該配電事業者に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき。

⑶　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。（附則第九条関係）

⑷　給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次の措置を講ずる。（附則第九条関係）

イ　適用対象を常時使用する従業員の数が二千人以下である法人に限ることとする。

ロ　適用要件を継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が百分の四以上（改正前は百分の三以上）であることとする。

⑸　一般送配電事業者の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、当該一般送配電事業者が広域系統整備計画に定める電気工作物の整備又は更新の実施（以下「地域間連系線の整備等」という。）を行う他の一般送配電事業者又は送電事業者に地域間連系線の整備等に必要な費用として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずる。（附則第九条関係）

3　地方消費税

事業者がデジタルプラットフォームを介して行う次に掲げる資産の譲渡のうち、国税庁長官の指定を受けた第二種プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなすほか、所要の規定の整備を行う。(第七十二条の七十八、第七十二条の八十の三、第七十二条の八十の四関係)

⑴　国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含むものとし、特定少額資産の譲渡に該当するものを除く。）

⑵　事業者が行う特定少額資産の譲渡

4　不動産取得税

⑴　免税点について、土地の取得にあっては十六万円（改正前は十万円）に、家屋の取得のうち、建築に係るものにあっては六十六万円（改正前は二十三万円）、その他のものにあっては三十四万円（改正前は十二万円）に引き上げる。(第七十三条の十五の二関係)

⑵　診療所の開設者又は管理者が医療法に規定する区域のうち一定の区域において取得する診療所の用に供する一定の不動産について、当該取得が令和十年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずる。(附則第十一条関係)

⑶　マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する特定要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置について、対象をマンションの再生等の円滑化に関する法律に規定する施行者、マンション等売却組合又はマンション除却組合が、マンション再生事業、マンション等売却事業又はマンション除却事業により取得する要除却等認定マンション若しくはその敷地、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法に規定する一定の災害により大規模一部滅失をしたマンション若しくはその敷地又は滅失をしたマンションの敷地の用に供されていた土地とした上、その適用期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(附則第十条関係)

⑷　公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が取得する国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会（以下「博覧会」という。）の会場内において博覧会の用に供する家屋又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋に係る非課税措置について、博覧会協会がこれらの家屋を所有しているときに取得者とみなす日を令和十年三月一日（改正前は博覧会の終了の日から六月を経過する日）とする。(附則第十条の二関係)

⑸　次のとおり非課税措置等の適用期限を延長する。

イ　東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が取得する一定の事業の用に供する不動産並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和十八年三月三十一日まで延長する。(附則第十条関係)

ロ　鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産に係る非課税措置の適用期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(附則第十条関係)

ハ　都市緑地法に規定する都市緑化支援機構が一定の業務により取得する土地に係る非課税措置の適用期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(附則第十条関係)

ニ　新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。(附則第十条の三関係)

ホ　新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。(附則第十条の三関係)

ヘ　河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(附則第十一条関係)

ト　中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(附則第十一条関係)

チ　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(附則第十一条関係)

⑹　次のとおり課税標準の特例措置等を改める。

イ　新築住宅特例適用住宅及びその土地に係る課税標準の特例措置等について、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域若しくは浸水被害防止区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）又は市街化調整区域のうち土砂災害警戒区域若しくは一定の浸水想定区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）（以下「特定区域内住宅」という。）及びその土地を適用対象から除外する。(第七十三条の十四、第七十三条の二十四関係)

ロ　都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、事業区域の全部又は一部が同法に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内にある認定事業にあっては一定のものに限定した上、その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。(附則第十一条関係)

ハ　長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置について、特定区域内住宅を適用対象から除外した上、その適用期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。(附則第十一条関係)

⑺　東日本大震災に係る特例措置を、必要な経過措置を講じた上、次のとおり改める。(附則第五十一条、改正法附則第八条関係)

イ　東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）を取得した場合における、当該代替家屋に係る課税標準の特例措置について、対象を被災家屋が福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限定した上、その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。

ロ　被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」という。）の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと道府県知事が認める土地を取得した場合における、当該土地に係る課税標準の特例措置について、対象を従前の土地が福島県の区域内にあるものに限定した上、その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。

⑻　東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるものの平成二十三年三月十一日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、当該農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地を取得した場合における、当該農用地に係る課税標準の特例措置を廃止する。(附則第五十一条関係)

5　軽油引取税

軽油引取税の税率の特例措置を廃止するほか、所要の規定の整備を行う。(附則第十二条の二の八、第十二条の二の九、第五十三条関係)

6　自動車税

⑴　令和八年四月一日に自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税とするほか、所要の規定の整備を行う。（第二章第八節関係）

⑵　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する特例措置について、次のとおり延長する。（附則第十二条の三関係）

イ　環境負荷の少ない自動車

令和八年度及び令和九年度に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね百分の七十五を軽減する特例措置を講ずる。

ロ　環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね百分の十五（バス及びトラックについては概ね百分の十）を重課する特例措置を講ずる。

⑴　ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成二十七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

⑵　軽油自動車その他の⑴に掲げる自動車以外の自動車で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

7　固定資産税及び都市計画税

⑴　免税点について、家屋にあっては三十万円（改正前は二十万円）に、償却資産にあっては百八十万円（改正前は百五十万円）に引き上げる。（第三百五十一条関係）

⑵　令和六年能登半島地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で令和五年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「令和六年能登半島地震に係る被災住宅用地」という。）のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部について、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する。（附則第十六条の三関係）

⑶　令和五年度に係る賦課期日において令和六年能登半島地震に係る被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者（以下「令和六年能登半島地震に係る被災住宅用地の共有者等」という。）が、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合には、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において令和六年能登半島地震に係る被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している一定の被災住宅用地の全部又は一部のうち家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する。（附則第十六条の三関係）

⑷　令和六年能登半島地震により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税についても各区分所有者が当該土地の持分の割合等により按分した額について納付する義務を負うものとする。（附則第十六条の三関係）

⑸　仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が令和六年能登半島地震に係る被災住宅用地等である場合において、当該被災住宅用地等につき登記簿等に所有者として登記等がされている当該被災住宅用地等の所有者等をもって当該仮換地等に係る所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該仮換地等を令和六年能登半島地震に係る被災住宅用地等とみなして、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する。（附則第十六条の三関係）

⑹　物資の流通の効率化に関する法律に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和十年三月三十一日まで延長する。（附則第十五条関係）

イ　対象を物資の流通の効率化に関する法律に規定する認定貨物自動車中継輸送事業者等が認定貨物自動車中継輸送実施計画に基づき実施する貨物自動車中継輸送事業の用に供するために新設し、又は増設した一定の特定貨物自動車中継輸送施設及び当該特定貨物自動車中継輸送施設に附属する一定の構築物とする。

ロ　イに掲げる一定の特定貨物自動車中継輸送施設について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を最初の五年度間は価格の二分の一の額とし、イに掲げる一定の構築物について、固定資産税の課税標準を最初の五年度間は価格の四分の三の額とする。

⑺　都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。（附則第十五条関係）

イ　対象を一定の家屋及び償却資産のうち都市再生特別措置法に規定する公共施設その他一定のものの用に供するものとする。

ロ　事業区域の全部又は一部が都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内にある認定事業にあっては一定のものに限定する。

⑻　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。（附則第十五条関係）

イ　次に掲げる設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては二分の一）を乗じて得た額とする。

⑴　太陽光発電設備のうち、一定のもの

⑵　水力発電設備のうち、一定の規模未満のもの

⑶　地熱発電設備のうち、一定の規模以上のもの

⑷　バイオマス発電設備のうち、一定の規模未満のもの

ロ　風力発電設備のうち、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に規定する認定公募占用計画において設置する旨が記載されたものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に五分の三を参酌して二分の一以上十分の七以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては五分の三）を乗じて得た額とする。

ハ　次に掲げる設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては三分の二）を乗じて得た額とする。

⑴　風力発電設備のうち、次のいずれかに該当するもの

a　港湾法の占用の許可を受けた者が、当該占用の許可に係る同法に規定する港湾区域内水域等において設置した設備

b　地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備

c　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定する認定設備整備計画において整備する旨が記載された設備

(ロ)　地熱発電設備（イの(ハ)に掲げるものを除く。）

ニ　水力発電設備（イの(ロ)に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に四分の三を参酌して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては四分の三）を乗じて得た額とする。

(9)　農地中間管理機構が農地中間管理権を取得し、その存続期間が十年以上である一定の農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その農地中間管理権の取得期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条関係)

イ　対象を農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の区域内にある一定の農地とする。

ロ　農地中間管理権の存続期間が十五年以上である一定の農地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年度間（改正前は五年度間）は、その価格の二分の一の額とする。

(10)　農業協同組合等が取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者（同法の規定による公告があった地域計画において地図に表示された農用地等に係る農業を担う者に限る。）の利用に供する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象に農地中間管理機構が取得する一定の機械装置等を加えた上、その対象資産の取得期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条関係)

(11)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者移動等円滑化法」という。）に規定する特別特定建築物（以下「特別特定建築物」という。）に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行い、高齢者移動等円滑化法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の改修期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条の十一関係)

イ　対象を特別特定建築物に該当する家屋のうち、政府の補助を受けて一定の改修工事を行い、高齢者移動等円滑化法に規定する建築物移動等円滑化基準又は建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することにつき証明がされた一定のものとする。

ロ　当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額（当該額が当該改修工事に要した費用の額の百分の五に相当する額を超える場合には、当該百分の五に相当する額）の三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（改正前は三分の一）に相当する額を減額する。

(12)　次のとおり非課税措置等の適用期限を延長する。

イ　東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が一定の事業の用に供する固定資産並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その適用期限を令和十八年三月三十一日まで延長する。(附則第十四条関係)

ロ　公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条関係)

ハ　国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を令和九年度までに新たに固定資産税が課されるものとする。(附則第十五条関係)

ニ　首都直下地震対策特別措置法に規定する首都直下地震緊急対策区域等において地震防災対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条関係)

ホ　水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が取得した一定の浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条関係)

ヘ　水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、浸水被害軽減地区の指定期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条関係)

ト　都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が一定の一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その整備期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条関係)

チ　河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税の減額措置について、その取得期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条の八関係)

リ　耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条の九関係)

ヌ　高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条の九関係)

ル　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条の九関係)

ヲ　耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条の九の二関係)

ワ　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条の九の二関係)

カ　建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する一定の家屋のうち、政府の補助を受けて一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条の十関係)

(13)　次のとおり課税標準の特例措置等を改める。

イ　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和十年三月三十一日まで延長する。(附則第十五条関係)

(イ)　木竹を原材料として製造される燃料を製造するための一定の設備に係る課税標準をその価格の六分の五（改正前は四分の三）の額とする。

(ロ)　脂肪酸メチルエステルを製造するための一定の設備に係る課税標準をその価格の四分の三（改正前は三分の二）の額とする。

ロ　新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域若しくは浸水被害防止区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）又は市街化調整区域のうち土砂災害警戒区域若しくは一定の浸水想定区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）を適用対象から除外した上、その対象資産の新築期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。（附則第十五条の六関係）

ハ　長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域若しくは浸水被害防止区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）又は市街化調整区域のうち土砂災害警戒区域若しくは一定の浸水想定区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）を適用対象から除外した上、その対象資産の新築期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。（附則第十五条の七関係）

⑭　東日本大震災に係る特例措置を、必要な経過措置を講じた上、次のとおり改める。（附則第五十六条、改正法附則第十四条、第十七条関係）

イ　東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「東日本大震災に係る被災住宅用地」という。）の所有者等が、当該東日本大震災に係る被災住宅用地に代わるものと市町村長が認める一定の土地を取得した場合の当該土地を住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、対象を東日本大震災に係る被災住宅用地が福島県の区域内にあるものに限定した上、その対象資産の取得期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。

ロ　東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、対象を滅失し、又は損壊した家屋が福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限定した上、その対象資産の取得期限又は改築期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。

⑮　次に掲げる課税標準の特例措置を、必要な経過措置を講じた上、廃止する。

イ　日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条、改正法附則第十四条関係）

ロ　東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第五十六条、改正法附則第十四条関係）

8　軽自動車税

⑴　令和八年四月一日に軽自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を軽自動車税とするほか、所要の規定の整備を行う。（第三章第三節関係）

⑵　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない三輪以上の軽自動車の税率を軽減する特例措置として、令和八年度及び令和九年度に初回車両番号指定を受けた一定の三輪以上の軽自動車について、当該車両番号指定の翌年度分の税率の概ね百分の七十五を軽減する。（附則第三十条関係）

9　事業所税

特定農産加工業経営改善等臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認を受けた経営改善措置等に関する計画に従って実施する事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、以下の措置を講ずる。（附則第三十三条関係）

⑴　特例措置の対象を令和十年三月三十一日までに承認を受けた経営改善措置等に関する計画に従って実施する事業の用に供する一定の施設とする。

⑵　適用期間を当該事業が法人の事業である場合には経営改善措置等に関する計画の承認を受けた日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には経営改善措置等に関する計画の承認を受けた日から五年を経過する日の属する年分までとする。

10　その他

⑴　国税犯則調査手続の見直しに伴い、地方税犯則調査手続について、次のとおり見直しを行う。

イ　電磁的記録に係る証拠収集手続について、次の措置を講ずる。

㈠　当該徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、裁判官があらかじめ発する許可状により、電磁的記録を保管する者又は電磁的記録を利用する権限を有する者に対して、次に掲げる方法（電磁的記録を利用する権限を有する者に対しては、電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令（以下「電磁的記録提供命令」という。）をすることができることとする。また、その命令違反に対する罰則を設ける。（第二十二条、第二十二条の四関係）

ａ　電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ｂ　電気通信回線を通じて電磁的記録をその命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

㈡　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、一年を超えない期間を定めて、みだりに電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨を命ずることができることとする。この場合において、その必要がなくなったときは、自ら又はその命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならないこととする。また、その命令違反に対する罰則を設ける。（第二十二条、第二十二条の四関係）

㈢　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令により提供させた電磁的記録について、その内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができることとする。（第二十二条の九関係）

㈣　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令の許可状の提示をするため必要があるときは、裁判官の許可を受けて、人の住居等に入ることができるとともに、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができることとする。（第二十二条の十一関係）

ａ　錠を外すこと。

ｂ　何人に対しても、当該徴税吏員の許可を受けないでその提示をする場所に出入りすることを禁止すること。

ｃ　ｂの処分に従わない者について、これを退去させ、又はその提示が終わるまでこれに看守者を付すること。

㈤　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をするときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならないこととする。（第二十二条の十二関係）

㈡　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができることとする。（第二十二条の十三関係）

㈢　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体について留置の必要がなくなったときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならないこととする。（第二十二条の十七関係）

㈣　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）により提出させた記録媒体につき留置の必要がなくなった場合において、当該電磁的記録提供命令を受けた者と当該記録媒体の保管者等が異なるときは、当該電磁的記録提供命令を受けた者に対し、当該記録媒体の交付をし、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならないこととする。（第二十二条の十八関係）

㈤　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなったときは、当該者の請求により又は職権で、当該者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならないこととする。（第二十二条の十八の二関係）

㈥　当該徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録についての鑑定を嘱託することができることとする。（第二十二条の十九関係）

㈦　通告処分により納付すべき金額等の範囲に、電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体の運搬及び保管に要した費用を加える。（第二十二条の二十八関係）

㈧　地方団体の長は、間接地方税に関する犯則事件を調査し、犯則の心証を得ない場合において、電磁的記録提供命令があるときは、その解除を命じなければならないこととする。（第二十二条の三十一関係）

㈨　その他電磁的記録提供命令をする場合における通信履歴の電磁的記録の保全要請、目録の提供、夜間の許可状の提示の制限及び調書の作成について、所要の措置を講ずるほか、記録命令付差押えを廃止する。（第二十二条の四、第二十二条の六、第二十二条の十五、第二十二条の二十、第二十二条の二十四関係）

ロ　許可状について、書面によるほか、電磁的記録によることができることとする。また、許可状が電磁的記録による場合には、裁判官により記名押印に代わる措置がとられたものでなければならないこととする。（第二十二条の四、第二十二条の十九関係）

ハ　通信履歴の電磁的記録の保全要請について、書面により又は電磁的記録により求めることができることとする。（第二十二条の六関係）

ニ　領置目録等について、書面又は電磁的記録をもって作成し、領置物件の所有者等に提供しなければならないこととする。ただし、電磁的記録をもって作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができないこととする。（第二十二条の十五関係）

ホ　捜索証明書について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成するものを提供することができることとする。ただし、電磁的記録をもって作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができないこととする。（第二十二条の二十三関係）

ヘ　質問等に係る調書について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成することができる。また、その調書が電磁的記録をもって作成されたものである場合には、当該徴税吏員等により署名押印に代わる措置がとられたものでなければならないこととする。（第二十二条の二十四関係）

ト　検察官への引継ぎについて、次の整備を行う。（第二十二条の三十関係）

㈠　犯則事件の告発について、書面により又は一定の電磁的方法により行う。

㈡　電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録があるときは、その電磁的記録提供命令に係る調書を添えて、その記録媒体又は電磁的記録に係る目録とともに検察官に引き継がなければならない。

㈢　㈡の記録媒体又は電磁的記録が検察官に引き継がれたときは、当該記録媒体は検察官によって押収され、又は当該電磁的記録は検察官がする電磁的記録提供命令により提供されたものと、それぞれみなす。

⑵　国税徴収法の規定の例により行う特定電子移転財産権の移転命令について命令違反に対する罰則規定を設ける。（第六十九条の二、第七十一条の二十の二、第七十一条の四十一の二、第七十一条の六十一の二、第七十二条の六十九の二、第七十三条の三十七の二、第七十四条の二十八の二、第九十五条の二、第百四十四条の五十二の二、第百六十九条の二、第二百一条の二、第二百八十六条の二、第三百三十二条の二、第三百七十四条の二、第四百六十一条の二、第四百八十五条の四の二、第五百四十二条の二、第六百十四条の二、第六百九十六条の二、第七百条の六十七の二、第七百一条の十九の二、第七百一条の六十六の二、第七百二十九条の二、第七百三十三条の二十五の二、第七百三十九条の六関係）

⑶　国税関係法令及び税理士法第五十六条の規定に基づき行政機関の長の間で行う通知については、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行うことができることとする。（第七百四十七条の四、第七百四十七条の五関係）

⑷　機構が特定徴収金の収納の事務の一部を特定金融機関等に委託した場合において、法人の事業税その他の地方税に係る特定徴収金の納付又は納入における一定の手続が法定納期限に行われたとき（その税額が一定の金額以下である場合に限る。）であって、一定の日までにその納付又は納入がされたときは、法定納期限においてされたものとみなして、延滞金に関する規定を適用することとする。（第七百四十七条の六関係）

第２　地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正

国税徴収法の規定の例により行う特定電子移転財産権の移転命令について命令違反に対する罰則規定を設ける。（第二十八条の二関係）

第３　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正

国税徴収法の規定の例により行う特定電子移転財産権の移転命令について命令違反に対する罰則規定を設ける。（第二十四条の二関係）

第４　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正

国税徴収法の規定の例により行う特定電子移転財産権の移転命令について命令違反に対する罰則規定を設ける。（第二十六条の二関係）

第５　その他

１　電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り犯則事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならないものとする。（改正法附則第二十一条関係）

２　自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う財源の確保に係る措置を次のとおり講ずる。（改正法附則第二十二条関係）

⑴　国は、自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の廃止による地方税の減収に係る安定財源を確保するための具体的な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑵　国は、⑴の措置が講ぜられるまでの間、⑴の地方税の減収により地方団体の財政運営に支障を生ずることのないよう、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

３　その他所要の規定の整備を行う。

第６　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（改正法附則第一条関係）

◇地方交付税法等の一部を改正する法律（法律第三号）（総務省）

第１　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

１　地方交付税の総額の特例（地方交付税法附則第四条及び第四条の二、特別会計に関する法律附則第四条、第九条～第十一条及び第十二条の四並びに改正法附則第六条関係）

⑴　令和八年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、法定加算額百五十四億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額二千五百億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の減少額二兆九千億円、同特別会計借入金利子支払額三千七百七十二億五千万円並びに平成二十年度分、平成二十一年度分、令和元年度分及び令和二年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額のうち、令和八年度分の地方交付税の総額から減額することとされていた額千四百十四億五千百八十八万二千円及び令和九年度以降の地方交付税の総額から減額することとされていた額のうち七百七十四億八千三百二十一万千円を控除した額とする。

⑵　交付税及び譲与税配付金特別会計借入金のうち、七千億円を一般会計に帰属させるとともに、令和八年度の償還額を増額し、令和三十一年度までに償還することとする。

２　基準財政需要額の算定方法の改正

⑴　地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を措置するため、「地域デジタル社会推進費」の期間を令和十一年度まで延長する。（地方交付税法附則第六条関係）

⑵　都道府県における産業クラスターの形成・拡大や地場産業の付加価値向上に要する経費の財源を措置するため、令和八年度に限り、「地域未来基金費」を設ける。（改正法附則第三条関係）

⑶　臨時財政対策債の償還に要する経費の財源を措置するため、令和八年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」を設ける。（改正法附則第三条関係）

⑷　地方公務員の給与改定等に要する経費の財源を措置する。（地方交付税法別表関係）

⑸　高等学校等就学支援金制度の拡充、公立小学校における学校給食費の抜本的な負担軽減、特別支援教育や私学助成等教育施策の充実に要する経費の財源を措置する。（地方交付税法別表関係）

⑹　こども・子育て施策、児童虐待防止、障害者の自立支援、介護給付に要する経費の財源を充実する。（地方交付税法別表関係）

⑺　ごみ収集、学校給食等の地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費等の増加を踏まえ、その財源を充実する。（地方交付税法別表関係）

⑻　その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置する。（地方交付税法第十二条、第十三条及び別表関係）

３　基準財政収入額の算定方法の改正

⑴　自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、基準財政収入額の算定方法について所要の規定の整備を行う。（地方交付税法第十四条及び改正法附則第四条関係）

⑵　令和八年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の百分の七十五の額を加算する特例を設ける。（地方交付税法附則第七条の四関係）

４　特定被災地方公共団体に係る普通交付税の算定方法の特例

令和八年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設ける。（地方交付税法附則第九条の二関係）

５　震災復興特別交付税に関する特例

⑴　震災復興特別交付税に充てるため、令和八年度分の地方交付税の総額に四百五十六億四千六百五十九万六千円を加算する。（地方交付税法附則第四条関係）

⑵　その他震災復興特別交付税に関する所要の特例を設ける。（地方交付税法附則第十一条～第十五条関係）

６　その他所要の改正

第２　地方財政法の一部改正

１　当分の間の措置として、サービスの提供の在り方の見直し等による公営企業の廃止に伴って必要となる一定の経費に充てるための地方債を起こすことができることとする。（第三十三条の五の十五関係）

２　その他所要の改正

第３　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

１　軽油引取税及び地方揮発油税の当分の間税率の廃止による地方公共団体の減収額を埋めるため、軽油引取税減収補塡特例交付金及び地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金を創設する。（第一条、第二条、第三条の二、第三条の五、第五条及び第八条関係）

２　自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止による地方公共団体の減収額を埋めるため、自動車税減収補塡特例交付金及び軽自動車税減収補塡特例交付金を創設する。（第一条、第二条、第三条の三、第三条の四、第五条及び第八条関係）

３　定額減税減収補塡特例交付金を廃止する。（改正前の第一条、第二条、第三条の二及び第五条関係）

４　その他所要の改正

第４　施行期日等

１　この法律は、令和八年四月一日から施行する。（改正法附則第一条関係）

２　この法律の経過措置等について定める。

３　その他関係法律について所要の改正等を行う。

◇地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律（法律第四号）（内閣府本府）

１　地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。（原始附則第二項関係）

２　この法律は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇関税定率法等の一部を改正する法律（法律第五号）（財務省）

第１　関税定率法の一部改正

１　個人使用貨物の課税価格決定の特例の廃止

輸入取引が小売取引の段階による貨物等であって、輸入者の個人的な使用に供されるものについて、その課税価格を当該貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格とする特例を廃止する。（第四条の六関係）

２　不当廉売関税の迂回防止制度の創設

不当廉売関税の課税の回避のために同関税の対象貨物の品目や供給国を変える迂回行為が行われる輸入貨物に対し、同等の割増関税の課税を可能とするため所要の規定を整備する。（第七条、第八条、第八条の二関係）

３　石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油の基本税率化

石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油について、改正前の暫定税率を基本税率として規定し、暫定税率を廃止する。（別表関係）

第２　関税法の一部改正

１　保税蔵置場等の業務に係る手順及び体制に関する事項を規定した規則の策定の義務付け並びに業務改善命令等に係る規定の整備

保税蔵置場の許可を受けた者等に対し、法令を遵守するために必要な業務の手順及び体制に係る規則の策定を義務付けるとともに、当該者等に対する業務改善命令等に係る規定を整備する。（第三十四条の二、第四十三条、第四十五条の二、第四十八条等関係）

２　犯則調査手続のデジタル化

刑事訴訟法の改正を踏まえ、関税法上の犯則調査手続について、電磁的記録提供命令の創設等の手続のデジタル化に係る規定を整備する。（第百二十一条、第百二十八条、第百三十二条、第百三十六条、第百四十一条、第百四十八条等関係）

第３　関税暫定措置法の一部改正

１　暫定税率等の適用期限の延長

令和八年三月三十一日に適用期限が到来する暫定税率及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を一年延長するとともに、加糖調製品の暫定税率を引き下げる。（第二条、第七条の三、第七条の四、別表第一等関係）

２　石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油の基本税率化

石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油について、改正前の暫定税率を基本税率として規定し、暫定税率を廃止する。（別表第一関係）

３　航空機部分品等免税制度及び加工再輸入減税制度の適用期限の延長

令和八年三月三十一日に適用期限の到来する航空機部分品等免税制度及び加工再輸入減税制度について、これらの適用期限を三年延長する。（第四条、第八条関係）

第４　施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

◇東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第六号）（財務省）

１　復興施策の期間の延長

財源確保の対象となる東日本大震災からの復興のための施策を実施する期間を令和十二年度までに延長する。（第一条関係）

２　復興債の発行期間の延長

復興のための施策に必要な財源の確保のために復興債を発行することができる期間を令和十二年度までに延長する。（第六十九条関係）

３　株式の処分による収入を復興債の償還費用の財源に充てる期間等の延長

一定の株式の処分により生じた収入を復興債の償還費用の財源に充てる期間等を令和十四年度までに延長する。（第七十二条関係）

４　施行期日

この法律は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（法律第七号）（文部科学省）

１　学級編制の標準の改正

公立の中学校の同学年の生徒で編制する学級に係る一学級の生徒の数の標準を四十人から三十五人に引き下げる。（第三条第二項関係）

２　教職員定数の標準の改正

⑴　養護教諭等の複数配置に係る算定基準について、小学校については児童の数が八百五十一人以上の学校から八百一人以上の学校に、中学校については生徒の数が八百一人以上の学校から七百五十一人以上の学校に引き下げる。（第八条第二号関係）

⑵　事務職員の数について、共同学校事務室を複数の学校に設置する市町村の数に応じて新たに事務職員の数を算定するものとする。（第九条第五号及び第十四条第二号関係）

３　施行期日等

⑴　施行期日

この法律は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　経過措置

イ　令和十年三月三十一日までの間における生徒の数の標準については、生徒の数の推移等を考慮し、段階的に三十五人とすることを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある中学校にあっては、四十人とする。（附則第二条第一項関係）

ロ　令和十年三月三十一日までの間における都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数又は都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準については、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、この法律による改正後の教職員定数の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定めるものとする。（附則第二条第三項関係）

ハ　その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条第二項及び第三条関係）

◇高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（法律第八号）（文部科学省）

１　法律の目的の見直し

法律の目的を、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し、高等学校等の生徒等がその経済的な状況にかかわらず当該高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育の機会均等及び自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ることと改める。（第一条関係）

２　就学支援金の受給資格の見直し

⑴　就学支援金の支給対象者を、日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限定する。（第三条第一項関係）

⑵　就学支援金の受給資格における保護者等の収入の状況に係る要件を廃止する。（第三条第二項第三号関係）

３　就学支援金の額の見直し

就学支援金の額について、生徒等の在学する高等学校等及び保護者等の収入の状況に応じて支給限度額を加算する仕組みを廃止する。（第五条第二項関係）

４　費用負担の見直し

都道府県知事が行う就学支援金の支給に要する費用について、国が全額負担することを改め、国がその四分の三に相当する額を負担するものとし、毎年度、都道府県に対し、当該額を交付するものとする。（第十五条第一項関係）

５　施行期日等

⑴　この法律は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条～第四条関係）

⑶　政府は、この法律の施行後三年以内に、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、就学支援金の受給資格その他の支給の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（附則第五条関係）

⑷　その他所要の改正を行う。

◇運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律（法律第九号）（国土交通省）

１　現下の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業をめぐる状況に鑑み、引き続き、運輸事業振興助成交付金を交付するものとする。（第一条関係）

２　運輸事業の振興の助成に関する法律は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失うものとするほか、所要の経過措置を設ける。（制定法附則第二項及び第三項関係）

３　この法律は、令和八年四月一日から施行する。（改正法附則関係）

◇農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法（法律第十号）（農林水産省）

１　趣旨

この法律は、令和八年度から令和十一年度までに限り集中的に行う、農地の区画の拡大、共同利用施設の再編整備、スマート農業技術の開発及びこれを活用した生産方式の導入、農産物の輸出を行う産地の育成その他の農業構造転換の推進に必要な施策の実施に要する経費の財源に充てるため、令和八年度から令和十一年度までにおける日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例を定め、もって食料安全保障の確保に資するものとする。（第一条関係）

2　日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例

⑴　日本中央競馬会は、令和八事業年度から令和十一事業年度までの各事業年度において、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の規定による国庫への納付のほか、同法の規定による特別積立金のうち千億円の四分の一に相当する金額（⑵において「特別国庫納付金額」という。）を国庫に納付しなければならないものとする。（第二条第一項関係）

⑵　特別国庫納付金額は、日本中央競馬会法の規定による特別積立金の額から減額して整理するものとする。（第二条第二項関係）

3　施行期日等

⑴　この法律は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。（附則第二項関係）

◇日本中央競馬会法の一部を改正する法律（法律第十一号）（農林水産省）

1　日本中央競馬会の役員の欠格条項の一部廃止

日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）に対する物品の売買等を業とする者であって競馬会と取引上密接な利害関係を有していた法人の役員等についての欠格条項の一部（競馬会の役員への任命の日以前一年間においてこれら法人の役員等に該当した者は、競馬会の役員となることができない）を廃止する。（第十三条関係）

2　競馬会が保有する施設又は設備の外部による有効利用

競馬会は、他の業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、競馬会が保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸する業務を行うことができるものとする。（第十九条第五項関係）

3　剰余金のうち特別振興資金に充てる金額の決定方法等の変更

⑴　競馬会が事業年度ごとに生ずる剰余金から特別振興資金に充てる金額の決定方法について、毎年度政令で定める方式を、認可を受けた事業計画の定めるところにより承認を受けた貸借対照表において定める方式に変更する。（第二十九条の二第三項関係）

⑵　⑴に伴い、特別積立金として積み立てる金額の決定方法を改める。（第二十九条第一項関係）

4　施行期日等

⑴　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、１の改正規定は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　所要の経過措置等を定める。

◇復興庁組織令の一部を改正する政令（政令第八十一号）（復興庁）

1　参事官の数を八人とする。（第三条関係）

2　岩手復興局及び宮城復興局を廃止する。（第四条関係）

3　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令及び在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部を改正する政令（政令第八十二号）（外務省）

第１　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部改正

1　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定を引用する規定を改正する。（第一条～第三条関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定する。（別表第一関係）

第２　在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部改正

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定を引用する規定を改正する。（第一条関係）

第３　施行期日等

この政令は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第一号）の施行の日から施行し、同法第一条の規定による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令別表第一の規定は、令和八年四月一日から適用する。（附則関係）

◇地方税法施行令等の一部を改正する政令（政令第八十三号）（総務省）

第１　地方税法施行令の一部改正

1　道府県民税及び市町村民税

⑴　令和九年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、ひとり親が有する生計を一にする子に係る前年の総所得金額等の要件を六十二万円以下（改正前は五十八万円以下）とする。（第七条の二の二、第四十六条の二の二関係）

⑵　特定配当等について、その細目を定める。（第七条の三関係）

⑶　令和九年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、雑損控除の適用を認められる親族に係る前年の総所得金額等の要件を六十二万円以下（改正前は五十八万円以下）とする。（第七条の十三、第四十八条の六関係）

⑷　公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出することとされる公的年金等受給者について、その細目を定める。（第八条の二の三、第四十八条の九の七の三関係）

⑸　道府県が利子割の清算を行う場合において、その清算の時期を二月とするとともに、各年度に清算すべき額を規定する。（第九条の十四の二、改正令附則第二条関係）

⑹　道府県が利子割の一部を市町村に交付する場合において、その交付時期を三月とするとともに、各年度に交付すべき額を規定する。（第九条の十五、改正令附則第二条関係）

⑺　非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、契約不履行等事由が生じた場合における非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算方法等を定める。（附則第十八条の六の二関係）

⑻　特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例について、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算方法等を定める。（附則第十八条の六の四関係）

⑼　特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除について、繰越控除の対象となる特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の計算及び控除の方法等を定める。（附則第十八条の六の五関係）

⑽　仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人住民税法人税割額の還付の特例について、還付請求の対象となる事実に円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じたことを加える。（第九条の八の五、第四十八条の十四の五関係）

⑾　重点産業技術試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除制度の創設に伴い、法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例について、所要の措置を講ずる。（附則第五条の二の四関係）

2　事業税

⑴　防衛特別所得税の額について法人税の額から控除されることに伴い、付加価値割及び所得割の課税標準の算定の特例について、所要の措置を講ずる。（第二十条の二の十三、第二十一条の二の二関係）

⑵　仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人事業税額の還付の特例について、還付請求の対象となる事実に円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じたことを加える。（第二十四条の二の五関係）

⑶　一般送配電事業者が、広域系統整備計画に定める電気工作物の整備又は更新の実施（以下「地域間連系線の整備等」という。）を行う他の一般送配電事業者又は送電事業者に対して、地域間連系線の整備等に必要な費用を支払う場合における当該支払をする一般送配電事業者の各事業年度の収入金額から控除する収入金額を、地域間連系線の整備等に必要な費用に相当する金額に相当する収入金額とする。（附則第六条の二関係）

3　不動産取得税

⑴　新築住宅特例適用住宅及びその土地に係る課税標準の特例措置等の対象となる住宅の床面積要件の下限を四十平方メートル（特別区の特定都市再生緊急整備地域にある戸建て以外の貸家住宅を除く住宅にあっては、令和十三年三月三十一日まで五十平方メートル）（改正前は五十平方メートル（戸建て以外の貸家住宅にあっては、四十平方メートル））に改める。（第三十七条の十六、第三十七条の十七、第三十九条の二の四、改正令附則第三条関係）

⑵　既存住宅に係る課税標準の特例措置の対象となる住宅の床面積要件の下限を四十平方メートル（改正前は五十平方メートル）に改める。（第三十七条の十九関係）

⑶　診療所の開設者又は管理者が医療法に規定する区域のうち一定の区域において取得する診療所の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる区域及び不動産の細目を定める。（附則第七条関係）

⑷　東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地に代わるものとして取得された農用地に係る不動産取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲の細目規定を廃止する。（附則第三十一条関係）

⑸　都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる認定事業のうち事業区域の全部又は一部が特定都市再生緊急整備地域内にあるものの要件に事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積の当該事業区域の面積のうちに占める割合が百分の十以上であることを加える。（附則第七条関係）

⑹　新築住宅特例適用住宅及びその土地に係る課税標準の特例措置等について、適用対象となる一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域の区域内にある住宅のうち建替えにより新築された住宅の細目を定める。（第三十七条の十八関係）

4　自動車税

自動車税の環境性能割を廃止することに伴う所要の規定の整備を行う。（第二章第八節関係）

5　固定資産税及び都市計画税

⑴　日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる車両の細目規定を、必要な経過措置を講じた上、廃止する。（附則第十一条、改正令附則第六条関係）

⑵　農業協同組合等が取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する一定の認定就農者の利用に供する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる法人を追加する。（附則第十一条関係）

⑶　新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を四十平方メートル（特別区の特定都市再生緊急整備地域にある戸建て以外の貸家住宅を除く住宅にあっては、五十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下（改正前は五十平方メートル（戸建て以外の貸家住宅にあっては、四十平方メートル）以上二百八十平方メートル以下）とする。（附則第十二条関係）

⑷　長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を四十平方メートル（特別区の特定都市再生緊急整備地域にある戸建て以外の貸家住宅を除く住宅にあっては、五十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下（改正前は五十平方メートル（戸建て以外の貸家住宅にあっては、四十平方メートル）以上二百八十平方メートル以下）とする。（附則第十二条関係）

⑸　河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる代替家屋の床面積の要件を四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下（改正前は五十平方メートル（戸建て以外の貸家住宅にあっては、四十平方メートル）以上二百八十平方メートル以下）とする。（附則第十二条関係）

⑹　高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下（改正前は五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下）とする。（附則第十二条関係）

⑺　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下（改正前は五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下）とする。（附則第十二条関係）

⑻　耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下（改正前は五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下）とする。（附則第十二条関係）

⑼　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下（改正前は五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下）とする。（附則第十二条関係）

⑽　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者移動等円滑化法」という。）に規定する特別特定建築物（以下「特別特定建築物」という。）に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行い、高齢者移動等円滑化法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象となる特別特定建築物の細目規定を廃止する。（附則第十二条の二関係）

⑾　令和六年能登半島地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で令和五年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する措置について、その対象となる土地の所有者の範囲を令和五年度に係る賦課期日における当該土地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人その他の者とすること等の細目を定める。（附則第十二条の四関係）

⑿　東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる者の範囲等の細目規定を、必要な経過措置を講じた上、廃止する。（附則第三十三条、改正令附則第六条関係）

⒀　物資の流通の効率化に関する法律に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる特定貨物自動車中継輸送施設及び構築物の細目を定める。（附則第十一条関係）

⒁　都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直す。（附則第十一条関係）

イ　その対象となる認定事業のうち事業区域の全部又は一部が特定都市再生緊急整備地域内にあるものの要件に事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積の当該事業区域の面積のうちに占める割合が百分の十以上であることを加える。

ロ　その対象資産の範囲を都市の居住者の利便の向上に資する施設又は都市の魅力の向上及び国際競争力の強化に資する施設とする。

⒂　新築住宅等に係る固定資産税の減額措置について、適用対象となる一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域の区域内にある住宅のうち建替えにより新築された住宅の細目を定める。（附則第十二条関係）

6　軽自動車税

軽自動車税の環境性能割を廃止することに伴う所要の規定の整備を行う。（第三章第二節の二関係）

7　国民健康保険税

⑴　基礎課税額に係る課税限度額を六十七万円（改正前は六十六万円）に引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を三万円とする。（第五十六条の八十八の二関係）

⑵　低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、五割（四割・三割）減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を三十一万円（改正前は三十万五千円）に、二割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を五十七万円（改正前は五十六万円）に引き上げる。（第五十六条の八十九関係）

⑶　低所得者に対する減額及び出産被保険者に対する減額について、十八歳以上被保険者均等割額を対象に追加する。（第五十六条の八十九関係）

⑷　世帯に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「十八歳未満被保険者」という。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対し課する十八歳未満被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を減額するものとし、その減額する額の基準として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る当該被保険者均等割額とする。（第五十六条の八十九関係）

8　その他

特定徴収金の納付又は納入における一定の手続が法定納期限に行われた場合において、法定納期限の特例が適用される税目及び納付又は納入の期日を定めることとする。（第五十七条の五の二関係）

第２　地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正

法人の事業税の例により法人の事業税と併せて徴収される地方法人特別税について、その納付における一定の手続が法定納期限に行われた場合において、法定納期限の特例が適用される税目の対象とする。（第九条関係）

第３　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令の一部改正

法人の事業税の例により法人の事業税と併せて徴収される特別法人事業税について、その納付における一定の手続が法定納期限に行われた場合において、法定納期限の特例が適用される税目の対象とする。（第九条関係）

第４　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令の一部改正

市町村長が、森林環境税の納税義務者が特定非常災害に指定された災害により災害に係る免除要件のいずれかに該当することが明らかであると認める場合には、免除に係る申請書の提出がなくても、職権により森林環境税を免除することができることとする。（第三条、第四条関係）

第５　その他

その他所要の規定の整備を行う。

第６　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（改正令附則第一条関係）

◇地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第八十四号）（総務省）

第１　地方自治法施行令の一部改正

環境性能割交付金の廃止に伴い、特別区財政調整交付金の基準財政収入額の算定方法を定める規定について所要の見直しを行う。（第二百十条の十二関係）

第２　地方財政法施行令の一部改正

１　地方財政法にサービスの提供の在り方の見直し等による公営企業の廃止に係る地方債の特例を定める規定を創設することに伴い、当該地方債の許可手続に係る規定を創設する。（附則第三条関係）

２　地方揮発油税の当分の間税率の廃止に伴い創設される地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の全額を基準財政収入額に算入することに伴い、標準財政規模の算定方法を定める規定について所要の見直しを行う。（附則第九条及び第十条関係）

３　その他所要の改正を行う。

第３　災害対策基本法施行令の一部改正

地方揮発油税の当分の間税率の廃止に伴い創設される地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の全額を基準財政収入額に算入することに伴い、標準税収入額の算定方法の特例を定める規定について所要の見直しを行う。（附則第四項関係）

第４　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正

地方特例交付金の内容を変更することに伴い、特別区財政調整交付金の基準財政収入額の算定方法の特例を定める規定等について所要の見直しを行う。（第一条及び第二条関係）

第５　特別会計に関する法律施行令の一部改正

交付税及び譲与税配付金特別会計借入金のうち、七千億円を一般会計に帰属させるとともに、令和八年度の償還額を増額し、令和三十一年度までに償還することに伴い、一般会計の負担に属する公債及び借入金から除かれるものに関する規定について所要の見直しを行う。（第四十一条関係）

第６　施行期日等

１　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

２　所要の経過措置を定める。

３　その他関係政令について所要の改正を行う。

◇関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第八十五号）（財務省）

第１　関税法施行令の一部改正

１　保税蔵置場等の業務に係る手順及び体制に関する事項を規定した規則の策定の義務付けに伴う規定の整備を行う。（第三十五条、第五十一条の九、第九十二条等関係）

２　平生港を開港の指定から解除する。（別表第一関係）

第２　関税定率法施行令の一部改正
１　個人使用貨物の課税価格決定の特例の廃止に伴う規定の整備を行う。（第一条の五、第一条の十三関係）
２　石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油について、改正前の暫定税率を基本税率として規定し、暫定税率を廃止することに伴う規定の整備を行う。（第五十七条～第六十一条、第七十二条の二、第七十二条の三関係）
３　学校教育法に規定する専修学校の専門課程の在籍者の呼称が「生徒」から「学生」に改正されたことに伴う規定の整備を行う。（第十八条関係）
第３　関税暫定措置法施行令の一部改正
１　石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油について、改正前の暫定税率を基本税率として規定し、暫定税率を廃止することに伴う規定の整備を行う。（第五条、第六条、第三十二条、第三十三条関係）
２　特別緊急関税制度に関し、輸入数量の算出方法について、適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行う。（第十四条関係）
第４　国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正
不当廉売関税の迂回防止制度の創設に伴う規定の整備を行う。（第二条関係）
第５　関税割当制度に関する政令の一部改正
関税割当制度の適用を受ける物品につき令和八年度の関税割当数量を規定する。（別表関係）
第６　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務を追加する。（第一条、別表関係）
第７　不当廉売関税に関する政令の一部改正
１　題名を「不当廉売関税等に関する政令」に改める。（題名関係）
２　不当廉売関税の迂回防止制度の創設に伴う規定の整備を行う。（第一条～第五条、第七条～第十六条の二、第十八条～第二十条関係）
第８　沖縄振興特別措置法施行令の一部改正
保税蔵置場等の業務に係る手順及び体制に関する事項を規定した規則の策定の義務付けに伴う規定の整備を行う。（第十六条、第二十条関係）
第９　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部改正
不当廉売関税の迂回防止制度の創設に伴う規定の整備を行う。（第七条関係）
第10　経済産業省組織令の一部改正
不当廉売関税の迂回防止制度の創設に伴う規定の整備を行う。（第五十二条関係）
第11　その他所要の規定の整備を行う。
第12　施行期日
この政令は、別段の定めがある場合を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

◇国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第八十六号）（財務省）
１　国際関係の緊急時に、ロシアを原産地とする関税定率法別表に掲げる物品に対して、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ａの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与えない措置について、適用期限を一年延長する。（本則の表関係）
２　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第八十七号）（文部科学省）
１　学級編制の標準に関する経過措置
令和八年度における一学級の生徒の数の標準を四十人とする学年は、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の第二学年及び第三学年並びに義務教育学校の第八学年及び第九学年とする。（第一条関係）
２　教職員定数の標準に関する経過措置
令和八年度における公立義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する経過措置を定める。（第三条関係）
３　その他関係政令の規定について所要の読替えを行う。（第二条、第四条関係）
４　施行期日
この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八十八号）（文部科学省）
１　高等学校等就学支援金の支給限度額の見直し
支給対象高等学校等の区分に応じて定める高等学校等就学支援金の支給限度額を改定する。（第二条関係）
２　施行期日等
⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）
⑵　その他所要の改正を行う。

◇土地改良法施行令の一部を改正する政令（政令第八十九号）（農林水産省）
１　国の補助の割合の適用期間の延長
時限措置として認められている避難解除等区域等において行われる土地改良事業に要する費用に対する国の補助の割合の特例の適用期間を令和十二年度まで延長する。（原始附則第六条第一項関係）
２　施行期日
この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第九十号）（厚生労働省）
１　名称等の表示又は通知の対象となる物の範囲の変更
譲渡又は提供時にその名称等を表示しなければならない物の範囲を、国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和七年三月三十一日までに区分された物等とする。（本則関係）
２　施行期日等
⑴　この政令は、令和十年四月一日から施行する。（附則第一項関係）
⑵　１による改正後の労働安全衛生法施行令第十八条第二号及び第三号に掲げる物（改正前に掲げられていた物を除く。）であって、施行期日において現に存するものについては、令和十一年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。（附則第二項関係）

◇サイバー通信情報監理委員会事務局組織令（政令第九十一号）（内閣官房）
１　サイバー通信情報監理委員会の事務局（以下単に「事務局」という。）に、次長一人を置き、その所掌事務を定める。（第一条関係）
２　事務局に、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置き、その所掌事務を定める。（第二条関係）
３　事務局に、総務課、通信情報取得監理課及び調査課の三課を置き、それらの所掌事務を定める。（第三条～第六条関係）
４　この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）

◇重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第九十二号）（内閣官房）
１　関係政令の整備
関係政令について所要の規定の整備を行う。（第一条～第六条関係）
２　施行期日
この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法　律

法律第一号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「扶養手当」の下に「、住居手当」を加え、同条第二項中「この法律中に特別の定めがある場合を除く外」を「この法律に特別の定めがある場合を除き」に改め、「昭和二十四年法律第二百五十二号」の下に「。第四条第一項において「特別職給与法」という。」を加え、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第三項中「扶養手当」の下に「、住居手当」を加え、「この法律中に特別の規定がある場合を除くほか」を「この法律に特別の定めがある場合を除き」に改め、「昭和二十五年法律第九十五号」の下に「。以下この項及び第四条第一項において「一般職給与法」という。」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、住居手当の支給については、第六条第七項の規定により在外単身赴任手当を支給される在外職員を一般職給与法第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員とみなして、一般職給与法第十一条の十（第一項第二号及び第二項第二号に係る部分に限る。）の規定を適用し、同条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、適用しない。

第三条中「扶養手当」の下に「、住居手当」を加える。

第四条第一項中「特別職の職員の給与に関する法律」を「特別職給与法」に、「並びに一般職の職員の給与に関する法律」を「及び一般職給与法」に、「及び第十一条第五項」を「の規定並びに一般職給与法第十一条第五項及び第十一条の十第三項の人事院規則」に改め、同項ただし書中「別段」を「特別」に改め、同条第四項中「認めるときは」の下に「、在勤手当のうち」を加え、「住居手当」を「在外住居手当」に、「第十二条の二第三項」を「第十五条第三項」に改める。

第六条第一項中「住居手当、配偶者手当」を「在外住居手当、同行配偶者手当、同行子女手当」に改め、「子女教育手当」の下に「、在外単身赴任手当」を加え、同条第三項中「住居手当」を「在外住居手当」に改め、同条第四項中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に、「在外職員を除く」を「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、主として当該在外職員の収入によつて生計を維持している者に限る。第七項を除き、以下同じ」に改め、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　在外単身赴任手当は、在外職員のうち次に掲げるものに支給する。ただし、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）の住居から在勤する在外公館に通勤することが、通勤距離等を考慮して外務省令で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

一　本邦に所在する官署から在外公館への異動又は在外職員としての採用に伴い、本邦から本邦以外の地に住居を移転し、父母の疾病その他の外務省令で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた在外職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する在外公館に通勤することが通勤距離等を考慮して外務省令で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするもの

二　在外公館を異にする異動、在勤する在外公館の移転又は在外職員としての採用（以下この号において「異動等」という。）に伴い、一の本邦以外の地から他の本邦以外の地に住居を移転し、父母の疾病その他の外務省令で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた在外職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する在外公館に通勤することが通勤距離等を考慮して外務省令で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする在外職員

三　その他前二号に掲げる在外単身赴任手当を支給される在外職員との権衡上必要があると認められるものとして外務省令で定める在外職員

第六条第四項の次に次の一項を加える。

5　同行子女手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によつて生計を維持しているもの（以下「同行子女」という。）を有する在外職員に支給する。

一　在外職員と同居する十八歳未満の子

二　在外職員と同居する十八歳に達した子であつて、就学する学校（外務省令で定める学校を除く。）において、十八歳に達した日から、十九歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して一年を経過する日までの間にあるもの

三　子女教育手当の支給の対象となつている子（前二号に掲げるものを除く。）

第九条中「第十条第一項」を「第十一条」に改める。

第二十三条を第三十八条とし、第二十二条を第三十七条とし、第二十一条を第三十六条とし、第二十条を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（研修員手当についての外務省令への委任）

第三十五条　前二条に定めるもののほか、研修員手当の号の適用その他研修員手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十九条第二項を削り、同条を第三十三条とする。

第十八条第二項中「特殊語学手当」を「前項に定めるもののほか、特殊語学手当」に改め、同条を第三十二条とし、第十七条を第三十一条とし、第十六条を第三十条とする。

第十五条の二の見出し中「支給期間」を「支給期間等」に改め、同条第一項中「その日」を「その終了する日」に改め、同条第五項を削り、同条を第二十五条とし、同条の次に次の四条を加える。

（子女教育手当についての外務省令への委任）

第二十六条　前二条に定めるもののほか、前条第一項ただし書の期間がやむを得ない事情により六十日以内の期間にとどまることとなつた場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

（在外単身赴任手当の支給額）

第二十七条　在外単身赴任手当の月額は、六万五千円を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、六万五千円）とする。

（在外単身赴任手当の支給期間）

第二十八条　在外単身赴任手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、在外職員が第六条第七項各号に掲げる在外職員に該当することとなつた日の翌日から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その在外職員がその日の前に同項各号に掲げる在外職員に該当しないこととなつた場合にあつては、同項各号に掲げる在外職員に該当しないこととなつた日の前日）まで、支給する。

2　在外単身赴任手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在外単身赴任手当を支給する。

（在外単身赴任手当についての外務省令への委任）

第二十九条　前二条に定めるもののほか、在外単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十五条第五項中「五万千円」を「九万三千円」に改め、同条を第二十四条とする。

第十四条の見出し中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に改め、同条第一項中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に、「その日」を「その終了する日」に、「配偶者で」を「配偶者で」に改め、同条第二項及び第三項本文中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえない」を「超えない」に、「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の五条を加える。

（同行配偶者手当についての外務省令への委任）

第十九条　前二条に定めるもののほか、前条第二項の規定による同行配偶者手当の支給期間の特例その他同行配偶者手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

（同行子女手当の支給額）

第二十条　同行子女手当の支給額は、同行子女一人につき同行子女手当を受ける在外職員が現に受ける在勤基本手当（館長代理手当を受けている者にあつては、当該手当を含む。）の支給額の百分の八に相当する額とする。

（同行子女手当の支給期間）

第二十一条　同行子女手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の同行子女が当該在外職員の在勤地（第二十四条第二項第二号又は第三項の適用を受ける同行子女にあつては、当該同行子女が学校教育を受ける本邦以外の地（以下この項及び次項において「教育地」という。）に到着した日の翌日（在外職員の同行子女が当該在外職員の在勤地又は教育地において同行子女に該当することとなつた者である場合にあつては、同行子女に該当することとなつた日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その同行子女がその終了する日の前に帰国する場合にあつてはその同行子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その同行子女がその終了する日の前に同行子女に該当しないこととなつた場合又は死亡した場合にあつては同行子女に該当しないこととなつた日又は死亡した日）まで、支給する。

2　在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き同行子女を旧在勤地又は教育地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、百八十日以内の期間においてその事故の存する間、従前のとおり同行子女手当を支給することができる。

3　同行子女手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで同行子女手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該在外職員の同行子女に同行子女手当を支給することができる。

（同行子女手当についての外務省令への委任）

第二十二条　同行子女手当を受ける在外職員の扶養手当は、同行子女に係る分は、支給しない。

（同行子女手当を受ける在外職員の扶養手当）

第二十三条　前三条に定めるもののほか、第二十一条第二項の規定による同行子女手当の支給期間の特例その他同行子女手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十三条の見出し中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に改め、同条中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に、「百分の二十」を「百分の十三」に改め、同条を第十七条とする。

第十二条の二の見出し及び同条第一項から第五項までの規定中「住居手当」を「在外住居手当」に改め、同条第七項中「住居手当を」を「在外住居手当を」に改め、同項第一号中「住居手当」を「在外住居手当」に、「第九条の二第二項」を「第十条第二項」に改め、同項第三号中「第九条の二第二項」を「第十条第二項」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（在外住居手当についての外務省令への委任）

第十六条　前二条に定めるもののほか、在外住居手当の号の適用その他在外住居手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十二条の見出し及び同条第一項中「住居手当」を「在外住居手当」に改め、同条第二項中「住居手当」を「在外住居手当」に改め、同項第一号イ中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第六項において同じ。）」を削り、同号ロ中「在外職員」を「当該在外職員」に改め、同条第三項中「、前項第二号」を「、同号」に、「住居手当」を「在外住居手当」に改め、同条第四項を削り、同条を第十四条とする。

第十一条第五項中「こえる」を「超える」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（在勤基本手当についての外務省令への委任）

第十三条　前二条に定めるもののほか、在勤基本手当の号の適用その他在勤基本手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十条第二項を削り、同条を第十一条とする。

第九条の二第一項中「のため」を「その他外務省令で定める事由により」に、「次条第一項」を「次条」に、「第十三条及び第十八条第一項」を「第十七条、第二十条及び第二十二条第一項」に、「第十三条中」を「第十七条及び第二十条中」に、「第九条の二第一項前段」を「第十条第一項前段」に改め、同条第三項中「住居手当」を「在外住居手当」に改め、同条を第十条とする。

別表第一のうち一　大使館の表欧州の項中「在ラトビア日本国大使館　ラトビア　リガ」を「在ラトビア日本国大使館　ラトビア　リーガ」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二　在勤基本手当の基準額（第十一条関係）

一　大使館

地域	所在国	号			別								
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	980,000	850,000	799,300	772,100	731,300	663,400	595,500	527,600	473,200	446,000	418,900	391,700
	インドネシア	840,000	710,000	666,100	640,700	602,500	538,900	475,300	411,700	360,800	335,300	309,900	284,500
	カンボジア	920,000	830,000	780,100	751,300	708,100	636,100	564,100	492,100	434,500	405,700	376,900	348,100
	シンガポール	1,100,000	990,000	918,100	881,400	826,300	734,500	642,700	550,900	477,400	440,700	404,000	367,300
	スリランカ	900,000	870,000	817,900	787,600	742,100	666,300	590,500	514,700	454,100	423,800	393,500	363,200
	タイ	930,000	790,000	732,900	703,600	659,600	586,300	513,000	439,700	381,100	351,800	322,500	293,200
	大韓民国	970,000	820,000	761,500	731,000	685,400	609,200	533,100	456,900	396,000	365,500	335,100	304,600
	中華人民共和国	1,180,000	940,000	877,400	843,500	792,600	707,900	623,200	538,400	470,600	436,700	402,800	369,000
	ネパール	870,000	840,000	795,400	770,000	731,800	668,300	604,800	541,200	490,400	465,000	439,600	414,200
	パキスタン	950,000	870,000	825,900	800,800	763,300	700,700	638,100	575,500	525,500	500,400	475,400	450,400
	バングラデシュ	1,020,000	930,000	880,800	851,900	808,700	736,600	664,500	592,500	534,800	506,000	477,100	448,300
	東ティモール	960,000	930,000	874,400	845,800	802,900	731,500	660,100	588,600	531,500	502,900	474,300	445,800
	フィリピン	850,000	720,000	674,500	648,700	610,100	545,600	481,200	416,700	365,100	339,400	313,600	287,800
	ブータン	880,000	850,000	799,300	772,100	731,300	663,400	595,500	527,600	473,200	446,000	418,900	391,700
	ブルネイ	870,000	840,000	786,600	756,400	711,000	635,300	559,600	484,000	423,400	393,200	362,900	332,700
	ベトナム	760,000	690,000	644,800	620,200	583,300	521,800	460,300	398,900	349,700	325,100	300,500	275,900
	マレーシア	810,000	730,000	681,100	653,900	613,000	544,900	476,800	408,700	354,200	326,900	299,700	272,500
	ミャンマー	1,010,000	930,000	873,900	845,300	802,500	731,100	659,700	588,300	531,200	502,700	474,100	445,600
	モルディブ	930,000	900,000	840,000	809,200	763,000	686,000	609,000	532,000	470,400	439,600	408,800	378,000
	モンゴル	870,000	840,000	794,300	766,500	724,800	655,400	586,000	516,600	461,000	433,200	405,500	377,700
	ラオス	790,000	760,000	716,800	690,900	652,100	587,400	522,700	458,100	406,300	380,400	354,600	328,700
大洋州	オーストラリア	870,000	780,000	725,600	696,600	653,100	580,500	507,900	435,400	377,300	348,300	319,300	290,300
	キリバス	1,000,000	970,000	918,300	889,500	846,400	774,600	702,800	631,000	573,500	544,800	516,000	487,300
	クック	810,000	780,000	730,000	700,800	657,000	584,000	511,000	438,000	379,600	350,400	321,200	292,000
	サモア	900,000	870,000	812,000	781,900	736,800	661,600	586,400	511,200	451,000	421,000	390,900	360,800
	ソロモン	940,000	910,000	857,100	827,600	783,400	709,700	636,000	562,300	503,300	473,800	444,300	414,900
	ツバル	800,000	770,000	719,100	691,600	650,200	581,300	512,400	443,500	388,300	360,800	333,200	305,700
	トンガ	950,000	920,000	866,500	835,800	789,900	713,200	636,600	559,900	498,600	467,900	437,300	406,600

	ナウル	800,000	770,000	719,100	691,600	650,200	581,300	512,400	443,500	388,300	360,800	333,200	305,700
	ニウエ	810,000	780,000	730,000	700,800	657,000	584,000	511,000	438,000	379,600	350,400	321,200	292,000
	ニュージーランド	810,000	780,000	730,000	700,800	657,000	584,000	511,000	438,000	379,600	350,400	321,200	292,000
	バヌアツ	910,000	870,000	816,300	784,800	737,600	659,000	580,400	501,800	438,900	407,400	376,000	344,500
	パプアニューギニア	950,000	930,000	874,100	845,600	802,700	731,300	659,900	588,500	531,300	502,800	474,200	445,700
	パラオ	930,000	900,000	842,400	809,900	761,100	679,900	598,700	517,400	452,400	419,900	387,400	355,000
	フィジー	800,000	770,000	719,100	691,600	650,200	581,300	512,400	443,500	388,300	360,800	333,200	305,700
	マーシャル	1,090,000	1,050,000	988,600	953,100	899,800	810,900	722,000	633,200	562,100	526,500	491,000	455,500
	ミクロネシア	1,020,000	990,000	923,900	889,300	837,500	751,100	664,700	578,300	509,200	474,700	440,100	405,600
北米	アメリカ合衆国	1,370,000	1,030,000	957,100	918,800	861,400	765,700	670,000	574,300	497,700	459,400	421,100	382,900
	カナダ	900,000	810,000	756,500	726,200	680,900	605,200	529,600	453,900	393,400	363,100	332,900	302,600
中南米	アルゼンチン	1,050,000	1,010,000	943,000	906,500	851,700	760,400	669,100	577,800	504,800	468,200	431,700	395,200
	アンティグア・バーブーダ	1,100,000	1,070,000	995,900	958,400	902,300	808,700	715,100	621,500	546,700	509,200	471,800	434,400
	ウルグアイ	1,050,000	1,010,000	946,500	909,800	854,900	763,200	671,600	579,900	506,600	469,900	433,300	396,600
	エクアドル	950,000	910,000	855,600	823,800	776,100	696,500	616,900	537,400	473,700	441,900	410,100	378,300
	エルサルバドル	900,000	870,000	815,600	787,000	744,100	672,500	600,900	529,400	472,100	443,500	414,900	386,300
	ガイアナ	910,000	880,000	819,900	789,500	743,900	667,900	591,900	515,900	455,100	424,700	394,300	364,000
	キューバ	1,240,000	1,200,000	1,130,900	1,092,800	1,035,800	940,700	845,600	750,500	674,500	636,400	598,400	560,400
	グアテマラ	1,030,000	1,000,000	938,000	904,500	854,200	770,400	686,600	602,800	535,800	502,200	468,700	435,200
	グレナダ	910,000	880,000	819,900	789,500	743,900	667,900	591,900	515,900	455,100	424,700	394,300	364,000
	コスタリカ	960,000	930,000	866,400	832,900	782,700	699,100	615,500	531,800	464,900	431,500	398,000	364,600
	コロンビア	910,000	880,000	824,300	795,300	751,800	679,400	607,000	534,600	476,600	447,600	418,700	389,700
	ジャマイカ	910,000	880,000	826,100	795,500	749,500	672,900	596,300	519,700	458,400	427,700	397,100	366,500
	スリナム	910,000	880,000	819,900	789,500	743,900	667,900	591,900	515,900	455,100	424,700	394,300	364,000
	セントクリストファー・ネービス	1,100,000	1,070,000	995,900	958,400	902,300	808,700	715,100	621,500	546,700	509,200	471,800	434,400
	セントビンセント	910,000	880,000	819,900	789,500	743,900	667,900	591,900	515,900	455,100	424,700	394,300	364,000
	セントルシア	910,000	880,000	819,900	789,500	743,900	667,900	591,900	515,900	455,100	424,700	394,300	364,000
	チリ	890,000	860,000	803,500	772,600	726,200	648,800	571,500	494,100	432,200	401,300	370,300	339,400
	ドミニカ	1,100,000	1,070,000	995,900	958,400	902,300	808,700	715,100	621,500	546,700	509,200	471,800	434,400
	ドミニカ共和国	940,000	910,000	858,500	828,200	782,700	706,800	631,000	555,100	494,400	464,100	433,700	403,400
	トリニダード・トバゴ	910,000	880,000	819,900	789,500	743,900	667,900	591,900	515,900	455,100	424,700	394,300	364,000
	ニカラグア	930,000	910,000	855,800	827,900	786,200	716,600	647,000	577,500	521,800	494,000	466,100	438,300
	ハイチ	1,470,000	1,420,000	1,341,100	1,297,100	1,231,000	1,120,900	1,010,800	900,700	812,600	768,500	724,500	680,500
	パナマ	840,000	820,000	762,900	734,000	690,600	618,300	546,000	473,700	415,900	387,000	358,100	329,200
	バハマ	910,000	880,000	826,100	795,500	749,500	672,900	596,300	519,700	458,400	427,700	397,100	366,500
	パラグアイ	770,000	740,000	696,000	670,600	632,400	568,800	505,200	441,600	390,700	365,300	339,800	314,400
	バルバドス	1,100,000	1,070,000	995,900	958,400	902,300	808,700	715,100	621,500	546,700	509,200	471,800	434,400
	ブラジル	890,000	800,000	748,000	719,300	676,200	604,400	532,600	460,800	403,400	374,600	345,900	317,200
	ベネズエラ	1,020,000	990,000	934,300	903,300	856,800	779,400	702,000	624,600	562,600	531,600	500,700	469,700
	ベリーズ	900,000	870,000	811,800	782,100	737,600	663,400	589,200	515,100	455,700	426,000	396,400	366,700
	ペルー	920,000	890,000	833,400	802,400	756,000	678,700	601,400	524,000	462,200	431,200	400,300	369,400
	ボリビア	1,030,000	1,000,000	942,300	911,800	866,000	789,800	713,600	637,400	576,400	545,900	515,400	484,900
	ホンジュラス	950,000	920,000	866,100	837,900	795,500	724,900	654,300	583,700	527,200	498,900	470,700	442,500
	メキシコ	950,000	920,000	859,500	826,300	776,600	693,600	610,700	527,700	461,300	428,200	395,000	361,800

欧州	アイスランド	1,010,000	980,000	909,600	873,200	818,700	727,700	636,700	545,800	473,000	436,600	400,200	363,900
	アイルランド	890,000	860,000	800,100	768,100	720,100	640,100	560,100	480,100	416,100	384,100	352,100	320,100
	アゼルバイジャン	750,000	720,000	673,900	648,100	609,500	545,100	480,700	416,300	364,800	339,100	313,300	287,600
	アルバニア	970,000	940,000	875,300	842,600	793,700	712,200	630,700	549,200	483,900	451,300	418,700	386,100
	アルメニア	790,000	760,000	715,600	689,400	650,100	584,500	518,900	453,400	400,900	374,700	348,500	322,300
	アンドラ	910,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
	イタリア	940,000	840,000	784,900	753,500	706,400	627,900	549,400	470,900	408,100	376,700	345,300	314,000
	ウクライナ	1,040,000	1,010,000	957,300	928,600	885,500	813,800	742,100	670,400	613,000	584,300	555,600	526,900
	ウズベキスタン	770,000	740,000	696,000	670,600	632,400	568,800	505,200	441,600	390,700	365,300	339,800	314,400
	英国	1,210,000	1,020,000	950,000	912,000	855,000	760,000	665,000	570,000	494,000	456,000	418,000	380,000
	エストニア	760,000	730,000	679,400	652,200	611,400	543,500	475,600	407,600	353,300	326,100	298,900	271,800
	オーストリア	1,050,000	940,000	879,300	844,100	791,300	703,400	615,500	527,600	457,200	422,000	386,900	351,700
	オランダ	940,000	910,000	846,800	812,900	762,100	677,400	592,700	508,100	440,300	406,400	372,600	338,700
	カザフスタン	870,000	840,000	787,600	760,100	718,900	650,100	581,300	512,600	457,600	430,100	402,600	375,100
	北マケドニア	710,000	690,000	643,500	619,000	582,200	520,800	459,500	398,100	349,000	324,500	299,900	275,400
	キプロス	800,000	770,000	719,600	690,800	647,700	575,700	503,700	431,800	374,200	345,400	316,600	287,900
	ギリシャ	810,000	780,000	724,000	695,000	651,600	579,200	506,800	434,400	376,500	347,500	318,600	289,600
	キルギス	790,000	760,000	723,600	701,100	667,300	610,900	554,500	498,200	453,100	430,500	408,000	385,500
	クロアチア	820,000	790,000	733,500	704,200	660,200	586,800	513,500	440,100	381,400	352,100	322,700	293,400
	コソボ	730,000	710,000	663,500	638,600	601,200	538,800	476,500	414,100	364,200	339,300	314,300	289,400
	サンマリノ	870,000	840,000	784,900	753,500	706,400	627,900	549,400	470,900	408,100	376,700	345,300	314,000
	ジョージア	810,000	780,000	735,500	708,500	668,000	600,400	532,900	465,300	411,300	384,200	357,200	330,200
	スイス	1,310,000	1,260,000	1,172,100	1,125,200	1,054,900	937,700	820,500	703,300	609,500	562,600	515,700	468,900
	スウェーデン	900,000	870,000	809,500	777,100	728,600	647,600	566,700	485,700	420,900	388,600	356,200	323,800
	スペイン	850,000	820,000	766,000	735,400	689,400	612,800	536,200	459,600	398,300	367,700	337,000	306,400
	スロバキア	920,000	880,000	823,100	790,200	740,800	658,500	576,200	493,900	428,000	395,100	362,200	329,300
	スロベニア	810,000	780,000	727,800	698,600	655,000	582,200	509,400	436,700	378,400	349,300	320,200	291,100
	セルビア	810,000	780,000	733,000	704,900	662,700	592,400	522,100	451,800	395,600	367,400	339,300	311,200
	タジキスタン	920,000	900,000	848,800	822,800	783,900	719,000	654,100	589,300	537,400	511,400	485,500	459,500
	チェコ	930,000	900,000	838,300	804,700	754,400	670,600	586,800	503,000	435,900	402,400	368,800	335,300
	デンマーク	1,000,000	960,000	897,100	861,200	807,400	717,700	628,000	538,300	466,500	430,600	394,700	358,900
	ドイツ	970,000	870,000	812,800	780,200	731,500	650,200	568,900	487,700	422,600	390,100	357,600	325,100
	トルクメニスタン	1,380,000	1,330,000	1,249,500	1,205,900	1,140,600	1,031,600	922,700	813,700	726,500	683,000	639,400	595,800
	ノルウェー	970,000	940,000	874,500	839,500	787,100	699,600	612,200	524,700	454,700	419,800	384,800	349,800
	バチカン	870,000	840,000	784,900	753,500	706,400	627,900	549,400	470,900	408,100	376,700	345,300	314,000
	ハンガリー	850,000	820,000	761,300	730,800	685,100	609,000	532,900	456,800	395,900	365,400	335,000	304,500
	フィンランド	980,000	940,000	879,600	844,400	791,700	703,700	615,700	527,800	457,400	422,200	387,000	351,900
	フランス	1,040,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
	ブルガリア	830,000	800,000	741,100	711,500	667,000	592,900	518,800	444,700	385,400	355,700	326,100	296,500
	ベラルーシ	830,000	800,000	756,900	730,600	691,200	625,500	559,800	494,100	441,600	415,300	389,000	362,800

	ベルギー	910,000	880,000	819,300	786,500	737,300	655,400	573,500	491,600	426,000	393,200	360,500	327,700
	ポーランド	830,000	800,000	748,500	718,600	673,700	598,800	524,000	449,100	389,200	359,300	329,300	299,400
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	720,000	700,000	651,600	626,800	589,500	527,300	465,100	403,000	353,200	328,400	303,500	278,700
	ポルトガル	820,000	790,000	734,800	705,400	661,300	587,800	514,300	440,900	382,100	352,700	323,300	293,900
	マルタ	760,000	730,000	679,300	652,100	611,300	543,400	475,500	407,600	353,200	326,000	298,900	271,700
	モナコ	910,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
	モルドバ	810,000	790,000	736,400	709,300	668,700	601,100	533,500	465,800	411,700	384,700	357,600	330,600
	モンテネグロ	810,000	780,000	733,000	704,900	662,700	592,400	522,100	451,800	395,600	367,400	339,300	311,200
	ラトビア	890,000	860,000	799,300	767,300	719,300	639,400	559,500	479,600	415,600	383,600	351,700	319,700
	リトアニア	840,000	810,000	755,300	725,000	679,700	604,200	528,700	453,200	392,700	362,500	332,300	302,100
	リヒテンシュタイン	1,310,000	1,260,000	1,172,100	1,125,200	1,054,900	937,700	820,500	703,300	609,500	562,600	515,700	468,900
	ルーマニア	790,000	760,000	708,600	680,300	637,800	566,900	496,000	425,200	368,500	340,100	311,800	283,500
	ルクセンブルク	900,000	860,000	804,300	772,100	723,800	643,400	563,000	482,600	418,200	386,000	353,900	321,700
	ロシア	1,080,000	870,000	815,800	785,500	740,200	664,600	589,000	513,500	453,000	422,800	392,500	362,300
中東	アフガニスタン	980,000	950,000	907,400	881,500	842,600	777,900	713,200	648,400	596,600	570,700	544,800	519,000
	アラブ首長国連邦	1,010,000	970,000	906,000	869,800	815,400	724,800	634,200	543,600	471,100	434,900	398,600	362,400
	イエメン	1,260,000	1,220,000	1,151,800	1,115,300	1,060,600	969,400	878,200	787,100	714,100	677,600	641,200	604,700
	イスラエル	1,220,000	1,100,000	1,028,400	988,400	928,500	828,700	728,900	629,000	549,200	509,200	469,300	429,400
	イラク	1,000,000	980,000	927,400	900,700	860,600	793,900	727,200	660,400	607,000	580,300	553,600	527,000
	イラン	920,000	900,000	848,500	821,800	781,700	714,800	648,000	581,100	527,600	500,900	474,100	447,400
	オマーン	890,000	860,000	802,900	772,000	725,600	648,300	571,000	493,700	431,900	401,000	370,100	339,200
	カタール	940,000	910,000	846,800	814,100	765,100	683,400	601,700	520,100	454,700	422,000	389,400	356,700
	クウェート	930,000	900,000	842,900	811,600	764,600	686,300	608,000	529,700	467,100	435,800	404,500	373,200
	サウジアラビア	1,090,000	1,060,000	994,800	961,400	911,300	827,800	744,300	660,900	594,100	560,700	527,300	493,900
	シリア	870,000	850,000	799,400	773,800	735,400	671,500	607,600	543,600	492,500	466,900	441,300	415,800
	トルコ	960,000	920,000	864,000	831,000	781,600	699,200	616,800	534,400	468,500	435,500	402,600	369,600
	バーレーン	870,000	840,000	784,000	753,800	708,600	633,200	557,800	482,400	422,100	391,900	361,800	331,600
	ヨルダン	850,000	830,000	773,800	745,200	702,400	631,000	559,600	488,300	431,200	402,600	374,100	345,500
	レバノン	820,000	800,000	750,500	724,500	685,500	620,400	555,400	490,300	438,300	412,200	386,200	360,200
アフリカ	アルジェリア	900,000	870,000	821,100	792,300	749,000	676,900	604,800	532,700	475,000	446,100	417,300	388,500
	アンゴラ	1,050,000	1,020,000	963,000	932,500	886,700	810,400	734,100	657,800	596,800	566,200	535,700	505,200
	ウガンダ	980,000	950,000	897,800	868,200	824,000	750,200	676,400	602,700	543,600	514,100	484,600	455,100
	エジプト	760,000	690,000	645,600	622,600	588,100	530,500	472,900	415,400	369,300	346,300	323,300	300,300
	エスワティニ	800,000	780,000	729,100	702,800	663,200	597,300	531,400	465,500	412,700	386,400	360,000	333,700
	エチオピア	840,000	820,000	779,900	756,700	721,900	663,900	605,900	547,900	501,500	478,300	455,100	432,000
	エリトリア	1,320,000	1,280,000	1,205,300	1,166,600	1,108,700	1,012,200	915,700	819,200	741,900	703,300	664,700	626,100
	ガーナ	1,190,000	1,160,000	1,088,600	1,052,300	997,800	906,900	816,000	725,200	652,500	616,100	579,800	543,500
	カーボベルデ	1,110,000	1,080,000	1,015,600	982,200	932,100	848,500	764,900	681,400	614,500	581,100	547,700	514,300
	ガボン	1,190,000	1,150,000	1,081,600	1,044,800	989,500	897,300	805,100	713,000	639,200	602,400	565,500	528,700

	カメルーン	1,110,000	1,070,000	1,012,800	980,200	931,500	850,200	768,900	687,700	622,600	590,100	557,600	525,100
	ガンビア	1,110,000	1,080,000	1,015,600	982,200	932,100	848,500	764,900	681,400	614,500	581,100	547,700	514,300
	ギニア	1,280,000	1,240,000	1,169,600	1,132,400	1,076,700	983,700	890,700	797,800	723,400	686,200	649,000	611,900
	ギニアビサウ	1,110,000	1,080,000	1,015,600	982,200	932,100	848,500	764,900	681,400	614,500	581,100	547,700	514,300
	ケニア	970,000	940,000	880,800	850,300	804,700	728,600	652,500	576,500	515,600	485,200	454,700	424,300
	コートジボワール	1,140,000	1,110,000	1,043,300	1,009,500	958,900	874,600	790,300	706,000	638,500	604,800	571,000	537,300
	コモロ	990,000	960,000	907,300	879,000	836,500	765,800	695,100	624,400	567,800	539,500	511,200	482,900
	コンゴ共和国	1,350,000	1,310,000	1,231,900	1,192,200	1,132,700	1,033,500	934,300	835,100	755,800	716,100	676,400	636,800
	コンゴ民主共和国	1,350,000	1,310,000	1,231,900	1,192,200	1,132,700	1,033,500	934,300	835,100	755,800	716,100	676,400	636,800
	サントメ・プリンシペ	1,190,000	1,150,000	1,081,600	1,044,800	989,500	897,300	805,100	713,000	639,200	602,400	565,500	528,700
	ザンビア	810,000	790,000	749,800	727,000	692,800	635,800	578,800	521,900	476,300	453,500	430,700	407,900
	シエラレオネ	1,190,000	1,160,000	1,088,600	1,052,300	997,800	906,900	816,000	725,200	652,500	616,100	579,800	543,500
	ジブチ	1,170,000	1,140,000	1,073,800	1,038,800	986,400	899,000	811,600	724,300	654,400	619,400	584,500	549,500
	ジンバブエ	1,270,000	1,230,000	1,163,800	1,126,000	1,069,400	975,000	880,600	786,300	710,800	673,000	635,300	597,500
	スーダン	1,210,000	1,180,000	1,110,400	1,075,600	1,023,300	936,300	849,300	762,200	692,600	657,800	623,000	588,200
	セーシェル	830,000	800,000	750,100	722,500	681,100	612,100	543,100	474,100	418,900	391,300	363,700	336,100
	赤道ギニア	1,190,000	1,150,000	1,081,600	1,044,800	989,500	897,300	805,100	713,000	639,200	602,400	565,500	528,700
	セネガル	1,110,000	1,080,000	1,015,600	982,200	932,100	848,500	764,900	681,400	614,500	581,100	547,700	514,300
	ソマリア	970,000	940,000	880,800	850,300	804,700	728,600	652,500	576,500	515,600	485,200	454,700	424,300
	タンザニア	900,000	870,000	824,000	797,400	757,600	691,200	624,800	558,400	505,300	478,700	452,200	425,600
	チャド	1,110,000	1,070,000	1,012,800	980,200	931,500	850,200	768,900	687,700	622,600	590,100	557,600	525,100
	中央アフリカ	1,110,000	1,070,000	1,012,800	980,200	931,500	850,200	768,900	687,700	622,600	590,100	557,600	525,100
	チュニジア	740,000	710,000	669,300	644,900	608,300	547,400	486,500	425,600	376,800	352,400	328,100	303,700
	トーゴ	1,140,000	1,110,000	1,043,300	1,009,500	958,900	874,600	790,300	706,000	638,500	604,800	571,000	537,300
	ナイジェリア	1,060,000	1,030,000	980,300	950,600	906,200	832,200	758,200	684,200	624,900	595,300	565,700	536,100
	ナミビア	830,000	800,000	751,900	725,800	686,700	621,500	556,300	491,100	439,000	412,900	386,800	360,800
	ニジェール	1,140,000	1,110,000	1,043,300	1,009,500	958,900	874,600	790,300	706,000	638,500	604,800	571,000	537,300
	ブルキナファソ	1,100,000	1,070,000	1,014,900	983,900	937,400	859,900	782,400	704,900	642,900	611,900	580,900	550,000
	ブルンジ	840,000	810,000	769,300	744,900	708,300	647,400	586,500	525,600	476,800	452,400	428,100	403,700
	ベナン	1,010,000	980,000	930,000	900,800	857,000	784,000	711,000	638,000	579,600	550,400	521,200	492,000
	ボツワナ	830,000	800,000	757,900	732,400	694,100	630,300	566,500	502,700	451,700	426,200	400,700	375,200
	マダガスカル	990,000	960,000	907,300	879,000	836,500	765,800	695,100	624,400	567,800	539,500	511,200	482,900
	マラウイ	1,040,000	1,010,000	953,100	923,000	877,800	802,500	727,200	651,900	591,600	561,500	531,400	501,300
	マリ	1,120,000	1,090,000	1,034,100	1,002,400	954,700	875,300	795,900	716,500	652,900	621,200	589,400	557,700
	南アフリカ共和国	860,000	780,000	729,100	702,800	663,200	597,300	531,400	465,500	412,700	386,400	360,000	333,700
	南スーダン	1,270,000	1,240,000	1,167,300	1,130,200	1,074,500	981,800	889,100	796,400	722,200	685,100	648,000	610,900
	モーリシャス	830,000	810,000	759,800	733,400	693,800	627,800	561,800	495,900	443,100	416,700	390,300	363,900
	モーリタニア	1,060,000	1,030,000	972,000	941,900	896,800	821,600	746,400	671,200	611,000	581,000	550,900	520,800
	モザンビーク	950,000	920,000	872,300	845,400	805,000	737,800	670,600	603,400	549,600	522,700	495,800	468,900
	モロッコ	830,000	800,000	748,300	719,500	676,400	604,600	532,800	461,000	403,500	374,800	346,000	317,300
	リビア	780,000	760,000	722,900	702,000	670,600	618,300	566,000	513,700	471,900	451,000	430,100	409,200
	リベリア	1,190,000	1,160,000	1,088,600	1,052,300	997,800	906,900	816,000	725,200	652,500	616,100	579,800	543,500
	ルワンダ	840,000	810,000	769,300	744,900	708,300	647,400	586,500	525,600	476,800	452,400	428,100	403,700
	レソト	800,000	780,000	729,100	702,800	663,200	597,300	531,400	465,500	412,700	386,400	360,000	333,700

二　総領事館

地域	所在地	号別									
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	コルカタ	800,000	776,800	735,700	667,300	598,900	530,500	475,700	448,400	421,000	393,700
	チェンナイ	830,000	805,000	762,200	690,800	619,500	548,100	491,000	462,500	433,900	405,400
	ベンガルール	820,000	793,400	751,400	681,200	611,100	540,900	484,800	456,700	428,700	400,600
	ムンバイ	860,000	812,300	769,000	696,900	624,800	552,700	495,000	466,100	437,300	408,500
	スラバヤ	690,000	643,600	607,100	546,300	485,500	424,700	376,100	351,800	327,500	303,200
	デンパサール	620,000	602,500	566,700	507,100	447,500	387,800	340,100	316,300	292,400	268,600
	メダン	630,000	614,000	579,400	521,700	464,000	406,300	360,100	337,000	313,900	290,900
	チェンマイ	690,000	663,700	622,200	553,100	484,000	414,800	359,500	331,900	304,200	276,600
	済州	760,000	731,000	685,400	609,200	533,100	456,900	396,000	365,500	335,100	304,600
	釜山	750,000	696,600	653,100	580,500	507,900	435,400	377,300	348,300	319,300	290,300
	広州	850,000	790,900	741,500	659,100	576,700	494,300	428,400	395,500	362,500	329,600
	上海	940,000	871,800	817,300	726,500	635,700	544,900	472,200	435,900	399,600	363,300
	重慶	790,000	737,500	693,300	619,600	545,900	472,200	413,200	383,800	354,300	324,800
	瀋陽	800,000	746,000	701,300	626,700	552,100	477,500	417,900	388,000	358,200	328,400
	青島	790,000	732,100	686,400	610,100	533,800	457,600	396,600	366,100	335,600	305,100
	香港	1,100,000	1,020,700	956,900	850,600	744,300	638,000	552,900	510,400	467,800	425,300
	カラチ	840,000	797,900	761,800	701,600	641,400	581,200	533,000	509,000	484,900	460,800
	セブ	620,000	602,300	566,500	506,900	447,300	387,700	340,000	316,100	292,300	268,500
	ダバオ	620,000	602,300	566,500	506,900	447,300	387,700	340,000	316,100	292,300	268,500
	ダナン	600,000	582,200	547,700	490,200	432,700	375,200	329,100	306,100	283,100	260,100
	ホーチミン	700,000	653,200	614,200	549,300	484,400	419,500	367,500	341,600	315,600	289,700
	ペナン	660,000	639,600	599,600	533,000	466,400	399,800	346,500	319,800	293,200	266,500
大洋州	シドニー	750,000	701,500	657,700	584,600	511,500	438,500	380,000	350,800	321,500	292,300
	パース	710,000	689,400	646,300	574,500	502,700	430,900	373,400	344,700	316,000	287,300
	ブリスベン	750,000	692,900	649,600	577,400	505,200	433,100	375,300	346,400	317,600	288,700
	メルボルン	780,000	722,500	677,400	602,100	526,800	451,600	391,400	361,300	331,200	301,100
	オークランド	730,000	706,400	662,300	588,700	515,100	441,500	382,700	353,200	323,800	294,400
北米	アトランタ	980,000	912,500	855,500	760,400	665,400	570,300	494,300	456,200	418,200	380,200
	サンフランシスコ	1,050,000	970,600	909,900	808,800	707,700	606,600	525,700	485,300	444,800	404,400
	シアトル	990,000	917,000	859,700	764,200	668,700	573,200	496,700	458,500	420,300	382,100
	シカゴ	1,040,000	965,400	905,100	804,500	703,900	603,400	522,900	482,700	442,500	402,300
	デトロイト	930,000	860,600	806,900	717,200	627,600	537,900	466,200	430,300	394,500	358,600
	デンバー	910,000	882,100	827,000	735,100	643,200	551,300	477,800	441,100	404,300	367,600
	ナッシュビル	970,000	901,700	845,300	751,400	657,500	563,600	488,400	450,800	413,300	375,700
	ニューヨーク	1,200,000	1,030,200	965,800	858,500	751,200	643,900	558,000	515,100	472,200	429,300
	ハガッニャ	840,000	815,400	764,400	679,500	594,600	509,600	441,700	407,700	373,700	339,800
	ヒューストン	960,000	886,800	831,400	739,000	646,600	554,300	480,400	443,400	406,500	369,500

	ボストン	1,050,000	971,900	911,100	809,900	708,700	607,400	526,400	485,900	445,400	405,000
	ホノルル	1,010,000	935,500	877,100	779,600	682,200	584,700	506,700	467,800	428,800	389,800
	マイアミ	930,000	867,100	812,900	722,600	632,300	542,000	469,700	433,600	397,400	361,300
	ロサンゼルス	1,050,000	970,200	909,600	808,500	707,400	606,400	525,500	485,100	444,700	404,300
	カルガリー	730,000	706,000	661,800	588,300	514,800	441,200	382,400	353,000	323,600	294,200
	トロント	800,000	746,000	699,400	621,700	544,000	466,300	404,100	373,000	341,900	310,900
	バンクーバー	820,000	760,000	712,500	633,300	554,100	475,000	411,600	380,000	348,300	316,700
	モントリオール	760,000	738,000	691,900	615,000	538,100	461,300	399,800	369,000	338,300	307,500
中南米	クリチバ	730,000	706,900	664,600	594,100	523,600	453,100	396,700	368,500	340,300	312,100
	サンパウロ	840,000	780,600	735,600	660,500	585,400	510,400	450,300	420,300	390,300	360,300
	マナウス	790,000	770,900	729,000	659,100	589,200	519,300	463,400	435,500	407,500	379,600
	リオデジャネイロ	820,000	767,600	723,400	649,700	576,000	502,300	443,300	413,800	384,300	354,900
	レシフェ	730,000	710,200	669,500	601,800	534,100	466,400	412,200	385,100	358,000	330,900
	レオン	770,000	749,200	704,200	629,300	554,400	479,500	419,500	389,600	359,600	329,700
欧州	ミラノ	850,000	784,800	735,800	654,000	572,300	490,500	425,100	392,400	359,700	327,000
	エディンバラ	900,000	872,800	818,200	727,300	636,400	545,500	472,700	436,400	400,000	363,700
	バルセロナ	780,000	749,200	702,300	624,300	546,300	468,200	405,800	374,600	343,400	312,200
	デュッセルドルフ	840,000	776,500	728,000	647,100	566,200	485,300	420,600	388,300	355,900	323,600
	ハンブルク	800,000	775,700	727,200	646,400	565,600	484,800	420,200	387,800	355,500	323,200
	フランクフルト	840,000	776,300	727,800	646,900	566,000	485,200	420,500	388,100	355,800	323,500
	ミュンヘン	810,000	780,100	731,400	650,100	568,800	487,600	422,600	390,100	357,600	325,100
	ストラスブール	830,000	773,900	725,500	644,900	564,300	483,700	419,200	386,900	354,700	322,500
	マルセイユ	790,000	763,300	715,600	636,100	556,600	477,100	413,500	381,700	349,900	318,100
	ウラジオストク	770,000	719,400	678,900	611,200	543,600	475,900	421,800	394,700	367,700	340,600
	サンクトペテルブルク	760,000	740,600	698,100	627,200	556,300	485,400	428,700	400,300	372,000	343,600
	ハバロフスク	770,000	719,400	678,900	611,200	543,600	475,900	421,800	394,700	367,700	340,600
	ユジノサハリンスク	770,000	719,400	678,900	611,200	543,600	475,900	421,800	394,700	367,700	340,600
中東	ドバイ	950,000	913,400	856,400	761,200	666,100	570,900	494,800	456,700	418,700	380,600
	ジッダ	890,000	860,100	810,700	728,400	646,100	563,800	498,000	465,000	432,100	399,200
	イスタンブール	890,000	831,700	781,600	698,100	614,600	531,100	464,300	430,900	397,500	364,100

三　政府代表部

地域	所在地	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	ジャカルタ（東南アジア諸国連合）	740,000	710,000	666,100	640,700	602,500	538,900	475,300	411,700	360,800	335,300	309,900	284,500
北米	ニューヨーク（国際連合）	1,370,000	1,150,000	1,073,100	1,030,200	965,800	858,500	751,200	643,900	558,000	515,100	472,200	429,300
	モントリオール（国際民間航空機関）	860,000	830,000	768,800	738,000	691,900	615,000	538,100	461,300	399,800	369,000	338,300	307,500

欧州	ローマ （在ローマ国際機関）	870,000	840,000	784,900	753,500	706,400	627,900	549,400	470,900	408,100	376,700	345,300	314,000
	ウィーン （在ウィーン国際機関）	980,000	940,000	879,300	844,100	791,300	703,400	615,500	527,600	457,200	422,000	386,900	351,700
	ジュネーブ （在ジュネーブ国際機関）	1,480,000	1,250,000	1,160,900	1,114,400	1,044,800	928,700	812,600	696,500	603,700	557,200	510,800	464,400
	（軍縮会議）	1,300,000	1,250,000	1,160,900	1,114,400	1,044,800	928,700	812,600	696,500	603,700	557,200	510,800	464,400
	パリ （経済協力開発機構）	970,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
	（国際連合教育科学文化機関）	910,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
	ブリュッセル （欧州連合）	980,000	880,000	819,300	786,500	737,300	655,400	573,500	491,600	426,000	393,200	360,500	327,700
	（北大西洋条約機構）	910,000	880,000	819,300	786,500	737,300	655,400	573,500	491,600	426,000	393,200	360,500	327,700
アフリカ	アディスアベバ （アフリカ連合）	840,000	820,000	779,900	756,700	721,900	663,900	605,900	547,900	501,500	478,300	455,100	432,000
	ナイロビ （在ナイロビ国際機関）	970,000	940,000	880,800	850,300	804,700	728,600	652,500	576,500	515,600	485,200	454,700	424,300

別表第三中「第十九条」を「第三十三条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年四月一日から施行する。

（在外住居手当に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き改正前の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「旧法」という。）第十二条第二項第一号イに掲げる配偶者（改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「新法」という。）第六条第四項に規定する配偶者に該当する者を除く。）を伴う在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」という。）であって、同日において居住していた住居に引き続き居住するものに支給する在外住居手当については、当該配偶者を新法第六条第四項に規定する配偶者とみなして新法第十四条第二項の規定を適用する。

（同行配偶者手当に関する経過措置）

第三条　施行日の前日において旧法第六条第四項の規定の適用を受けていた在外職員であって、引き続き新法第六条第四項の規定の適用を受けるもの（同条第五項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する新法第十七条の規定の適用については、施行日から令和九年三月三十一日までの間は、同条中「百分の十三」とあるのは「百分の十七」とする。

第四条　施行日の前日において旧法第六条第四項の規定の適用を受けていた在外職員のうち、同日から引き続き同項に規定する配偶者を伴うものであって、新法第六条第四項の規定の適用を受けないもの（同条第五項の規定の適用を受けるものを除く。）には、施行日から令和九年三月三十一日までの間は、当該在外職員が現に受ける在勤基本手当（館長代理手当を受けている者にあっては、当該手当を含む。）の支給額の百分の十に相当する額を旧法の配偶者手当の例により支給する。

（同行子女手当に関する経過措置）

第五条　施行日から令和九年三月三十一日までの間における新法第二十条の規定の適用については、同条中「百分の八」とあるのは「百分の六」とする。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　高市　早苗
外務大臣　茂木　敏充

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第二号

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条の二十五」を「第七十一条の二十四」に、「市町村に対する交付（第七十一条の二十六）」を「清算及び交付（第七十一条の二十五・第七十一条の二十六）」に、「第百五十五条」を「第百五十四条」に、

第二款　環境性能割		
第一目	課税標準及び税率（第百五十六条―第百五十八条）	
第二目	申告納付並びに更正及び決定等（第百五十九条―第百七十二条）	
第三目	督促及び滞納処分（第百七十三条―第百七十七条の五）	
第四目	市町村に対する交付（第百七十七条の六）	
第三款　種別割		
第一目	税率（第百七十七条の七）	
第二目	賦課及び徴収（第百七十七条の八―第百七十七条の十八）	
第三目	督促及び滞納処分（第百七十七条の十九―第百七十七条の二十四）	

「第二款　賦課及び徴収（第百五十五条―第百六十五条）
第三款　督促及び滞納処分（第百六十六条―第百七十七条）」に、「第四百四十九条」を「第四百四十八条」に、

「第二款　賦課及び徴収（第四百五十条―第四百五十二条）
第一目　課税標準及び税率（第四百五十三条―第四百六十三条の四）
第二目　申告納付並びに更正及び決定等（第四百六十三条の五―第四百六十三条の十四）
第三目　督促及び滞納処分（第四百六十三条の十五―第四百六十三条の二十三）
第三款　種別割
第一目　税率（第四百六十三条の二十四）
第二目　賦課及び徴収（第四百六十三条の二十五―第四百六十三条の三十）」

を、

「第二款　賦課及び徴収（第四百四十九条―第四百五十七条）
第三款　督促及び滞納処分（第四百五十八条―第四百六十三条）」

に改める。

第十一条の十一項中「第百四十五条第三号」を「第百四十五条」に、「第四百四十二条第三号」を「第四百四十二条第一号」に改め、「の種別割」を削る。

第十六条の四第一項中「第二十二条の四第一項に規定する記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に、「領置」を「（同法の規定による電磁的記録提供命令（同法第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）」に改める。

第十七条の二の二第一項中「、第百六十四条第七項（第百六十五条第三項において準用する場合を含む。）」及び「、第四百五十八条第七項（第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。）」を削る。

第十七条の五第六項中「、第百七十一条第六項」及び「、第四百六十三条の三第六項」を削る。

第二十二条を第二十一条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録提供命令違反等に関する罪）

第二十二条　正当な理由がなく、第二十二条の四第一項の規定による電磁的記録提供命令又は同条第三項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

3　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十二条の四第一項中「記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえること」を「電磁的記録提供命令（次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令（提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものに限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　電磁的記録を保管する者　次のイ又はロに掲げる方法

イ　電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ロ　電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

二　電磁的記録を利用する権限を有する者（前号に掲げる者を除く。）　同号イ又はロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）

第二十二条の四第七項中「交付して」を「提供して」に、「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10　許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならない。

一　当該許可状が書面による場合　当該裁判官が記名押印すること。

二　当該許可状が電磁的記録による場合　当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

11　地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、第三項の許可をするときは、許可状にその旨及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずる期間を記載し、又は記録しなければならない。

第二十二条の四第五項中「前項」を「第五項」に、「場合には」を「場合において、許可状を発するときは」に、「記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」を「提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項、発付」に改め、「裁判所名」の下に「その他最高裁判所規則で定める事項」を加え、「自己の記名押印した」を「又は記録した」に、「交付しなければ」を「発しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該許可状が書面による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず許可状を返還しなければならない旨

二　当該許可状が電磁的記録による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず当該徴税吏員の使用に係る電子計算機から許可状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を当該裁判官に提出しなければならない旨

第二十二条の四第五項を同条第八項とし、同条第四項中「及び第五項」を「から第八項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

7　当該徴税吏員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。

第二十二条の四第三項中「前二項」を「前三項」に、「記録させ、若しくは印刷させる」を「提供させる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、その所属する地方団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、一年を超えない期間を定めて、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命ぜられた電磁的記録を提供し又は提供しなかつたことを漏らしてはならない旨を命ずることができる。

第二十二条の五第一項及び第二項中「交付」を「発付」に改める。

第二十二条の六第一項中「又は記録命令付差押えをするため」を「をし、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるため」に、「書面で」を「書面により又は電磁的記録により」に、「当該電磁的記録」を「当該求めに係る電磁的記録」に、「又は記録命令付差押えをする必要」を「をし、又は電磁的記録提供命令により当該電磁的記録を提供させる必要」に改める。

第二十二条の七中「交付」を「発付」に改める。

第二十二条の九第一項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に、「はずし」を「外し」に改め、同条第二項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第二十二条の四第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改め、同条に次の一項を加える。

3　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令（第二十二条の四第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させた場合には、当該電磁的記録の内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができる。

第二十二条の十一を次のように改める。

（許可状の提示等）

第二十二条の十一　当該徴税吏員は、臨検、捜索、差押え又は電磁的記録提供命令を受ける者に対し、これらの処分に係る許可状について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　許可状が書面である場合　許可状を示すこと。

二　許可状が電磁的記録である場合　総務省令で定めるところにより、許可状に記録された事項及び第二十二条の四第十項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は処分を受ける者をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。

2　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をする場合において、前項の規定による措置をとるため必要があるときは、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができる。

3　地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の許可をするときは、許可状に立ち入るべき場所を記載し、又は記録しなければならない。

4　当該徴税吏員が電磁的記録提供命令をする場合（第二項の許可を受けた場合に限る。）における第一項の規定による措置をとるについては、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができる。

一　錠を外すこと。

二　何人に対しても、当該徴税吏員の許可を受けないで当該措置をとる場所に出入りすることを禁止すること。

三　この項（前号に係る部分に限る。）の規定による処分に従わない者について、これを退去させ、又は当該措置をとり終わるまでこれに看守者を付すること。

第二十二条の十二及び第二十二条の十三中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。

第二十二条の十四第一項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改める。

第二十二条の十五中「、差押え又は記録命令付差押え」を「若しくは差押え」に、「ときは、」を「とき又は電磁的記録提供命令（第二十二条の四第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により記録媒体を提出させたときは、書面又は電磁的記録をもつて」に、「、差押物件若しくは記録命令付差押物件」を「若しくは差押物件」に改め、「含む。）」の下に「若しくは当該電磁的記録提供命令を受けた者」を加え、「その謄本を交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

2　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令（第二十二条の四第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させた場合には、書面又は電磁的記録をもつてその目録を作成し、当該電磁的記録提供命令を受けた者又はこれに代わるべき者に提供しなければならない。

3　前二項の規定にかかわらず、電磁的記録をもつて作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第二十二条の十六第一項中「、差押物件又は記録命令付差押物件」を「又は差押物件」に改める。

第二十二条の十七第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第二十二条の四第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。第三項において同じ。）により提出させた記録媒体」に改め、同条第二項中「記録命令付差押物件」を「記録媒体」に、「、差押え又は記録命令付差押えをした」を「若しくは差押えをした又は電磁的記録提供命令により提出させた」に改める。

第二十二条の十八第一項中「第二十二条の八の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた」を「次の各号に掲げる」に、「、差押えを受けた」を「当該各号に定める」に、「当該差押えを受けた」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二十二条の八の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体　差押えを受けた者

二　電磁的記録提供命令（第二十二条の四第一項第一号イに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。以下この号において同じ。）により提出させた記録媒体　電磁的記録提供命令を受けた者

第二十二条の十八の次に次の一条を加える。

（電磁的記録提供命令により移転させた電磁的記録の複写）

第二十二条の十八の二　当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令（第二十二条の四第一項第一号ロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。）により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなつたときは、当該者の請求により又は職権で、当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

2　第二十二条の十七第二項の規定は、前項の規定による複写について準用する。

3　前項において準用する第二十二条の十七第二項の規定による公告の日から六月を経過しても第一項の規定による複写の請求がないときは、その複写をさせることを要しない。

第二十二条の十九第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録（次項及び第六項において「物件」という。）」に改め、同条第二項中「第四項及び第五項」を「第六項及び第八項」に改め、同条第五項中「前項の許可状をさなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第四項の許可状が書面である場合　同項の許可状を示すこと。

二　第四項の許可状が電磁的記録である場合　総務省令で定めるところにより、同項の許可状に記録された事項及び前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る当該裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第二十二条の十九第五項を同条第八項とし、同条第四項中「地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の請求があつた場合において、当該請求を相当と認めるときは」を「第四項の許可状には」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付」を「発付」に、「を記載し、自己の記名押印した許可状を当該徴税吏員に交付しなければ」を「その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第四項の許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならない。

一　当該許可状が書面による場合　当該裁判官が記名押印すること。

二　当該許可状が電磁的記録による場合　当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第二十二条の十九第三項の次に次の二項を加える。

4　地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の請求があつた場合において、当該請求を相当と認めるときは、許可状を当該徴税吏員に発しなければならない。

5　前項の許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第二十二条の二十の見出しを「（臨検、捜索又は差押えの夜間執行の制限等）」に改め、同条第一項中「記載」を「記載又は記録」に、「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改め、同項ただし書中「地方税」の下に「（第三項ただし書において「軽油引取税等」という。）」を加え、同条第二項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第二十二条の十一第二項の規定にかかわらず、当該徴税吏員は、許可状（同条第三項の規定により立ち入るべき場所が記載され、又は記録されたものに限る。）に夜間でも許可状の提示をすることができる旨の記載又は記録がなければ、日没から日出までの間には、電磁的記録提供命令をする場合における同条第一項の規定による措置をとるため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。ただし、軽油引取税等について夜間でも公衆が出入りすることができる場所でその公開した時間内に入る場合は、この限りでない。

第二十二条の二十一及び第二十二条の二十二中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改める。

第二十二条の二十三の見出し中「交付」を「提供」に改め、同条中「を交付しなければ」を「（電磁的記録をもつて作成するものを含む。）を提供しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録をもつて作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第二十二条の二十四第一項中「を作成し、」を「（電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下この条において同じ。）を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に、「質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書の内容を表示したもの

第二十二条の二十四第三項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に、「立会人にも示し、立会人とともにこれに署名押印しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを立会人に示さなければ」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書の内容を表示したもの

第二十二条の二十四第三項を同条第四項とし、同条第二項中「又は領置」を「、領置又は電磁的記録提供命令」に、「これに署名押印しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書に署名押印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書に総務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第二十二条の二十四第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の調書には、当該徴税吏員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、質問を受けた者とともに当該各号に定める措置をとらなければならない。ただし、質問を受けた者が当該措置をとらず、又は当該措置をとることができないときは、その旨を付記すれば足りる。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書に署名押印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書に総務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第二十二条の二十四に次の一項を加える。

5　前項の調書には、当該徴税吏員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、立会人とともに当該各号に定める措置をとらなければならない。ただし、立会人が当該措置をとらず、又は当該措置をとることができないときは、その旨を付記すれば足りる。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書に署名押印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書に総務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第二十二条の二十八第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第二十二条の四第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改める。

第二十二条の三十第二項中「をもつて」を「により又は総務省令で定めるところにより電磁的方法（電子情報処理組織（検察官の使用に係る電子計算機と当該徴税吏員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）により」に、「第二十二条の二十四各項」を「第二十二条の二十四第一項、第三項又は第四項」に、「添付し」を「添えて」に、「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録」に、「記録命令付差押目録」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録に係る目録」に改め、同条第三項中「、差押物件又は記録命令付差押物件」を「又は差押物件」に改め、同条第四項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第二十二条の四第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定により電磁的記録提供命令（第二十二条の四第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記録が引き継がれたときは、当該電磁的記録は、検察官が刑事訴訟法の規定によつてする同法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供されたものとみなす。

第二十二条の三十一中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。

第二十三条第一項第四号イ及びロ中「第四十二条の四」の下に「、第四十二条の四の二」を加え、「第四十二条の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二」を「第四十二条の十二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）」に改め、同項第六号中「第二十九条の四」を「第二十九条の五」に改め、同項第七号及び第九号中「五十八万円」を「六十二万円」に改め、同項第十五号を次のように改める。

十五　特定配当等　次に掲げるものをいう。

イ　租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等

ロ　租税特別措置法第九条の三第一号に掲げる同条に規定する配当等（イに掲げるもの及び政令で定めるものを除く。）

ハ　租税特別措置法第四十一条の十二の二第一項各号に掲げる償還金に係る同条第六項第三号に規定する差益金額

第二十七条第二項中「第六十九条第四項」の下に「、第六十九条の二第二項」を、「第七十一条の二十第四項」の下に「、第七十一条の二十の二第二項」を、「第七十一条の四十一第四項」の下に「、第七十一条の四十一の二第二項」を、「第七十一条の六十一の二第二項」を加える。

第三十二条第十二項中「に係る所得を」を「第二十三条第一項第十五号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を」に改める。

第三十四条第一項第六号中「第三項及び第八項並びに第三十七条」を「以下この目及び第四十五条の三の三第二項第二号」に改め、同項第八号の二中「三十万円」を「三十三万円」に改め、同項第十一号中「この款」を「この目及び第四十五条の三の三第一項」に改める。

第三十七条の二第二項中「第一号、第四号及び第五号」を「この項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）の対象となる期間として総務省令で定める期間（第二号イ及び第五号において「指定対象期間」という。）を通じて第一号、第二号、第五号及び第六号」に、「以下この項」を「第三号及び第四号」に改め、「）に適合する」の下に「と認められる」を加え、同項第五号中「第五項」を「第四項」に、「しなかつたこと」を「しなかつた事実」に、「したこと」を「した事実」に改め、「ないこと」の下に「（これらの事実により既に指定の取消しを受けた場合を除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年」を「指定対象期間の初日前四年」に、「この項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）」を「指定」に、「前三号」を「前各号」に、「適合していたこと」を「適合していなかつた事実がないこと（当該事実により既に第五項の規定による指定の取消し（以下この条において「指定の取消し」という。）を受けた場合を除く。）」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　次に掲げる基準その他都道府県等による第一号寄附金の使途に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

イ　都道府県等が指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額から当該指定対象期間における第一号寄附金の募集に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額を控除して得た額（ロにおいて「寄附金活用可能額」という。）が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の六十に相当する金額以上であること。

ロ　寄附金活用可能額の使途に関する事項について、総務大臣の定めるところにより公表すること。

第三十七条の二第三項中「第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、前項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これ」を「前項に規定する基準への適合性に関し総務省令で定める事項を記載した申出書その他総務省令で定める書類」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　総務大臣は、前項の規定により指定を取り消すときは、指定の取消しを受ける都道府県等について、三年以内の期間を定めて指定を行わない旨の決定をしなければならない。この場合において、指定の取消しを受けた都道府県等は、指定の取消しの日から起算して当該期間を経過するまでの間は、指定を受けることができない。

第三十七条の二第七項中「前項の規定による指定の取消し（次項及び第十項において「指定の取消し」という。）」を「指定の取消し」に改め、同条第八項中「又は指定若しくは指定の取消し」を「、指定又は指定の取消し及び第六項に規定する決定」に改め、同条第十一項中「（当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、三十八万六千円）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第三十七条の二第十一項第一号中「掲げる金額（以下この項」を「掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第三号」に改める。

第四十五条の三の二第一項第二号中「除き、」を「除く。次条第一項第二号において同じ。）（」に改め、「。次条第一項において同じ」を削る。

第四十五条の三の三第一項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、第二百十七条の三の二第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一　所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

二　この法律の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第三号において同じ。）（退職手当等（第五十条の二に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

三　この法律の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第二十四条第一項第一号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令で定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

第四十五条の三の三第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第三百十七条の三の三第四項」を「第三百十七条の三の三第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第三百十七条の三の三第二項」を「第三百十七条の三の三第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

一　公的年金等支払者の名称

二　公的年金等受給者が、特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

三　特定配偶者の氏名

四　扶養親族又は特定親族の氏名

五　その他総務省令で定める事項

第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項各号及び第二十六項中「第九項」を「第十項」に改める。

第六十九条の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による法人の道府県民税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第六十九条の二　第六十八条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十一条の二十の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による利子割に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第七十一条の二十の二　第七十一条の十九第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十一条の二十三から第七十一条の二十五までを削る。

第二章第一節第四款第三目に次のように加える。

第七十一条の二十三及び第七十一条の二十四　削除

第二章第一節第四款第四目の目名を次のように改める。

第四目　清算及び交付

第二章第一節第四款第四目中第七十一条の二十六の前に次の一条を加える。

（清算）

第七十一条の二十五　道府県は、当該道府県に納入された利子割額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額を、政令で定めるところにより、各道府県ごとの利子割清算基準額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。

2　前項の規定により他の道府県に支払うべき金額と同項の規定により他の道府県から支払を受けるべき金額は、関係道府県間で、それぞれ相殺するものとする。

3　第一項の各道府県ごとの利子割清算基準額とは、各道府県ごとに、当該道府県内に住所を有する個人に係る所得の金額に相当する金額として総務省令で定めるところにより算定した額で当該年度の初日の属する年の前年前三年内の各年に係るものを合算したものを三で除して得た額をいう。

4　前三項に定めるもののほか、これらの規定の実施のための手続その他その執行のために必要な事項は、総務省令で定める。

第七十一条の二十六に見出しとして「（市町村に対する交付）」を付し、同条第一項中「相当する額に」の下に「前条第一項に規定する」を、「得た額」の下に「に、同項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払つた金額に相当する額を減額して得た合計額」を加え、「按分（あん）」を「按分」に改める。

第七十一条の四十一の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による配当割に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第七十一条の四十一の二　第七十一条の四十第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十一条の六十一の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による株式等譲渡所得割に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第七十一条の六十一の二　第七十一条の六十第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の八第二項中「第七十二条の六十九第四項」の下に「、第七十二条の六十九の二第二項」を加える。

第七十二条の六十九の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による事業税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第七十二条の六十九の二　第七十二条の六十八第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の七十八第一項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）」を「同法」に改め、同条第二項第一号中「及び第七十二条の八十の三」を削り、同条第六項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」の下に「（昭和三十年法律第三十七号）」を加える。

第七十二条の八十の三の見出し中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条中「消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者が国内において行う同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供（同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。）を「消費税法第十五条の二第一項に規定する電気通信利用役務の提供」に、「同法第十五条の二第一項」を「同項」に改め、「デジタルプラットフォーム」の下に「（次条において「デジタルプラットフォーム」という。）」を加え、「特定プラットフォーム事業者（以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。）」を「第一種プラットフォーム事業者」に、「当該特定プラットフォーム事業者」を「当該第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十二条の八十の四　消費税法第十五条の三第一項各号に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第二種プラットフォーム事業者を介して収受するものである場合には、当該第二種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

（第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの節の規定の適用）

第七十二条の百十一第一項中「規定」の下に「（これらの規定に係る罰則を含む。）」を加える。

第七十三条の六第三項中「において適用する」を「の規定により適用する」に、「第九項」を「第十項」に、「同法第百四条第六項」を「土地区画整理法第百四条第七項」に、「土地区画整理法第百四条第七項」を「同条第八項」に、「第百四条第十一項」を「第百四条第十二項」に改め、同条第五項中「第百四条第七項」を「第百四条第八項」に、「第百四条第十一項」を「第百四条第十二項」に改める。

第七十三条の十四第一項中「限る。）」の下に「（次に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第一号イからホまでに掲げる区域外又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化調整区域（第二号において「市街化調整区域」という。）のうち第二号イ若しくはロに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。第七十三条の二十四第一項において「特定区域内住宅」という。）の新築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。）を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として政令で定める期間が五年以上であるもののうち政令で定めるものの建替えにより新築された住宅を除く。）

イ　建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域で総務省令で定めるもの

ロ　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域

ハ　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域

ニ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域

ホ　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域

二　市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部がイに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。）

イ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項の土砂災害警戒区域

ロ　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条第一項第四号に規定する浸水想定区域で総務省令で定めるもの

第七十三条の十四第八項中「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に、「適用される」を「適用する」に改め、同条第九項第一号中「第九十一条第四項」を「第九十一条第三項」に改め、同項第二号中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に改める。

第七十三条の十五の二第一項中「十万円」を「十六万円」に、「本条」を「この条」に、「二十三万円」を「六十六万円」に、「十二万円」を「三十四万円」に改める。

第七十三条の二十四第一項中「住宅（」の下に「特定区域内住宅を除くものとし、」を加える。

第七十三条の三十七の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による不動産取得税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第七十三条の三十七の二　第七十三条の三十六第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第七十四条の二十八の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第七十四条の二十八の二　第七十四条の二十七第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第九十五条の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例によるゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第九十五条の二　第九十四条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第百四十四条の五十二の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による軽油引取税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第百四十四条の五十二の二　第百四十四条の五十一第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第百四十五条中「次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる」を「「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう」に改め、同条各号を削る。

第百四十六条第一項を次のように改める。

自動車税は、自動車に対し、主たる定置場所在の道府県において、その所有者に課する。

第百四十六条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に、「、第一項」を「、前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百四十七条第一項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第二項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第百四十九条及び第百五十条を削る。

第百五十一条第五項中「第百七十五条第六項及び第百七十七条の二十一第六項」を「第百六十八条第六項」に改め、同条を第百四十九条とし、第百五十二条を第百五十条とする。

第百五十三条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十一条とする。

第百五十四条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十二条とする。

第百五十五条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第百五十三条第二項」を「第百五十一条第二項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十三条とする。

第二章第八節第三款を削る。

第二章第八節第三款の款名及び同款第一目から第三目までの目名を削る。

第百七十七条の七の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の下に「（同号に係る部分に限る。）」を加え、同条第三項から第五項までの規定中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十四条とし、同条の次に次の款名を付する。

第二款　賦課及び徴収

第百七十七条の八（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十五条とする。

第百七十七条の九（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十六条とする。

第百七十七条の十の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第百七十七条の八」を「第百五十五条」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項、第三項及び第四項ただし書中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十七条とする。

第百七十七条の十一の見出し並びに同条第一項及び第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「新規登録」を「道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（次項、次条及び第百六十条第一項において「新規登録」という。）」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項中「種別割」を「自動車税」に、「第百七十七条の十三第一項」を「第百六十条第一項」に改め、同条第四項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十八条とする。

第百七十七条の十二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十九条とする。

第百七十七条の十三の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、「変更登録又は」の下に「同法第十三条第一項に規定する」を加え、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百六十条とする。

第百七十七条の十四の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百六十一条とする。

第百七十七条の十五の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に、「第百七十七条の十三」を「第百六十条」に改め、同条を第百六十二条とする。

第百七十七条の十六の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「第百七十七条の十三第一項」を「第百六十条第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百六十三条とする。

第百七十七条の十七（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百六十四条とする。

第百七十七条の十八の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に、「第百七十七条の九」を「第百五十六条」に、「この款」を「この条、次条第一項及び第百六十八条」に改め、同条第二項中「第百七十七条の十一第七項」を「第百五十八条第七項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「第百七十七条の九」を「第百五十六条」に、「第百七十七条の十一第四項」を「第百五十八条第四項」に、「第百七十七条の十二」を「第百五十九条」に改め、同条を第百六十五条とし、同条の次に次の款名を付する。

第三款　督促及び滞納処分

第百七十七条の十九の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百六十六条とする。

第百七十七条の二十の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百六十七条とする。

第百七十七条の二十一の見出し並びに同条第一項、第三項、第四項及び第六項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百六十八条とする。

第百七十七条の二十二の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百六十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による自動車税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第百六十九条の二　第百六十八条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第百七十七条の二十三の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項各号中「第百七十七条の二十一第六項」を「第百六十八条第六項」に改め、同条を第百七十条とする。

第百七十七条の二十四の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第百七十七条の二十一第六項」を「第百六十八条第六項」に改め、同条を第百七十一条とし、第二章第八節第三款に次のように加える。

第百七十二条から第百七十七条まで　削除

第二百一条の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による鉱区税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第二百一条の二　第二百条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第二百八十六条の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第二百八十六条の二　第二百八十五条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第二百九十二条第一項第四号イ及びロ中「第四十二条の四」の下に「、第四十二条の四の二」を加え、「第四十二条の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二」を「第四十二条の十二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）」に改め、同項第六号中「第二十九条の四」を「第二十九条の五」に改め、同項第七号及び第九号中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第二百九十九条第二項中「第三百三十二条第四項」の下に「、第三百三十二条の二第二項」を加える。

第三百十三条第十二項中「に係る所得を」を「（第二十三条第一項第十五号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を」に改める。

第三百十四条の二第一項第六号中「第三項及び第八項並びに第三百十四条の六」を「以下この款及び第三百十七条の三の三第二項第二号」に改め、同項第八号の二中「三十万円」を「三十三万円」に改め、同項第十一号中「この款」の下に「及び第三百十七条の三の三第一項」を加える。

第三百十四条の七第二項中「第一号、第四号及び第五号」を「この項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）の対象となる期間として総務省令で定める期間（第二号イ及び第五号において「指定対象期間」という。）を通じて第一号、第二号、第五号及び第六号」に、「以下この項」を「第三号及び第四号」に改め、「）」に適合する」の下に「と認められる」を加え、同項第五号中「第五項」を「第四項」に、「しなかつたこと」を「しなかつた事実」に、「したこと」を「した事実」に改め、「ないこと」の下に「（これらの事実により既に指定の取消しを受けた場合を除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年」を「指定対象期間の初日前四年」に、「この項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）」を「指定」に、「前三号」を「前各号」に、「適合していたこと」を「適合していなかつた事実がないこと（当該事実により既に第五項の規定による指定の取消し（以下この条において「指定の取消し」という。）を受けた場合を除く。）」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　次に掲げる基準その他都道府県等による第一号寄附金の使途に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

イ　都道府県等が指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額から当該指定対象期間における第一号寄附金の募集に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額を控除して得た額（ロにおいて「寄附金活用可能額」という。）が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の六十に相当する金額以上であること。

ロ　寄附金活用可能額の使途に関する事項について、総務大臣の定めるところにより公表すること。

第三百十四条の七第三項中「第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、前項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これ」を「前項に規定する基準への適合性に関し総務省令で定める事項を記載した申出書その他総務省令で定める書類」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　総務大臣は、前項の規定により指定を取り消すときは、指定の取消しを受ける都道府県等について、三年以内の期間を定めて指定を行わない旨の決定をしなければならない。この場合において、指定の取消しを受けた都道府県等は、指定の取消しの日から起算して当該期間を経過するまでの間は、指定を受けることができない。

第三百十四条の七第七項中「前項の規定による指定の取消し（次項及び第十項において「指定の取消し」という。）」を「指定の取消し」に改め、同条第八項中「又は指定若しくは指定の取消し」を「、指定又は指定の取消し及び第六項に規定する決定」に改め、同条第十一項中「当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と百十五万八千円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百五十四万四千円）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第三百十四条の七第十一項第一号中「掲げる金額（以下この項」を「掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第三号」に改める。

第三百十七条の三の二第一項第二号中「除き、」を「除く。次条第一項第二号において同じ。）（」に改め、「。次条第一項において同じ」を削る。

第三百十七条の三の三第一項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一　所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

二　この法律の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第二百九十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第三号において同じ。）（退職手当等（第三百二十八条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

三　この法律の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第二百九十四条第一項第一号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令で定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

第三百十七条の三の三第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

一　公的年金等支払者の名称

二　公的年金等受給者が、特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

三　特定配偶者の氏名

四　扶養親族又は特定親族の氏名

五　その他総務省令で定める事項

第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項各号及び第二十六項中「第九項」を「第十項」に改める。

第三百三十二条の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第三百三十二条の二　第三百三十一条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

２　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

３　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百四十一条第四号ただし書中「の種別割」を削る。

第三百四十八条第二項第二号の五中「（昭和四十三年法律第百号）」を削り、同項第八号中「特別史蹟、史蹟」を「特別史跡、史跡」に改める。

第三百五十一条本文中「が土地」の下に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては二十万円」を削り、「百五十万円」を「百八十万円」に改め、同条ただし書中「、二十万円」を削り、「百五十万円」を「百八十万円」に改める。

第三百七十四条の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による固定資産税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第三百七十四条の二　第三百七十三条第七項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

２　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第四百四十二条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条第五号中「（軽自動車に付加して一体となつている物として政令で定めるものを含む。）」を削り、同号を同条第三号とし、同条中第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削る。

第四百四十三条第一項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、主たる定置場所在の市町村において、その所有者に課する。

第四百四十三条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第一項」を「、前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四百四十四条第一項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第二項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第四百四十六条及び第四百四十七条を削る。

第四百四十八条第四項中「第四百六十三条の七第六項及び第四百六十三条の二十七第六項」を「第四百六十条第六項」に改め、同条を第四百四十六条とし、第四百四十九条を第四百四十七条とする。

第三章第三節第二款を削る。

第三章第三節第三款の款名及び同款第一目から第三目までの目名を削る。

第四百六十三条の十五（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百四十八条とし、同条の次に次の款名を付する。

第二款　賦課及び徴収

第四百六十三条の十六（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百四十九条とする。

第四百六十三条の十七（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十条とする。

第四百六十三条の十八の見出し及び同条第一項から第四項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十一条とする。

第四百六十三条の十九（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十二条とする。

第四百六十三条の二十の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十三条とする。

第四百六十三条の二十一の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「種別割」を「軽自動車税」に、「第四百六十三条の十九」を「第四百五十二条」に改め、同条を第四百五十四条とする。

第四百六十三条の二十二の見出し及び同条第一項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第三項中「第四百六十三条の十九第一項」を「第四百五十二条第一項」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十五条とする。

第四百六十三条の二十三（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十六条とする。

第四百六十三条の二十四の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第四百六十三条の十七」を「第四百五十条」に、「この款」を「この条、次条第一項及び第四百六十条」に改め、同条第二項中「第四百六十三条の十七」を「第四百五十条」に改め、同条を第四百五十七条とし、同条の次に次の款名を付する。

第三款　督促及び滞納処分

第四百六十三条の二十五の見出し及び同条第一項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十八条とする。

第四百六十三条の二十六の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十九条とする。

第四百六十三条の二十七の見出し並びに同条第一項、第三項、第四項及び第六項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百六十条とする。

第四百六十三条の二十八の見出し及び同条第一項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百六十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による軽自動車税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第四百六十一条の二　第四百六十条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第四百六十三条の二十九の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第一項各号中「第四百六十三条の二十七第六項」を「第四百六十条第六項」に改め、同条を第四百六十二条とする。

第四百六十三条の三十の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「第四百六十三条の二十七第六項」を「第四百六十条第六項」に改め、同条を第四百六十三条とする。

第四百八十五条の四の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第四百八十五条の四の二　第四百八十五条の三第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第五百四十二条の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による鉱産税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第五百四十二条の二　第五百四十一条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第五百八十六条第二項第二号ニ中「大気汚染防止法」の下に「（昭和四十三年法律第九十七号）」を加える。

第六百十四条の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による特別土地保有税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第六百十四条の二　第六百十三条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第六百九十六条の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第六百九十六条の二　第六百九十五条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第七百条の六十七の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による狩猟税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第七百条の六十七の二　第七百条の六十六第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務若しくは狩猟又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第七百一条の十九の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第七百一条の十九の二　第七百一条の十八第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第七百一条の三十六第二項中「第七百一条の六十六第四項」の下に「、第七百一条の六十六の二第二項」を加える。

第七百一条の六十六の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による事業所税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第七百一条の六十六の二　第七百一条の六十五第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う指定都市等の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七百二十九条の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による水利地益税等に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第七百二十九条の二　第七百二十八条第七項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う地方団体の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第七百三十三条の二十五の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第七百三十三条の二十五の二　第七百三十三条の二十四第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う地方団体の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

２　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第七百三十九条の六第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

４　前条第一項又は第二項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百四十七条の四の前の見出し中「地方税関係通知」を「地方税関係通知等」に改め、同条第一項中「行政機関の長をいう。」の下に「以下この項、」を加え、「のうち、地方税関係法令」を「及び国税関係通知（国税（国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。）に関する法律又はこれに基づく命令若しくは規則（以下この項及び次条第一項において「国税関係法令」という。）の規定に基づき行政機関の長が行う第七百六十二条第一号ロに規定する通知をいう。次条第一項において同じ。）のうち、地方税関係法令又は国税関係法令」に改め、「除き、地方税関係法令」の下に「及び国税関係法令」を加え、同条第二項の表第二項の項中「同じ。」の下に「又は国税関係法令（同法第七百四十七条の四第一項に規定する国税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。）」を加え、「地方税関係法令その他の当該特定書面等行政機関宛通知（同法第七百四十七条の四第一項」を「地方税関係法令及び国税関係法令その他の当該特定書面等行政機関宛通知（同条第一項」に改め、同表第四項の項中

地方税関係法令	当該地方税関係法令

を

地方税関係法令又は国税関係法令	当該地方税関係法令及び国税関係法令

に改める。

第七百四十七条の五第一項中「地方税関係通知」の下に「及び国税関係通知」を、「のうち地方税関係法令」の下に「又は国税関係法令」を加え、「及び相続税法第五十八条第二項の規定による」を「並びに税理士法第五十六条の規定に基づき行政機関の長が他の行政機関の長に対して行う第七百六十二条第一号ロに規定する」に、「地方税関係法令及び相続税法第五十八条第二項」を「地方税関係法令、国税関係法令及び同法第五十六条」に改める。

第七百四十七条の六第三項中「をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

４　前項の規定により機構が特定徴収金の収納の事務の一部を特定金融機関等に委託した場合において、法人の事業税その他の政令で定める地方税（当該地方税に係る申告書の提出期限と同時に法定納期限（第十一条の四第一項に規定する法定納期限をいう。以下この項において同じ。）が到来するものに限る。）に係る特定徴収金の納付又は納入の手続のうち総務省令で定めるものが法定納期限に行われたとき（その税額が総務省令で定める金額以下である場合に限る。）であつて、政令で定める日までに特定金融機関等にその納付又は納入がされたときは、その納付又は納入の日が法定納期限後である場合においても、その納付又は納入は法定納期限においてされたものとみなして、延滞金に関する規定を適用する。

第七百四十八条第一項中「附則第十二条の二の七の二第五項」を「附則第十二条の二の八第五項」に改める。

附則第三条の二第一項中「、第百六十九条第二項、第百七十条第一項、第百七十七条の十八第一項」を「、第百六十五条第一項」に、「、第四百六十三条第二項、第四百六十三条の二第一項、第四百六十三条の二十四第一項」を「、第四百五十七条第一項」に改める。

附則第三条の三第一項中「第三十五条の三の二まで、附則第三十五条の三の三第一項」を「第三十三条の二まで、附則第三十三条の三から第三十五条の三まで、附則第三十五条の三の二第一項及び第六項、附則第三十五条の三の四第一項」に、「附則第三十五条の四」を「附則第三十五条の三の六」に改め、同条第二項第二号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、同項第三号及び同条第五項第二号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改め、同項第三号中「、附則第五条の四の二第一項」を削る。

附則第四条第一項第一号中「令和七年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改め、同条第七項第二号及び第十三項第二号中「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改める。

附則第四条の二第一項第一号中「令和七年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改め、同条第七項第二号及び第十三項第二号中「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改める。

附則第四条の五第一項中「から令和九年度まで」を「以後」に、「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に、「及び同項第四号」を「、同項第四号」に、「一般用医薬品を」を「一般用医薬品及び同法第二条第十七項第三号に掲げる医薬品を」に改め、「支払つた場合」の下に「（同条第一項各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払つた場合に限る。第三項において同じ。）」を加え、「前年中」とあるのは「前年（平成二十九年から令和八年までの各年に限る。）中」と」を削り、「定めるもの」の下に「をいう。）」を加え、「特定一般用医薬品等購入費」を「特定一般用医薬品等購入費（同項各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払つたものに限る。）の」に改め、同条第三項中「から令和九年度まで」を「以後」に改め、「前年中」とあるのは「前年（平成二十九年から令和八年までの各年に限る。）中」と、「を削り、「定めるもの」の下に「をいう。）」を加え、「特定一般用医薬品等購入費の」を「特定一般用医薬品等購入費をいう。以下この号において同じ。）」に、「特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払つたものに限る。）の」に改め、同条第三項中「から令和九年度まで」を「以後」に改め、「「前年中」とあるのは「前年（平成二十九年から令和八年までの各年に限る。）中」と、「を削り、「定めるもの」の下に「をいう。）」を加え、「特定一般用医薬品等購入費」を「特定一般用医薬品等購入費をいう。以下この号において同じ。）」に、「特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払つたものに限る。）の」に改める。

附則第五条の四の前の見出し及び同条を削る。

附則第五条の四の二に見出しとして「（個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第一項中「令和二十年度」を「令和二十五年度」に、「居住年が平成十一年から平成十八年まで又は」を「同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条及び附則第四十五条において「居住年」という。）が」に、「令和七年」を「令和十二年」に、「において、前条第一項の規定の適用を受けないときは」を「には」に改め、「合計額」の下に「（居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）」を加え、同項第一号中「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで」を「第十八項まで」に改め、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「（平成七年法律第十一号）」を加え、「（平成十九年又は平成二十年の居住年に係

る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額」を削り、同項第二号中「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の下に「（昭和二十二年法律第百七十五号）」を加え、同条第二項中「附則第五条の四の二第一項」を「附則第五条の四第一項」に改め、同条第三項中「同条第十六項」を「同条第十二項」に改め、同条第五項中「令和二十年度」を「令和二十五年度」に改め、「平成十一年から平成十八年まで又は」を削り、「令和七年」を「令和十二年」に、「において、前条第六項の規定の適用を受けないときは」を「には」に改め、「合計額」の下に「（居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）」を加え、同項第一号中「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで」を「第十八項まで」に改め、「（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）」を削り、同条第六項中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改め、同条第七項中「同条第十六項」を「同条第十二項」に改め、同条を附則第五条の四とする。

附則第五条の五第一項中「又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるとき」を「、附則第三十五条の三の六第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるとき」に改め、「（当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、三十八万六千円）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

附則第五条の五第一項第五号中「又は」を「、附則第三十五条の三の六第一項又は」に改め、同条第二項中「又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるとき」を「、附則第三十五条の三の六第四項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるとき」に改め、「（当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と百十五万八千円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百五十四万四千円）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

附則第五条の五第二項第五号中「又は」を「、附則第三十五条の三の六第四項又は」に改める。

附則第五条の六第一項中「令和二十年度」を「令和三十年度」に改め、同条第二項中「令和二十年度」を「令和三十年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　令和三十一年度以後の各年度分の個人の道府県民税についての第三十七条の二第一項及び第十一項並びに前条第一項（これらの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第三十七条の二第十一項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・七七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・六七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の四十九・六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・五五」と、前条第一項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・八五」とする。

附則第五条の六に次の一項を加える。

4　令和三十一年度以後の各年度分の個人の市町村民税についての第三百十四条の七第一項及び第十一項並びに前条第二項（これらの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第三百十四条の七第十一項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・七七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・六七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の四十九・六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・五五」と、前条第二項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・八五」とする。

附則第六条第一項中「令和九年度」を「令和十二年度」に改め、同条第二項中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、同条第四項中「令和九年度」を「令和十二年度」に改め、同条第五項中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改める。

附則第七条の二第二項及び第五項中「掲げる金額」の下に「と前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額」を加える。

附則第七条の三第一項中「令和二十年度」を「令和三十年度」に改め、同条第二項中「令和二十年度」を「令和三十年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　令和三十一年度以後の各年度分の個人の道府県民税についての前条第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・九五分の五・〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・九分の十・一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・八分の二十・二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・七七分の二十三・二三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・六七分の三十三・三三」とする。

附則第八条第一項中「第四十二条の四」を「第四十二条の四、」に、「第十三項並びに第十八項」を「並びに第十四項、」に、「第七項、」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　当分の間、各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の四第七項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の四、」とあるのは「第四十二条の四第一項、第四項、第八項第六号ロ及び第七号並びに第十四項、」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の四、」とあるのは「第四十二条の十二の五並びに」とする。

附則第八条第三項中「第四十二条の四」を「第四十二条の四、」に、「、第十三項及び第十八項」を「及び第十四項、」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　当分の間、租税特別措置法第四十二条の五第二項に規定する中小企業者等（次項から第十一項まで及び第十三項において「中小企業者等」という。）の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同法第四十二条の四第十四項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イの規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項、第四項、第七項並びに第八項第六号ロ及び第七号」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」とする。

附則第八条第十九項中「附則第八条第十六項」を「附則第八条第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「附則第八条第十六項」を「附則第八条第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「附則第八条第十三項」を「附則第八条第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「附則第八条第十三項」を「附則第八条第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「附則第八条第十三項」を「附則第八条第十四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、同条第十一項中「第四十二条の十二の五第四項」を「第四十二条の十二の五第三項」に、「これらの規定」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項から第三項まで及び第七項」を「、「第四十二条の十二の五第一項及び第二項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ」に、「これらの規定」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第二項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五第二項及び第三項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」に、「これらの規定」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第三項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第一項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第一項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第一項第四号ロ

附則第九条の十二中「規定」の下に「（これらの規定に係る罰則を含む。）」を加える。

附則第十条第四項中「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　道府県は、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる事業により、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下この項において「マンション再生法」という。）第百六十三条の五十七に規定する要除却等認定マンション若しくはその敷地、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）第二条の政令で定める災害により大規模一部滅失（同法第一条に規定する大規模一部滅失をいう。）をしたマンション（マンション再生法第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。以下この項において同じ。）若しくはその敷地又は当該災害により滅失をしたマンションの敷地の用に供されていた土地を取得した場合には、これらの取得が令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、これらの不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一　マンション再生法第二条第一項第十号に規定する施行者　同号に規定するマンション再生事業

二　マンション再生法第百九条に規定するマンション等売却組合　マンション再生法第四条第二項第六号に規定するマンション等売却事業

三　マンション再生法第百六十三条の二に規定するマンション除却組合　マンション再生法第二条第一項第二十五号に規定するマンション除却事業

附則第十条第七項中「第二条第九号」を「第二条第十号」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第八項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二第一項ただし書中「博覧会の終了の日から六月を経過する日」を「令和十年三月一日」に改める。

附則第十条の三中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第七項中「特別区」の下に「又は同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域」を加え、「令和五年四月一日」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）の施行の日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「同法」を「都市再生特別措置法」に改め、同条第八項中「の新築を」を「（第七十三条の十四第一項に規定する特定区域内住宅を除く。）の新築を令和十一年四月一日から」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、「まで」の下に「の間」を、「当該取得が」の下に「令和十一年四月一日から」を加え、同条第十三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第十四項中「同条第十三項」を「同条第十七項」に改め、同条第十六項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

17　診療所（医療法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。以下この項において同じ。）の開設者又は管理者が同法第三十条の四第二項第十一号イ(2)に掲げる区域のうち政令で定める区域において診療所の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和十年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十二条の二の七第九項中「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」の下に「（昭和五十四年法律第四十九号）」を加える。

附則第十二条の二の八を削る。

附則第十二条の二の七の二第七項中「附則第十二条の二の七の二第一項」を「附則第十二条の二の八第一項」に改め、同条を附則第十二条の二の八とする。

附則第十二条の二の九から第十二条の二の十三までを削る。

附則第十二条の三の前の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「第百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車」を「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「第百四十九条第一項第二号に規定する天然ガス自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの」に、「次項第二号及び次条第三項」を「次項第二号及び同条第三項」に、「第百四十九条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。」を「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。第一号及び」に、「第百七十七条の七第一項第三号イ(1)」を「第百五十四条第一項第三号イ(1)」に改め、「の種別割」を削り、同項各号を次のように改める。

一　ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第三項第一号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。次号、次項第三号及び第三項第一号において同じ。）に該当するものを除く。同項第二号において同じ。）で平成二十七年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条及び次条第一項において「初回新規登録」という。）を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二　軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第三項第三号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第十二条の三第二項中「第百七十七条の七第一項」を「第百五十四条第一項」に、「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「第百四十九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準」を「同条第一項の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に改め、同項第三号中「第百四十九条第一項第三号に規定する」を削り、同項第四号から第六号までを削り、同条第三項を次のように改める。

3　次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第百五十四条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一　ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める

窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び附則第十二条の五第一項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので総務省令で定めるもの

二　石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

三　軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

附則第十二条の四第一項中「第百四十六条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改め、「の種別割」を削り、「第百七十七条の七第一項」を「第百五十四条第一項」に改め、同条第二項中「第百七十七条の七第三項」を「第百五十四条第三項」に改め、同条第三項中「の種別割」を削る。

附則第十二条の五の見出し及び同条第一項中「の種別割」を削り、同条第二項中「の種別割」を削り、「第百七十七条の九」を「第百五十六条」に、「第百七十七条の十三から第百七十七条の十五まで」を「第百六十条から第百六十二条まで」に改め、同条第三項中「の種別割」を削り、同条第四項中「第百七十七条の十八第一項」を「第百六十五条第一項」に、「この款」を「この条、次条第一項及び第百六十八条」に改め、「の種別割」を削り、同条第五項及び第六項中「の種別割」を削る。

附則第十四条第一項中「令和七年度」を「令和十七年度」に改める。

附則第十五条第一項中「第六条第一項」を「第二十九条の七第二項」に、「総合効率化事業者（以下この項」を「認定貨物自動車中継輸送事業者等（第一号」に、「「総合効率化事業者」を「「認定貨物自動車中継輸送事業者等」に、「令和六年四月一日」を「物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「同条第一項」を「同項」に、「総合効率化計画」を「認定貨物自動車中継輸送実施計画」に、「同法第四条第二号」を「物資の流通の効率化に関する法律第二十九条の二第二号」に、「流通業務総合効率化事業により」を「貨物自動車中継輸送事業の用に供するために」に、「設備に」を「構築物に」に改め、同項各号を次のように改める。

一　認定貨物自動車中継輸送事業者等が新設し、又は増設した物資の流通の効率化に関する法律第二十九条の二第一号に掲げる特定貨物自動車中継輸送施設で政令で定めるもの（増設された当該特定貨物自動車中継輸送施設にあつては、当該増設部分に限る。次号において「第一号施設」という。）二分の一

二　第一号施設に附属する構築物で政令で定めるもの　四分の三

附則第十五条第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第三項中「令和七年度」を「令和九年度」に改め、同条第五項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第六項を削り、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、同条第十項中「第十七項」を「第十六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、同条第十四項中「特別区」の下に「又は同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域」を加え、「令和五年四月一日」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「同法第二十九条第一項第一号」を「家屋及び償却資産で政令で定めるもののうち、都市再生特別措置法第二条第二項」に、「公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの」を「公共施設その他政令で定めるものの用に供するもの」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、同条第十七項中「第二条第九号」を「第二条第十号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、同項第一号中「四分の三」を「六分の五」に改め、同項第二号中「その他の総務省令で定める燃料」を削り、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　脂肪酸メチルエステルを製造するための設備で総務省令で定めるもの　四分の三

附則第十五条中第十八項を第十七項とし、第十九項を第十八項とし、第二十項を第十九項とし、同条第二十一項中「第二十九項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第二十二項を第二十一項とし、第二十三項を第二十二項とし、第二十四項を第二十三項とし、同条第二十五項中「平成二十三年法律第百八号」の下に「。第一号ロ及びニにおいて「再生可能エネルギー電気特措法」という。」を加え、「令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備　当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額

イ　太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの

ロ　水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する認定発電設備（ハ及びニ並びに次号において「認定発電設備」という。）であるものに限る。第四号において「特定水力発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの

ハ　地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第三号ロにおいて「特定地熱発電設備」という。）で総務省令で定める規模以上のもの

ニ　バイオマス（再生可能エネルギー電気特措法第二条第三項第五号に規定するバイオマスをいう。）を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。）で総務省令で定める規模未満のもの

二　風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。以下この号及び次号イにおいて「特定風力発電設備」という。）で海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二十二条第一項に規定する認定公募占用計画において設置する旨が記載されたもの　当該特定風力発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に五分の三を参酌して二分の一以上十分の七以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定風力発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、五分の三）を乗じて得た額

三　次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備　当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二）を乗じて得た額

イ　特定風力発電設備で次のいずれかに該当するもの

(1)　港湾法第三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の占用の許可を受けた者が、当該占用の許可に係る同号に規定する港湾区域内水域等において設置した設備

(2)　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二条の三第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備

(3)　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第八条第三項に規定する認定設備整備計画において整備する旨が記載された設備

ロ　特定地熱発電設備（第一号ハに掲げるものを除く。）

四　特定水力発電設備（第一号ロに掲げるものを除く。）　当該特定水力発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定水力発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、四分の三）を乗じて得た額

附則第十五条中第二十五項を第二十六項とし、第二十四項を第二十五項とし、第二十三項を第二十四項とし、第二十二項を第二十三項とし、第二十一項を第二十二項とし、第二十項を第二十一項とし、第十九項を第二十項とし、第十八項を第十九項とし、第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、同条第二十八項中「（昭和二十四年法律第百九十三号）」を削り、「令和八年三月二十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条中第二十九項を第二十八項とし、第三十項を第二十九項とし、同条第三十一項中「平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に、「農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域」を「農業経営基盤強化促進法第十九条第一項に規定する地域計画」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「農地中間管理権の存続期間が十五年以上のものにあつては、当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分」を削り、同項を同条第三十項とし、同条中第三十二項を第三十一項とし、第三十三項を第三十二項とし、第三十四項を第三十三項とし、同条第三十五項中「企業組合を除く。）」の下に「又は農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構」を加え、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）の施行の日から令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条中第三十八項を第三十七項とし、第三十九項を第三十八項とし、同条中第四十一項を第四十項とし、第四十二項を第四十一項とし、同条第四十三項中「第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号」を「第十条の五の四第四項第七号又は第四十二条の十二の五第四項第八号」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「第二条第七号」を「第二条第八号」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項を同条第四十四項とする。

附則第十五条の二第一項中「前条第十二項」を「前条第十一項」に改め、同条第二項中「前条第十二項、第二十六項若しくは第四十五項」を「前条第十一項、第二十五項若しくは第四十四項」に改める。

附則第十五条の六第一項中「令和四年四月一日」を「令和十一年四月一日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に、「、次条並びに附則第十五条の八」を「から附則第十五条の八まで」に、「住宅の新築に係る都市再生特別措置法第八十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の規定による勧告（以下この項において「勧告」という。）を受けた者が、同条第五項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅（その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。）」を「次に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第一号イからホまでに掲げる区域外又は都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域（第二号において「市街化調整区域」という。）のうち第二号イ若しくはロに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。）」に改め、「除く。以下この条」の下に「及び次条」を加え、「次条第一項」を「同条第一項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として政令で定める期間が五年以上であるもののうち政令で定めるものの建替えにより新築された住宅を除く。）

イ　建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域で総務省令で定めるもの

ロ　地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域

ハ　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域

ニ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項の土砂災害特別警戒区域

ホ　特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域

二　市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部がイに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。）

イ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項の土砂災害警戒区域

ロ　水防法第十五条第一項第四号に規定する浸水想定区域で総務省令で定めるもの

附則第十五条の六第二項中「令和六年四月一日」を「令和十一年四月一日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の七第一項中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日」を「令和十一年四月一日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に、「同法」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に改め、同条第二項中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日」を「令和十一年四月一日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の八第四項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「から附則第十五条の十まで」を「、次条及び附則第十五条の十」に改め、同条第四項、第五項、第九項及び第十項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十一の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条第一項中「（以下この項において「高齢者移動等円滑化法」という。）」を削り、「で政令で定めるもの」を「（同法第十四条第三項の条例で定める同法第二条第十八号に規定する特定建築物を含む。）」に、「平成三十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）第二条第二項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき総務省令で定めるところにより証明がされ、かつ、」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて」に、「高齢者移動等円滑化法第二条第一号」を「同条第一号」に、「当該施設」を「当該家屋」に、「であつて、高齢者移動等円滑化法」を「であつて、当該利便性等向上改修工事に係る部分が同法第十四条第一項に

規定する建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。）又は同法」に、「掲げる高齢者移動等円滑化法」を「規定する同法」に改め、「もの（」の下に「総務省令で定めるものを除く。）」を加え、「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、「三分の一」の下に「を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合」を加え、同条第二項及び第三項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改める。

附則第十六条の二第一項中「第三百四十九条の三の二第二項各号」を「同条第二項各号」に改め、同条第七項中「の特定被災住宅用地」を「の第二項に規定する特定被災住宅用地」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（令和六年能登半島地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）

第十六条の三　令和六年能登半島地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で令和五年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの（第三百四十九条の三の三第一項に規定する避難の指示等の対象となつた区域のうち当該区域に係る同項に規定する避難等解除日の属する年が令和七年以後の年である区域内にある土地を除く。以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で令和五年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この項及び第三項において「住宅用地」という。）として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（同条第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の三第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2　令和五年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の三第一項」とあるのは、「附則第十六条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3　令和六年能登半島地震により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び次項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で令和五年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第一項の規定の適用を受けたもの（令和六年一月一日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「被災共用土地」という。）に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者（当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。）で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納税義務者」という。）は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る持分の割合（当該被災共用土地が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合）により按分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

4　被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で令和五年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第五項の規定の適用を受けたもの（令和六年一月一日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第九項において「特定被災共用土地」という。）に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納税義務者（当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員の合意により前項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合により当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を按分することを、当該市町村の条例で定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定による按分の方法を参酌し、当該割合により按分することが適当であると認めたときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した額を、当該各特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

5　市町村長は、被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、これらの者に、当該市町村の条例で定めるところにより、その旨を申告させることができる。

6　第三百四十三条第七項に規定する仮換地等（令和五年一月二日以後に使用し、又は収益することができることとなつたものに限る。以下この項から第九項までにおいて「特定仮換地等」という。）に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税について同条第七項の規定により当該被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている被災住宅用地の所有者等をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該特定仮換地等のうち、従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなして、第一項及び前項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地の全部又は一部で令和五年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「附則第十六条の三第一項」とあるのは「附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、前項中「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者である同項に規定する被災住宅用地の所有者等が同項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

7　特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうちの第二項に規定する特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第十六条の三第六項」とあるのは「附則第十六条の三第七項において準用する同条第六項」と、「次項」とあるのは「第七項において準用する次項」と、「である同項に規定する被災住宅用地の所有者等」とあるのは「又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と読み替えるものとする。

8　特定仮換地等に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六項（第七項において準用する場合を含む。）」の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

9　特定仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を特定被災共用土地とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とする。

10　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十七条第六号イの表⑵中「当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」を「当該土地が令和七年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和八年改正前の地方税法」という。）」に改め、同号ロの表⑵中「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「令和七年度分の固定資産税について令和八年改正前の地方税法」に改める。

附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十一項及び第四十四項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及び同条第六項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十一項及び第四十四項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十一項及び第四十四項」を「附則第十五条第八項、第十五項、第十八項、第三十項から第三十二項まで、第三十五項、第三十六項、第四十項及び第四十三項」に改める。

附則第十八条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第一項第二号イ中「について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「令和七年度分の固定資産税について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加え、同項第三号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十五条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中「固定資産税について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第一項第二号イ中「について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「令和七年度分の固定資産税について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加え、同項第三号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十九条の九から第二十九条の十八までを削る。

附則第三十条の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「第四百四十六条第一項第一号に規定する電気軽自動車」を「電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないもの」に、「同条第一項第二号に規定する天然ガス軽自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの」に、「次項第二号」を「同項第二号」に、「第四百四十四条第三項に規定する」を「道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による」に、「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、「の種別割」を削り、「第四百六十三条の十五第一項」を「第四百四十八条第一項」に改め、同条第二項中「第四百六十三条の十五第一項」を「第四百四十八条第一項」に、「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「第四百四十六条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項において「排出ガス保安基準」という。）」に、「同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準」を「同条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に改め、同条第三項中「第四百四十六条第一項第三号に規定する」を削り、「以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という」を「ガソリンを内燃機関の燃料として用いる軽自動車をいう。以下この項において同じ」に、「同号イ⑴(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「同号イ⑴(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）」を「同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「エネルギー消費効率（次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び次条第一項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」に、「同号イ⑶に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）」を「基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」に、「第四百六十三条の十五第一項」を「第四百四十八条第一項」に、「令和四年四月一日」を「令和七年四月一日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和八年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第四項を削る。

附則第三十条の二の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、「から第四項まで」を「又は第三項」に改め、同条第二項中「の種別割」を削り、「第四百六十三条の十七」を「第四百五十条」に、「第四百六十三条の十九から第四百六十三条の二十一まで」を「第四百五十二条から第四百五十四条まで」に改め、同条第三項中「の種別割」を削り、同条第四項中「第四百六十三条の二十四第一項」を「第四百五十七条第一項」に、「この款」を「この条、次条第一項及び第四百六十条」に改め、「の種別割」を削り、同条第五項及び第六項中「の種別割」を削る。

附則第三十三条第五項中「第三条第一項の規定による承認を受けた同法」を削り、「同法第三条第一項の承認に係る」を「令和十年三月三十一日までに同法第三条第一項の規定による承認を受けた」を削り、「同法第五条第一項の承認に係る」を「同日までに同法第五条第一項の規定による承認を受けた」に、「令和八年三月三十一日までに終了する事業年度分」を「同法第三条第一項又は第五条第一項の規定による承認を受けた日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで」に、「令和七年分」を「同法第三条第一項又は第五条第一項の規定による承認を受けた日から五年を経過する日の属する年分」に改める。

附則第三十三条の二第三項第四号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第七項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に、「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

附則第三十三条の二の二第一項中「附則第三十五条の三の三及び」を「附則第三十五条の三の四及び」に、「附則第三十五条の三の四第一項」を「附則第三十五条の三の五第一項」に、「附則第三十五条の三の三第三項」を「附則第三十五条の三の四第三項」に改め、同条第二項中「附則第三十三条の二の二第一項」を「附則第三十三条の二の三第一項」に改め、同条を附則第三十三条の二の三とし、附則第三十三条の二の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る道府県民税の課税の特例）

第三十三条の二の二　道府県は、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この項、附則第三十五条の三の二及び附則第三十五条の三の三第一項において「非課税口座」という。）及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項、附則第三十五条の三の二及び附則第三十五条の三の三第一項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の同法第三十七条の十四第四項第一号に規定する基準年（附則第三十五条の三の二第三項及び第八項並びに附則第三十五条の三の三第一項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由（以下この項、附則第三十五条の三の二及び附則第三十五条の三の三第一項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（同法第九条の八第一項第三号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。）について同法第九条の八第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、道府県民税の配当割を課する。

2　前項の規定の適用がある場合における第二十三条第五項、第二十四条第一項第六号並びに第七十一条の三十一第一項及び第二項の規定の適用については、第二十三条第五項中「並びに」とあるのは「、附則第三十三条の二の二第一項並びに」と、第二十四条第一項第六号並びに第七十一条の三十一第一項及び第二項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

3　前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十三条の三第三項第四号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第四項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第七項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に、「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改め、同条第八項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条第三項第四号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第四項中「次条第四項及び第五項」を「次条第五項及び第六項」に改め、同条第六項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に、「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

附則第三十四条の二第一項中「令和八年度」を「令和十一年度」に、「第五項及び第七項」を「第六項及び第九項」に改め、同条第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に、「第五項」を「第六項」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第五項」を「第六項」に、「第七項」を「第九項」に、「第十二項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　第五項（第六項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第五項又は第六項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第三十四条の二第五項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第三十四条第四項第四号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第八項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

附則第三十五条の二第四項第四号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第八項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

附則第三十五条の二第四項第四号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第八項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

附則第三十五条の二の二第二項及び第三十五条の二の三第二項中「附則第三十五条の三の四」に改める。

附則第三十五条の三の二第一項中「同法第三十七条の十四第五項第一号に規定する」及び「（以下この条において「非課税口座」という。）」を削り、「第四項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第五項において「非課税管理勘定」を「第七項において「非課税管理勘定」に、「第五項において「累積投資勘定」を「第七項において「累積投資勘定」に、「第五項において「特定累積投資勘定」を「第七項において「特定累積投資勘定」に、「第五項において「特定非課税管理勘定」を「第七項において「特定非課税管理勘定」に、「含む。以下この項及び第五項」を「含む。以下この条」に、「金額（以下この項及び第五項」を「金額（以下この条」に改め、同条第六項中「前二項」を「第六項から前項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8　非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する市町村民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、市町村民税に関する規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

一　当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二　当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該市町村民税の所得割の納税義務者への返還（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ホ(1)(i)に規定する政令で定める事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第四号において同じ。）があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三　契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四　第二号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた市町村民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

五　第三号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた市町村民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ホ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

9　前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三条第三項の規定の例によつて算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、市町村民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

附則第三十五条の三の二第四項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する道府県民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、道府県民税に関する規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

一　当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二　当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第三十七条の十四第四項第一号に規定する他の保管口座（第八項において「他の保管口座」という。）への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該道府県民税の所得割の納税義務者への返還（同条第五項第六号ホ(1)(i)に規定する政令で定める事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第四号において同じ。）があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三　契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四　第二号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた道府県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

五　第三号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた道府県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ホ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

4　前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三条第三項の規定の例によつて算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、道府県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

附則第三十五条の三の四第三項中「附則第三十五条の三の四第一項」を「附則第三十五条の三の五第一項」に改め、同条を附則第三十五条の三の五とし、同条の次に次の二条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三十五条の三の六　道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第三号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第二十三条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ(2)、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二及び第十二号に係る部分に限る。）及び第九項、第三十七条、附則第四条第四項並びに附則第四条の二第四項の規定の適用については、第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

二　道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十八条の二第二項第二号の規定により適用されるところによる。

三　第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

四　第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額に係る所得割の額」と、第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

五　附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

六　前各号に定めるもののほか、第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4　市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第三号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

5　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ(2)、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項、第三百十四条の二第一項（第十号の二及び第十二号に係る部分に限る。）及び第九項、第二百十四条の六、附則第四条第十項並びに附則第四条の二第十項の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

二　市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十八条の二第二項第二号の規定により適用されるところによる。

三　第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

四　第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第五項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項及び附則第五条の四第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

五　附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

六　前各号に定めるもののほか、第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　前項に定めるもののほか、第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）

第三十五条の三の七　道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（第四項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の道府県民税について連続してこれらの申告

書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第一項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2　前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する道府県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る前条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3　第一項の規定の適用がある場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

4　第四十五条の二第四項の規定は、同条第一項ただし書に規定する者（同条第二項の規定により同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第一項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の道府県民税について同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定により同条第一項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第三十五条の三の七第二項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに同項の」とあるのは「三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、同条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と、「第三百十七条の二第四項」とあるのは「同条第十項において準用する第三百十七条の二第四項」と読み替えるものとする。

5　第一項の規定の適用がある場合における第四十五条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第三十八条の三第五項において準用する所得税法第百二十三条第一項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の三の七第四項において準用する前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の三の七第四項において準用する前条第四項」とする。

6　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7　市町村民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（第十項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市町村民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第四項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

8　前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する市町村民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十八条の三第一項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る前条第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

9　第七項の規定の適用がある場合における前条第四項の規定の適用については、同項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（次条第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

10　第三百十七条の二第四項の規定は、同条第一項ただし書に規定する者（同条第二項の規定により同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第七項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市町村民税について同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定により同条第一項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第三十五条の三の七第八項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに同項の」とあるのは「三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、同条第七項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と読み替えるものとする。

11　第七項の規定の適用がある場合における第三百十七条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第三十八条の三第五項において準用する所得税法第百二十三条第一項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の三の七第十項において準用する前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の三の七第十項において準用する前条第四項」とする。

12　第七項から前項までに定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の三の三を附則第三十五条の三の四とし、附則第三十五条の三の二の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税の課税の特例）

第三十五条の三の三　道府県は、非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の十四第八項の規定の適用があつたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第七十一条の四十八第一項に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、道府県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2　前項の規定の適用がある場合における第二十四条第一項第七号並びに第七十一条の五十一第一項及び第二項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この号及び第七十一条の五十一第一項において「非課税口座」という。）及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座を開設する個人で同法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由が生じたことによる当該非課税口座の廃止（第七十一条の五十一第一項及び第二項において「非課税口座の廃止」という。）の日」と、同条第一項中「選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該非課税口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する金融商品取引業者等」と、同条第二項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「非課税口座の廃止の際」と、「年の翌年の一月十日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）」とあるのは「月の翌月十日」と、「特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」とする。

3　前二項の規定の適用がある場合における第二十三条第五項の規定の適用については、同項中「まで並びに」とあるのは「まで」と、「第四項まで」とあるのは「第四項まで、附則第三十五条の三の三第一項並びに同条第二項の規定により読み替えられた次条第一項第七号」とする。

4　前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の四第二項第四号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第四項中「雑所得については」を「雑所得については、」に改め、同条第五項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に、「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

附則第三十五条の四の二第二項中「とは、当該」を「とは、同項に規定する」に改め、同条第四項中「雑所得については、」に改め、同条第五項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に、「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

附則第三十五条の四の二第二項中「とは、当該」を「とは、同項に規定する」に改め、同条第四項中「規定によつて」を「規定により」に、「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に、「同条第四項」を「同条第十項」に改め、同条第八項中「とは、当該」を「とは、同項に規定する」に改め、同条第十項中「規定によつて」を「規定により」に、「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改める。

附則第三十七条の三を附則第三十七条の四とし、附則第三十七条の二の次に次の一条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十七条の三　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十五条の三の六第四項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第七百三条の四、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、第七百三条の五第一項及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三条の五第一項中「この項中山林所得金額」とあるのは「この項中山林所得金額又は附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第四十一条第三項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十五項」に改める。

附則第四十四条第一項中「被災純損失金額（震災特例法」を「被災純損失金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）」に改める。

附則第四十四条の二第三項中「、附則第五条の四」を削り、同項の表附則第五条の四第一項第二号ロの項を削り、同条第四項中「、附則第五条の四」を削り、同条第六項の表附則第三十四条の二第六項の項中「附則第三十四条の二第六項」を「附則第三十四条の二第七項」に改め、同条第八項中「、附則第五条の四」を削り、同項の表附則第五条の四第六項第二号ロの項を削り、同表附則第三十四条の二第六項の項中「、附則第三十四条の二第六項」を「附則第三十四条の二第七項」に改め、同条第九項中「、附則第五条の四」を削る。

附則第四十四条の三第四項中「附則第三十四条の二第五項」を「附則第三十四条の二第六項」に改める。

附則第四十五条第一項中「及び附則第五条の四の二」を削り、「規定中」を「同条の規定中」に改め、同項の表附則第五条の四第一項の項から附則第五条の四第一項第三号の項までを削り、同表附則第五条の四の二第一項の項中「附則第五条の四の二第一項」を「第一項」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「（平成二十三年法律第二十九号）」を加え、同表附則第五条の四の二第一項第一号の項中「附則第五条の四の二第一項第一号」を「第一項第一号」に、「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで若しくは第四十一条の二」を「第一項まで若しくは第四十一条の二」に改め、同表附則第五条の四の二第一項第二号の項中「附則第五条の四の二第一項第二号」を「第一項第二号」に改め、同条第二項中「及び附則第五条の四の二」を削り、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで」とあるのは「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」に改め、同項の表を削り、同条第三項中「附則第五条の四の二第一項」を「附則第五条の四第一項」に改め、同条第四項中「及び附則第五条の四の二第一項」を「同条の規定中」に改め、同項の表附則第五条の四第六項の項から附則第五条の四第六項第三号の項までを削り、同表附則第五条の四の二第五項第一号」を「第五項第一号」に、「第五項まで若しくは第四十一条の二」を「第十八項まで若しくは第四十一条の二」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「（平成二十三年法律第二十九号）」を加え、同表附則第五条の四の二第五項第一号」を「第五項第一号」に、「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで若しくは第四十一条の二」を「第十八項まで若しくは第四十一条の二」に改め、同表附則第五条の四の二第五項第二号の項中「附則第五条の四の二第一項第二号」を「第五項第二号」に改め、同条第五項中「及び附則第五条の四の二」を削り、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第五項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」に改め、同項の表を削り、同条第三項中「附則第五条の四の二第一項」を「附則第五条の四第一項」に改め、同条第四項中「及び附則第五条の四の二第一項」を「同条の規定中」に改め、同項の表附則第五条の四第六項の項から附則第五条の四第六項第三号の項までを削り、同表附則第五条の四の二第五項の項中「附則第五条の四の二第五項」を「第五項」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「（平成二十三年法律第二十九号）」を加え、同表附則第五条の四の二第五項第一号の項中「附則第五条の四の二第五項第一号」を「第五項第一号」に、「第五項まで若しくは第四十一条の二」を「第十八項まで若しくは第四十一条の二」に改め、同表附則第五条の四の二第五

二　自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第一項に規定する自動車に該当する自動車　当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者（次号イにおいて「引取業者」という。）に引き渡したもの

ロ　イに掲げる自動車以外の自動車　当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

三　自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ　使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当する自動車　当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの

ロ　イに掲げる自動車以外の自動車　当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

2　前項に定めるもののほか、同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第五十五条第三項中「第十四項」を「第十三項」に改める。

附則第五十六条第十項中「の所有者」を「（福島県の区域内にあるものに限る。）の所有者」に、「平成二十三年三月十一日から平成二十三年三月十一日まで」を「令和八年三月三十一日まで」に改め、同条第十一項中「の所有者」を「（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。）の所有者」に、「平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで」に改め、同条第十二項を削り、同条第十三項中「附則第五十六条第十三項」を「附則第五十六条第十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十二項又は」を削り、「附則第五十六条第十二項若しくは第十五項」を「附則第五十六条第十四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とする。

附則第五十七条及び第五十八条を次のように改める。

第五十七条　削除

（東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の軽自動車等に対する軽自動車税の特例）

第五十八条　自動車等持出困難区域（附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）内の軽自動車（三輪以上のものに限る。以下この項において同じ。）が、次に掲げる軽自動車で政令で定めるものに該当することとなつた場合には、当該軽自動車は、第四百四十三条第一項の規定の適用については、当該軽自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の軽自動車等でなかつたものとみなす。

一　自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた軽自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二　自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた軽自動車で、次に掲げる軽自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ　使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当する軽自動車　当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者（次号イにおいて「引取業者」という。）に引き渡したもの

ロ　イに掲げる軽自動車以外の軽自動車　当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

三　自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた軽自動車で、次に掲げる軽自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ　使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当する軽自動車　当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの

ロ　イに掲げる軽自動車以外の軽自動車　当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

2　自動車等持出困難区域内の原動機付自転車、軽自動車（二輪のものに限る。）及び二輪の小型自動車（以下この項において「二輪自動車等」という。）が、次に掲げる二輪自動車等で政令で定めるものに該当することとなつた場合には、当該二輪自動車等は、第四百四十三条第一項の規定の適用については、当該二輪自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の軽自動車等でなかつたものとみなす。

一　自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた二輪自動車等で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二　自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた二輪自動車等で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したもの

三　自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた二輪自動車等で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したもの

3　自動車等持出困難区域内の小型特殊自動車が、次に掲げる小型特殊自動車で政令で定めるものに該当することとなつた場合には、当該小型特殊自動車は、第四百四十三条第一項の規定の適用については、当該小型特殊自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の軽自動車等でなかつたものとみなす。

一　自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二　自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したもの

三　自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したもの

4　前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第六十一条第一項中「附則第五条の四の二第三項」を「附則第五条の四第三項」に改め、同条第二項中「附則第五条の四の二第七項」を「附則第五条の四第七項」に改める。

附則第七十八条第八項中「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割又は」、「の種別割」、「取得し、又は」及び「の環境性能割又は種別割」を削り、同条第十一項中「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割又は」、「の種別割」、「取得する三輪以上の軽自動車又は」及び「の環境性能割又は種別割」を削る。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号イ中「第十九項を除く。）」の下に「、第四十二条の十二の七（第一項、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十二項を除く。）」を加え、同号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十二項を除く。）」を「、第四十二条の十二の六」に改め、「第十九項を除く。）」の下に「及び第四十二条の十二の七（第一項、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十二項を除く。）」を加える。

第二百九十二条第一項第四号イ中「第十九項を除く。）」の下に「、第四十二条の十二の七（第一項、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十二項を除く。）」を加え、同号ロ中「及び第四十二条の十二の六」を「、第四十二条の十二の六」に改め、「第十九項を除く。）」の下に「及び第四十二条の十二の七（第一項、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十二項を除く。）」を加える。

附則第八条第一項及び第二項中「第四十二条の十二の五」を「除く。）」に改め、同条第四項中「第十三項」の下に「から第十五項まで」を加え、同条第十項中「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」を「これらの規定」に改め、「、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第三項並びに」と」を削り、同条第十二項中「第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号イ」を「これらの規定」に改め、「第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項及び第三項並びに」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第三項並びに」と」を削り、同条第十三項中「第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号イ」を「これらの規定」に改め、「、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項及び第三項並びに」とあるのは「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」と」を削り、同条第十四項中「、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」を削り、「第十八項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを」を「第十八項」と、「除く。）及び」とあるのは「」に、「及び第四十二条の十二の六（第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項を除く。）」を「第四十二条の十二の六（第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項を除く。）及び」に、「並びに第四十二条の十二の六第三項から第八項まで、第十三項から第十六項まで及び第十八項」を「第四十二条の十二の六第三項から第八項まで、第十三項から第十六項まで及び第十八項並びに」に改め、同条第二十項中「附則第八条第十七項」を「附則第八条第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「附則第八条第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「附則第八条第十四項」を「附則第八条第十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項中「附則第八条第十四項」を「附則第八条第十六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項の次に次の二項を加える。

14　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の七第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の七（第一項、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十二項を除く。）」とあるのは、「第四十二条の十二の七第三項」とする。

15　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の七第三項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の七（第一項、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十二項を除く。）」とあるのは、「第四十二条の十二の七第二項」とする。

第三条　地方税法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号イ及びロ並びに第二百九十二条第一項第四号イ及びロ中「第四十二条の四の二」の下に「、第四十二条の五」を加える。

附則第八条第四項中「第十一項」を「第十五項」に、「第十三項から第十五項まで」を「第十七項から第十九項まで」に改め、同条第五項中「第四十二条の十」を「第四十二条の五」に改め、同条第二十二項中「附則第八条第十九項」を「附則第八条第二十三項」に改め、同項を同条第二十一項中「附則第八条第十九項」を「附則第八条第二十五項とし、同条第二十項中「附則第八条第十六項」を「附則第八条第二十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十八項中「附則第八条第十四項」を「附則第八条第十六項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十六項中「附則第八条第十二項」を「附則第八条第十四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十四項中「附則第八条第十項」を「附則第八条第十二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十二項中「附則第八条第八項」を「附則第八条第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項中「附則第八条第六項」を「附則第八条第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第八項中「附則第八条第四項」を「附則第八条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項中「附則第八条第二項」を「附則第八条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「附則第八条第項」を「附則第八条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「附則第八条第十六項」を「附則第八条第二十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項から第十六項までを四項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の四項を加える。

8　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第一項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の五」とあるのは「第四十二条の五第二項及び第三項第二号」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の五」とあるのは「第四十二条の五第二項」とする。

9　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の五」とあるのは「第四十二条の五第一項及び第三項第二号」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の五」とあるのは「第四十二条の五第一項」とする。

10　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第三項第二号において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額がある場合における第二十三条第一項第四号イ並びに第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項並びに第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項の規定の適用については、第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の四第十四項、同法」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条の五第三項第二号において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号、同法第四十二条の五第一項及び第二項並びに同条第十四項第六号ロ若しくは第七号、同法」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」とする。

11　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第三項第二号において準用する同法第四十二条の四第十四項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号イの規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の五」とあるのは「第四十二条の五第一項及び第二項並びに同条第三項第二号において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号、同法」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」とする。

（地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第四条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「規定」の下に「（これらの規定に係る罰則を含む。）」を加える。

第二十四条第二項中「第二十八条第四項」の下に「、第二十八条の二第二項」を加える。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第二十八条の二　第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う都道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

２　法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

３　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「規定」の下に「（これらの規定に係る罰則を含む。）」を加える。

第二十二条第二項中「第二十四条第四項」の下に「、第二十四条の二第二項」を加える。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第二十四条の二　第七条第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百三十一条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

２　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

３　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十五条第一項第一号中「（昭和三十四年法律第百四十七号）」を削る。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正）

第六条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「、第百六十四条第七項（同法第百六十五条第三項において準用する場合を含む。）」を削る。

第十七条中「規定」の下に「（これらの規定に係る罰則を含む。）」を加える。

第二十二条第二項中「第二十六条第四項」の下に「、第二十六条の二第二項」を加える。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第二十六条の二　第八条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う都道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

２　法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

３　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十七条第一項第一号中「（昭和三十四年法律第百四十七号）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法第三十七条の二第二項の改正規定（同項第五号中「第五項」を「第四項」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同法第三百十四条の七第二項の改正規定（同項第五号中「第五項」を「第四項」に改める部分を除く。）及び同条第三項の改正規定並びに附則第三条第五項及び第六項並びに第十一条第四項及び第五項の規定　令和八年十月一日

二　第一条中地方税法第二十三条第一項第六号、第七号及び第九号並びに第三十四条第一項第六号の改正規定、同法第三十七条の二第十一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三、第二百九十二条第一項第六号、第七号及び第九号並びに第三百十四条の二第一項第六号の改正規定、同法第三百十四条の七第十一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）並びに同法第三百十七条の三の二第一項第二号及び第三百十七条の三の改正規定並びに同法附則第三条の三第一項の改正規定（第十七号に掲げる改正規定を除く。）、同法附則第四条の五第一項の改正規定（第十六号に掲げる改正規定を除く。）、同条第三項の改正規定、同法附則第五条の四の二第一項の改正規定（「令和二十年度」を「令和二十五年度」に改める部分、「令和七年」を「令和十二年」に改める部分及び同項第一号に係る部分（「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「（平成七年法律第十一号）」を加える部分を除く。）に限る。）、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「令和二十年度」を「令和二十五年度」に改める部分、「令和七年」を「令和十二年」に改める部分及び同項第一号に係る部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法附則第五条の五の改正規定（第十七号に掲げる改正規定を除く。）、同法附則第三十三条の二の二第一項及び第二項の改正規定、同条を同法附則第三十三条の二の三とし、同法附則第三十三条の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十五条の二の二第二項、第三十五条の二の三第二項、第三十五条の三の二及び第三十五条の三の四第三項の改正規定、同条を同法附則第三十五条の三の五とする改正規定、同法附則第三十五条の三の三を同法附則第三十五条の三の四とし、同法附則第三十五条の三の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第四十五条第一項の表附則第五条の四の二第一項第一号の項の改正規定（「附則第五条の四の二第一項第一号」を「第一項第一号」に改める部分を除く。）並びに同条第四項の表附則第五条の四の二第五項第一号の項の改正規定（「附則第五条の四の二第五項第一号」を「第五項第一号」に改める部分を除く。）並びに附則第三条第二項、第九項、第十項及び第十二項並びに第十一条第二項及び第八項から第十項までの規定　令和九年一月一日

三　第一条中地方税法第二十七条第二項の改正規定、同法第六十九条の次に一条を加える改正規定、同法第七十一条の二十の次に一条を加える改正規定、同法第七十一条の四十一の次に一条を加える改正規定、同法第七十一条の六十一の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の八第二項の改正規定、同法第七十二条の六十九の次に一条を加える改正規定、同法第七十三条の三十七の次に一条を加える改正規定、同法第七十四条の二十八の次に一条を加える改正規定、同法第九十五条の次に一条を加える改正規定、同法第百四十四条の五十二の次に一条を加える改正規定（同法第百七十七条の二十二を同法第百六十九条とする部分を除く。）、同法第二百一条の次に一条を加える改正規定、同法第二百八十六条の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十九条第二項の改正規定、同法第三百三十二条の次に一条を加える改正規定、同法第三百五十一条の改正規定、同法第三百七十四条の次に一条を加える改正規定、同法第四百六十三条の二十八を同法第四百六十一

条とし、同条の次に一条を加える改正規定（同法第四百六十三条の二十八を同法第四百六十一条とする部分を除く。）、同法第四百八十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五百四十二条の次に一条を加える改正規定、同法第六百十四条の次に一条を加える改正規定、同法第六百九十六条の次に一条を加える改正規定、同法第七百条の六十七の次に一条を加える改正規定、同法第七百一条の十九の次に一条を加える改正規定、同法第七百一条の三十六第二項の改正規定、同法第七百一条の六十六の次に一条を加える改正規定、同法第七百二十九条の次に一条を加える改正規定、同法第七百三十三条の二十五の次に一条を加える改正規定及び同法第七百三十九条の六の改正規定並びに第四条（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条（同号に掲げる改正規定を除く。）及び第六条（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十四条第一項及び第十七条の改正規定を除く。）並びに附則第十四条第二項の規定　令和九年四月一日

四　第一条中地方税法第七百四十七条の四の前の見出し、同条及び第七百四十七条の五第一項の改正規定　令和九年五月一日

五　第一条中地方税法第十六条の四第一項の改正規定（第二十二条の四第一項に規定する記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める部分に限る。）、同法第二十二条を第二十一条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十二条の四、第二十二条の五第一項及び第二項、第二十二条の六第一項、第二十二条の七、第二十二条の九、第二十二条の十一から第二十二条の十三まで、第二十二条の十四第一項、第二十二条の十五、第二十二条の十六第一項、第二十二条の十七並びに第二十二条の十八第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十二条の十九の改正規定、同法第二十二条の二十（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十二条の二十一及び第二十二条の二十二の改正規定、同法第二十二条の二十三（見出しを含む。）の改正規定並びに同法第二十二条の二十四、第二十二条の二十八第一項、第二十二条の三十、第二十二条の三十一及び第七十二条の百十一第一項の改正規定並びに同法附則第九条の十二の改正規定、第四条中地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第十九条の改正規定、第五条中森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第十七条の改正規定並びに次条及び附則第二十一条の規定　令和九年十月一日

六　第一条中地方税法第三十四条第一項第八号の二、第五十三条、第三百十四条の二第一項第八号の二及び第三百二十一条の八の改正規定並びに同法附則第五条の六、第七条の三及び第三十四条第四項の改正規定、同法附則第三十四条の二の改正規定（同条第一項、第二項、第四項及び第五項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める部分を除く。）並びに同法附則第三十四条の二の二、第四十四条の二第六項の表附則第三十四条の二第六項の項及び第八項の表附則第三十四条の二第六項の項並びに第四十四条の三第四項の改正規定並びに附則第三条第四項、第十四項及び第十五項並びに第十一条第三項及び第十二項の規定　令和十年一月一日

七　第一条中地方税法第七十二条の七十八の改正規定、同法第七百四十七条の六第三項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第七条の規定　令和十年四月一日

八　第一条中地方税法第七十三条の十四第一項、第七十三条の二十四第一項及び第三百四十八条第二項第二号の五の改正規定並びに同法附則第十一条第八項の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法附則第十五条第二十八項の改正規定（「昭和二十四年法律第百九十三号」を削る部分に限る。）、同条第四十項第一号の改正規定、同法附則第十五条の六第一項の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に、「次条並びに附則第十五条の八」を「から附則第十五条の八まで」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法附則第十五条の七第一項の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同条第二項の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第八条第二項、第三項及び第五項並びに第十四条第十項から第十三項までの規定　令和十一年四月一日

九　第一条中地方税法第十六条の四第一項の改正規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）　情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十　第二条並びに附則第四条及び第十二条の規定　経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）の施行の日

十一　第一条中地方税法附則第十五条第一項の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第十四条第三項及び第十七条第二項の規定　物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）の施行の日

十二　第一条中地方税法附則第十条第七項の改正規定（「第二条第九号」を「第二条第十号」に改める部分に限る。）、同法附則第十五条第十七項の改正規定（同項を同条第十六項とする部分を除く。）及び同条第四十四項の改正規定（同項を同条第四十三項とする部分を除く。）　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）の施行の日

十三　第一条中地方税法附則第十一条第七項の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第十四項の改正規定及び同法附則第十五条第十四項の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第十三項とする部分を除く。）並びに附則第八条第四項、第十四条第五項及び第十七条第三項の規定　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）の施行の日

十四　第三条並びに附則第五条及び第十三条の規定　産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）の施行の日

十五　第一条中地方税法第七十三条の六第三項及び第五項並びに第七十三条の十四第八項及び第九項の改正規定　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十六　第一条中地方税法附則第四条の五第一項の改正規定（「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に改める部分に限る。）　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十七　第一条中地方税法附則第三条の三第一項の改正規定（「附則第三十五条の四」を「附則第三十五条の三の六」に改める部分に限る。）、同法附則第五条の五第一項の改正規定（「又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるとき」を「、附則第三十五条の三の六第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるとき」に改める部分及び同項第五号に係る部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるとき」を「、附則第三十五条の三の六第四項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるとき」に改める部分及び同項第五号に係る部分に限る。）、同法附則第三十五条の三の四を同法附則第三十五条の三の五とし、同条の次に二条を加える改正規定（同法附則第三十五条の三の四を同法附則第三十五条の三の五とする部分を除く。）及び同法附則第三十七条の三を同法附則第三十七条の四とし、同法附則第三十七条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条第十三項及び第十六項、第十一条第十一項及び第十三項並びに第十八条の規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日（記録命令付差押えに関する経過措置）

第二条　前条第五号に掲げる規定の施行の日前に第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第一章第十六節の規定により記録命令付差押え（旧法第二十二条の四第一項に規定する記録命令付差押えをいう。以下この条において同じ。）に係る旧法第二十二条の四第四項に規定する許可状が発せられた場合における当該記録命令付差押えについては、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第三条　別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分（地方税法第四十一条第四項において準用する新法第三百三十二条の二、新法第七十一条の二十の二、第七十一条の四十一の二、第七十一条の六十一の二及び第七百三十九条の六の規定を除く。）は、令和八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新法第二十三条第一項（第七号及び第九号に係る部分に限る。）の規定は、令和九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3　新法の規定中新法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る道府県民税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同号に規定する特定配当等について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

4　新法第三十四条第一項（第八号の二に係る部分に限る。）の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

5　新法第三十七条の二第二項に規定する指定対象期間（次項において「指定対象期間」という。）の初日が次の表の上欄に掲げる期間に属する場合における同条第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「百分の六十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（次項及び第八項並びに附則第十一条において「一号施行日」という。）から令和九年九月三十日まで	百分の五十二・五
令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	百分の五十五
令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで	百分の五十七・五

6　指定対象期間の初日が一号施行日から令和十一年九月三十日までの期間に属する場合における新法第三十七条の二第二項の規定の適用については、同項第五号中「指定対象期間の初日前四年以内」とあるのは、「令和七年十月一日から指定対象期間の初日の前日までの間」とする。

7　新法第三十七条の二第五項及び第六項の規定は、都道府県等（同条第一項第一号に規定する都道府県等をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後において同条第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなった若しくは施行日以後において当該基準のいずれかに適合していなかったと総務大臣が認めるとき又は都道府県等が施行日以後において同条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときについて適用し、都道府県等が施行日前において旧法第三十七条の二第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなった若しくは施行日前において当該基準のいずれかに適合していなかったと総務大臣が認めるとき又は都道府県等が施行日前において同条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときについては、なお従前の例による。

8　施行日から一号施行日の前日までの間における新法第三十七条の二第六項の規定の適用については、同項中「指定の取消しを受ける」とあるのは、「同項の規定による指定の取消し（以下この条において「指定の取消し」という。）を受ける」とする。

9　附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法（第十二項並びに附則第十一条第八項及び第十項において「九年一月新法」という。）第三十七条の二第十一項及び附則第五条の五第一項の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

10　新法第四十五条の三の三第一項及び第二項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び附則第十一条第九項において「二号施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（以下この項及び附則第十一条第九項において「公的年金等」という。）について提出する新法第四十五条の三の三第一項の規定による申告書について適用し、二号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第四十五条の三の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

11　新法第七十一条の二十五及び第七十一条の二十六第一項の規定は、施行日以後に地方税法第七十一条の十第二項の規定による納期限が到来する道府県民税の利子割について適用し、施行日前に同項の規定による納期限が到来する道府県民税の利子割については、なお従前の例による。

12　九年一月新法附則第五条の四第一項から第四項までの規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項及び第十八項並びに附則第十一条第十五項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。次条並びに附則第五条及び第十一条から第十三条までにおいて「新租税特別措置法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（第十八項並びに附則第十一条第十項及び第十五項において「旧租税特別措置法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

13　附則第一条第十七号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第五条の五第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条、附則第十一条及び第十八条において「十七号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、十七号施行日の属する年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

14　新法附則第三十四条の二第四項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に行う新法附則第三十四条の二第一項の土地等の譲渡について適用する。

15　附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から同条第八号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第三十四条の二第四項の適用については、同項中「地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）」と、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」とあるのは「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）」と、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」とあるのは「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）」とする。

16　新法附則第三十五条の三の六第一項から第三項まで及び附則第三十五条の三の七第一項から第六項までの規定は、十七号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。

17　次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分（新法第六十九条の二の規定を除く。）は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

18　所得税法等改正法附則第五十四条の規定によりなお従前の例によることとされた旧租税特別措置法第四十二条の十二第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における旧法第二十三条第一項第四号（旧租税特別措置法第四十二条の十二の規定に係る部分に限る。）及び附則第八条第七項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

第四条　第二条の規定による改正後の地方税法第二十三条第一項第四号（新租税特別措置法第四十二条の十二の七の規定に係る部分に限る。）並びに附則第八条第十四項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第十五項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

第五条　第三条の規定による改正後の地方税法第二十三条第一項第四号（新租税特別措置法第四十二条の五の規定に係る部分に限る。）並びに附則第八条第八項（同号の規定に係る部分に限る。）、第十項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第十一項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十四号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

（事業税に関する経過措置）

第六条　次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分（新法第七十二条の六十九の二の規定を除く。）は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2　銀行等保有株式取得機構が行う事業に対する施行日から令和十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に係る地方税法第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、同項中「との合計額」とあるのは、「との合計額から、当該合計額に、地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては二十分の十九を、同年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては十分の九を、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては十分の八を、同年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては十分の七を、同年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては十分の六を、同年四月一日から令和十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては十分の五を、同年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては十分の四を、同年四月一日から令和十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては十分の三を、同年四月一日から令和十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては十分の二を、同年四月一日から令和十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては十分の一をそれぞれ乗じて得た金額をそれぞれ控除して得た額」とする。この場合において、同条第二項の規定は、適用しない。

（地方消費税に関する経過措置）

第七条　新法第七十二条の八十の四の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に事業者が行う新法第七十二条の八十の四に規定する資産の譲渡に係る地方消費税について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第八条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分（新法第七十三条の三十七の二の規定を除く。）は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2　新法第七十三条の十四第一項の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課する不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3　新法第七十三条の二十四第一項の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4　新法附則第十一条第七項の規定は、附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5　新法附則第十一条第八項の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6　新法附則第五十一条第一項に規定する代替家屋の取得が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。）」とあるのは、「家屋（」とする。

7　新法附則第五十一条第二項に規定する土地の取得が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「土地（福島県の区域内にあるものに限る。）」とあるのは、「土地（」とする。

（軽油引取税に関する経過措置）

第九条　施行日前に地方税法第百四十四条の二第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同法第百四十四条の三第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同法第百四十四条の二第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第十条　新法の規定中自動車税に関する部分（新法第百六十九条の二の規定を除く。）は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

2　施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3　前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第百六十四条第一項、第百六十五条第一項又は附則第五十三条の二第三項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る旧法第百六十四条第六項、第百六十五条第二項若しくは附則第五十三条の二第四項の規定による還付又は旧法第百六十四条第七項（旧法第百六十五条第三項において準用する場合を含む。）若しくは附則第五十三条の二第五項の規定による充当については、なお従前の例による。

4　令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

5　前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十四条第三項の規定により納税義務を免除される令和元年度から令和三年度までの各年度分の自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金に係る同条第四項の規定による還付又は同条第五項の規定による充当については、なお従前の例による。

6　新法附則第五十四条第一項の規定の適用については、総務大臣が地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下「二十八年旧法」という。）附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（以下この項及び附則第十五条第六項において「旧自動車持出困難区域」という。）は総務大臣が新法附則第五十四条第一項の規定により指定して公示した同項に規定する自動車等持出困難区域（以下この項及び附則第十五条第六項において「自動車等持出困難区域」という。）と、同号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）の施行の日以後最初に総務大臣が二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した旧自動車持出困難区域にあっては、平成二十三年三月十一日）は新法附則第五十四条第一項の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日と、それぞれみなす。

（市町村民税に関する経過措置）

第十一条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分（新法第三百三十二条の二の規定を除く。）は、令和八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　新法第二百九十二条第一項（第七号及び第九号に係る部分に限る。）の規定は、令和九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　新法第三百十四条の二第一項（第八号の二に係る部分に限る。）の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4　新法第三百十四条の七第二項に規定する指定対象期間（次項において「指定対象期間」という。）の初日が次の表の上欄に掲げる期間に属する場合における同条第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「百分の六十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一号施行日から令和九年九月三十日まで	百分の五十二・五
令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	百分の五十五
令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで	百分の五十七・五

5　指定対象期間の初日が一号施行日から令和十一年九月三十日までの期間に属する場合における新法第三百十四条の七第二項の規定の適用については、同項第五号中「指定対象期間の初日前四年以内」とあるのは、「令和七年十月一日から指定対象期間の初日の前日までの間」とする。

6　新法第三百十四条の七第五項及び第六項の規定は、都道府県等（同条第一項第一号に規定する都道府県等をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後において同条第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなった若しくは施行日以後において当該基準のいずれかに適合していなかったと総務大臣が認めるとき又は都道府県等が施行日以後において同条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときについて適用し、都道府県等が施行日前において旧法第三百十四条の七第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなった若しくは施行日前において当該基準のいずれかに適合していなかったと総務大臣が認めるとき又は都道府県等が施行日前において同条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときについては、なお従前の例による。

7　施行日から一号施行日の前日までの間における新法第三百十四条の七第六項の規定の適用については、同項中「指定の取消しを受ける」とあるのは、「同項の規定による指定の取消し（以下この条において「指定の取消し」という。）を受ける」とする。

8　九年一月新法第三百十四条の七第十一項及び附則第五条の五第二項の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

9　新法第三百十七条の三の三第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第一項の規定による申告書について適用し、二号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

10　九年一月新法附則第五条の四第五項から第八項までの規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

11　附則第一条第十七号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第五条の五第二項の規定は、十七号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、十七号施行日の属する年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

12　新法附則第三十四条の二第八項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に行う新法附則第三十四条の二第五項の土地等の譲渡について適用する。

13　新法附則第三十五条の三の六第四項から第六項まで及び附則第三十五条の三の七第七項から第十二項までの規定は、十七号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。

14　次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分（新法第三百三十二条の二の規定を除く。）は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

15　所得税法等改正法附則第五十四条の規定によりなお従前の例によることとされた旧租税特別措置法第四十二条の十二第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における旧法第二百九十二条第一項第四号（旧租税特別措置法第四十二条の十二の規定に係る部分に限る。）及び附則第八条第七項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

第十二条　第二条の規定による改正後の地方税法第二百九十二条第一項第四号（新租税特別措置法第四十二条の十二の七の規定に係る部分に限る。）並びに附則第八条第十四項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第十五項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

第十三条　第三条の規定による改正後の地方税法第二百九十二条第一項第四号（新租税特別措置法第四十二条の五の規定に係る部分に限る。）並びに附則第八条第八項（同号の規定に係る部分に限る。）、第九項（同号の規定に係る部分に限る。）、第十項（同号及び地方税法第三百二十一条の八の規定に係る部分に限る。）及び第十一項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十四号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第十四条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法第三百七十四条の二（地方税法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）は、令和八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　新法第三百五十一条の規定は、令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3　令和六年四月一日から附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する車両に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「令和九年三月三十一日」とする。

5　令和五年四月一日から附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第十三項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第十八項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十五項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十一項に規定する農地中間管理機構が同項に規定する農地中間管理権を取得した同項に規定する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十五項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10　令和四年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された附則第一条第八号に掲げる規定による改正前の地方税法（次項から第十三項までにおいて「八号旧法」という。）附則第十五条の六第一項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11　令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された八号旧法附則第十五条の六第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された八号旧法附則第十五条の七第一項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13　長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された八号旧法附則第十五条の七第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14　平成三十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）が行われた新法附則第五十六条第十項に規定する土地に対して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「被災住宅用地（福島県の区域内にあるものに限る。）」とあるのは、「被災住宅用地」とする。

16　平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）が行われた旧法附則第五十六条第十項に規定する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された新法附則第五十六条第十一項に規定する家屋に対して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。）」とあるのは、「家屋」とする。

18　平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第五十六条第十一項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19　平成二十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）又は改良が行われた旧法附則第五十六条第十二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和八年三月三十一日」とあるのは「令和九年三月三十一日」と、「附則第十五条（第二十一項を除く。）」とあるのは「附則第十五条（第二十項を除く。）」とする。

20　前項の規定の適用がある場合における新法附則第五十六条第十五項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第五十六条第十二項」と、「附則第五十六条第十四項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第五十六条第十二項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第十五条　新法の規定中軽自動車税に関する部分（新法第四百六十一条の二の規定を除く。）は、令和八年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2　施行日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3　前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第四百五十八条第一項、第四百五十九条第一項又は附則第五十七条第三項の規定により納税義務を免除される軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る旧法第四百五十八条第六項、第四百五十九条第二項若しくは附則第五十七条第四項の規定による還付又は旧法第四百五十八条第七項（旧法第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは附則第五十七条第五項の規定による充当については、なお従前の例による。

4　令和七年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

5　前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十八条第五項、第七項又は第九項の規定により納税義務を免除される令和二年度分及び令和三年度分の軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条第十一項の規定による充当については、なお従前の例による。

6　新法附則第五十八条第一項から第三項までの規定の適用については、旧自動車持出困難区域は自動車等持出困難区域と、二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の施行の日以後最初に総務大臣が同号の規定により指定して公示した旧自動車持出困難区域にあっては、平成二十三年三月十一日）は新法附則第五十四条第一項の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日と、それぞれみなす。

（事業所税に関する経過措置）

第十六条　新法附則第三十三条第五項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和八年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和八年前の年分の個人の事業及び令和八年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十七条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分（地方税法第七百二条の八第八項において準用する新法第三百七十四条の二の規定を除く。）は、令和八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　令和六年四月一日から附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第一項に規定する施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3　令和五年四月一日から附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第十三項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4　平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十一項に規定する農地中間管理機構が同項に規定する農地中間管理権を取得した同項に規定する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

5　平成三十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

6　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）が行われた新法附則第五十六条第十項に規定する土地に対して課する都市計画税に係る同項の規定の適用については、同項中「被災住宅用地（福島県の区域内にあるものに限る。）」とあるのは、「被災住宅用地」とする。

7　平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）が行われた旧法附則第五十六条第十項に規定する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

8　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された新法附則第五十六条第十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税に係る同項の規定の適用については、同項中「家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。）」とあるのは、「家屋」とする。

9　平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第五十六条第十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十八条　新法附則第三十七条の三の規定は、十七号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、十七号施行日の属する年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十九条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（電磁的記録提供命令等における留意事項）

第二十一条　電磁的記録提供命令（新法第二十二条の四第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。）により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り地方税法第二十二条の三第一項に規定する犯則事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならない。

（自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う財源の確保）

第二十二条　国は、自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の廃止による地方税の減収に係る安定財源を確保するための具体的な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　国は、前項の措置が講ぜられるまでの間、同項の地方税の減収により地方団体の財政運営に支障を生ずることのないよう、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（道路運送車両法の一部改正）

第二十三条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の二十七第一項第三号中「軽自動車税種別割（軽自動車税の種別割（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十二条第二号に掲げる種別割をいう。第九十七条の二第一項及び第二項において同じ。）」を「軽自動車税」に改める。

第九十七条の二第一項中「自動車税種別割（自動車税の種別割（地方税法第百四十五条第二号に掲げる種別割をいう。）をいう。次項において同じ。）又は軽自動車税種別割」を「自動車税又は軽自動車税」に改め、同条第二項中「自動車税種別割又は軽自動車税種別割」を「自動車税又は軽自動車税」に改める。

（道路運送車両法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　前条の規定による改正後の道路運送車両法（以下この条及び附則第三十四条において「新道路運送車両法」という。）の規定の適用については、当分の間、新道路運送車両法第七十六条の二十七第一項第三号中「納付」とあるのは、「納付（検査対象軽自動車に係る令和元年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に規定する軽自動車税及び令和七年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法に規定する軽自動車税の種別割の納付を含む。）」とする。

2　令和七年度以前の年度分の旧法に規定する自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割を課されることがある自動車（次項の規定の適用があるものを除く。）についての新道路運送車両法第九十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「自動車税又は軽自動車税」とあるのは「令和七年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に規定する自動車税の種別割若しくは令和八年度以後の年度分の自動車税（次項において「自動車税等」という。）又は令和七年度以前の年度分の同法に規定する軽自動車税の種別割若しくは令和八年度以後の年度分の軽自動車税（次項において「軽自動車税等」という。）」と、同条第二項中「自動車税又は軽自動車税」とあるのは「自動車税等又は軽自動車税等」とする。

3　令和元年度以前の年度分の二十八年旧法に規定する自動車税又は軽自動車税を課されたことがある自動車についての新道路運送車両法第九十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「自動車税又は軽自動車税」とあるのは「令和元年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項において「平成二十八年改正前の地方税法」という。）に規定する自動車税、令和二年度から令和七年度までの各年度分の地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「令和八年改正前の地方税法」という。）に規定する自動車税の種別割若しくは令和八年度以後の年度分の自動車税（次項において「自動車税等」という。）又は令和元年度以前の年度分の平成二十八年改正前の地方税法に規定する軽自動車税、令和二年度から令和七年度までの各年度分の令和八年改正前の地方税法に規定する軽自動車税の種別割若しくは令和八年度以後の年度分の軽自動車税（次項において「軽自動車税等」という。）と、同条第二項中「自動車税又は軽自動車税」とあるのは「自動車税等又は軽自動車税等」とする。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「取得し、又は」を削り、「第百四十五条第三号」を「第百四十五条」に改め、「合衆国軍隊が日本国において取得した地方税法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のもの及び」を削り、「同条第三号」を「地方税法第四百四十二条第一号」に改める。

第四条の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、「第百七十七条の十一又は第四百六十三条の十八」を「第百五十八条又は第四百五十一条」に改め、同条第二項及び第三項中「の種別割」を削り、同条第四項中「第百七十七条の十第一項」を「第百五十七条第一項」に改め、「の種別割」を削り、同条第五項中「の種別割」を削り、「第百七十七条の十三第一項」を「第百六十条第一項」に改め、同条第六項及び第七項中「の種別割」を削る。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十六条　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第百四十五条第三号」を「第百四十五条」に改め、「の種別割」を削り、「第四百四十二条第三号」を「第四百四十二条第一号」に改める。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第二十七条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一号中「第四百六十三条の十八第三項」を「第四百五十一条第三項」に改める。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第二十八条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第七十一条の二十六」を「第七十一条の二十五」に改め、同条第三項第五号中「、第五条の四の二第一項」及び「及び第五条の四の二第一項」を削り、同条第四項中「特定配当等」の下に「（同号ロに掲げるものを除く。）」を加え、同条第六項第五号中「、第五条の四の二第一項」及び「及び第五条の四の二第一項」を削り、同条第八項第五号中「第五条の四第六項、第五条の四の二第五項」を「第五条の四第五項」に、「附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改め、同条第十一項第五号中「第五条の四第六項、第五条の四の二第五項」を「第五条の四第五項」に、「附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改める。

第十二条第四項中「第七十一条の二十六」を「第七十一条の二十五」に改め、同条第六項中「特定配当等」の下に「（同号ロに掲げるものを除く。）」を加える。

第十六条第一項中「第七十一条の二十六」を「第七十一条の二十五」に改め、同条第三項中「特定配当等」の下に「（同号ロに掲げるものを除く。）」を加える。

第三十四条第六項の表第十七条の二の二第一項の項中「、第百六十四条第七項（第百六十五条第三項において準用する場合を含む。）」及び「、第四百五十八条第七項（第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。）」を削る。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第二十九条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第三項中「第七十一条の二十六」を「第七十一条の二十五」に改め、同条第五項第五号中「、附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」に改め、同条第六項中「特定配当等」の下に「（同号ロに掲げるものを除く。）」を加え、「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第七項中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四の二第一項」に改め、同条第十一項第五号中「附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に、「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改め、同条第十二項中「特定配当等」の下に「（同号ロに掲げるものを除く。）」を加え、同条第十四項第五号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に、「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

（自動車重量譲与税法の一部改正）

第三十条　自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「第一項若しくは第三項」、「第一項若しくは第二項」及び「の種別割」を削り、「第百七十七条の十七」を「第百六十四条」に改める。

（消費税法の一部改正）

第三十一条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四号ロ中「都道府県及び市町村」を「普通地方公共団体」に、「第百六十二条第四項（環境性能割の納付の方法、第百七十七条の十一第六項（種別割の徴収の方法）を「第百五十八条第六項（自動車税の徴収の方法）に、「第四百五十六条第四項（環境性能割の納付の方法）、第四百六十三条の十八第六項（種別割の徴収の方法）」を「第四百五十一条第六項（軽自動車税の徴収の方法）」に、「証紙並びに地方税法」を「証紙及び地方税法」に改め、「第一条第一項第十三号」の下に「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「並びに同法第百六十二条第一項及び第四百五十六条第一項（これらの規定を同法第一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する証紙」を削る。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第三十二条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第五条の四の二」を削る。

（総合特別区域法の一部改正）

第三十三条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二第四項中「同じ。）又は軽自動車税種別割」とあるのは「同じ。）」と、「」を「同項及び」に、「自動車税種別割又は軽自動車税種別割」とあるのは「自動車税種別割」を「自動車税又は軽自動車税」とあるのは「自動車税」に改める。

（総合特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　総合特別区域法第二十二条の二第一項の指定自家用貨物自動車のうち令和七年度以前の年度分の旧法に規定する自動車税の種別割を課されたことがあるもの（次項の規定の適用があるものを除く。）に係る同条第三項の規定による自動車検査証の返付についての前条の規定による改正後の総合特別区域法第二十二条の二第四項において読み替えて準用する新道路運送車両法第九十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「自動車税」とあるのは「令和七年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に規定する自動車税の種別割又は令和八年度以後の年度分の自動車税（次項において「自動車税等」という。）」と、同条第二項中「自動車税」とあるのは「自動車税等」とする。

2　総合特別区域法第二十二条の二第一項の指定自家用貨物自動車のうち令和元年度以前の年度分の二十八年旧法に規定する自動車税を課されたことがあるものに係る同条第三項の規定による自動車検査証の返付についての前条の規定による改正後の総合特別区域法第二十二条の二第四項においては、読み替えて準用する新道路運送車両法第九十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「自動車税」とあるのは「令和元年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に規定する自動車税、令和二年度から令和七年度までの各年度分の地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法に規定する自動車税の種別割又は令和八年度以後の年度分の自動車税（次項において「自動車税等」という。）と、同条第二項中「自動車税」とあるのは「自動車税等」とする。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十五条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「の種別割」を削り、「第四百六十三条の十五第一項及び」を「第四百四十八条第一項及び」に改め、同項の表第四百六十三条の十五第一項第二号ロの項中「第四百六十三条の十五第一項第二号ロ」を「第四百四十八条第一項第二号ロ」に改め、同表第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(1)(i)の項中「第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(1)(i)」を「第四百四十八条第一項第二号ハ(1)(i)」に改め、同表第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(1)(ii)の項中「第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(1)(ii)」を「第四百四十八条第一項第二号ハ(1)(ii)」に改め、同表第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(2)(i)の項中「第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(2)(i)」を「第四百四十八条第一項第二号ハ(2)(i)」に改め、同表第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(2)(ii)の項中「第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(2)(ii)」を「第四百四十八条第一項第二号ハ(2)(ii)」に改め、同表附則第三十条第一項の表第二号ハ(1)(i)の項の項中「附則第十五条第一項」を「附則第十五条」に改め、同表附則第三十条第一項の表第二号ハ(1)(i)の項中「第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(1)(i)」を「第四百四十八条第一項第二号ハ(1)(i)」に改め、同表附則第三十条第一項の表第二号ハ(1)(ii)の項の項中「附則第十五条第一項」を「附則第十五条」に、「第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(1)(ii)」を「第四百四十八条第一項第二号ハ(1)(ii)」に改め、同表附則第三十条第一項の表第二号ハ(2)(i)の項の項中「附則第十五条第一項」を「附則第十五条」に、「第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(2)(i)」を「第四百四十八条第一項第二号ハ(2)(i)」に改め、同表附則第三十条第一項の表第二号ハ(2)(ii)の項の項中「附則第十五条第一項」を「附則第十五条」に、「第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(2)(ii)」を「第四百四十八条第一項第二号ハ(2)(ii)」に改める。

（地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第三十六条　地方税法等の一部を改正する等の法律の一部を次のように改正する。

附則第四十条を次のように改める。

第四十条　削除

附則第五十三条を次のように改める。

第五十三条　削除

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十七条　地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第五項から第七項までを削る。

附則第十八条第五項から第七項までを削る。

（船員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十八条　船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条のうち地方税法附則第九条第十五項の改正規定中「附則第九条第十五項」を「附則第九条第十四項」に改める。

（財務省設置法の一部改正）

第三十九条　財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「は「内国税」を「は、「内国税」に改め、「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加え、「と、「徴収」とあるのは「徴収並びに同法附則第五条の四第十二項の規定による通知」と読み替えるもの」を削る。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
国土交通大臣　金子　恭之

地方交付税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第三号

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「平成五年度」を「平成六年度」に、「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同項第九号中「平成十七年度から令和六年度まで」を「令和七年度から令和十二年度まで」に改め、同項第十号、第十一号、第十四号及び第十五号中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条第三項の表第二十一号中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加え、同表第四十号(1)及び(2)中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同表第四十二号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同表第四十三号中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同表第四十四号中「地方税の減収補塡のため平成十七年度から令和七年度まで」を「地方税の減収補塡のため平成十七年度から令和十七年度まで」に改め、同号(1)中「特別法人事業譲与税の減収補塡のため平成十七年度から令和六年度まで」を「特別法人事業譲与税の減収補塡のため平成十八年度から令和七年度まで」に、「）の減収補塡のため平成十七年度から令和六年度まで」を「）の減収補塡のため平成十七年度から令和七年度まで」に改め、同表第四十五号中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同項第九号中「平成十七年度から令和六年度まで」を「平成十八年度から令和七年度まで」に改め、同項第十号、第十三号及び第十四号並びに同表市町村の項第八号から第十号まで、第十三号及び第十四号中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

第十四条第一項中「とし、環境性能割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から同法第百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下「環境性能割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」、「、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」及び「、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を削り、同条第三項の表道府県の項第八号を次のように改める。

八　自動車税	当該道府県の区域内に定置場を有する地方税法第百四十五条に規定する自動車の台数

第十四条第三項の表市町村の項第三号を次のように改める。

三　軽自動車税	当該市町村の区域内に定置場を有する地方税法第四百四十二条第一号に規定する軽自動車等の種類別の台数

第十四条第三項の表市町村の項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第四条の見出し中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第一項中「令和七年度に限り」を「令和八年度に限り」に、「四百億円」を「二千五百億円」に、「六百八十四億四千四百六十七万七千円」を「四百五十六億四千六百五十九万六千円」に改め、同項第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号）」に改め、及び第三項」を削り、「令和七年度分」を「令和八年度分」に、「九百二十九億円」を「百五十四億円」に改め、同項第三号中「令和七年度」を「令和八年度」に、「二十五兆五千百七十八億四千六百四十万八千円」を「二十二兆六千百七十八億四千六百四十万八千円」に改め、同項第四号中「令和六年度」を「令和七年度」に、「二十八兆千百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十五兆五千百七十八億四千六百四十万八千円」に改め、同項第五号中「令和七年度」を「令和八年度」に、「三千七百七十二億五千万円」を「三千二百七十億円」に改め、同項第六号中「令和七年度分」を「令和八年度分」に、「二千四百六十億七千七百八万二千円」を「千四百十四億五千百八十八万二千円」に改め、同項第七号中「令和八年度」を「令和九年度」に、「四千三百九十三億九百五十万八千円」を「七百七十四億八千三百二十一万千円」に改め、同条第二項中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「令和八年度」を「令和九年度」に改め、同条第二項中「令和八年度から令和三十四年度まで」を「令和九年度から令和三十一年度まで」に改め、同条第三項中「令和八年度から令和十四年度まで」を「令和九年度から令和十八年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	五百九十九億円
令和十一年度	九百六十一億円
令和十二年度	九百六十一億円
令和十三年度	九十三億円
令和十四年度	九十二億円
令和十五年度	八十九億円
令和十六年度	八十九億円
令和十七年度	八十九億円
令和十八年度	八十九億円

附則第四条の二第四項中「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額」を削り、「令和八年度」を「令和九年度」に、「千四百十四億五千百八十八万二千円」を「千百八十八億七千百九十二万三千円」に、「令和九年度」を「令和十年度」に、「千三百八十二億四千二百七十二万五千円」を「千百八十八億七千百九十二万二千円」に改め、同条第五項中「令和八年度から」を「令和九年度から」に、「交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち四百四十九億百七十二万円及び」を「交付した額のうち、」に、「交付された額である」を「交付した額である」に改め、「、令和八年度にあつては同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円を」を削る。

附則第六条第一項中「令和七年度」を「令和十一年度までの各年度」に改め、同項の表道府県の項中「五二〇」を「三三〇」に改め、同表市町村の項中「七六〇」を「六三〇」に改める。

附則第六条の二中「令和七年度から令和九年度までの各年度分」を「令和八年度分及び令和九年度分」に改め、「、令和七年度にあつては地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第八十三号）附則第二条の規定により算定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和五年度基金費の額」という。）から令和五年度基金費の額の百分の五十に相当する額を控除した額及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十一号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和六年度基金費の額」という。）の百分の五十に相当する額（以下この条において「令和六年改正法に係る令和七年度控除額」という。）の合算額を控除した額とし」を削り、「令和六年度基金費の額から令和六年改正法に係る令和七年度控除額」を「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十一号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和六年度基金費の額」という。）から令和六年度基金費の額に改める。

附則第七条の四の見出し中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同条中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第一号イ中「令和六年地方税法等改正法」という。）の下に「、地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号。以下この条において「令和八年地方税法等改正法」という。）」を加え、「という。）及び」を「という。）」に、「の施行」を「及び所得税法等改正法」という。）の施行」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ロ中「及び令和六年所得税法等改正法」を「、令和六年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ハ中「及び令和五年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」を「、令和五年所得税法等改正法及び令和七年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ニ中「震災特例法」を「令和八年地方税法等改正法、震災特例法」に、「及び令和六年所得税法等改正法」を「、令和六年所得税法等改正法及び令和八年地方税法等改正法、震災特例法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ホ中「及び令和四年地方税法等改正法」を「、令和四年地方税法等改正法及び令和八年地方税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ヘ中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ト中「及び令和六年地方税法等改正法」を「、令和六年地方税法等改正法及び令和八年地方税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号チ中「震災特例法」を「令和八年地方税法等改正法、震災特例法」に、「及び令和六年所得税法等改正法」を「、令和六年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号リ中「震災特例法」を「令和八年地方税法等改正法、震災特例法」に、「及び令和七年所得税法等改正法」を「、令和七年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ヌ中「及び令和六年地方税法等改正法」を「、令和六年地方税法等改正法及び令和八年地方税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ル中「震災特例法」を「令和八年地方税法等改正法、震災特例法」に、「及び令和六年所得税法等改正法」を「、令和六年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ヲ中「へまで」を「ホまで」に改め、同号イ中「震災特例法」を「令和八年地方税法等改正法、震災特例法」に、「及び令和七年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ロ中「及び令和六年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ハ中「及び令和六年地方税法等改正法」を「、令和六年地方税法等改正法及び令和八年地方税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ニ中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ホ中「震災特例法」を「令和八年地方税法等改正法、震災特例法」に、「及び令和六年所得税法等改正法」を「、令和六年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ヘを削る。

附則第九条の二中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改め、同条中「令和七年度に」を「令和八年度に」に、「、令和七年度震災復興特別交付税額」を「及び令和八年度震災復興特別交付税額」に、「令和七年度分」を「令和八年度分」に、「令和六年度震災復興特別交付税額」を「令和七年度震災復興特別交付税額」に、「千二百九億三千万千円」を「四百五十六億四千六百五十九万六千円」に改め、「及び二百四十億円」を削る。

附則第十二条の見出しを「（令和八年度震災復興特別交付税額の一部の令和九年度における交付等）」に改め、同条第一項中「令和七年度分」を「令和八年度分」に、「令和七年度震災復興特別交付税額」を「令和八年度震災復興特別交付税額」に、「令和七年度内」を「令和八年度内」に、「令和六年度震災復興特別交付税額」を「令和七年度震災復興特別交付税額」に、「令和八年度分」を「令和九年度分」に改め、同条第二項中「令和七年度震災復興特別交付税額」を「令和八年度震災復興特別交付税額」に改める。

附則第十三条第一項中「令和七年度及び令和八年度」を「令和八年度及び令和九年度」に改め、同条第二項中「、令和七年度」を「、令和八年度」に、「令和七年度震災復興特別交付税額」を「令和八年度震災復興特別交付税額」に、「令和八年度」を「令和九年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「令和七年度及び令和八年度」を「令和八年度及び令和九年度」に改め、同条中「令和七年度及び令和八年度」を「令和八年度及び令和九年度」に、「令和七年度に」を「令和八年度に」に、「令和七年度震災復興特別交付税額」を「令和八年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号）」に、「令和六年度震災復興特別交付税額のうち令和六年度」を「令和七年度震災復興特別交付税額のうち令和七年度」に、「、令和八年度」を「、令和九年度」に改める。

附則第十五条第一項中「令和七年度及び令和八年度」を「令和八年度及び令和九年度」に改め、同条第三項中「令和九年度」を「令和十年度」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一　警察費			警察職員数	一人につき　九、七五二、〇〇〇円
二　土木費				
1　道路橋りょう費			道路の面積	千平方メートルにつき　一四四、〇〇〇
			道路の延長	一キロメートルにつき　一、九三五、〇〇〇
2　河川費			河川の延長	一キロメートルにつき　二〇〇、〇〇〇
3　港湾費			港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　三二、〇〇〇
			港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　五、二九〇
			漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一〇、八〇〇
			漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　四、二六〇
4　その他の土木費			人口	一人につき　一、三一〇
三　教育費				
1　小学校費			教職員数	一人につき　六、七七七、〇〇〇
2　中学校費			教職員数	一人につき　六、六七五、〇〇〇
3　高等学校費			教職員数	一人につき　七、四七九、〇〇〇
			生徒数	一人につき　五四、七〇〇
4　特別支援学校費			教職員数	一人につき　六、二五九、〇〇〇
			学級数	一学級につき　二、二八二、〇〇〇
5　その他の教育費			人口	一人につき　五、一九〇
			高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき　二三五、〇〇〇
			私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　三二二、四四〇
四　厚生労働費				
1　生活保護費			町村部人口	一人につき　九、七〇〇
2　社会福祉費			人口	一人につき　八、三五〇
3　衛生費			人口	一人につき　一五、三〇〇
4　こども子育て費			十八歳以下人口	一人につき　一〇七、〇〇〇
5　高齢者保健福祉費			六十五歳以上人口	一人につき　五九、五〇〇
			七十五歳以上人口	一人につき　一〇四、〇〇〇
6　労働費			人口	一人につき　四八五
五　産業経済費				
1　農業行政費			農家数	一戸につき　一二九、〇〇〇
2　林野行政費			公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき　五、四一〇
			公有林野の面積	一ヘクタールにつき　一五、六〇〇
3　水産行政費			水産業者数	一人につき　四〇一、〇〇〇
4　商工行政費			人口	一人につき　二、一九〇
六　総務費				
1　徴税費			世帯数	一世帯につき　六、一一〇
2　恩給費			恩給受給権者数	一人につき　九〇〇、〇〇〇
3　地域振興費			人口	一人につき　五六三
七　災害復旧費			災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき　九五〇
八　補正予算債償還費			平成六年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき　八〇〇

	九　地方税減収補塡債償還費	十　財源対策債償還費	十一　減税補塡債償還費	十二　臨時財政対策債償還費	十三　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費
	平成十七年度から令和七年度までの各年度において国の補正予算に係る事業に充てるために発行した地方債の額	平成十七年度から令和七年度までの各年度の財源対策のために発行した地方債の額	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成十七年度及び平成十八年度の減収を補塡するために発行した地方債の額	臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができる地方債の額	平成二十五年度から令和七年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるために発行した地方債の額
	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
五	五九	五	三五	二三	四一

	市町村	十四　国土強靱化施策債償還費
		令和元年度から令和七年度までの各年度において国土強靱化施策に充てるために発行した地方債の額
		千円につき
二八		
	一　消防費	一人につき
	二　土木費	千平方メートルにつき
	1　道路橋りょう費	一キロメートルにつき
	2　港湾費	一メートルにつき
	3　都市計画費	一メートルにつき
	4　公園費	一人につき
	5　下水道費	一人につき
	6　その他の土木費	一人につき
	三　教育費	一人につき
	1　小学校費	一学級につき
	2　中学校費	一人につき
	3　高等学校費	一学級につき
	4　その他の教育費	一校につき
	四　厚生費	一人につき
	1　生活保護費	一人につき
	2　社会福祉費	一人につき
	3　保健衛生費	一人につき

	人口	一三、〇〇〇円
	道路の面積	七六、六〇〇
	道路の延長	一九三、〇〇〇
	港湾における係留施設の延長	三一、二〇〇
	港湾における外郭施設の延長	五、二九〇
	漁港における係留施設の延長	一〇、七〇〇
	漁港における外郭施設の延長	二、九八〇
	都市計画区域における人口	一、〇八〇
	人口	五八四
	都市公園の面積	三八、五〇〇
	人口	一一〇
	人口	一、五二〇
	児童数	五三、〇〇〇
	学級数	八八〇、〇〇〇
	学校数	一三、二三九、〇〇〇
	生徒数	五〇、三〇〇
	学級数	一、〇九九、〇〇〇
	学校数	一一、五六二、〇〇〇
	教職員数	七、二九二、〇〇〇
	生徒数	七七、九〇〇
	人口	四、八八〇
	市部人口	九、七六〇
	人口	九、二三〇
	人口	七、三七〇

4 こども子育て費	十八歳以下人口	一人につき	一六八、〇〇〇	
5 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七三、六〇〇	
	七十五歳以上人口	一人につき	八八、四〇〇	
6 清掃費	人口	一人につき	五、五九〇	
五 産業経済費				
1 農業行政費	農家数	一戸につき	一〇三、〇〇〇	
2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき	五四一、〇〇〇	
3 商工行政費	人口	一人につき	一、四七〇	
六 総務費				
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	四、七九〇	
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、二六〇	
	世帯数	一世帯につき	二、二八〇	
3 地域振興費	人口	一人につき	二、〇〇〇	
	面積	一平方キロメートルにつき	一、〇四三、〇〇〇	
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てたため発行につき同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇	
八 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てたため発行につき同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇	
九 補正予算債償還費	平成六年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇	
	平成十七年度から令和七年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可又は許可をした地方債の額	千円につき	九	

十 地方税減収補填債償還費	地方税の減収補填のため平成十七年度から令和七年度までの各年度において特別に発行を許可又は許可をした地方債の額	千円につき	四四	
十一 財源対策債償還費	平成十三年度から令和七年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行につき許可又は許可をした地方債の額	千円につき	九	
十二 減税補填債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成十七年度及び平成十八年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	千円につき	四四	
十三 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	千円につき	四四	
十四 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十五年度から令和七年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行につき同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	五二	
十五 国土強靭化施策債償還費	令和元年度から令和七年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行につき同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	二七	

別表第二道府県の項中「一〇、三七〇」を「一〇、六〇〇」に、「一、〇五六、〇〇〇」を「一、〇八四、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「二〇、九〇〇」を「二二、四〇〇」に、「二、一九〇、〇〇〇」を「二、二九八、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和七年度」を「令和八年度」に、「令和三十三年度」を「令和三十年度」に、「二十五兆五千百七十八億四千六百四十万八千円」を「二十二兆六千百七十八億四千六百四十万八千円」に、「令和八年度から令和十年度までの各年度」を「令和九年度及び令和十年度」に、「二十三兆千百七十八億四千六百四十万八千円」を「二十兆九千百七十八億四千六百四十万八千円」に改め、同項の表中

令和八年度	七千億円

を削る。

附則第五条中「令和七年度」を「令和八年度」に改める。

附則第九条第一項中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、「額から」の下に「同項第四号に掲げる額のうち七千億円並びに」を加え、同条第二項中「令和八年度」を「令和九年度」に改め、同条第三項中「令和八年度から」を「令和九年度から」に、「、令和八年度」を「、令和九年度」に、「、令和九年度」を「、令和十年度」に、「及び令和十四年度」を「から令和十八年度までの各年度」に、「令和十五年度」を「令和十九年度」に改め、同項第一号の表を次のように改める。

年度	金額
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	五百九十九億円
令和十一年度	九百六十一億円
令和十二年度	九百六十一億円
令和十三年度	九十三億円
令和十四年度	九十二億円
令和十五年度	八十九億円
令和十六年度	八十九億円
令和十七年度	八十九億円
令和十八年度	八十九億円

附則第九条第三項第二号中「令和八年度分」を「令和九年度分」に、「千四百十四億五千百八十八万二千円」を「千百八十八億七千百九十二万三千円」に改め、同項第三号中「令和九年度」を「令和十年度」に、「千三百八十二億四千二百七十二万五千円」を「千百八十八億七千百九十二万二千円」に改める。

附則第十条第二項中「次条」を「次条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　令和八年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

附則第十一条に次の一項を加える。

2　第二十三条の規定によるほか、前条第三項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

附則第十二条の三の次に次の一条を加える。

（財政投融資特別会計の投資勘定の歳出の特例）

第十二条の四　第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金は、財政投融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条を削り、第三十二条の二を第三十三条とする。

第三十三条の五の十四の次に次の一条を加える。

（サービスの提供の在り方の見直し等による公営企業の廃止に係る地方債の特例）

第三十三条の五の十五　地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この条において同じ。）は、当分の間、次項各号に掲げる公営企業（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号イに規定する公営企業に限る。以下この項及び次項において同じ。）について次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、当該公営企業の全部又は一部を廃止しようとするときは、特定経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

一　当該地域において、当該公営企業により現に提供されているサービスと同種のサービスが持続的に提供されるよう、そのサービスの提供の在り方を見直す必要があるとき。

二　前号に掲げるもののほか、当該地域の地理的条件及び社会的状況からみて、当該公営企業によるサービスの提供の継続が困難であるとき。

2　前項に規定する特定経費とは、次の各号に掲げる公営企業の区分に応じ、当該各号に定める経費をいう。

一　当該地方公共団体が経営する公営企業　当該公営企業の全部又は一部の廃止に伴い一般会計又は他の特別会計において一時に負担する必要があると認められる経費として総務省令で定める経費

二　当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が経営する公営企業　当該公営企業の全部又は一部の廃止に伴い当該地方公共団体が当該地方公共団体の組合に対して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相当する経費の財源に充てる必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの

3　地方公共団体は、第一項の規定による地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

4　地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

5　第三項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、第二項各号に掲げる公営企業の経営の現況及び将来の見通し並びに第一項各号のいずれかに該当すると認められる理由その他総務省令で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

6　第五条の三第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第三項に規定する許可を得た地方債について、同条第八項の規定は、第三項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

7　総務大臣は、第三項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

8　第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十三条の八の二の次に次のように改める。

（地方債の許可の基準等の特例）

第三十三条の八の二　当分の間、第五条の三第十項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三条の五の十五第三項」とする。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次条第二項」を「次条第二項第一号」に改め、「並びに同法附則第五条の八及び第五条の十二の規定による控除（同項及び第三条の二において「定額減税」という。）」を削り、「減少すること」の下に「、軽油引取税の収入が地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行による軽油引取税の当分の間税率（同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十二条の二の八の規定に基づく軽油引取税の税率の特例による当分の間の税率をいう。）の廃止（同項第二号並びに第三条の二第一項及び第二項において「軽油引取税当分の間税率の廃止」という。）により減少すること、自動車税の収入が地方税法等の一部を改正する法律の施行による自動車税の環境性能割（同法第一条の規定による改正前の地方税法第百四十五条第一号に規定する自動車税の環境性能割をいう。）の廃止（次条第二項第三号並びに第三条の三第一項及び第二項において「自動車税環境性能割の廃止」という。）により減少すること、軽自動車税の収入が地方税法等の一部を改正する法律の施行による軽自動車税の環境性能割（同法第一条の規定による改正前の地方税法第四百四十二条第一号に規定する軽自動車税の環境性能割をいう。）の廃止（次条第二項第四号及び第三条の四において「軽自動車税環境性能割の廃止」という。）により減少すること並びに地方揮発油譲与税の収入が租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十一号）の施行による地方揮発油税の当分の間税率（同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の八の規定に基づく地方揮発油税の税率の特例による当分の間の税率をいう。）の廃止（同項第五号及び第三条の五において「地方揮発油税当分の間税率の廃止」という。）により減少すること」を加える。

第二条第二項から第四項までを次のように改める。

2　地方特例交付金の種類は、次に掲げるものとする。

一　個人住民税減収補填特例交付金（住宅借入金等特別税額控除による個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）

二　軽油引取税減収補填特例交付金（軽油引取税当分の間税率の廃止による軽油引取税の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）

三　自動車税減収補填特例交付金（自動車税環境性能割の廃止による自動車税の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）

四　軽自動車税減収補填特例交付金（軽自動車税環境性能割の廃止による軽自動車税の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）

五　地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（地方揮発油税当分の間税率の廃止による地方揮発油譲与税の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）

3　毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次に掲げる額の合算額とする。

一　次条第一項に規定する個人住民税減収補填特例交付金総額

二　第三条の二第一項に規定する軽油引取税減収補填特例交付金総額

三　第三条の三第一項に規定する自動車税減収補填特例交付金総額

四　第三条の四第一項に規定する軽自動車税減収補填特例交付金総額

五　第三条の五第一項に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金総額

4　毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において交付すべき次に掲げる額の合算額とする。

一　次条第二項の規定により交付すべき個人住民税減収補填特例交付金の額

二　第三条の二第二項又は第三項の規定により交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の額

三　第三条の三第二項又は第三項の規定により交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額

四　第三条の四第二項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額

五　第三条の五第二項の規定により交付すべき地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額

第三条の見出しを「（個人住民税減収補填特例交付金の額）」に改め、同条中「住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の」を「個人住民税減収補填特例交付金の」に、「住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額」を「個人住民税減収補填特例交付金総額」に改める。

第三条の二を次のように改める。

（軽油引取税減収補填特例交付金の額）

第三条の二　毎年度分として交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の軽油引取税の軽油引取税当分の間税率の廃止による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（次項及び第五条第一項において「軽油引取税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2　毎年度分として各都道府県に対して交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の額は、軽油引取税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の軽油引取税減収見込額（軽油引取税当分の間税率の廃止による当該年度分の軽油引取税の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額（以下この項及び次項において「各都道府県按分額」という。）とする。ただし、指定市（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下同じ。）を包括する都道府県にあっては、各都道府県按分額から次項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各指定市に対して交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

3　毎年度分として各指定市に対して交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の額は、当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額に地方税法第百四十四条の六十第一項に規定する政令で定める率を乗じて得た額に、総務省令で定めるところにより、当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積（同項の一般国道等の面積をいう。以下この項において同じ。）を当該指定市を包括する都道府県の区域内に存する一般国道等の面積で除して得た数を乗じて得た額とする。

第三条の二の次に次の三条を加える。

（自動車税減収補填特例交付金の額）

第三条の三　毎年度分として交付すべき自動車税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の自動車税の自動車税環境性能割の廃止による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（次項及び第五条第一項において「自動車税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2　毎年度分として各都道府県に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の自動車税減収見込額（自動車税環境性能割の廃止による当該年度分の自動車税の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額（次項各号において「各都道府県按分額」という。）から同項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

3　毎年度分として各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、当該市町村に係る第一号に掲げる額（指定市にあっては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額）とする。

一　当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額の百分の四十・八五に相当する額を、総務省令で定めるところにより、当該都道府県内の各市町村が管理する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積により按分した額

二　当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額の百分の三十三・二五に相当する額に、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内に存する一般国道等（一般国道、高速自動車国道及び都道府県道（当該都道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の延長及び面積のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長及び面積の割合を乗じて得た額

4　前項各号の道路の延長及び面積は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種別その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより補正することができる。

（軽自動車税減収補塡特例交付金の額）

第三条の四　毎年度分として交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の総額は、各市町村における当該年度の軽自動車税の軽自動車税環境性能割の廃止による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（次項及び第五条第一項において「軽自動車税減収補塡特例交付金総額」という。）とする。

２　毎年度分として各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の額は、軽自動車税減収補塡特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の軽自動車税減収見込額（軽自動車税環境性能割の廃止による当該年度分の軽自動車税の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

第三条の五　毎年度分として交付すべき地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の地方揮発油譲与税の地方揮発油税当分の間税率の廃止による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（次項及び第五条第一項において「地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金総額」という。）とする。

２　毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の額は、地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県及び各市町村の地方揮発油譲与税の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額とする。

第五条第一項の表四月の項を次のように改める。

四　月	前年度の当該地方公共団体に対する個人住民税減収補塡特例交付金総額の前年度の個人住民税減収補塡特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額、前年度の当該地方公共団体に対する自動車税減収補塡特例交付金総額の前年度の自動車税減収補塡特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び前年度の当該地方公共団体に対する地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金総額の前年度の地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額の合算額に、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額 一　都道府県　前年度の当該都道府県に対する軽油引取税減収補塡特例交付金総額の前年度の軽油引取税減収補塡特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額 二　指定市　前年度の当該指定市に対する軽油引取税減収補塡特例交付金総額の前年度の軽油引取税減収補塡特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び前年度の当該指定市に対する軽自動車税減収補塡特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補塡特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額 三　指定市以外の市町村　前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補塡特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補塡特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額

第五条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「及び第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第八条を次のように改める。

（基準財政収入額の算定方法の特例）

第八条　各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

特別法人事業譲与税	当該市町村の地方揮発油譲与税	当該市町村の百分の七十五の額、当該市町村の自動車税減収補塡特例交付金の額の百分の七十五の額、当該市町村の軽自動車税（環境性能割）減収補塡特例交付金の額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の額及び当該市町村の地方揮発油譲与税の額の百分の七十五の額（当該市町村の軽油引取税減収補塡特例交付金の額の百分の七十五の額を控除した額とする。）の合算額
	当該指定市の地方揮発油譲与税	当該指定市の百分の七十五の額、当該指定市の自動車税減収補塡特例交付金の額、当該指定市の軽自動車税（環境性能割）減収補塡特例交付金の額及び当該指定市の地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の額の合算額

２　各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項の表道府県の項中「『十一　市町村たばこ税都道府県交付金』―当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量―』」とあるのは

「十一　市町村たばこ税都道府県交付金	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量
十一の二　地方特例交付金 １　個人住民税減収補塡特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第百七号）第二条第一項に規定する個人住民税減収補塡特例交付金（以下この表において「特例交付金」という。）の額の百分の七十五の額
２　軽油引取税減収補塡特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の二第二項第二号に規定する軽油引取税減収補塡特例交付金の額

3　自動車税減収補塡特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の三第二項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第三号に規定する自動車税減収補塡特例交付金の額
4　地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の五第二項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の額

村たばこ税の課税標準数量

政の特別措置に関する法律（「特例交付金法」という。）第二条第二項第一号に規定する特例交付金

項の規定により算定した特別引取税減収補塡特例交付金

項の規定により算定した特車税減収補塡特例交付金の

項の規定により算定した特揮発油譲与税減収補塡特例

』

と、同表市町村の項中「十四　軽油引取税交付金　前年度の軽油引取税交付金

』

とあるのは

「

十四　軽油引取税交付金	前年度の軽油引取税交付金
十四の二　地方特例交付金	
1　個人住民税減収補塡特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の四第二項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第四号に規定する軽自動車税減収補塡特例交付金の額
2　軽油引取税減収補塡特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の五第二項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の額
3　自動車税減収補塡特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の二第三項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第二号に規定する軽油引取税減収補塡特例交付金の額
4　軽自動車税減収補塡特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の三第三項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第三号に規定する自動車税減収補塡特例交付金の額
5　地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の三第二項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第四号に規定する軽自動車税減収補塡特例交付金の額

』

とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条第一項及び附則第四条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和八年度分の地方交付税から適用し、令和七年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（地域未来基金費等の基準財政需要額への算入）

第三条　令和八年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる新地方交付税法第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　地域未来基金費	人口	一人につき　四、一三〇円
	二　臨時財政対策債償還基金費	臨時財政対策の平成十七年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき　一八〇
市町村	臨時財政対策債償還基金費	臨時財政対策の平成十七年度から平成二十二年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき　八八円

2　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、地域未来基金費に係るものにあっては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、臨時財政対策債償還基金費に係るものにあっては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

前年度の軽油引取税交付金の交付額

当該年度について特例交付金法第三条第二項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第一号に規定する個人住民税減収補塡特例交付金の額

税交付金の交付額

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一　人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
二　臨時財政対策のため平成十七年度から平成二十二年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	(1)　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十七年度及び平成十八年度において起こすことができることとされた地方債の額 (2)　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (3)　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円

（令和八年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第四条　令和八年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十二号中「前年度の特別法人事業譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の特別法人事業譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第十六号中「前年度の航空機燃料譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の航空機燃料譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項中

「三　軽自動車税	当該市町村の区域内に定置場を有する第一号に規定する軽自動車等の種類別の台数

を

「三　軽自動車税	当該市町村の区域内に定置場を有する第一号に規定する軽自動車等の種類別の台数
地方税法第四百四十二条の二　地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この号において「旧地方税法」という。）に規定する軽自動車税の環境性能割	前年度中における当該市町村の区域内に定置場を有する旧地方税法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車等の種類別の台数

」とあるのは

「三　軽自動車税	当該市町村の区域内に定置場を有する第一号に規定する軽自動車等の種類別の台数
地方税法第四百四十二条の二　地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この号において「旧地方税法」という。）に規定する軽自動車税の環境性能割	前年度中における当該市町村の区域内に定置場を有する旧地方税法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車等の種類別の台数

」

と、同項第十二号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」と、同項第十九号中「前年度の航空機燃料譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の航空機燃料譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和八年度の予算から適用し、令和七年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の一般会計への帰属等）

第六条　令和八年四月一日における交付税及び譲与税配付金特別会計における財政融資資金からの借入金のうち七千億円に相当する額の借入金は、同日において、一般会計に帰属させることとし、一般会計は、当該借入金を二十年以内に償還するものとする。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（次項において「新特例交付金法」という。）の規定は、令和八年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、令和七年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

2　令和八年度における新特例交付金法第五条第一項の規定の適用については、同項本文の規定により同年度の四月に交付すべき地方特例交付金の額は、同項本文（同項の表四月の項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、前年度の第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下この項において「旧特例交付金法」という。）第二条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金の額に当該年度の新特例交付金法第三条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金法第三条第一項に規定する個人住民税減収補塡特例交付金総額の前年度の旧特例交付金法第三条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額に、第一条の規定による改正前の地方交付税法第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち軽油引取税、自動車税の環境性能割、地方揮発油譲与税、軽自動車税の環境性能割、軽油引取税交付金及び環境性能割交付金に係る令和七年度の同表の基準税額等を参酌して総務省令で定めるところにより算定した額を加算した額とする。

（地方自治法の一部改正）

第八条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の項第四号中「平成三十七年度」を「令和七年度」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第三十三条の五の十五第三項の規定により、当分の間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）

（北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正）

第九条　北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「同法」を「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条の規定により読み替えられた地方交付税法」に改め、「なった」の下に「地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金をいう。以下この項において同じ。）」を、「並びに当該」の下に「地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金、」を加える。

（北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十条　前条の規定による改正後の北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第七条の二第二項の規定は、令和八年度以後の年度における当該市又は町の標準負担額の算定については、なお従前の例による。

（地方公共団体金融機構法の一部改正）

第十一条　地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「第三十二条の二」を「第三十三条」に改める。

附則第七条第三項を次のように改める。

3　当分の間、第五章の規定の適用については、第二十八条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで若しくは第三十三条の五の十五第三項」とする。

附則第七条第四項を削る。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正）

第十二条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。

（地方債の起債の許可の特例）

第七条　当分の間、第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三条の五の十五第三項」とする。

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第四号

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「令和八年度」を「令和十三年度」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和

関税定率法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第五号

関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の六の見出し中「航空運送貨物等」を「航空運送貨物」に改め、同条第二項を削る。

第七条第一項中「及び次条」を「から第八条の二まで」に改め、同条第十七項中「を変更（」を「の変更（」に、「以下この項及び次項において同じ。）し、又は廃止する」を「）又は廃止をする」に、「。第一項」を「。同項」に、「を変更する」を「の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）をする」に改め、同条第十八項中「を変更し、又は廃止する」を「の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）又は廃止をする」に改め、同条第二十八項中「を変更」を「の変更」に、「）する」を「）をする」に改める。

第八条第一項中「価格（以下この条）の下に「及び次条」を加え、「）された」を「）がされた」に、「不当廉売された」を「不当廉売がされた」に改め、「限る。以下この条」の下に「及び次条」を加え、「当該本邦の産業」を「本邦の産業」に改め、「貨物（以下この条）及び「関税（以下この条）の下に「及び次条」を加え、同条第二項、第四項、第五項、第八項及び第九項中「不当廉売された」を「不当廉売がされた」に改め、同条第二十項中「を変更（」を「の変更（」に、「以下この項及び次項において同じ。）し、又は廃止する」を「）又は廃止をする」に、「。第一項」を「。同項」に、「を変更する」を「の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）をする」に改め、同条第二十一項中「を変更し、又は廃止する」を「の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）又は廃止をする」に改め、同条第二十五項から第二十七項までの規定中「不当廉売された」を「不当廉売がされた」に改め、同条第三十一項中「を変更」を「の変更」に、「）する」を「）をする」に改め、同条第三十六項中「不当廉売された」を「不当廉売がされた」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に対して課する関税）

第八条の二　前条第一項の規定により不当廉売関税が課されている場合において、次の各号に掲げる貨物（第一号及び第二号に掲げる貨物にあつては指定貨物の正常価格より低い価格で輸出のために販売されるものに限り、第三号に掲げる貨物にあつては当該貨物を原料又は材料の一部として生産される同項の規定により指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。）の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（同項の規定により指定された期間内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間（前条第二十七項の調査が開始された場合にあつては、当該指定された期間の初日から当該調査が終了する日又は当該指定された期間の末日のいずれか遅い日までの期間）内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、同条第一項の規定により課する不当廉売関税に相当する税額の関税を課することができる。

一　指定貨物の供給国（前条第一項の規定により供給者のみを指定している場合にあつては、当該供給者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域をいう。以下この条において「指定貨物供給国等」という。）から輸出された貨物又は指定貨物供給国等を原産国とする貨物を原料又は材料の一部として生産された同項の規定により指定された貨物（当該指定された貨物の価額に占める当該原料又は材料の価額の割合が財務省令で定める割合を超えるものに限る。）であつて、本邦及び指定貨物供給国等以外の国又は地域（以下この号及び第十六項第一号において「第三国」という。）において生産されたもの（第三国における前条第一項の規定により指定された貨物の生産において、重要でない工程として財務省令で定めるもの以外の工程を経たものを除く。）

二　前条第一項の規定により指定された貨物と性質及び形状が近似する貨物（同項の規定により指定された貨物と用途が直接競合するものに限る。）であつて、指定貨物供給国等において生産されたもの

三　前条第一項の規定により指定された貨物の原料又は材料の一部となる貨物（次のいずれにも該当するものに限る。）であつて、指定貨物の供給者が輸出し、又は生産したもの

イ　当該貨物を原料又は材料として本邦において生産される前条第一項の規定により指定された貨物（本邦における同項の規定により指定された貨物の生産において、重要でない工程として財務省令で定めるもの以外の工程を経るものを除く。）が国内において販売される場合における当該貨物

ロ　当該貨物を原料又は材料として本邦において生産される前条第一項の規定により指定された貨物の価額に占める当該原料又は材料とされる当該貨物の価額の割合が財務省令で定める割合を超える場合における当該貨物

2　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一　前条第五項の規定による調査を開始した日から当該調査に係る同条第一項の規定による不当廉売関税について同項の規定により指定された期間の末日までの間において、同項の規定により指定された貨物の輸入量の減少又は前項各号に掲げる貨物の輸入量の増加その他の財務省令で定める事情があると認められない場合

二　前項各号に掲げる貨物の輸入が、前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないと認められる場合

3　前条第一項の規定により指定された貨物に係る本邦の産業に利害関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、第一項各号に掲げる貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実並びに前項第一号に掲げる場合に該当しないことについての十分な証拠を提出し、第一項各号に掲げる貨物に対し同項の規定による関税を課することを求めることができる。

4　政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他第一項各号に掲げる貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実並びに第二項第一号に掲げる場合に該当しないことについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無及び同項各号に掲げる場合に該当するかしないかにつき調査を行うものとする。

5　前項の調査は、当該調査を開始した日から十月以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

6　第四項の調査が開始された場合において、当該調査に係る貨物の供給者は、当該調査が開始された日から終了する日までの間で財務大臣が指定する日までに、政令で定めるところにより、政府に対し、指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないことその他の当該調査に係る貨物の供給者に係る第一項各号に掲げる貨物の輸入が前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないことに関する事実についての十分な証拠を提出し、当該調査に係る貨物の供給者が輸出し、又は生産する貨物に対し、第一項の規定による関税を課さないことを求めることができる。

7　政府は、前項の規定による求めがあつた場合において、当該求めに係る貨物の供給者が指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないことその他の当該求めに係る貨物の供給者に係る第一項各号に掲げる貨物の輸入が前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないことに関する事実についての十分な証拠があり、かつ、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

8　前項の調査は、第四項の調査が終了する日までに終了するものとする。

9　政府は、第六項の規定による求めがあつた場合において、十分な証拠により、当該求めに係る貨物の供給者が指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないと認めるときその他の当該求めに係る貨物の供給者に係る第一項各号に掲げる貨物の輸入が前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものでないと認めるときは、当該求めに係る貨物の供給者が輸出し、又は生産する貨物で、第一項の規定による関税を課さないものについては、同項の規定にかかわらず、同項の規定による関税を課さないものとする。

10　第一項の規定による関税が課されている場合において、同項各号に掲げる貨物の供給者は、政令で定めるところにより、政府に対し、指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないことその他の当該同項各号に掲げる貨物の供給者に係る同項各号に掲げる貨物の輸入が前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないことに関する事実についての十分な証拠を提出し、当該供給者が輸出し、又は生産する貨物に対し、第一項の規定による関税を課さないことを求めることができる。

11　政府は、前項の規定による求めがあつた場合において、当該求めに係る貨物の供給者が指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないことその他の当該求めに係る貨物の供給者に係る第一項各号に掲げる貨物の輸入が前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないことに関する事実についての十分な証拠があり、かつ、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

12　前項の調査は、当該調査を開始した日から十月以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

13　政府は、第十項の規定による求めがあつた場合において、十分な証拠により、当該求めに係る貨物の供給者が指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないと認めるときその他の当該求めに係る貨物の供給者に係る第一項各号に掲げる貨物の輸入が前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものでないと認めるときは、当該求めに係る貨物の供給者が輸出し、又は生産する貨物で、第一項の規定により指定された期間に輸入されるものについては、同項の規定にかかわらず、同項の規定による関税を課さないものとする。

14　政府は、第十一項の調査が終了した場合において、第一項の規定により課される関税を前項の規定により課さないこととするときは、第十項の規定による求めに係る貨物の供給者が輸出し、又は生産する貨物で、第一項の規定により指定された期間に輸入されたものについて課された同項の規定による関税を速やかに還付しなければならない。

15　関税法第十三条第二項から第七項まで（還付及び充当）の規定は、前項の規定により第一項の規定による関税を還付する場合について準用する。この場合において、同条第二項に規定する還付加算金の計算の基礎となる同項の期間は、第十項の規定による求めがあつた日と当該求めに係る第一項の規定による関税の納付があつた日とのいずれか遅い日の翌日から起算するものとする。

16　前条第三十二項から第三十五項までの規定は、第一項の規定により指定された貨物の輸入者が納付した同項の規定による関税の額が次に掲げる額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を超える事実がある場合において、当該輸入者が当該超える部分の額に相当する同項の規定による関税の還付の請求をするときについて準用する。

一　第一項第一号に掲げる貨物にあつては、当該貨物の正常価格から当該貨物が生産された第三国から本邦に輸出される当該貨物の輸出のための販売価格を控除して得られる額

二　第一項第二号に掲げる貨物にあつては、当該貨物の正常価格から指定貨物供給国等から本邦に輸出される当該貨物の輸出のための販売価格を控除して得られる額

三　第一項第三号に掲げる貨物にあつては、指定貨物の正常価格から同号に掲げる貨物を原料又は材料の一部として生産される前条第一項の規定により指定された貨物の国内販売価格を控除して得られる額

17　前各項に定めるもののほか、第一項の規定による関税の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条の二第三項中「第十四条第十号ただし書」の下に「（無条件免税）」を、「第十四条の二第二号」の下に「（再輸入減税）」を加え、同条第五項中「保税工場についての」を削り、「第三十四条の二」を「第三十四条」に改める。

別表第二七一〇・一二号中

C　その他のもの	
(a)　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリットルにつき九三四円
(b)　その他のもの	

を

B　その他のもの	
(三)　軽油	
A　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリットルにつき三四六円
B　その他のもの	一キロリットルにつき七五〇円

に、

B　その他のもの	
(a)　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
(b)　その他のもの	
(三)　軽油	
A　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
B　その他のもの	無税

を

B　その他のもの	
(三)　軽油	
A　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリットルにつき三四六円
B　その他のもの	一キロリットルにつき七五〇円

に改め、同表第二七一〇・一九号中

B　その他のもの	
(二)　軽油	
(a)　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
(b)　その他のもの	
(二)　軽油	
A　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
B　その他のもの	無税

を

B　その他のもの	
(二)　軽油	
(a)　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリットルにつき三四六円
(b)　その他のもの	一キロリットルにつき七五〇円

に改め、同表第二七一〇・二〇号中

C　その他のもの	
(a)　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリットルにつき九三四円
(b)　その他のもの	

を

B　その他のもの	
(三)　軽油	
(a)　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
(b)　その他のもの	

に、

B　その他のもの	
(三)　軽油	
A　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリットルにつき三四六円
B　その他のもの	一キロリットルにつき七五〇円

を

B　その他のもの	
(三)　軽油	
(a)　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
(b)　その他のもの	
(三)　軽油	
A　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
B　その他のもの	無税

に改める。

（関税法の一部改正）

第二条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条の三」を「第四十一条の五」に改める。

第四条第一項第一号及び第三号の二中「第三十四条」を「第三十三条」に改める。

第七条の五第二号中「いう。」の下に「第百四十八条第二項（検察官への引継ぎ）を除き、」を加える。

第九条の八第三項中「その他の」を「その他」に改める。

第三十三条を削る。

第三十四条ただし書中「第四十一条の三」を「第四十一条の五」に改め、同条を第三十三条とし、第三十四条の二を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（外国貨物等を出すことの確認義務）

第三十四条の二　保税地域において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物（信書及び輸出の許可を受けた貨物を除く。）又は輸入の許可を受けた貨物をその保税地域から出そうとする場合には、これらの貨物を保税地域から出すことにつき必要とされるこの法律の規定による許可、承認又は届出があることを確認しなければならない。

第三十六条第一項中「一時持出し」を「一時持出」に、「第三十四条」を「第三十三条」に、「保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務」を「許可を受けた者の関税の納付義務等」に、「許可を受けて保税地域外に置く外国貨物」を「外国貨物を置く場所の制限」に改め、同条第二項中「許可を受けて保税地域外に置く外国貨物」を削る。

第四十一条の三中「保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務」を「許可を受けた者の関税の納付義務等」に改め、同条を第四章第二節中第四十一条の五とする。

第四十一条の二第一項中「規定」の下に「又は前条第一項の規定による命令」を加え、同条を第四十一条の四とし、第四十一条の次に次の二条を加える。

（指定保税地域において貨物を管理する者の規則の定め）

第四十一条の二　指定保税地域において貨物を管理する者は、その指定保税地域の業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定め、当該指定保税地域において貨物の管理を開始した後、遅滞なく、税関長に届け出なければならない。当該規則に定められた事項を変更した場合においても、同様とする。

（業務改善命令）

第四十一条の三　税関長は、指定保税地域において貨物を管理する者がこの法律の規定に従つて指定保税地域の業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定保税地域において貨物を管理する者に対し、前条に規定する規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきこと又は当該規則の制定若しくは変更を命ずることができる。

2　税関長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令に係る指定保税地域において貨物を管理する者にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければならない。

第四十三条に次の一号を加える。

十一　申請者が、前条第一項の許可を受けようとする保税蔵置場の業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていない場合

第四十三条の三第三項に後段として次のように加える。

この場合において、第六十七条の二第一項中「輸出又は輸入の許可」とあるのは「第四十三条の三第一項の承認」と、「保税地域等（保税地域又は第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所をいう。以下同じ。）」とあるのは「保税蔵置場」と、同条第二項中「輸出し、又は輸入しようとする者」とあるのは「保税蔵置場に置こうとする者」と、同条第三項中「保税地域等」とあるのは「保税蔵置場」と読み替えるものとする。

第四十三条の四第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告」とあるのは、「第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による申請」と読み替えるものとする。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（業務改善命令）

第四十五条の二　税関長は、保税蔵置場の許可を受けた者がこの法律の規定に従つて保税蔵置場の業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該保税蔵置場の許可を受けた者に対し、第四十三条第十一号（許可の要件）に規定する規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきこと又は当該規則の制定若しくは変更を命ずることができる。

2　税関長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令に係る保税蔵置場の許可を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければならない。

第四十八条第一項第二号中「第十号」を「第十一号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　許可を受けた者が第四十五条の二第一項（業務改善命令）の規定による命令に違反したとき。

第五十一条第三号中「者が」の下に「二以上の場所における」を、「遵守するため」の下に「に必要な業務の手順及び体制に関する事項並びに当該業務を適正かつ確実に遂行するため」を加える。

第五十二条中「ときは」の下に「、当該承認取得者に対し」を加え、「若しくは当該規則」を削り、「講ずる」を「とるべき」に、「同号に規定する規則を新たに定めること」を「当該規則の制定若しくは変更」に改める。

第六十一条の四中「納付義務等」の下に「・業務改善命令」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、第四十二条第二項中「前項」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と、第四十三条中「前条第一項の許可をしない」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可をしない」と、同条第一号及び第九号から第十一号までの規定中「前条第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と、第四十三条の二第二項中「前項」とあるのは「第五十七条（外国貨物を置くことができる期間）」と、第四十三条の三第一項中「三月（やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税関長が指定する期間）」とあるのは「三月」と、「置こうとする場合」とあるのは「保税作業のため置こうとする場合又は当該貨物を当該保税工場に入れた日から三月以内に保税作業に使用しようとする場合」と、「こととなる日前に」とあるのは「こととなる日前又は保税作業に使用する日前に」と、同条第三項中「保税蔵置場」とあるのは「保税工場」と、第四十八条第一項中「に入れること」とあるのは「に入れ、若しくは保税工場において保税作業をすること」と読み替えるものとする。

第六十二条後段を次のように改める。

この場合において、第五十一条第一号ロ中「第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）」と、同号ハ中「第四十三条第二号」とあるのは「第六十一条の四において準用する第四十三条第二号」と、同条第二号及び第三号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、第五十二条中「承認取得者が」とあるのは「第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による承認を受けた者（以下この節において「承認取得者」という。）が」と、「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、第五十二条の二中「第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、第五十三条第二号中「保税蔵置場の全部」とあるのは「保税工場の全部」と、「第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）」と読み替えるものとする。

第六十二条の七中「納付義務」を「納付義務等・業務改善命令」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第四十二条第三項中「第一項の許可又は前項但書の更新」とあるのは「第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）の許可」と、第四十三条中「前条第一項の許可をしない」とあるのは「第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）の許可をしない」と、同条第一号及び第九号から第十一号までの規定中「前条第一項」とあるのは「第六十二条の二第一項」と、第四十三条の三第三項中「第六十七条の二（」とあるのは「第六十七条の二第一項（」と、「第一項の承認の申請」とあるのは「第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の承認の申告」と、「第四十三条の三第一項」とあるのは「第六十二条の三第一項」と、「保税蔵置場」とあるのは「保税展示場」と、第四十三条の四第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の三第二項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）」と、「同条」とあるのは「第六十八条の二」と、「第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による申請」とあるのは「第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定による申告」と、第六十一条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）」と、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第六十二条の五」と、「同項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

第六十二条の八第二項第五号中「次号」の下に「及び第七号」を加え、同項に次の一号を加える。

七　当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人が、前項の許可を受けようとする総合保税地域の業務について、当該法人（その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていること。

第六十二条の十四第一項第一号中「含む」の下に「。第三号において同じ」を加え、同項第二号中「総合保税地域の許可の基準」を削り、同項に次の一号を加える。

三　総合保税地域の許可を受けた法人が次条において準用する第四十五条の二第一項（業務改善命令）の規定による命令に違反したとき。

第六十二条の十五中「納付義務等」の下に「・業務改善命令」を加え、「「前項但書」とあるのは「第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する前項ただし書」と」を削り、「第六十二条の十」と「第六十二条の十三の三第一項」とあるのは「第六十二条の十」と、「保税蔵置場」とあるのは「総合保税地域」と」を加え、「前条第一項」とあるのは「第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）」と、「同項」とあるのは「同条」を「前条第一項の承認又は指定」とあるのは「第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認」と、「同項」とあるのは「同条」と、同条第二項中「第四十三条の三第一項（外国貨物を置くこと」とあるのは「第六十二条の十（外国貨物を置くこと等」と、第四十五条の二第一項中「者が」とあるのは「法人（当該法人以外に当該総合保税地域において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。以下この条において同じ。）が」と、「者に対し、第四十三条第十一号（許可の要件）」とあるのは「法人に対し、第六十二条の八第二項第七号（総合保税地域の許可）」と、同条第二項中「者」とあるのは「法人」に、「第四十八条の二第四項中「第四十七条第一項第一号又は第三号」とあるのは「第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する第四十七条第一項第一号又は第三号」と、同条第五項」を「第四十八条の二第五項」に、「第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する第一項」を「第一項」に改め、「第六十二条の十五において準用する」を削る。

第六十七条の五中「第三十四条本文」を「第三十三条本文」に改める。

第六十九条の十二第七項第一号中「第三十四条」を「第三十三条」に改め、同項第二号中「第四十一条の三」を「第四十一条の五」に改める。

第七十三条第三項中「適用法令」の下に「、第三十四条の二（外国貨物等を出すことの確認義務）」を加える。

第百五条第一項第一号及び第二号中「こと」を「こと。」に改め、同項第三号中「提供させること」を「提供させること。」に改め、同項第四号及び第四号の二中「こと」を「こと。」に改め、同項第六号中「）された」を「）がされた」に、「不当廉売された」を「不当廉売がされた」に改め、「行った者」の下に「、同法第八条の二第一項各号（不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に対して課する関税）に掲げる貨物（同項第一号及び第二号に掲げる貨物にあつては指定貨物（同法第八条第一項に規定する指定貨物をいう。以下この号において同じ。）の正常価格（同法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下この号において同じ。）より低い価格で輸出のために販売されるものに限り、同法第八条の二第一項第三号に掲げる貨物にあつては当該貨物を原料又は材料の一部として生産される同法第八条第一項の規定により指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。）の国内における販売を行つた者、同法第八条の二第一項第三号に掲げる貨物を原料又は材料として本邦において生産される同法第八条第一項の規定により指定された貨物（当該指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。）の国内における生産又は販売を行つた者」を加え、「こと」を「こと。」に改める。

第百八条の四第一項及び第二項中「輸出した者」を「輸出した場合」に、「者を含む。）」を「場合を含む。）には、当該違反行為をした者」に改める。

第百九条第一項及び第二項中「輸入した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第百九条の二第一項及び第二項中「運送した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第百十条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第百十一条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第百十二条第一項中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改める。

第百十二条の二中「用途外使用等」に「製造用原料品の減税又は免税」に改め、「第十九条第二項」の下に「（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）」を加え、「用途外使用等」の」を「軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等」の」に、「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改める。

第百十三条の二中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改め、同条を第百十三条の三とし、第百十三条の次に次の一条を加える。

第百十三条の二　正当な理由がなく、第百二十一条第一項（臨検、捜索又は差押え等）の規定による電磁的記録提供命令又は同条第三項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第百十四条の二中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「提示して貨物の積卸しをした者」を「提示して貨物の積卸しをしたとき。」に改め、同条第四号から第十一号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十二号及び第十三号中「者又は」を「とき、又は」に、「提出しなかつた者」を「提出しなかつたとき。」に改め、同条第十四号から第十七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十八号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改める。

第百十五条の二中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「隠した者」を「隠したとき。」に改め、同条第二号から第六号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「第三十四条の二」を「第三十四条」に、「者」を「とき。」に改め、同条第十六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十一号中「（保税蔵置場についての規定の準用）」を削り、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十号中「（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」を削り、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　第四十一条の三第一項又は第四十五条の二第一項（業務改善命令）（第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）、第六十二条の七及び第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

第百十五条の二第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　第三十四条の二（外国貨物等を出すことの確認義務）の規定に違反して外国貨物（信書及び輸出の許可を受けた貨物を除く。）又は輸入の許可を受けた貨物を保税地域から出したとき。

第百十六条中「及び第十六号」を「、第十一号及び第十八号」に、「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改める。

第百十七条第一項中「第百十二条まで」を「第百十二条の二まで」に、「、第百十二条の二（用途外」を「・用途外」に改め、「第百十三条の二」の下に「（電磁的記録提供命令に違反する等の罪）、第百十三条の三」を加える。

第百二十一条第一項中「記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえること」を「電磁的記録提供命令（次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令（提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものに限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　電磁的記録を保管する者　次のイ又はロに掲げる方法

イ　電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ロ　電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

二　電磁的記録を利用する権限を有する者（前号に掲げる者を除く。）　同号イ又はロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）

第百二十一条第七項中「交付して」を「提供して」に、「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10　許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならない。

一　当該許可状が書面による場合　当該裁判官が記名押印すること。

二　当該許可状が電磁的記録による場合　当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

11　地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、第三項の許可をするときは、許可状にその旨及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずる期間を記載し、又は記録しなければならない。

第百二十一条第五項中「前項の」を「第五項の規定による」に、「おいては」を「おいて」に、「裁判官」を「裁判官が許可状を発するときは、当該裁判官」に、「記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」を「提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項、発付」に、「裁判所名」を「裁判所名その他最高裁判所規則で定める事項」に、「自己の記名押印した」を「又は記録した」に、「交付しなければ」を「発しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該許可状が書面による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず許可状を返還しなければならない旨

二　当該許可状が電磁的記録による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず税関職員の使用に係る電子計算機から許可状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を当該裁判官に提出しなければならない旨

第百二十一条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

7　税関職員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。

第百二十一条第三項中「前二項」を「前三項」に、「記録させ、若しくは印刷させるべき者」を「提供させるべき者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　税関職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、一年を超えない期間を定めて、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかつたことを漏らしてはならない旨を命ずることができる。

第百二十二条第一項及び第二項中「交付」を「発付」に改める。

第百二十三条第一項中「又は記録命令付差押えをするため」を「をし、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるため」に、「書面で」を「書面により又は電磁的記録により」に、「当該電磁的記録」を「当該求めに係る電磁的記録」に、「又は記録命令付差押えをする必要」を「をし、又は電磁的記録提供命令により当該電磁的記録を提供させる必要」に改める。

第百二十四条中「交付」を「発付」に改める。

第百二十六条第一項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に、「はずし」を「外し」に改め、同条第二項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第百二十一条第一項第一号イ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改め、同条に次の一項を加える。

3　税関職員は、電磁的記録提供命令（第百二十一条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させた場合には、当該電磁的記録の内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができる。

第百二十八条の見出し中「提示」を「提示等」に改め、同条中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に、「は、」を「については、」に、「提示しなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一　許可状が書面である場合　許可状を示すこと。

二　許可状が電磁的記録である場合　財務省令で定めるところにより、許可状に記録された事項及び第百二十一条第十項（第二号に係る部分に限る。）（臨検、捜索又は差押え等）の規定による措置に係る地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は処分を受ける者をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。

第百二十八条に次の三項を加える。

2　税関職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、前項の規定による措置をとるため必要があるときは、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができる。

3　地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の許可をするときは、許可状に立ち入るべき場所を記載し、又は記録しなければならない。

4　税関職員が電磁的記録提供命令をする場合（第二項の許可を受けた場合に限る。）における第一項の規定による措置をとるについては、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができる。

一　錠を外すこと。

二　何人に対しても、税関職員の許可を受けないで当該措置をとる場所に出入りすることを禁止すること。

三　この項（前号に係る部分に限る。）の規定による処分に従わない者について、これを退去させ、又は当該措置をとり終わるまでこれに看守者を付すること。

第百二十九条及び第百三十条中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。

第百三十一条第一項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改める。

第百三十二条中「、差押え又は記録命令付差押え」を「若しくは差押え」に、「ときは、」を「とき又は電磁的記録提供命令（第百二十一条第一項第一号イ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により記録媒体を提出させたときは、書面又は電磁的記録をもつて」に、「、差押物件若しくは記録命令付差押物件」を「若しくは差押物件」に、「。）」を「。）若しくは当該電磁的記録提供命令を受けた者」に、「その謄本を交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

2　電磁的記録提供命令（第百二十一条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させた場合には、書面又は電磁的記録をもつてその目録を作成し、当該電磁的記録提供命令を受けた者又はこれに代わるべき者に提供しなければならない。

3　前二項の規定にかかわらず、電磁的記録をもつて作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第百三十三条第一項中「、差押物件又は記録命令付差押物件」を「又は差押物件」に改める。

第百三十四条第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第百二十一条第一項第一号イ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改め、同条第二項及び第三項中「記録命令付差押物件」を「記録媒体」に改める。

第百三十五条第一項中「第百二十五条（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた」を「次の各号に掲げる」に、「、差押えを受けた」及び「、当該差押えを受けた」を「、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第百二十五条（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体　差押えを受けた者

二　電磁的記録提供命令（第百二十一条第一項第一号イ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体　電磁的記録提供命令を受けた者

第百三十五条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録提供命令により移転させた電磁的記録の複写）

第百三十五条の二　税関職員は、電磁的記録提供命令（第百二十一条第一項第一号ロ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。）により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなつたときは、当該者の請求により又は職権で、当該者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

2　第百三十四条第二項（領置物件等の還付等）の規定は、前項の規定による複写について準用する。

3　前項において準用する第百三十四条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても前項の複写の請求がないときは、その複写をさせることを要しない。

第百三十六条第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録（次項及び第六項において「物件」という。）」に改め、同条第二項中「第四項及び第五項」を「第六項及び第八項」に改め、同条第五項中「前項の許可状を示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第四項の許可状が書面である場合　同項の許可状を示すこと。

二　第四項の許可状が電磁的記録である場合　財務省令で定めるところにより、同項の許可状に記録された事項及び前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る当該裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第百三十六条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは」を「第四項の許可状には」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付」を「発付」に、「を記載し、自己の記名押印した許可状を税関職員に交付しなければ」を「その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第四項の許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならない。

一　当該許可状が書面による場合　当該裁判官が記名押印すること。

二　当該許可状が電磁的記録による場合　当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第百三十六条第三項の次に次の二項を加える。

4　地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の請求があつた場合において、当該請求を相当と認めるときは、許可状を税関職員に発しなければならない。

5　前項の許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第百三十七条の見出しを「（臨検、捜索又は差押えの夜間執行の制限等）」に改め、同条第一項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に、「記載」を「記載又は記録」に改め、同条第二項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第百二十八条第二項（許可状の提示等）の規定にかかわらず、日没から日出までの間には、許可状（同条第三項の規定により立ち入るべき場所が記載され、又は記録されたものに限る。）に夜間でも許可状の提示をすることができる旨の記載又は記録がなければ、電磁的記録提供命令をする場合における同条第一項の規定による措置をとるため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。ただし、旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所でその公開した時間内に入る場合は、この限りでない。

第百三十八条中「、差押え若しくは記録命令付差押え」を「若しくは差押え」に改める。

第百三十九条中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改める。

第百四十条の見出し中「交付」を「提供」に改め、同条中「を交付しなければ」を「（電磁的記録をもつて作成するものを含む。）を提供しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録をもつて作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第百四十一条第一項中「を作成し、」を「（電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下この条において同じ。）を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に、「質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書の内容を表示したもの

第百四十一条第三項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に、「立会人に示し、立会人とともにこれに署名押印しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを立会人に示さなければ」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書の内容を表示したもの

第百四十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「又は領置」を「、領置又は電磁的記録提供命令」に、「これに署名押印しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書に署名押印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書に財務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第百四十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の調書には、税関職員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、質問を受けた者とともに当該各号に定める措置をとらなければならない。ただし、質問を受けた者が当該措置をとらず、又は当該措置をとることができないときは、その旨を付記すれば足りる。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書に署名押印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書に財務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第百四十一条に次の一項を加える。

5　前項の調書には、税関職員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、立会人とともに当該各号に定める措置をとらなければならない。ただし、立会人が当該措置をとらず、又は当該措置をとることができないときは、その旨を付記すれば足りる。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書に署名押印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書に財務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第百四十六条第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第百二十一条第一項第一号イ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改める。

第百四十八条第二項中「をもつて」を「により又は財務省令で定めるところにより電磁的方法（電子情報処理組織（検察官の使用に係る電子計算機と税関職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により」に、「第百四十一条各項」を「第百四十一条第一項、第三項又は第四項」に、「添付し」を「添えて」に、「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録」に、「記録命令付差押目録」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録に係る目録」に改め、同条第三項中「、差押物件又は記録命令付差押物件」を「又は差押物件」に改め、同条第四項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第百二十一条第一項第一号イ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

５　第二項の規定により電磁的記録提供命令（第百二十一条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記録が引き継がれたときは、当該電磁的記録は、検察官が刑事訴訟法の規定によつてする同法第百二条の二第一項（電磁的記録提供命令）に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供されたものとみなす。

第百四十九条中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。

（関税暫定措置法の一部改正）

第三条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第四条中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項及び第八項、第七条の四第一項並びに第七条の六第一項及び第五項中「令和七年度」を「令和八年度」に改める。

第八条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第八条の五第一項中「第八条第一項若しくは第二項」の下に「、第八条の二第一項」を加える。

別表第一第一八〇六・一〇号中「一九％」を「一七・七％」に改め、同表第一八〇六・二〇号中「一九・九％」を「一八・九％」に改め、同表第一九〇一・九〇号中「二一・二％」を「二〇・一％」に改め、同表第二一〇六・一〇号中「五・八％」を「三・九％」に改め、同表第二一〇六・九〇号中「二一・二％」を「二〇・一％」に改め、同表第二七・一〇項を削る。

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「令和八年三月三一日」を「令和九年三月三一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中関税定率法第十九条の二の改正規定及び第二条の規定（同条中関税法第九条の八第三項の改正規定、同法第百五条第一項の改正規定、同法第百八条の四から第百十二条の二までの改正規定、同法第百十三条の二の改正規定（「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改める部分に限る。）、同法第百十四条の二の改正規定、同法第百十五条の二の改正規定（同条第七号中「第三十四条の二」を「第三十四条」に改め、同条第十六号を同条第十八号とし、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号を同条第十五号とし、同条第十二号を同条第十四号とし、同条第十一号中「（保税蔵置場についての規定の準用）」を削り、同号を同条第十三号とし、同条第十号中「（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」を削り、同号を同条第十二号とし、同条第九号を同条第十号とし、同号の次に一号を加え、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第百十六条の改正規定（「及び第十六号」を「、第十一号及び第十八号」に改める部分を除く。）及び同法第百十七条第一項の改正規定（「第百十二条まで」を「第百十二条の二まで」に、「、第百十二条の二（用途外）」を「・用途外」に改める部分に限る。）並びに次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条の規定　令和八年六月一日

二　第二条中関税法第七条の五第二号の改正規定、同法第百十三条の二を同法第百十三条の三とする改正規定、同法第百十三条の次に一条を加える改正規定、同法第百十七条第一項の改正規定（「第百十三条の二」の下に「（電磁的記録提供命令に違反する等の罪）、第百十三条の三」を加える部分に限る。）、同法第百二十一条から第百二十四条までの改正規定、同法第百二十六条の改正規定、同法第百二十八条（見出しを含む。）の改正規定、同法第百二十九条から第百三十五条までの改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百三十六条の改正規定、同法第百三十七条（見出しを含む。）の改正規定、同法第百三十八条の改正規定、同法第百三十九条の改正規定、同法第百四十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第百四十一条の改正規定、同法第百四十六条第一項の改正規定、同法第百四十八条の改正規定及び同法第百四十九条の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十条の規定　令和九年十月一日

三　第一条中関税定率法第四条の六（見出しを含む。）の改正規定　令和十年四月一日

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定（前条第一号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の際現に指定保税地域（関税法第三十七条第一項に規定する指定保税地域をいう。次項及び第三項において同じ。）において貨物を管理する者は、第二条の規定による改正後の関税法（以下この条において「新関税法」という。）第四十一条の二の規定にかかわらず、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第一号施行日」という。）から起算して四月を経過する日までの間に、新関税法第四十一条の二に規定する規則を定め、税関長に届け出なければならない。

２　第二条の規定の施行の際現に指定保税地域において貨物を管理する者に係る新関税法第四十一条の三の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該指定保税地域において貨物を管理する者が新関税法第四十一条の二の規定による届出をする日のいずれか早い日以後の当該指定保税地域において貨物を管理する者の業務について適用する。

３　第二条の規定の施行の際現に指定保税地域において貨物を管理する者に係る新関税法第四十一条の四第一項の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該指定保税地域において貨物を管理する者が新関税法第四十一条の二の規定による届出をする日のいずれか早い日以後にした当該指定保税地域において貨物を管理する者（その者が法人である場合にはその役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者の行為について適用し、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該指定保税地域において貨物を管理する者が新関税法第四十一条の二の規定による届出をする日のいずれか早い日前にした当該指定保税地域において貨物を管理する者（その者が法人である場合にはその役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者の行為については、なお従前の例による。

４　新関税法第四十三条（第十一号に係る部分に限り、新関税法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）の規定は、第一号施行日以後にされる関税法第四十二条第一項、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項の許可（以下この条において「保税蔵置場等の許可」という。）の申請について適用し、第一号施行日前にされた保税蔵置場等の許可の申請（以下この項、第六項及び第八項において「施行日前許可申請」という。）については、なお従前の例による。この場合において、施行日前許可申請をした者であって、第一号施行日以後に保税蔵置場等の許可を受けたものは、当該保税蔵置場等の許可の日から起算して四月を経過する日までの間に、新関税法第四十三条第十一号（新関税法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する規則を定めなければならない。

５　第二条の規定の施行の際現に保税蔵置場等の許可を受けている者は、第一号施行日から起算して四月を経過する日までの間に、新関税法第四十三条第十一号に規定する規則を定めなければならない。

6　施行日前許可申請をした者であって、第一号施行日以後に保税蔵置場等の許可を受けたものに係る新関税法第四十五条の二（新関税法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、当該保税蔵置場等の許可の日から起算して四月を経過した日又は当該保税蔵置場等の許可を受けた者が新関税法第四十三条第十一号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後の当該保税蔵置場等の許可を受けた者の業務について適用する。

7　第二条の規定の施行の際現に保税蔵置場等の許可を受けている者に係る新関税法第四十五条の二の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該保税蔵置場等の許可を受けている者が新関税法第四十三条第十一号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後の当該保税蔵置場等の許可を受けた者の業務について適用する。

8　施行日前許可申請をした者であって、第一号施行日以後に保税蔵置場等の許可を受けたものに係る新関税法第四十八条第一項（第三号に係る部分に限り、新関税法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、当該保税蔵置場等の許可の日から起算して四月を経過した日又は当該保税蔵置場等の許可を受けた者が新関税法第四十三条第十一号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後にした当該保税蔵置場等の許可の日から起算して四月を経過した日又は当該保税蔵置場等の許可を受けた者の行為について適用し、当該保税蔵置場等の許可を受けた者が当該規則を定める日のいずれか早い日前にした当該保税蔵置場等の許可を受けた者の行為については、なお従前の例による。

9　第二条の規定の施行の際現に保税蔵置場等の許可を受けている者に係る新関税法第四十八条第一項の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該保税蔵置場等の許可を受けている者が新関税法第四十三条第十一号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後にした当該保税蔵置場等の許可を受けている者の行為については、なお従前の例による。

10　新関税法第六十二条の八第二項（第七号に係る部分に限る。）の規定は、第一号施行日以後にされる関税法第六十二条の八第一項の許可（以下この条において「総合保税地域の許可」という。）の申請について適用し、第一号施行日前にされた総合保税地域の許可の申請（以下この項、第十二項及び第十四項において「施行日前許可申請」という。）については、なお従前の例による。この場合において、施行日前許可申請をした者であって、第一号施行日以後に総合保税地域の許可を受けたもの（当該総合保税地域の許可を受けた者以外にその許可に係る総合保税地域において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。第十二項及び第十四項において同じ。）は、当該総合保税地域の許可の日から起算して四月を経過する日までの間に、新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定めなければならない。

11　第二条の規定の施行の際現に総合保税地域の許可を受けている者（当該総合保税地域の許可を受けている者以外にその許可に係る総合保税地域において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。）は、第一号施行日から起算して四月を経過する日までの間に、新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定めなければならない。

12　施行日前許可申請をした者であって、第一号施行日以後に総合保税地域の許可を受けたものに係る新関税法第六十二条の十五において準用する新関税法第四十五条の二の規定は、当該総合保税地域の許可の日から起算して四月を経過した日又は当該総合保税地域の許可を受けた者が新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後の当該総合保税地域の許可を受けている者の業務について適用する。

13　第二条の規定の施行の際現に総合保税地域の許可を受けている者に係る新関税法第六十二条の十五において準用する新関税法第四十五条の二の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該総合保税地域の許可を受けている者が新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後の当該総合保税地域の許可を受けている者の業務について適用する。

14　施行日前許可申請をした者であって、第一号施行日以後に総合保税地域の許可を受けたものに係る新関税法第六十二条の十四第一項（第三号に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定は、当該総合保税地域の許可の日から起算して四月を経過した日又は当該総合保税地域の許可を受けた者が新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後にした当該総合保税地域の許可の日から起算して四月を経過した日又は当該総合保税地域の許可を受けた者の行為について適用し、当該総合保税地域の許可を受けた者が当該規則を定める日のいずれか早い日前にした当該総合保税地域の許可を受けた者の行為については、なお従前の例による。

15　第二条の規定の施行の際現に総合保税地域の許可を受けている者に係る新関税法第六十二条の十四第一項の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該総合保税地域の許可を受けている者が新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後にした当該総合保税地域の許可を受けている者の行為について適用し、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該総合保税地域の許可を受けている者が当該規則を定める日のいずれか早い日前にした当該総合保税地域の許可を受けている者の行為については、なお従前の例による。

第三条　令和九年十月一日前に第二条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。附則第十条において同じ。）による改正前の関税法（以下この条において「旧関税法」という。）第十一章第一節の規定により記録命令付差押え（旧関税法第百二十一条第一項に規定する記録命令付差押えをいう。以下この項において同じ。）に係る旧関税法第百二十一条第四項に規定する許可状が発せられた場合における当該記録命令付差押えについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「領置、差押え又は記録命令付差押えをした場合」を「領置若しくは差押えをした場合又は電磁的記録提供命令（関税法第百二十一条第一項第一号イ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法により提供を命ずるものに限る。以下この項において同じ。）により提出させた場合」に、「記録命令付差押えの事由」を「電磁的記録提供命令の事由」に、「領置、差押え又は記録命令付差押えをした事由」を「領置若しくは差押えをし、又は電磁的記録提供命令により提出させた事由」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第七条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「、当該」を「、その」に改め、同項第一号中「の還付」を削り、同項第二号中「の還付」を「）（同法第八条の二第十六項（不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に対して課する関税）において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。」に改め、同項第四号中「特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付」を「関税の緊急措置」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「暫定緊急関税の還付」を「緊急関税等」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　関税定率法第八条の二第十四項

第十四条第二項中「及び第二号」を「、第二号」に、「に」を「）及び第三号に」に改め、同条第三項中「及び第二号」を「、第二号」に、「に」を「）及び第三号に」に、「関税定率法第七条第二十九項又は第八条第三十二項の規定による還付の請求があつた日」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」に、「充当（国税通則法」を「充当（同法」に改め、同項に次の各号を加える。

一　関税定率法第七条第二十九項の規定による還付の請求があつた場合　当該還付の請求があつた日

二　関税定率法第八条第三十二項（同法第八条の二第十六項において準用する場合を含む。）の規定による還付の請求があつた場合　当該還付の請求があつた日

三　関税定率法第八条の二第十項の規定による求めがあつた場合　当該求めがあつた日と当該求めに係る同条第一項の規定により関税が課された課税物品に係る消費税の納付があつた日とのいずれか遅い日

（租税特別措置法の一部改正）

第八条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十条の四第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二　関税定率法別表第二七一〇・一二号の一の㈠のC(a)又は第二七一〇・二〇号の一の㈠のC(a)に掲げる揮発油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

三　関税定率法別表第二七一〇・一二号の一の㈡のB(a)、第二七一〇・一九号の一の㈠のB(a)若しくは第二七一〇・二〇号の一の㈡のB(a)に掲げる灯油又は同表第二七一〇・一二号の一の㈢のA、第二七一〇・一九号の一の㈡のA若しくは第二七一〇・二〇号の一の㈢のAに掲げる軽油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部改正）

第九条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「）された」を「）がされた」に、「不当廉売された」を「不当廉売がされた」に改め、「限る。以下この項」の下に「及び次項」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、関税定率法第八条第一項の規定により同項に規定する不当廉売関税が課されている場合において、同法第八条の二第一項に規定する貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実並びに同条第二項第一号に掲げる場合に該当しないことについての十分な証拠があると思料し、かつ、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条第四項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

第四十八条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

（電磁的記録提供命令等における留意事項）

第十条　電磁的記録提供命令（第二条の規定による改正後の関税法第百二十一条第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。）により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り関税法に規定する犯則事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならない。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第六号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第六十九条第四項中「令和七年度」を「令和十二年度」に改める。

第七十二条第三項及び第四項中「令和九年度」を「令和十四年度」に改める。

附　則

この法律は、令和八年四月一日から施行する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第七号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は市」を「又は市町村」に、「第八条第三号並びに」を「第八条第三号、」に改め、「第二号」の下に「、第九条第五号並びに第十四条第二号」を加え、「町村」を削り、同項の表中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の項中「四十人」を「三十五人」に改める。

第八条第二号中「八百五十一人」を「八百一人」に、「八百一人」を「七百五十一人」に改め、同条第三号中「市」を「市町村」に改め、「第二号」の下に「、第九条第五号並びに第十四条第二号」を加え、「町村」を削る。

第九条に次の一号を加える。

五　共同学校事務室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の四第一項の共同学校事務室をいう。第十四条第二号及び第十五条第五号において同じ。）であつて小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に置かれるものを二以上置く市町村（第十四条第二号に規定する市町村に該当するものを除く。）の合計数に一を乗じて得た数

第十四条中「特別支援学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に一を乗じて得た」を「次に定めるところにより算定した数を合計した」に改め、同条に次の各号を加える。

一　特別支援学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に一を乗じて得た数

二　共同学校事務室であつて特別支援学校に置かれるものを二以上（第九条第五号に規定する共同学校事務室を一置く市町村にあつては、一以上）置く市町村の合計数に一を乗じて得た数

第十五条第五号中「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の四第一項に規定する共同学校事務室をいう。）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和十年三月三十一日までの間におけるこの法律による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第二項の規定の適用については、同項の表中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の項中「三十五人」とあるのは、「三十五人（生徒の数の推移等を考慮し、段階的に三十五人とすることを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある中学校にあつては、四十人）」とする。

2　前項の規定の適用がある場合における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下この条において「標準法」という。）第四条及び第六条第二項の規定の適用については、標準法第四条第一項中「前条第二項又は第三項」とあるのは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七号。次項及び第六条第二項において「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項の規定又は前条第三項」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、標準法第六条第二項中「第三条第二項」とあるのは「改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第三条第二項」とする。

3　標準法第六条第一項に規定する都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数又は標準法第十条第一項に規定する都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準については、令和十年三月三十一日までの間は、標準法第六条及び第十条の規定にかかわらず、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

（政令への委任）

第三条　前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

文部科学大臣　松本　洋平
内閣総理大臣　高市　早苗

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第八号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法律は」の下に「、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し」を、「その」の下に「経済的な状況にかかわらず当該高等学校等の」を加え、「に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する」を「の機会均等及び自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図る」に改める。

第二条第二号中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改める。

第三条第一項中「有する者」の下に「（日本国籍を有する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限る。）」を加え、同条第二項第三号を削る。

第五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「地方公共団体の設置する」を削り、同項を同条第二項とする。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第十五条第一項中「国は、」の下に「毎年度、第六条第一項の規定により都道府県知事が行う」を加え、「全額」を「四分の三」に、「金額を」を「額を負担するものとし、」に改め、「都道府県に」の下に「対し、当該額を」を加え、同条第二項中「範囲内で、」の下に「第六条第一項の規定により都道府県知事が行う」を加え、「金額」を「額」に改める。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

第十六条及び第十七条　削除

第十八条第一項中「都道府県知事」の下に「（第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣）」を加え、「、その保護者等」を削る。

第十九条中「、第十七条」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年四月一日から施行する。

（高等学校等就学支援金の支給に関する経過措置）

第二条　令和八年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の日前から引き続き高等学校等に在学する者（この法律による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（次条及び附則第五条において「新法」という。）第三条第一項に規定する者を除く。）に係る同日以後の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

（交付金に関する経過措置）

第三条　新法第十五条第一項の規定は、令和八年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給に要する費用について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給に要する費用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後三年以内に、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、高等学校等就学支援金の受給資格その他の支給の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の項中「、第十七条」を削る。

総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平
内閣総理大臣　高市　早苗

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第九号

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律

運輸事業の振興の助成に関する法律（平成二十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「軽油引取税の税率について特例が設けられていることが」を「現下の」に、「に与える影響」を「をめぐる状況」に改める。

附則第二項を次のように改める。

（この法律の失効）

2　この法律は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

附則に次の一項を加える。

（経過措置）

3　前項の規定にかかわらず、この法律の失効前に第二条第一項の規定により運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者については、第三条の規定は、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附　則

この法律は、令和八年四月一日から施行する。

総務大臣　林　芳正
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第十号

農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法

（趣旨）

第一条　この法律は、令和八年度から令和十一年度までに限り集中的に行う、農地の区画の拡大、共同利用施設の再編整備、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）第二条第一項に規定するスマート農業技術の開発及びこれを活用した生産方式の導入、農産物の輸出を行う産地の育成その他の農業構造転換の推進に必要な施策の実施に要する経費の財源に充てるため、令和八年度から令和十一年度までにおける日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例を定め、もって食料安全保障の確保に資するものとする。

（日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例）

第二条　日本中央競馬会は、令和八事業年度から令和十一事業年度までの各事業年度において、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十七条の規定による国庫への納付をするほか、同法第二十九条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による特別積立金のうち千億円の四分の一に相当する金額（次項において「特別国庫納付金額」という。）を当該事業年度の四月一日から翌事業年度の三月三十一日までの間に国庫に納付しなければならない。

2　特別国庫納付金額は、日本中央競馬会法第二十九条第一項の規定による特別積立金の額から減額して整理するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後四年を目途として、農業構造転換の集中的な推進の状況等を勘案し、食料安全保障の確保に資する施策の実施に必要な安定した財源を確保するための各般の措置の在り方について検討を加え、必要に応じ所要の措置を講ずるものとする。

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

日本中央競馬会法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第十一号

日本中央競馬会法の一部を改正する法律

日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十三条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第七号中「有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）」とあるのは、「有する者」と読み替えるものとする。

第十九条に次の一項を加える。

5　競馬会は、第一項及び第二項に掲げる業務並びに前項に規定する業務のほか、農林水産省令で定めるところにより、これらの業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、競馬会が保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸する業務を行うことができる。

第二十九条第一項中「第二十七条第二項の規定による納付及び前条第一項の規定による積立をしてなお剰余」を「次条第三項に規定する剰余の額から同項の規定により特別振興資金に充てる金額を控除してなお残額」に、「すべてこれ」を「その残額」に改める。

第二十九条の二第三項中「前条第一項の」を「第二十七条第二項の規定による納付及び第二十八条第一項の規定による積立てをしてなお」に改め、「、同項の規定にかかわらず」を削り、「に事業年度ごとに政令で定める割合を乗じて得た額」を「のうち全部又は一部」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、特別振興資金に充てる金額は、第二十一条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可を受けた事業計画を踏まえて次条第一項の承認を受けた貸借対照表に記載した金額とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十三条の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

3　前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

政　令

復興庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第八十一号

復興庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第三項及び第十七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「九人」を「八人」に改める。

第四条の表岩手復興局の項及び宮城復興局の項を削る。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令及び在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第八十二号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令及び在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「住居手当」を「在外住居手当」に改める。

第一条中「第十条第一項」を「第十一条」に改める。

第二条の見出し中「住居手当」を「在外住居手当」に改め、同条第一項中「第十二条第一項本文」を「第十四条第一項本文」に改め、同条第二項中「第十二条第一項ただし書」を「第十四条第一項ただし書」に改める。

第三条中「第十五条第二項」を「第二十四条第二項」に改める。

別表第一　在勤基本手当の月額（第一条関係）

一　大使館

地域	所在国	号											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	980,000	850,000	799,300	772,100	731,300	663,400	595,500	527,600	473,200	446,000	418,900	391,700
	インドネシア	840,000	710,000	666,100	640,700	602,500	538,900	475,300	411,700	360,800	335,300	309,900	284,500

	カンボジア	920,000	830,000	780,100	751,300	708,100	636,100	564,100	492,100	434,500	405,700	376,900	348,100
	シンガポール	1,100,000	990,000	918,100	881,400	826,300	734,500	642,700	550,900	477,400	440,700	404,000	367,300
	スリランカ	900,000	870,000	817,900	787,600	742,100	666,300	590,500	514,700	454,100	423,800	393,500	363,200
	タイ	930,000	790,000	732,900	703,600	659,600	586,300	513,000	439,700	381,100	351,800	322,500	293,200
	大韓民国	970,000	820,000	761,500	731,000	685,400	609,200	533,100	456,900	396,000	365,500	335,100	304,600
	中華人民共和国	1,180,000	940,000	877,400	843,500	792,600	707,900	623,200	538,400	470,600	436,700	402,800	369,000
	ネパール	870,000	840,000	795,400	770,000	731,800	668,300	604,800	541,200	490,400	465,000	439,600	414,200
	パキスタン	950,000	870,000	825,900	800,800	763,300	700,700	638,100	575,500	525,500	500,400	475,400	450,400
	バングラデシュ	1,020,000	930,000	880,800	851,900	808,700	736,600	664,500	592,500	534,800	506,000	477,100	448,300
	東ティモール	960,000	930,000	874,400	845,800	802,900	731,500	660,100	588,600	531,500	502,900	474,300	445,800
	フィリピン	850,000	720,000	674,500	648,700	610,100	545,600	481,200	416,700	365,100	339,400	313,600	287,800
	ブータン	880,000	850,000	799,300	772,100	731,300	663,400	595,500	527,600	473,200	446,000	418,900	391,700
	ブルネイ	870,000	840,000	786,600	756,400	711,000	635,300	559,600	484,000	423,400	393,200	362,900	332,700
	ベトナム	760,000	690,000	644,800	620,200	583,300	521,800	460,300	398,900	349,700	325,100	300,500	275,900
	マレーシア	810,000	730,000	681,100	653,900	613,000	544,900	476,800	408,700	354,200	326,900	299,700	272,500
	ミャンマー	1,010,000	930,000	873,900	845,300	802,500	731,100	659,700	588,300	531,200	502,700	474,100	445,600
	モルディブ	930,000	900,000	840,000	809,200	763,000	686,000	609,000	532,000	470,400	439,600	408,800	378,000
	モンゴル	870,000	840,000	794,300	766,500	724,800	655,400	586,000	516,600	461,000	433,200	405,500	377,700
	ラオス	790,000	760,000	716,800	690,900	652,100	587,400	522,700	458,100	406,300	380,400	354,600	328,700
大洋州	オーストラリア	870,000	780,000	725,600	696,600	653,100	580,500	507,900	435,400	377,300	348,300	319,300	290,300
	キリバス	1,000,000	970,000	918,300	889,500	846,400	774,600	702,800	631,000	573,500	544,800	516,000	487,300
	クック	810,000	780,000	730,000	700,800	657,000	584,000	511,000	438,000	379,600	350,400	321,200	292,000
	サモア	900,000	870,000	812,000	781,900	736,800	661,600	586,400	511,200	451,000	421,000	390,900	360,800
	ソロモン	940,000	910,000	857,100	827,600	783,400	709,700	636,000	562,300	503,300	473,800	444,300	414,900
	ツバル	800,000	770,000	719,100	691,600	650,200	581,300	512,400	443,500	388,300	360,800	333,200	305,700
	トンガ	950,000	920,000	866,500	835,800	789,900	713,200	636,600	559,900	498,600	467,900	437,300	406,600
	ナウル	800,000	770,000	719,100	691,600	650,200	581,300	512,400	443,500	388,300	360,800	333,200	305,700
	ニウエ	810,000	780,000	730,000	700,800	657,000	584,000	511,000	438,000	379,600	350,400	321,200	292,000
	ニュージーランド	810,000	780,000	730,000	700,800	657,000	584,000	511,000	438,000	379,600	350,400	321,200	292,000
	バヌアツ	910,000	870,000	816,300	784,800	737,600	659,000	580,400	501,800	438,900	407,400	376,000	344,500
	パプアニューギニア	950,000	930,000	874,100	845,600	802,700	731,300	659,900	588,500	531,300	502,800	474,200	445,700
	パラオ	930,000	900,000	842,400	809,900	761,100	679,900	598,700	517,400	452,400	419,900	387,400	355,000
	フィジー	800,000	770,000	719,100	691,600	650,200	581,300	512,400	443,500	388,300	360,800	333,200	305,700
	マーシャル	1,090,000	1,050,000	988,600	953,100	899,800	810,900	722,000	633,200	562,100	526,500	491,000	455,500
	ミクロネシア	1,020,000	990,000	923,900	889,300	837,500	751,100	664,700	578,300	509,200	474,700	440,100	405,600

北米	アメリカ合衆国	1,370,000	1,030,000	957,100	918,800	861,400	765,700	670,000	574,300	497,700	459,400	421,100	382,900
	カナダ	900,000	810,000	756,500	726,200	680,900	605,200	529,600	453,900	393,400	363,100	332,900	302,600
中南米	アルゼンチン	1,050,000	1,010,000	943,000	906,500	851,700	760,400	669,100	577,800	504,800	468,200	431,700	395,200
	アンティグア・バーブーダ	1,100,000	1,070,000	995,900	958,400	902,300	808,700	715,100	621,500	546,700	509,200	471,800	434,400
	ウルグアイ	1,050,000	1,010,000	946,500	909,800	854,900	763,200	671,600	579,900	506,600	469,900	433,300	396,600
	エクアドル	950,000	910,000	855,600	823,800	776,100	696,500	616,900	537,400	473,700	441,900	410,100	378,300
	エルサルバドル	900,000	870,000	815,600	787,000	744,100	672,500	600,900	529,400	472,100	443,500	414,900	386,300
	ガイアナ	910,000	880,000	819,900	789,500	743,900	667,900	591,900	515,900	455,100	424,700	394,300	364,000
	キューバ	1,240,000	1,200,000	1,130,900	1,092,800	1,035,800	940,700	845,600	750,500	674,500	636,400	598,400	560,400
	グアテマラ	1,030,000	1,000,000	938,000	904,500	854,200	770,400	686,600	602,800	535,800	502,200	468,700	435,200
	グレナダ	910,000	880,000	819,900	789,500	743,900	667,900	591,900	515,900	455,100	424,700	394,300	364,000
	コスタリカ	960,000	930,000	866,400	832,900	782,700	699,100	615,500	531,800	464,900	431,500	398,000	364,600
	コロンビア	910,000	880,000	824,300	795,300	751,800	679,400	607,000	534,600	476,600	447,600	418,700	389,700
	ジャマイカ	910,000	880,000	826,100	795,500	749,500	672,900	596,300	519,700	458,400	427,700	397,100	366,500
	スリナム	910,000	880,000	819,900	789,500	743,900	667,900	591,900	515,900	455,100	424,700	394,300	364,000
	セントクリストファー・ネービス	1,100,000	1,070,000	995,900	958,400	902,300	808,700	715,100	621,500	546,700	509,200	471,800	434,400
	セントビンセント	910,000	880,000	819,900	789,500	743,900	667,900	591,900	515,900	455,100	424,700	394,300	364,000
	セントルシア	910,000	880,000	819,900	789,500	743,900	667,900	591,900	515,900	455,100	424,700	394,300	364,000
	チリ	890,000	860,000	803,500	772,600	726,200	648,800	571,500	494,100	432,200	401,300	370,300	339,400
	ドミニカ	1,100,000	1,070,000	995,900	958,400	902,300	808,700	715,100	621,500	546,700	509,200	471,800	434,400
	ドミニカ共和国	940,000	910,000	858,500	828,200	782,700	706,800	631,000	555,100	494,400	464,100	433,700	403,400
	トリニダード・トバゴ	910,000	880,000	819,900	789,500	743,900	667,900	591,900	515,900	455,100	424,700	394,300	364,000
	ニカラグア	930,000	910,000	855,800	827,900	786,200	716,600	647,000	577,500	521,800	494,000	466,100	438,300
	ハイチ	1,470,000	1,420,000	1,341,100	1,297,100	1,231,000	1,120,900	1,010,800	900,700	812,600	768,500	724,500	680,500
	パナマ	840,000	820,000	762,900	734,000	690,600	618,300	546,000	473,700	415,900	387,000	358,100	329,200
	バハマ	910,000	880,000	826,100	795,500	749,500	672,900	596,300	519,700	458,400	427,700	397,100	366,500
	パラグアイ	770,000	740,000	696,000	670,600	632,400	568,800	505,200	441,600	390,700	365,300	339,800	314,400
	バルバドス	1,100,000	1,070,000	995,900	958,400	902,300	808,700	715,100	621,500	546,700	509,200	471,800	434,400
	ブラジル	890,000	800,000	748,000	719,300	676,200	604,400	532,600	460,800	403,400	374,600	345,900	317,200
	ベネズエラ	1,020,000	990,000	934,300	903,300	856,800	779,400	702,000	624,600	562,600	531,600	500,700	469,700
	ベリーズ	900,000	870,000	811,800	782,100	737,600	663,400	589,200	515,100	455,700	426,000	396,400	366,700
	ペルー	920,000	890,000	833,400	802,400	756,000	678,700	601,400	524,000	462,200	431,200	400,300	369,400
	ボリビア	1,030,000	1,000,000	942,300	911,800	866,000	789,800	713,600	637,400	576,400	545,900	515,400	484,900
	ホンジュラス	950,000	920,000	866,100	837,900	795,500	724,900	654,300	583,700	527,200	498,900	470,700	442,500
	メキシコ	950,000	920,000	859,500	826,300	776,600	693,600	610,700	527,700	461,300	428,200	395,000	361,800
欧州	アイスランド	1,010,000	980,000	909,600	873,200	818,700	727,700	636,700	545,800	473,000	436,600	400,200	363,900
	アイルランド	890,000	860,000	800,100	768,100	720,100	640,100	560,100	480,100	416,100	384,100	352,100	320,100
	アゼルバイジャン	750,000	720,000	673,900	648,100	609,500	545,100	480,700	416,300	364,800	339,100	313,300	287,600

	アルバニア	970,000	940,000	875,300	842,600	793,700	712,200	630,700	549,200	483,900	451,300	418,700	386,100
	アルメニア	790,000	760,000	715,600	689,400	650,100	584,500	518,900	453,400	400,900	374,700	348,500	322,300
	アンドラ	910,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
	イタリア	940,000	840,000	784,900	753,500	706,400	627,900	549,400	470,900	408,100	376,700	345,300	314,000
	ウクライナ	1,040,000	1,010,000	957,300	928,600	885,500	813,800	742,100	670,400	613,000	584,300	555,600	526,900
	ウズベキスタン	770,000	740,000	696,000	670,600	632,400	568,800	505,200	441,600	390,700	365,300	339,800	314,400
	英国	1,210,000	1,020,000	950,000	912,000	855,000	760,000	665,000	570,000	494,000	456,000	418,000	380,000
	エストニア	760,000	730,000	679,400	652,200	611,400	543,500	475,600	407,600	353,300	326,100	298,900	271,800
	オーストリア	1,050,000	940,000	879,300	844,100	791,300	703,400	615,500	527,600	457,200	422,000	386,900	351,700
	オランダ	940,000	910,000	846,800	812,900	762,100	677,400	592,700	508,100	440,300	406,400	372,600	338,700
	カザフスタン	870,000	840,000	787,600	760,100	718,900	650,100	581,300	512,600	457,600	430,100	402,600	375,100
	北マケドニア	710,000	690,000	643,500	619,000	582,200	520,800	459,500	398,100	349,000	324,500	299,900	275,400
	キプロス	800,000	770,000	719,600	690,800	647,700	575,700	503,700	431,800	374,200	345,400	316,600	287,900
	ギリシャ	810,000	780,000	724,000	695,000	651,600	579,200	506,800	434,400	376,500	347,500	318,600	289,600
	キルギス	790,000	760,000	723,600	701,100	667,300	610,900	554,500	498,200	453,100	430,500	408,000	385,500
	クロアチア	820,000	790,000	733,500	704,200	660,200	586,800	513,500	440,100	381,400	352,100	322,700	293,400
	コソボ	730,000	710,000	663,500	638,600	601,200	538,800	476,500	414,100	364,200	339,300	314,300	289,400
	サンマリノ	870,000	840,000	784,900	753,500	706,400	627,900	549,400	470,900	408,100	376,700	345,300	314,000
	ジョージア	810,000	780,000	735,500	708,500	668,000	600,400	532,900	465,300	411,300	384,200	357,200	330,200
	スイス	1,310,000	1,260,000	1,172,100	1,125,200	1,054,900	937,700	820,500	703,300	609,500	562,600	515,700	468,900
	スウェーデン	900,000	870,000	809,500	777,100	728,600	647,600	566,700	485,700	420,900	388,600	356,200	323,800
	スペイン	850,000	820,000	766,000	735,400	689,400	612,800	536,200	459,600	398,300	367,700	337,000	306,400
	スロバキア	920,000	880,000	823,100	790,200	740,800	658,500	576,200	493,900	428,000	395,100	362,200	329,300
	スロベニア	810,000	780,000	727,800	698,600	655,000	582,200	509,400	436,700	378,400	349,300	320,200	291,100
	セルビア	810,000	780,000	733,000	704,900	662,700	592,400	522,100	451,800	395,600	367,400	339,300	311,200
	タジキスタン	920,000	900,000	848,800	822,800	783,900	719,000	654,100	589,300	537,400	511,400	485,500	459,500
	チェコ	930,000	900,000	838,300	804,700	754,400	670,600	586,800	503,000	435,900	402,400	368,800	335,300
	デンマーク	1,000,000	960,000	897,100	861,200	807,400	717,700	628,000	538,300	466,500	430,600	394,700	358,900
	ドイツ	970,000	870,000	812,800	780,200	731,500	650,200	568,900	487,700	422,600	390,100	357,600	325,100
	トルクメニスタン	1,380,000	1,330,000	1,249,500	1,205,900	1,140,600	1,031,600	922,700	813,700	726,500	683,000	639,400	595,800
	ノルウェー	970,000	940,000	874,500	839,500	787,100	699,600	612,200	524,700	454,700	419,800	384,800	349,800
	バチカン	870,000	840,000	784,900	753,500	706,400	627,900	549,400	470,900	408,100	376,700	345,300	314,000
	ハンガリー	850,000	820,000	761,300	730,800	685,100	609,000	532,900	456,800	395,900	365,400	335,000	304,500
	フィンランド	980,000	940,000	879,600	844,400	791,700	703,700	615,700	527,800	457,400	422,200	387,000	351,900
	フランス	1,040,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
	ブルガリア	830,000	800,000	741,100	711,500	667,000	592,900	518,800	444,700	385,400	355,700	326,100	296,500
	ベラルーシ	830,000	800,000	756,900	730,600	691,200	625,500	559,800	494,100	441,600	415,300	389,000	362,800
	ベルギー	910,000	880,000	819,300	786,500	737,300	655,400	573,500	491,600	426,000	393,200	360,500	327,700
	ポーランド	830,000	800,000	748,500	718,600	673,700	598,800	524,000	449,100	389,200	359,300	329,300	299,400
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	720,000	700,000	651,600	626,800	589,500	527,300	465,100	403,000	353,200	328,400	303,500	278,700
	ポルトガル	820,000	790,000	734,800	705,400	661,300	587,800	514,300	440,900	382,100	352,700	323,300	293,900

	マルタ	760,000	730,000	679,300	652,100	611,300	543,400	475,500	407,600	353,200	326,000	298,900	271,700
	モナコ	910,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
	モルドバ	810,000	790,000	736,400	709,300	668,700	601,100	533,500	465,800	411,700	384,700	357,600	330,600
	モンテネグロ	810,000	780,000	733,000	704,900	662,700	592,400	522,100	451,800	395,600	367,400	339,300	311,200
	ラトビア	890,000	860,000	799,300	767,300	719,300	639,400	559,500	479,600	415,600	383,600	351,700	319,700
	リトアニア	840,000	810,000	755,300	725,000	679,700	604,200	528,700	453,200	392,700	362,500	332,300	302,100
	リヒテンシュタイン	1,310,000	1,260,000	1,172,100	1,125,200	1,054,900	937,700	820,500	703,300	609,500	562,600	515,700	468,900
	ルーマニア	790,000	760,000	708,600	680,300	637,800	566,900	496,000	425,200	368,500	340,100	311,800	283,500
	ルクセンブルク	900,000	860,000	804,300	772,100	723,800	643,400	563,000	482,600	418,200	386,000	353,900	321,700
	ロシア	1,080,000	870,000	815,800	785,500	740,200	664,600	589,000	513,500	453,000	422,800	392,500	362,300
中東	アフガニスタン	980,000	950,000	907,400	881,500	842,600	777,900	713,200	648,400	596,600	570,700	544,800	519,000
	アラブ首長国連邦	1,010,000	970,000	906,000	869,800	815,400	724,800	634,200	543,600	471,100	434,900	398,600	362,400
	イエメン	1,260,000	1,220,000	1,151,800	1,115,300	1,060,600	969,400	878,200	787,100	714,100	677,600	641,200	604,700
	イスラエル	1,220,000	1,100,000	1,028,400	988,400	928,500	828,700	728,900	629,000	549,200	509,200	469,300	429,400
	イラク	1,000,000	980,000	927,400	900,700	860,600	793,900	727,200	660,400	607,000	580,300	553,600	527,000
	イラン	920,000	900,000	848,500	821,800	781,700	714,800	648,000	581,100	527,600	500,900	474,100	447,400
	オマーン	890,000	860,000	802,900	772,000	725,600	648,300	571,000	493,700	431,900	401,000	370,100	339,200
	カタール	940,000	910,000	846,800	814,100	765,100	683,400	601,700	520,100	454,700	422,000	389,400	356,700
	クウェート	930,000	900,000	842,900	811,600	764,600	686,300	608,000	529,700	467,100	435,800	404,500	373,200
	サウジアラビア	1,090,000	1,060,000	994,800	961,400	911,300	827,800	744,300	660,900	594,100	560,700	527,300	493,900
	シリア	870,000	850,000	799,400	773,800	735,400	671,500	607,600	543,600	492,500	466,900	441,300	415,800
	トルコ	960,000	920,000	864,000	831,000	781,600	699,200	616,800	534,400	468,500	435,500	402,600	369,600
	バーレーン	870,000	840,000	784,000	753,800	708,600	633,200	557,800	482,400	422,100	391,900	361,800	331,600
	ヨルダン	850,000	830,000	773,800	745,200	702,400	631,000	559,600	488,300	431,200	402,600	374,100	345,500
	レバノン	820,000	800,000	750,500	724,500	685,500	620,400	555,400	490,300	438,300	412,200	386,200	360,200
アフリカ	アルジェリア	900,000	870,000	821,100	792,300	749,000	676,900	604,800	532,700	475,000	446,100	417,300	388,500
	アンゴラ	1,050,000	1,020,000	963,000	932,500	886,700	810,400	734,100	657,800	596,800	566,200	535,700	505,200
	ウガンダ	980,000	950,000	897,800	868,200	824,000	750,200	676,400	602,700	543,600	514,100	484,600	455,100
	エジプト	760,000	690,000	645,600	622,600	588,100	530,500	472,900	415,400	369,300	346,300	323,300	300,300
	エスワティニ	800,000	780,000	729,100	702,800	663,200	597,300	531,400	465,500	412,700	386,400	360,000	333,700
	エチオピア	840,000	820,000	779,900	756,700	721,900	663,900	605,900	547,900	501,500	478,300	455,100	432,000
	エリトリア	1,320,000	1,280,000	1,205,300	1,166,600	1,108,700	1,012,200	915,700	819,200	741,900	703,300	664,700	626,100
	ガーナ	1,190,000	1,160,000	1,088,600	1,052,300	997,800	906,900	816,000	725,200	652,500	616,100	579,800	543,500
	カーボベルデ	1,110,000	1,080,000	1,015,600	982,200	932,100	848,500	764,900	681,400	614,500	581,100	547,700	514,300
	ガボン	1,190,000	1,150,000	1,081,600	1,044,800	989,500	897,300	805,100	713,000	639,200	602,400	565,500	528,700
	カメルーン	1,110,000	1,070,000	1,012,800	980,200	931,500	850,200	768,900	687,700	622,600	590,100	557,600	525,100
	ガンビア	1,110,000	1,080,000	1,015,600	982,200	932,100	848,500	764,900	681,400	614,500	581,100	547,700	514,300
	ギニア	1,280,000	1,240,000	1,169,600	1,132,400	1,076,700	983,700	890,700	797,800	723,400	686,200	649,000	611,900
	ギニアビサウ	1,110,000	1,080,000	1,015,600	982,200	932,100	848,500	764,900	681,400	614,500	581,100	547,700	514,300
	ケニア	970,000	940,000	880,800	850,300	804,700	728,600	652,500	576,500	515,600	485,200	454,700	424,300

	コートジボワール	1,140,000	1,110,000	1,043,300	1,009,500	958,900	874,600	790,300	706,000	638,500	604,800	571,000	537,300
	コモロ	990,000	960,000	907,300	879,000	836,500	765,800	695,100	624,400	567,800	539,500	511,200	482,900
	コンゴ共和国	1,350,000	1,310,000	1,231,900	1,192,200	1,132,700	1,033,500	934,300	835,100	755,800	716,100	676,400	636,800
	コンゴ民主共和国	1,350,000	1,310,000	1,231,900	1,192,200	1,132,700	1,033,500	934,300	835,100	755,800	716,100	676,400	636,800
	サントメ・プリンシペ	1,190,000	1,150,000	1,081,600	1,044,800	989,500	897,300	805,100	713,000	639,200	602,400	565,500	528,700
	ザンビア	810,000	790,000	749,800	727,000	692,800	635,800	578,800	521,900	476,300	453,500	430,700	407,900
	シエラレオネ	1,190,000	1,160,000	1,088,600	1,052,300	997,800	906,900	816,000	725,200	652,500	616,100	579,800	543,500
	ジブチ	1,170,000	1,140,000	1,073,800	1,038,800	986,400	899,000	811,600	724,300	654,400	619,400	584,500	549,500
	ジンバブエ	1,270,000	1,230,000	1,163,800	1,126,000	1,069,400	975,000	880,600	786,300	710,800	673,000	635,300	597,500
	スーダン	1,210,000	1,180,000	1,110,400	1,075,600	1,023,300	936,300	849,300	762,200	692,600	657,800	623,000	588,200
	セーシェル	830,000	800,000	750,100	722,500	681,100	612,100	543,100	474,100	418,900	391,300	363,700	336,100
	赤道ギニア	1,190,000	1,150,000	1,081,600	1,044,800	989,500	897,300	805,100	713,000	639,200	602,400	565,500	528,700
	セネガル	1,110,000	1,080,000	1,015,600	982,200	932,100	848,500	764,900	681,400	614,500	581,100	547,700	514,300
	ソマリア	970,000	940,000	880,800	850,300	804,700	728,600	652,500	576,500	515,600	485,200	454,700	424,300
	タンザニア	900,000	870,000	824,000	797,400	757,600	691,200	624,800	558,400	505,300	478,700	452,200	425,600
	チャド	1,110,000	1,070,000	1,012,800	980,200	931,500	850,200	768,900	687,700	622,600	590,100	557,600	525,100
	中央アフリカ	1,110,000	1,070,000	1,012,800	980,200	931,500	850,200	768,900	687,700	622,600	590,100	557,600	525,100
	チュニジア	740,000	710,000	669,300	644,900	608,300	547,400	486,500	425,600	376,800	352,400	328,100	303,700
	トーゴ	1,140,000	1,110,000	1,043,300	1,009,500	958,900	874,600	790,300	706,000	638,500	604,800	571,000	537,300
	ナイジェリア	1,060,000	1,030,000	980,300	950,600	906,200	832,200	758,200	684,200	624,900	595,300	565,700	536,100
	ナミビア	830,000	800,000	751,900	725,800	686,700	621,500	556,300	491,100	439,000	412,900	386,800	360,800
	ニジェール	1,140,000	1,110,000	1,043,300	1,009,500	958,900	874,600	790,300	706,000	638,500	604,800	571,000	537,300
	ブルキナファソ	1,100,000	1,070,000	1,014,900	983,900	937,400	859,900	782,400	704,900	642,900	611,900	580,900	550,000
	ブルンジ	840,000	810,000	769,300	744,900	708,300	647,400	586,500	525,600	476,800	452,400	428,100	403,700
	ベナン	1,010,000	980,000	930,000	900,800	857,000	784,000	711,000	638,000	579,600	550,400	521,200	492,000
	ボツワナ	830,000	800,000	757,900	732,400	694,100	630,300	566,500	502,700	451,700	426,200	400,700	375,200
	マダガスカル	990,000	960,000	907,300	879,000	836,500	765,800	695,100	624,400	567,800	539,500	511,200	482,900
	マラウイ	1,040,000	1,010,000	953,100	923,000	877,800	802,500	727,200	651,900	591,600	561,500	531,400	501,300
	マリ	1,120,000	1,090,000	1,034,100	1,002,400	954,700	875,300	795,900	716,500	652,900	621,200	589,400	557,700
	南アフリカ共和国	860,000	780,000	729,100	702,800	663,200	597,300	531,400	465,500	412,700	386,400	360,000	333,700
	南スーダン	1,270,000	1,240,000	1,167,300	1,130,200	1,074,500	981,800	889,100	796,400	722,200	685,100	648,000	610,900
	モーリシャス	830,000	810,000	759,800	733,400	693,800	627,800	561,800	495,900	443,100	416,700	390,300	363,900
	モーリタニア	1,060,000	1,030,000	972,000	941,900	896,800	821,600	746,400	671,200	611,000	581,000	550,900	520,800
	モザンビーク	950,000	920,000	872,300	845,400	805,000	737,800	670,600	603,400	549,600	522,700	495,800	468,900
	モロッコ	830,000	800,000	748,300	719,500	676,400	604,600	532,800	461,000	403,500	374,800	346,000	317,300
	リビア	780,000	760,000	722,900	702,000	670,600	618,300	566,000	513,700	471,900	451,000	430,100	409,200
	リベリア	1,190,000	1,160,000	1,088,600	1,052,300	997,800	906,900	816,000	725,200	652,500	616,100	579,800	543,500
	ルワンダ	840,000	810,000	769,300	744,900	708,300	647,400	586,500	525,600	476,800	452,400	428,100	403,700
	レソト	800,000	780,000	729,100	702,800	663,200	597,300	531,400	465,500	412,700	386,400	360,000	333,700

二　総領事館

地域	所在地	号別									
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	コルカタ	800,000	776,800	735,700	667,300	598,900	530,500	475,700	448,400	421,000	393,700
	チェンナイ	830,000	805,000	762,200	690,800	619,500	548,100	491,000	462,500	433,900	405,400
	ベンガルール	820,000	793,400	751,400	681,200	611,100	540,900	484,800	456,700	428,700	400,600
	ムンバイ	860,000	812,300	769,000	696,900	624,800	552,700	495,000	466,100	437,300	408,500
	スラバヤ	690,000	643,600	607,100	546,300	485,500	424,700	376,100	351,800	327,500	303,200
	デンパサール	620,000	602,500	566,700	507,100	447,500	387,800	340,100	316,300	292,400	268,600
	メダン	630,000	614,000	579,400	521,700	464,000	406,300	360,100	337,000	313,900	290,900
	チェンマイ	690,000	663,700	622,200	553,100	484,000	414,800	359,500	331,900	304,200	276,600
	済州	760,000	731,000	685,400	609,200	533,100	456,900	396,000	365,500	335,100	304,600
	釜山	750,000	696,600	653,100	580,500	507,900	435,400	377,300	348,300	319,300	290,300
	広州	850,000	790,900	741,500	659,100	576,700	494,300	428,400	395,500	362,500	329,600
	上海	940,000	871,800	817,300	726,500	635,700	544,900	472,200	435,900	399,600	363,300
	重慶	790,000	737,500	693,300	619,600	545,900	472,200	413,200	383,800	354,300	324,800
	瀋陽	800,000	746,000	701,300	626,700	552,100	477,500	417,900	388,000	358,200	328,400
	青島	790,000	732,100	686,400	610,100	533,800	457,600	396,600	366,100	335,600	305,100
	香港	1,100,000	1,020,700	956,900	850,600	744,300	638,000	552,900	510,400	467,800	425,300
	カラチ	840,000	797,900	761,800	701,600	641,400	581,200	533,000	509,000	484,900	460,800
	セブ	620,000	602,300	566,500	506,900	447,300	387,700	340,000	316,100	292,300	268,500
	ダバオ	620,000	602,300	566,500	506,900	447,300	387,700	340,000	316,100	292,300	268,500
	ダナン	600,000	582,200	547,700	490,200	432,700	375,200	329,100	306,100	283,100	260,100
	ホーチミン	700,000	653,200	614,200	549,300	484,400	419,500	367,500	341,600	315,600	289,700
	ペナン	660,000	639,600	599,600	533,000	466,400	399,800	346,500	319,800	293,200	266,500
大洋州	シドニー	750,000	701,500	657,700	584,600	511,500	438,500	380,000	350,800	321,500	292,300
	パース	710,000	689,400	646,300	574,500	502,700	430,900	373,400	344,700	316,000	287,300
	ブリスベン	750,000	692,900	649,600	577,400	505,200	433,100	375,300	346,400	317,600	288,700
	メルボルン	780,000	722,500	677,400	602,100	526,800	451,600	391,400	361,300	331,200	301,100
	オークランド	730,000	706,400	662,300	588,700	515,100	441,500	382,700	353,200	323,800	294,400
北米	アトランタ	980,000	912,500	855,500	760,400	665,400	570,300	494,300	456,200	418,200	380,200
	サンフランシスコ	1,050,000	970,600	909,900	808,800	707,700	606,600	525,700	485,300	444,800	404,400
	シアトル	990,000	917,000	859,700	764,200	668,700	573,200	496,700	458,500	420,300	382,100
	シカゴ	1,040,000	965,400	905,100	804,500	703,900	603,400	522,900	482,700	442,500	402,300
	デトロイト	930,000	860,600	806,900	717,200	627,600	537,900	466,200	430,300	394,500	358,600
	デンバー	910,000	882,100	827,000	735,100	643,200	551,300	477,800	441,100	404,300	367,600

	ナッシュビル	970,000	901,700	845,300	751,400	657,500	563,600	488,400	450,800	413,300	375,700
	ニューヨーク	1,200,000	1,030,200	965,800	858,500	751,200	643,900	558,000	515,100	472,200	429,300
	ハガッニャ	840,000	815,400	764,400	679,500	594,600	509,600	441,700	407,700	373,700	339,800
	ヒューストン	960,000	886,800	831,400	739,000	646,600	554,300	480,400	443,400	406,500	369,500
	ボストン	1,050,000	971,900	911,100	809,900	708,700	607,400	526,400	485,900	445,400	405,000
	ホノルル	1,010,000	935,500	877,100	779,600	682,200	584,700	506,700	467,800	428,800	389,800
	マイアミ	930,000	867,100	812,900	722,600	632,300	542,000	469,700	433,600	397,400	361,300
	ロサンゼルス	1,050,000	970,200	909,600	808,500	707,400	606,400	525,500	485,100	444,700	404,300
	カルガリー	730,000	706,000	661,800	588,300	514,800	441,200	382,400	353,000	323,600	294,200
	トロント	800,000	746,000	699,400	621,700	544,000	466,300	404,100	373,000	341,900	310,900
	バンクーバー	820,000	760,000	712,500	633,300	554,100	475,000	411,600	380,000	348,300	316,700
	モントリオール	760,000	738,000	691,900	615,000	538,100	461,300	399,800	369,000	338,300	307,500
中南米	クリチバ	730,000	706,900	664,600	594,100	523,600	453,100	396,700	368,500	340,300	312,100
	サンパウロ	840,000	780,600	735,600	660,500	585,400	510,400	450,300	420,300	390,300	360,300
	マナウス	790,000	770,900	729,000	659,100	589,200	519,300	463,400	435,500	407,500	379,600
	リオデジャネイロ	820,000	767,600	723,400	649,700	576,000	502,300	443,300	413,800	384,300	354,900
	レシフェ	730,000	710,200	669,500	601,800	534,100	466,400	412,200	385,100	358,000	330,900
	レオン	770,000	749,200	704,200	629,300	554,400	479,500	419,500	389,600	359,600	329,700
欧州	ミラノ	850,000	784,800	735,800	654,000	572,300	490,500	425,100	392,400	359,700	327,000
	エディンバラ	900,000	872,800	818,200	727,300	636,400	545,500	472,700	436,400	400,000	363,700
	バルセロナ	780,000	749,200	702,300	624,300	546,300	468,200	405,800	374,600	343,400	312,200
	デュッセルドルフ	840,000	776,500	728,000	647,100	566,200	485,300	420,600	388,300	355,900	323,600
	ハンブルク	800,000	775,700	727,200	646,400	565,600	484,800	420,200	387,800	355,500	323,200
	フランクフルト	840,000	776,300	727,800	646,900	566,000	485,200	420,500	388,100	355,800	323,500
	ミュンヘン	810,000	780,100	731,400	650,100	568,800	487,600	422,600	390,100	357,600	325,100
	ストラスブール	830,000	773,900	725,500	644,900	564,300	483,700	419,200	386,900	354,700	322,500
	マルセイユ	790,000	763,300	715,600	636,100	556,600	477,100	413,500	381,700	349,900	318,100
	ウラジオストク	770,000	719,400	678,900	611,200	543,600	475,900	421,800	394,700	367,700	340,600
	サンクトペテルブルク	760,000	740,600	698,100	627,200	556,300	485,400	428,700	400,300	372,000	343,600
	ハバロフスク	770,000	719,400	678,900	611,200	543,600	475,900	421,800	394,700	367,700	340,600
	ユジノサハリンスク	770,000	719,400	678,900	611,200	543,600	475,900	421,800	394,700	367,700	340,600
中東	ドバイ	950,000	913,400	856,400	761,200	666,100	570,900	494,800	456,700	418,700	380,600
	ジッダ	890,000	860,100	810,700	728,400	646,100	563,800	498,000	465,000	432,100	399,200
	イスタンブール	890,000	831,700	781,600	698,100	614,600	531,100	464,300	430,900	397,500	364,100

三　政府代表部

地域	所在地	号			別								
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	ジャカルタ（東南アジア諸国連合）	740,000	710,000	666,100	640,700	602,500	538,900	475,300	411,700	360,800	335,300	309,900	284,500
北米	ニューヨーク（国際連合）	1,370,000	1,150,000	1,073,100	1,030,200	965,800	858,500	751,200	643,900	558,000	515,100	472,200	429,300
	モントリオール（国際民間航空機関）	860,000	830,000	768,800	738,000	691,900	615,000	538,100	461,300	399,800	369,000	338,300	307,500
欧州	ローマ（在ローマ国際機関）	870,000	840,000	784,900	753,500	706,400	627,900	549,400	470,900	408,100	376,700	345,300	314,000
	ウィーン（在ウィーン国際機関）	980,000	940,000	879,300	844,100	791,300	703,400	615,500	527,600	457,200	422,000	386,900	351,700
	ジュネーブ（在ジュネーブ国際機関）	1,480,000	1,250,000	1,160,900	1,114,400	1,044,800	928,700	812,600	696,500	603,700	557,200	510,800	464,400
	（軍縮会議）	1,300,000	1,250,000	1,160,900	1,114,400	1,044,800	928,700	812,600	696,500	603,700	557,200	510,800	464,400
	パリ（経済協力開発機構）	970,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
	（国際連合教育科学文化機関）	910,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
	ブリュッセル（欧州連合）	980,000	880,000	819,300	786,500	737,300	655,400	573,500	491,600	426,000	393,200	360,500	327,700
	（北大西洋条約機構）	910,000	880,000	819,300	786,500	737,300	655,400	573,500	491,600	426,000	393,200	360,500	327,700
アフリカ	アディスアベバ（アフリカ連合）	840,000	820,000	779,900	756,700	721,900	663,900	605,900	547,900	501,500	478,300	455,100	432,000
	ナイロビ（在ナイロビ国際機関）	970,000	940,000	880,800	850,300	804,700	728,600	652,500	576,500	515,600	485,200	454,700	424,300

別表第二中「住居手当」を「在外住居手当」に改める。

（在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部改正）

第二条　在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令（昭和二十七年政令第四百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

附　則

この政令は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第一号）の施行の日から施行し、第一条の規定による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令別表第一の規定は、令和八年四月一日から適用する。

外務大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　高市　早苗

地方税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第八十三号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条の十一」を「第四十四条の三」に、「―第五十二条の二十三」を「・第五十二条の十九」に改める。

第六条の十四第二項中「、第百六十四条第七項（法第百六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四百五十八条第七項（法第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。）」を削る。

第六条の二十一第二項第一号中「の種別割」を削る。

第七条の二の二第二項中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第七条の三を次のように改める。

（法第二十三条第一項第十五号ロの政令で定めるもの）

第七条の三　法第二十三条第一項第十五号ロに規定する政令で定めるものは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百六十一条第一項第九号に掲げる配当等のうち同法第二百十二条第二項の規定の適用を受けるものとする。

第七条の四の二第一項第一号中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削る。

第七条の五第二項第一号中「の生徒」を「の学生又は生徒」に改める。

第七条の十三第一項中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第七条の十九第二項及び第四項中「第二百五十八条第四項第一号」を「第二百五十八条第五項第一号」に改める。

第八条の二の三中「前条の」を「第八条の二の二の」に、「第四十五条の三の三第四項」を「第四十五条の三の三第五項」に、「前条第一号」を「第八条の二の二第一号」に改め、同条を第八条の二の四とし、第八条の二の次に次の一条を加える。

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出を要しない公的年金等の額）

第八条の二の三　法第四十五条の三の三第一項第三号に規定する政令で定める金額は、公的年金等受給者（同項に規定する公的年金等受給者をいう。以下この条において同じ。）の住所所在の市町村に係る第四十七条の三第一号の基本額として定める一定金額に、次の各号に掲げる当該公的年金等受給者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加えた金額とする。

一　六十五歳以上の公的年金等受給者　百二十万円

二　六十五歳未満の公的年金等受給者　七十万円

第八条の六第一項及び第二項第一号、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十並びに第八条の二十三中「第九項」を「第十項」に改める。

第九条の七第三項各号中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第九条の八の五第一号中「決定」を「命令」に改め、同条第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　法第五十三条第五十六項の法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十八条第一項又は第二十九条の規定により同法第三条第一項に規定する権利変更決議の効力が生じたこと（前号に掲げるものを除く。）。

第九条の十四（見出しを含む。）中「第七十一条の二十六第一項」を「第七十一条の二十五第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（利子割の清算の時期等）

第九条の十四の二　道府県は、法第七十一条の二十五第一項の規定により利子割の清算を行う場合には、毎年度二月に、当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの間に収入した利子割額に相当する額（当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。次条第一項において同じ。）に前条に規定する率を乗じて得た額を、各道府県ごとの利子割清算基準額（法第七十一条の二十五第三項に規定する各道府県ごとの利子割清算基準額をいう。）に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額に相当する金額（法第七十一条の二十五第二項の規定により他の道府県から支払を受けるべき金額で相殺が行われた場合には、当該相殺後の金額）を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。

2　前項に規定する他の道府県に係る額に相当する金額について、各年度に支払うことができなかつた金額があるとき、又は各年度において支払うべき金額を超えて支払つた金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その翌年度に支払うべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

3　第一項の規定により他の道府県に対して支払うべき額を支払つた後において、その支払つた額の算定に錯誤があつたため、支払つた額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度において支払うべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4　第一項の規定を適用して他の道府県に対し支払うべき額を計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、他の道府県に対し支払うべき金額とする。

第九条の十五の見出し中「交付時期ごとの」を削り、同条第一項中「道府県は、毎年度、法第七十一条の二十六第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる」を「法第七十一条の二十六第一項の規定により市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し交付するものとされる利子割に係る交付金については、道府県は、毎年度三月に、各市町村に対し、当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの間に収入した利子割額に相当する額に第九条の十四に規定する率を乗じて得た額に、前条第一項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の五分の三に相当する」に改め、「（交付時期が八月である場合には、当該年度の前年度前三年度内）」を削り、同項の表を削り、同条第二項中「各交付時期」を「利子割に係る交付金について、各年度」に、「当該交付時期」を「各年度」に、「次の交付時期」を「翌年度」に改め、同条第三項中「日以後に到来する交付時期」を「年度又はその翌年度」に改め、同条第四項中「に規定する各交付時期に」を「の規定を適用して」に、「額として同項の規定を適用して」を「額を」に、「当該交付時期に」を「各市町村に対し」に改める。

第九条の十九第一項の表八月の項中「前年度」を「当該年度の前年度の」に、「七月」を「当該年度の七月」に改め、「。以下この表において同じ。」を削り、同表十二月の項中「八月」を「当該年度の八月」に改め、「収入額」の下に「（当該期間内に過誤納に係る配当割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額）」を加え、同表三月の項中「十二月」を「当該年度の十二月」に改め、「収入額」の下に「（当該期間内に過誤納に係る配当割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額）」を加え、同条第二項及び第四項中「に規定する各交付時期」を「の交付時期ごと」に改める。

第九条の二十三第一項中「前年度」を「当該年度の前年度の」に、「二月」を「の二月」に改め、同条第二項中「当該年度」を「各年度」に改める。

第二十条の二の十三第一項中「所得税額及び」を「及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）の規定により課された防衛特別所得税額の全部」に、「復興特別所得税額を」を「復興特別所得税額及び防衛特別所得税額を」に改め、同条第二項中「所得税額及び」を「所得税額、」に、「の全部」を「及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された防衛特別所得税額の全部」に、「復興特別所得税額を」を「復興特別所得税額及び防衛特別所得税額を」に改める。

第二十一条の二の二中「所得税額及び」を「所得税額、」に、「の全部」を「及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された防衛特別所得税額の全部」に、「復興特別所得税額を」を「復興特別所得税額及び防衛特別所得税額を」に改める。

第二十四条の二の五第一号中「決定」を「命令」に改め、同条第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　法第七十二条の二十四の十第四項の適用法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第二十八条第一項又は第二十九条の規定により同法第三条第一項に規定する権利変更決議の効力が生じたこと（前号に掲げるものを除く。）。

第三十五条の十七第一項中「各期間」を「期間」に、「各徴収取扱費算定期間」を「徴収取扱費算定期間」に改め、同項第一号中「前年度十二月」を「当該年度の前年度の十二月」に、「前年度二月」を「二月」に改め、同項第二号中「前年度」を「当該年度の前年度の」に、「五月」を「当該年度の五月」に改め、同項第三号中「六月」を「当該年度の六月」に改め、同項第四号中「九月」を「当該年度の九月」に改める。

第三十五条の十八中「各徴収取扱費算定期間」を「徴収取扱費算定期間」に改め、「各道府県ごとの」を削り、「に係る」の下に「各道府県の」を加え、「を、」を「について、」に改める。

第三十五条の十九第一項中「当該道府県が」を削り、「金額をいう」を「金額」に改め、同項の表前年度一月から前年度三月までの項中「前年度一月」を「当該年度の前年度の一月」に、「前年度三月」を「三月」に改め、同表四月から六月までの項中「四月」を「当該年度の四月」に改め、同表七月から九月までの項中「七月」を「当該年度の七月」に改め、同表十月から十二月までの項中「十月」を「当該年度の十月」に改め、同条第二項中「当該道府県が」を削り、同条第三項中「に規定する各支払月」を「の支払月」に、「又は各」を「又は当該」に改め、「金額を、」の下に「その」を加え、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「係る額を」を「係る額を、」に、「において、当該」を「において」に改め、同条第五項中「第二項に規定する」を「第二項の」に、「ごとに支払う」を「に支払う」に改める。

第三十五条の二十一第一項中「当該下欄」を「それぞれ同表の下欄」に改め、同項の表六月の項中「前年度一月」を「当該年度の前年度の一月」に、「前年度三月」を「三月」に改め、「。以下この表において同じ。」を削り、「五月に他の道府県から」を「当該年度の五月に他の道府県から」に、「五月に他の道府県に」を「同月に他の道府県に」に改め、同表九月の項中「四月」を「当該年度の四月」に改め、「二十二分の十に相当する額」の下に「（当該期間内に法第七十二条の百十三第一項に規定する徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額）」を加え、「八月に他の道府県から」を「当該年度の八月に他の道府県から」に、「八月に他の道府県に」に改め、同表十二月の項中「七月」を「当該年度の七月」に、「十一月に他の道府県から」を「当該年度の十一月に他の道府県から」に、「十一月に他の道府県に」を「同月に他の道府県に」に改め、同表三月の項中「十月」を「当該年度の十月」に、「二月に他の道府県から」を「当該年度の二月に他の道府県から」に、「二月に他の道府県に」を「同月に他の道府県に」に改め、同条第三項中「に規定する各交付月」を「の交付月」に、「又は各」を「又は当該」に改め、「金額を、」の下に「その」を加え、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「係る額を」を「係る額を、」に、「において、当該」を「において」に改め、同条第五項中「第二項に規定する」を「第二項の」に、「ごとに交付すべき」を「に交付すべき」に改め、同条第六項中「事項は」を「事項は、」に改める。

第三十七条の十三中「第百四条第七項」を「第百四条第八項」に改める。

第三十七条の十六第一号中「五十平方メートル（当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル）」を「四十平方メートル（当該独立的に区画された一の部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル）」に改め、同条第二号中「五十平方メートル」を「四十平方メートル」に改める。

第三十七条の十七中「五十平方メートル（当該独立的に区画された一の部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル）」を「四十平方メートル」に改める。

第三十七条の十八第一項中「五十平方メートル」を「四十平方メートル」に改める。

第三十九条の二の四第一項第一号中「五十平方メートル（区分所有される住宅の居住の用に供する専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル）」を「四十平方メートル」に改め、同項第二号中「五十平方メートル（当該独立的に区画された一の部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル）」を「四十平方メートル」に改める。

第四十条及び第四十四条の二を削り、第四十四条の二の二を第四十四条とし、第四十四条の三を削る。

第四十四条の四中「第百五十一条第四項」を「第百四十九条第四項」に改め、同条を第四十四条の二とする。

第四十四条の四の二から第四十四条の十までを削る。

第四十四条の十一の見出し中「第百七十七条の七第三項の種別割」を「第百五十四条第三項の自動車税」に改め、同条第一項中「第百七十七条の七第三項」を「第百五十四条第三項」に改め、同条を第四十四条の三とする。

第四十六条の二の二第二項及び第四十八条の六第一項中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第四十八条の九の八を削る。

第四十八条の九の七の三中「第三百十七条の三の三第四項」を「第三百十七条の三の三第五項」に改め、同条を第四十八条の九の八とし、第四十八条の九の七の二の次に次の一条を加える。

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出を要しない公的年金等の額）

第四十八条の九の七の三　法第三百十七条の三の三第一項第三号に規定する政令で定める金額は、公的年金等受給者（同項に規定する公的年金等受給者をいう。以下この条において同じ。）の住所在の市町村に係る第四十七条の三第一号の基本額として定める一定金額に、次の各号に掲げる当該公的年金等受給者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加えた金額とする。

一　六十五歳以上の公的年金等受給者　百二十万円

二　六十五歳未満の公的年金等受給者　七十万円

第四十八条の十三第三項各号中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第四十八条の十四の五第一号中「決定」を「命令」に改め、同条第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　法第三百二十一条の八第五十六項の法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第二十八条第一項又は第二十九条の規定により同法第三条第一項に規定する権利変更決議の効力が生じたこと（前号に掲げるものを除く。）。

第五十二条の十八及び第五十二条の十九を削り、第五十二条の十九の二を第五十二条の十八とし、第五十二条の二十を削る。

第五十二条の二十一中「第四百四十八条第三項」を「第四百四十六条第三項」に改め、同条を第五十二条の十九とする。

第五十二条の二十一の二から第五十二条の二十三までを削る。

第五十六条の八十八の二第一項中「六十六万円」を「六十七万円」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法第七百三条の四第三十七項に規定する政令で定める金額は、三万円とする。

第五十六条の八十九第一項中「五十六万円」を「五十七万円」に、「三十万五千円」を「三十一万円」に改め、同条第二項第一号中「及び世帯別平等割額」を「及び十八歳以上被保険者均等割額並びに世帯別平等割額」に、「）に」を「及び十八歳以上被保険者均等割額）に」に改め、同項第二号中「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同号ロ中「三十万五千円」を「三十一万円」に改め、同号ハ中「五十六万円」を「五十七万円」に改め、同項第三号及び第四号中「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同条第四項第一号中「）及び」を「）並びに」に改め、「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第二号中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」に改め、同条に次の一項を加える。

5　法第七百三条の五第四項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　減額は、被保険者均等割額（納税義務者の世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である国民健康保険の被保険者につき法第七百三条の四第三十三項の規定に基づき算定した被保険者均等割額（前三項に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次号において同じ。）について行うこと。

二　減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る当該被保険者均等割額を基準として定めた額とすること。

第五十七条の五の二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　法第七百四十七条の六第四項に規定する政令で定める地方税は、次に掲げるものとする。

一　個人の道府県民税（法第四十一条第一項の規定によりその例によることとされる法第三百二十八条の四の規定により特別徴収の方法により徴収するものに限る。）及び市町村民税（法第三百二十八条の四の規定により特別徴収の方法により徴収するものに限る。）

二　法人の道府県民税

三　利子等に係る道府県民税

四　特定配当等に係る道府県民税

五　特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税

六　法人の事業税

七　法人の市町村民税

八　事業所税

5　法第七百四十七条の六第四項に規定する政令で定める日は、法第十一条の四第一項に規定する法定納期限の翌日（同日が民法第百四十二条に規定する休日又は第六条の十八第二項に規定する日に該当するときは、これらの日の翌日。以下この項において同じ。）とする。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその法定納期限の翌日までに納付し、又は納入することができないと地方団体の長が認めるときは、その承認する日とする。

第六十一条中「第九条第十二項」を「第九条第十一項」に、「第十二条の二の七の二から第十二条の二の九まで、第十二条の二の十一、第十二条の二の十二」を「第十二条の二の八」に、「第二十九条の十八」を「第二十九条の八」に改める。

附則第四条第二項中「附則第三十四条の二第四項」を「附則第三十四条の二第五項」に改め、同条第六項中「並びに附則第十八条の七及び第十八条の七の二」を「及び附則第十八条の六の四から第十八条の七の二まで」に改め、同条第十二項中「、第三十五条の二の二第一項」の下に「、第三十五条の三の六第一項」を、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に「又は第三十五条の三の六第四項」を、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に「、法附則第三十五条の三の六第四項」を、「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」の下に「、法附則第三十五条の三の六第四項」を加え、同条第二十一項中「、第三十五条の二の二第五項」の下に「、法附則第三十五条の三の六第四項」を加える。

附則第四条の二第二項中「附則第三十四条の二第四項」を「附則第三十四条の二第五項」に改め、同条第十一項中「、第三十五条の二の二第一項」の下に「、第三十五条の三の六第一項」を、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に「、法附則第三十五条の三の六第四項」を、「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第二十項中「、第三十五条の二の二第五項」の下に「、法附則第三十五条の三の六第四項」を、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に「、法附則第三十五条の三の六第四項」を、「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加える。

附則第五条の二の四第一項から第四項までの規定中「同条第十八項」を「同法第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に改め、同条第七項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第四十二条の十二の五第三項」に改め、「中小企業者等」の下に「（次項において「中小企業者等」という。）」を加え、「第四十二条の四第十八項」を「第四十二条の四の二第二項」に、「同条第八項第六号ロ」を「同法第四十二条の四第八項第六号ロ」に改め、同条に次の一項を加える。

8　当分の間、中小企業者等の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第三項第二号において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額がある場合における第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項及び第八条の二十三並びに第四十八条の十一の二、第四十八条の十一の十、第四十八条の十一の十三、第四十八条の十一の十八、第四十八条の十一の二十二第一項及び第四十八条の十一の二十五の規定の適用については、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項及び第八条の二十三中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条の五第三項第二号において準用する同法第四十二条の十四第一項」と、「又は第六十三条第一項」とあるのは「若しくは第六十三条第一項」と、第四十八条の十一の二中「第八条の十三」とあるのは「附則第五条の二の四第八項の規定により読み替えて適用される第八条の十三」と、第四十八条の十一の十三中「第八条の十七」とあるのは「附則第五条の二の四第八項の規定により読み替えて適用される第八条の十七」と、第四十八条の十一の十八中「第八条の十九の三」とあるのは「附則第五条の二の四第八項の規定により読み替えて適用される第八条の十九の三」と、第四十八条の十一の二十二第一項中「第八条の二十第一項」とあるのは「附則第五条の二の四第八項の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項」と、第四十八条の十一の二十五中「第八条の二十三」とあるのは「附則第五条の二の四第八項の規定により読み替えて適用される第八条の二十三」とする。

附則第六条の二第一項中「附則第九条第七項第一号」を「附則第九条第六項第一号」に改め、同条第二項中「附則第九条第八項に」を「附則第九条第七項に」に、「収入金額は」を「金額は」に、「収入金額と」を「金額と」に改め、同項第一号中「附則第九条第八項第一号に掲げる」を「附則第九条第七項第一号に掲げる」に、「定める収入金額」を「定める金額」に改め、同号イ中「附則第九条第八項第一号」を「附則第九条第七項第一号」に、「収入金額」を「金額」に改め、同号ロ中「相当する収入金額」を「相当する金額」に改め、同号ハ中「附則第九条第八項第一号の二」を「附則第九条第七項第一号の二」に、「相当する収入金額」を「相当する金額」に改め、同項第一号の二中「附則第九条第八項第一号の二」を「附則第九条第七項第一号の二」に、「収入金額」を「金額」に改め、同項第一号の三中「附則第九条第八項第一号の三」を「附則第九条第七項第一号の三」に、「収入金額」を「金額」に改め、同項第二号中「附則第九条第八項第二号」を「附則第九条第七項第二号」に、「収入金額」を「金額」に改め、同項第三号中「附則第九条第八項第三号」を「附則第九条第七項第三号」に、「収入金額」を「金額」に改め、同条第三項中「附則第九条第十項」を「附則第九条第九項」に改め、同条第四項及び第五項中「附則第九条第十三項」を「附則第九条第十二項」に改め、同条第六項中「附則第九条第十六項」を「附則第九条第十五項」に、「同条第十三項又は第十四項」を「同条第十二項又は第十三項」に、「第四十二条の十二の五第五項第九号」を「第四十二条の十二の五第四項第八号」に改め、同条第八項中「附則第九条第十九項」を「附則第九条第十八項」に、「収入金額」を「金額」に改め、同条第九項中「附則第九条第二十項」を「附則第九条第十九項」に、「収入金額」を「金額」に改め、同条第十項中「附則第九条第二十一項」を「附則第九条第二十項」に、「収入金額」を「金額」に、「同条第二十一項」を「同条第二十項」に改め、同条第十一項中「附則第九条第二十二項」を「附則第九条第二十一項」に、「収入金額」を「金額」に、「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に改め、同条第十二項中「附則第九条第二十三項」を「附則第九条第二十二項」に改め、同条第十三項中「附則第九条第二十五項」を「附則第九条第二十四項」に、「収入金額」を「金額」に改め、同条に次の一項を加える。

14　法附則第九条第二十六項に規定する政令で定める金額は、同項の地域間連系線の整備等に必要な費用に相当する金額として総務省令で定める金額に相当する金額とする。

附則第六条の十一第一項中「各期間」を「期間」に、「各徴収取扱費算定期間」を「徴収取扱費算定期間」に改め、同項第一号中「前年度十二月」を「当該年度の前年度の十二月」に、「前年度二月」を「二月」に改め、同項第二号中「前年度」を「当該年度の前年度の」に、「五月」を「当該年度の五月」に改め、同項第三号中「六月」を「当該年度の六月」に改め、同項第四号中「九月」を「当該年度の九月」に改める。

附則第六条の十二中「各徴収取扱費算定期間」を「徴収取扱費算定期間」に改め、「各道府県ごとの」を削り、「に係る」の下に「各道府県の」を加え、「を、」を「について、」に改める。

附則第六条の十三中「当該道府県が」を削り、「前年度一月から前年度三月まで」を「当該年度の前年度の一月から三月まで」に、「前年度二月から四月まで」を「当該年度の前年度の二月から当該年度の四月まで」に、「四月から六月まで」を「当該年度の四月から六月まで」に、「五月から七月まで」を「当該年度の五月から七月まで」に、「七月から九月まで」を「当該年度の七月から九月まで」に、「八月から十月まで」を「当該年度の八月から十月まで」に、「十月から十二月まで」を「当該年度の十月から十二月まで」に、「十一月から一月まで」を「当該年度の十一月から一月まで」に改める。

附則第六条の十四中「前年度一月から前年度三月までの間」を「当該年度の前年度の一月から三月までの間」に、「前年度二月から四月までの間」を「当該年度の前年度の二月から当該年度の四月までの間」に、「四月から六月までの間」を「当該年度の四月から六月までの間」に、「五月から七月までの間」を「当該年度の五月から七月までの間」に、「七月から九月までの間」を「当該年度の七月から九月までの間」に、「八月から十月までの間」を「当該年度の八月から十月までの間」に、「十月から十二月までの間」を「当該年度の十月から十二月までの間」に、「十一月から一月までの間」を「当該年度の十一月から一月までの間」に改める。

附則第七条に次の二項を加える。

25　法附則第十一条第十七項に規定する政令で定める区域は、特に重点的に医師の確保を図る必要がある区域として厚生労働大臣が総務大臣と協議して指定する区域とする。

26　法附則第十一条第十七項に規定する診療所の用に供する不動産で政令で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する不動産とする。

一　当該不動産の取得に要する費用について、政府の補助で総務省令で定めるものを受けていること。

二　第二十四項各号に掲げる不動産以外の不動産であること。

附則第十条の二の二第三項第一号中「道路運送車両法」の下に「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を加える。

附則第十一条第八項を削り、同条第九項中「附則第十五条第七項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第十五条第七項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項第一号中「次号」の下に「並びに附則第十二条第一項及び第三項第一号」を加え、「同条第三項」を「同法第二条第三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項第一号中「第二十九項第一号」を「第二十八項第一号」に改め、同項第二号中「第二十九項第二号」を「第二十八項第二号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五

条第三十三項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に、「又は農事組合法人」を「、農事組合法人」に改め、「限る。」の下に「その他総務省令で定める法人」を加え、同項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項第一号中「次号から」を「同号から」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に、「第四十九項」を「第四十八項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十八項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十九項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第四十六項」に改め、同項を同条第五十一項とする。

附則第十二条第一項第三号中「この項及び第十二項」を「この条」に改め、同項第八号中「五十平方メートル」を「四十平方メートル」に改め、「部分が」の下に「サービス付き高齢者向け住宅である」を加え、「四十平方メートル（サービス付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、当該専有部分が」の下に「サービス付き高齢者向け住宅である」を加え、「当該専有部分が特定都市再生緊急整備地域（特別区の区域内にあるものに限る。）の区域内にあり、かつ、貸家の用以外の用に供されるものである場合には、五十平方メートル以上二百四十平方メートル（当該特定専有部分が貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル）以上二百四十平方メートル」に改め、同項第二号中「基準部分を有する」を「人の居住の用に供する専有部分（専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当該区画された部分のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分。以下この項において「特定専有部分」という。）のいずれかの床面積が五十平方メートル（当該特定専有部分が貸家の用に供されるものである場合には、四十平方メートル（サービス付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル）以上二百八十平方メートル以下である」に改め、同条第五十二項を第五十三項とし、第四十五項から第五十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四十四項中「第二十七項各号」を「第二十八項各号」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条中第四十三項を第四十四項とし、同条第四十二項中「第二十二項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「第二十二項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条中第四十項を第四十一項とし、第三十九項を第四十項とし、第三十八項を第三十九項とし、第三十七項から第三十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十六項中「第二十一項各号」を「第二十二項各号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十五項中「第二十項各号」を「第二十一項各号」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十四項中「第十九項各号」を「第二十項各号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「第十八項各号」を「第十九項各号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「第十七項各号」を「第十八項各号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「第十六項各号」を「第十七項各号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十項中「第十五項各号」を「第十六項各号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「第十四項各号」を「第十五項各号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「第十三項各号」を「第十四項各号」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第十二項各号」を「第十三項各号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第十一項各号」を「第十二項各号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第十項各号」を「第十一項各号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第九項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第八項各号」を「第九項各号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第七項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第六項各号」を「第七項各号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第五項各号」を「第六項各号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第四項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第二項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第一項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十項各号」を「第十一項各号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第九項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第八項各号」を「第九項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第七項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六項各号」を「第七項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第五項各号」を「第六項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「次号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「以下この項」を「次号」に改め、同条第四項中「第二項並びに」に改め、「並びに第十五条の八第四項第一号」及び「、住宅で」を削り、「要件に該当するもの」を「住宅」に改め、同項第一号中「五十平方メートル以上二百八十平方メートル」を「四十平方メートル（当該住宅が特定都市再生緊急整備地域（特別区の区域内にあるものに限る。）の区域内にある場合には、五十平方メートル）以上二百四十平方メートル」に改め、「であること。」を削り、同項第二号中「であること。」を「基準部分を有する」を「人の居住の用に供する専有部分（専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当該区画された部分のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分。以下この項において「特定専有部分」という。）のいずれかの床面積が五十平方メートル（当該特定専有部分が貸家の用に供されるものである場合には、四十平方メートル（サービス付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル）以上二百八十平方メートル以下である」に改め、同条中第五十二項を第五十三項とし、第四十五項から第五十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四十四項中「第二十七項各号」を「第二十八項各号」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条中第四十三項を第四十四項とし、同条第四十二項中「第二十二項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「第二十二項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条中第四十項を第四十一項とし、第三十九項を第四十項とし、第三十八項を第三十九項とし、第三十七項から第三十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十六項中「第二十一項各号」を「第二十二項各号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十五項中「第二十項各号」を「第二十一項各号」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十四項中「第十九項各号」を「第二十項各号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「第十八項各号」を「第十九項各号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「第十七項各号」を「第十八項各号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「第十六項各号」を「第十七項各号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十項中「第十五項各号」を「第十六項各号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「第十四項各号」を「第十五項各号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「第十三項各号」を「第十四項各号」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第十二項各号」を「第十三項各号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第十一項各号」を「第十二項各号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第十項各号」を「第十一項各号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第九項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第八項各号」を「第九項各号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第七項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第六項各号」を「第七項各号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第二項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第一項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第五項中「次号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「以下この項」を「次号」に改め、同条第四項中「第二項並びに」に改め、「並びに第十五条の八第四項第一号」及び「、住宅で」を削り、「要件に該当するもの」を「住宅」に改め、同項第一号中「五十平方メートル以上二百八十平方メートル」を「四十平方メートル（当該住宅が特定都市再生緊急整備地域（特別区の区域内にあるものに限る。）の区域内にある場合には、五十平方メートル）以上二百四十平方メートル」に改め、「であること。」を削り、同項第二号中「であること。」を「基準部分を有する」を「人の居住の用に供する専有部分（専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当該区画された部分のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分。以下この項において「特定専有部分」という。）のいずれかの床面積が五十平方メートル（当該特定専有部分が貸家の用に供されるものである場合には、四十平方メートル（サービス付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル）以上二百八十平方メートル以下である」に改め、同条中第五十二項を第五十三項とし、第四十五項から第五十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四十四項中「第二十七項各号」を「第二十八項各号」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条中第四十三項を第四十四項とし、同条第四十二項中「第二十二項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「第二十二項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条中第四十項を第四十一項とし、第三十九項を第四十項とし、第三十八項中「要件に該当するもの」を「認定長期優良住宅」に改め、同項第一号中「が五十平方メートル以上二百八十平方メートル」を「（共同住宅等にあつては、人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積）が四十平方メートル以上二百四十平方メートル」に改め、「（共同住宅等にあつては、基準住居部分を有する住宅）であること。」を削り、同項第二号中「居住用専有部分に係る基準部分を有する」を「特定居住用専有部分のいずれかの床面積が四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下である」に改め、「であること。」を削り、同項を同条第三十九項とし、同条中第三十七項を第三十八項とし、第三十六項を第三十七項とし、第三十五項を第三十六項とし、同条第三十四項中「第二十七項各号」を「第二十八項各号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条中第三十三項を第三十四項とし、第三十二項を第三十三項とし、同条第三十一項を第三十二項とし、同条第三十項中「第二十二項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条中第二十九項を第三十項とし、第二十八項を第二十九項とし、同条第二十七項第一号中「五十平方メートル以上二百八十平方メートル」を「四十平方メートル以上二百四十平方メートル」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第四十六項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条中第二十四項を第二十五項とし、第二十三項を第二十四項とし、同条第二十二項第一号中「五十平方メートル以上二百八十平方メートル」を「四十平方メートル」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条中第二十一項を次のように改める。

一　区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅　次に掲げる特定特例適用住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める部分

イ　共同住宅等である特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅　人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。）

ロ　共同住宅等である特定特例適用住宅　人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分でその床面積が四十平方メートル（当該独立的に区画された一の部分がサービス付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下であるもののうち人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。）

二　区分所有に係る特定特例適用住宅　特定居住用専有部分でその床面積が四十平方メートル（当該特定居住用専有部分がサービス付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下であるもの（別荘の用に供する部分を除く。）

附則第十二条中第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、第十五項の次に次の一項を加える。

16　法附則第十五条の八第四項第一号に規定する住宅で政令で定めるものは、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める住宅とする。

一　区分所有に係る住宅以外の住宅　次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める住宅

イ　共同住宅等以外の住宅　床面積が四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下である住宅

ロ　共同住宅等　人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積が四十平方メートル（当該独立的に区画された一の部分がサービス付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下である住宅

二　区分所有に係る住宅　居住用専有部分に係る人の居住の用に供する専有部分（居住用専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当該区画された部分のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分。以下この号、第十八項第二号及び第三十九項第二号において「特定居住用専有部分」という。）のいずれかの床面積が四十平方メートル（当該特定居住用専有部分がサービス付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下である住宅

附則第十二条の二を削り、附則第十二条の三を附則第十二条の二とする。

附則第十二条の四第五項中「。第七項第二号ロ」を「。同号ロ」に改め、同条を附則第十二条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和六年能登半島地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲）

第十二条の四　法附則第十六条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　令和五年度に係る賦課期日における法附則第十六条の三第一項に規定する被災住宅用地（以下この条において「被災住宅用地」という。）の所有者

二　令和五年一月二日から同年十二月三十一日までの間に被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

三　前二号に掲げる者（この号の規定により相続により被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。）が個人である場合において、令和六年一月一日以後にその者についての相続によりその者が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

四　第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において、令和六年一月一日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部を取得したその者の三親等内の親族（前号に該当する者を除く。）

五　第一号又は第二号に掲げる者（この号の規定により合併又は分割により被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。）が法人である場合において、令和六年一月一日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した法人

2　法附則第十六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の三第一項の規定により法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この条において「住宅用地」という。）とみなされた土地の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち令和五年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地とする。

3　法附則第十六条の三第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　令和五年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者

二　令和五年一月二日から同年十二月三十一日までの間に被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部を取得した者

三　前二号に掲げる者（この号の規定により相続により被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者を含む。）が個人である場合において、令和六年一月一日以後にその者についての相続によりその者が所有し、又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得した者

四　第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において、令和六年一月一日以後にその者から被災住宅用地の全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得した者

4　法附則第十六条の三第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一　法附則第十六条の三第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に規定する特定被災共用土地（次号及び次項において「被災共用土地等」という。）である土地以外の土地　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ　前項第一号又は第二号に掲げる者（以下この号及び次項において「従前所有者等」という。）が令和五年十二月三十一日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等が令和六年一月一日以後に当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有していた場合　その全部若しくは一部の共有持分

ロ　従前所有者等が令和五年十二月三十一日において被災住宅用地の全部又は一部を所有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合　従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が令和五年十二月三十一日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

ハ　従前所有者等が令和五年十二月三十一日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合　各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が令和五年十二月三十一日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

二　被災共用土地等である土地　当該土地に係る次の表の上欄に掲げる被災区分所有家屋（法附則第十六条の三第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分及び同表の中欄に掲げる被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率を当該土地の面積（当該面積が当該被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合には、当該十倍の面積）に乗じて得た面積に相当する土地（被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合が四分の一未満である被災区分所有家屋に係る土地を除く。）

被災区分所有家屋		
	被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合	率
イ　ロに掲げる被災区分所有家屋以外の被災区分所有家屋	四分の一以上二分の一未満	〇・五
	二分の一以上	一・〇

地上階数五以上を有する耐火建築物であつた被災区分所有家屋	四分の一以上二分の一未満	○・五
	二分の一以上四分の三未満	○・七五
	四分の三以上	一・○

5　前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において令和五年十二月三十一日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相続人等に係る従前所有者等を含む。）が令和五年十二月三十一日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。）（第七項第二号ロにおいて「特定専有部分」という。）のうち、令和五年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘（第三十六条第二項に規定する別荘をいう。同号ロにおいて同じ。）の用に供する部分を除く。）であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6　第五十二条の十一第三項の規定は、第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合について準用する。

7　法附則第十六条の三第二項において準用する同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一　第四項第一号の規定の適用がある土地　法附則第十六条の三第二項において準用する同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち令和五年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地

二　第四項第二号の規定の適用がある土地　次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ　住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートル以下であるもの　当該住宅用地とみなされた土地

ロ　住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートルを超えるもの　当該住宅用地とみなされた土地の面積を当該住宅用地とみなされた土地に係る被災区分所有家屋の特定専有部分に存した住居でその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居の数（以下このロにおいて「特例適用住居数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地とみなされた土地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積に相当する土地

8　前項に規定する特例適用住居数の算定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

9　法附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地に対応する従前の土地のうちの被災住宅用地が法附則第十六条の三第一項の規定により住宅用地とみなされるとしたならば同項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けることとなる土地に相当する土地とする。

10　前項の規定は、法附則第十六条の三第七項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前項中「附則第十六条の三第六項」とあるのは「附則第十六条の三第七項において準用する同条第六項」と、「被災住宅用地が法附則第十六条の三第一項」とあるのは「同条第二項に規定する特定被災住宅用地が同項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

11　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附則　附則中第十五条の二の二から第十五条の二の五までを削り、第十五条の二の六を第十五条の二の二とし、第十五条の二の七を第十五条の二の三とする。

附則第十七条の二第一項中「第二十条の二第二十三項の」を「第二十条の二第二十一項の」に改め、同項第一号中「第二十条の二第二十三項第一号」を「第二十条の二第二十一項第一号」に改め、同条第二項中「第二十条の二第二十三項第一号」を「第二十条の二第二十一項第一号」に、「租税特別措置法施行令第二十条の二第二十四項」を「同令第二十条の二第二十二項」に改め、同条第三項中「第二十条の二第二十五項」を「第二十条の二第二十三項」に改め、同条第四項中「附則第三十四条の二第九項」を「附則第三十四条の二第十一項」に、「第二十条の二第二十六項」を「第二十条の二第二十四項」に改める。

附則第十七条の二の二第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

附則第十八条の六第十四項中「、第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の三の六第一項」を、「短期譲渡所得の金額」の下に「、法附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第三十一項中「、第三十五条第五項」の下に「、第三十五条の三の六第四項」を、「短期譲渡所得の金額」の下に「、法附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加える。

附則第十八条の六の二第一項中「この項」の下に「及び第三項から第五項まで」を加え、同条第二項第一号中「公表された法」を「公表された払出事由（法」に、「（以下この項において「払出事由」という。）」を「又は法附則第三十三条の二の二第一項に規定する契約不履行等事由（次項及び第五項において「契約不履行等事由」という。）をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同条第三項中「法附則第三十五条の三の二第四項に規定する」及び「（以下この項において「非課税口座内上場株式等」という。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、法附則第三十三条の二の二第一項に規定する非課税口座（以下この項及び第五項において「非課税口座」という。）及び同条第一項に規定する特定課税未成年者口座（以下この項及び第五項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する道府県民税の所得割の納税義務者の同条第一項に規定する基準年（第五項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、法附則第三十五条の三の二第三項第一号から第三号までの規定により非課税口座内上場株式等の譲渡があつたものとみなされたときについて準用する。この場合において、第一項中「、当該」とあるのは「、法附則第三十五条の三の二第三項第一号から第三号までの規定による」と、「（法附則第三十五条の三の二第一項」とあるのは「（同条第一項」と読み替えるものとする。

5　前項の規定は、非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する市町村民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、法附則第三十五条の三の二第八項第一号から第三号までの規定により非課税口座内上場株式等の譲渡があつたものとみなされたときについて準用する。この場合において、前項中「、当該」とあるのは、「、法附則第三十五条の三の二第八項第一号から第三号までの規定による」と読み替えるものとする。

附則第十八条の六の三第一項中「附則第三十五条の三の三第一項」を「附則第三十五条の三の四第一項」に改め、同条第二項中「附則第三十五条の三の三第二項」を「附則第三十五条の三の四第二項」に、「規定する事由」を「附則第三十三条の二の二第一項」に、「規定する事由又は法附則第三十三条の二の二第一項に規定する契約不履行等事由」を「附則第三十三条の二の三第一項」に、「附則第同条第三項中「附則第三十三条の二の二第一項」を「附則第三十三条の二の三第一項」に、「附則第

三十五条の三の三第三項に」を「附則第三十五条の三の四第三項に」に、「附則第三十五条の三の三第三項第一号」を「附則第三十五条の三の四第三項第一号」に、「附則第三十五条の三の三第一項」を「附則第三十五条の三の四第一項」に改め、同条第四項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「附則第三十五条の三の二第四項」を「、非課税口座内上場株式等」に「附則第三十五条の三の三第六項」を「、法附則第三十五条の三の四第一項に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この項において「未成年者口座内上場株式等」という。）」に、「非課税口座内上場株式等」に「未成年者口座内上場株式等」に改め、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に「附則第三十五条の三の四第八項第一号」に「附則第三十五条の三の三第六項」を「、法附則第三十五条の三の四第一項に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この項において「未成年者口座内上場株式等」という。）」に「非課税口座内上場株式等」を「非課税口座内上場株式等以外」に「場合には、当該」を「当該非課税口座内上場株式等の」に、「場合には、同条第八項第一号から第三号までの規定による」を「同条第八項第一号から第三号までの規定による未成年者口座内上場株式等の」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第十八条の六の四　法附則第三十五条の三の六第一項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得（次項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等」という。）の基因となる特定暗号資産の譲渡（租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をいう。以下この項及び第四項において同じ。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該特定暗号資産の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ、当該各号に定める所得の金額から控除する。

一　当該特定暗号資産の譲渡による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該特定暗号資産の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額

二　当該特定暗号資産の譲渡による譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該特定暗号資産の譲渡による譲渡所得の金額

三　当該特定暗号資産の譲渡による雑所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該特定暗号資産の譲渡による事業所得の金額及び譲渡所得の金額

2　前年中において特定暗号資産に係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者が、法第四十五条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。

3　法附則第三十五条の三の六第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第四十五条の二第一項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第七条の二の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下この節において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）
第七条の三の五第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号	山林所得金額	山林所得金額並びに特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第七条の九第一項第二号ホ	総所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第七条の十一第一項及び第三項	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額

4　法附則第三十五条の三の六第四項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得（次項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等」という。）の基因となる特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該特定暗号資産の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ、当該各号に定める所得の金額から控除する。

一　当該特定暗号資産の譲渡による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該特定暗号資産の譲渡による譲渡所得の金額及び雑所得の金額

二　当該特定暗号資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該特定暗号資産の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額

三　当該特定暗号資産の譲渡による雑所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該特定暗号資産の譲渡による事業所得の金額及び譲渡所得の金額

5　前年中において特定暗号資産に係る譲渡所得等を有する法第二百九十四条第一項第一号の者が、法第三百十七条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。

6　法附則第三十五条の三の六第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三百十五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）
法第三百十五条第一号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
法第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第四十六条の二の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下この節において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）
第四十六条第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号	山林所得金額	山林所得金額並びに特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額

第四十八条の三第一項第二号ホ	総所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第四十八条の五の三第一項及び第三項	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額

（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）

第十八条の六の五　法附則第三十五条の三の七第一項の規定による特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（同条第二項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額をいう。第一号及び第四項第二号において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一　控除する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額が前年前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も前の年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額から順次控除する。

二　法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の三の七第一項の規定による控除を行つた後、法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

2　法附則第三十五条の三の七第二項に規定する特定暗号資産の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡（次項において「特定暗号資産の譲渡」という。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額とする。

3　法附則第三十五条の三の七第二項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定暗号資産の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額とする。

4　法附則第三十五条の三の七第四項において読み替えて準用する法第四十五条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額

二　法附則第三十五条の三の七第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、道府県民税の賦課徴収について必要な事項

5　法附則第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の二の二第一項又は第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

6　法附則第三十五条の三の七第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の三の六第二項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十二条第九項の規定の適用については、同項中「道府県民税に関する申告書」とあるのは、「道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の三の七第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）」とする。

7　法附則第三十五条の三の七第一項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定にする特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一　法附則第三十五条の三の六第二項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条

二　法附則第三十五条の三の六第二項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第一項及び第二項第一号

三　前条第三項の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第一項第一号

四　前条第三項の規定により読み替えて適用される第七条の二の二第二項、第七条の三の五第二項、第七条の九第一項第二号ホ、第七条の十一第一項及び第三項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ

8　前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三の七第一項又は第四項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三十二条第三項	所得税法第二条第一項第四十号	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十五の三第十項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二条第一項第四十号
	同項の規定による道府県民税に関する申告書	同項の規定による道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の三の七第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
	同項ただし書	第四十五条の二第一項ただし書
法第三十二条第六項	を含む	及びその時までに提出された附則第三十五条の三の七第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む
	同項第二号	第四十五条の二第一項第二号
法第三十二条第八項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の三の七第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
法第三十二条第十一項	第四十五条の二第一項の規定による申告書	第四十五条の二第一項の規定による申告書（附則第三十五条の三の七第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
法第四十五条の二第一項ただし書	若しくは雑損失の金額の控除	若しくは雑損失の金額の控除、附則第三十五条の三の七第二項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除
法第四十五条の二第一項第八号	前各号に掲げるもののほか、	附則第三十五条の三の七第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他
法第四十五条の二第三項	雑損失の金額の控除	雑損失の金額の控除、附則第三十五条の三の七第二項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除
第七条の十九第九項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（法附則第三十五条の三の七第四項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）

9　法附則第三十五条の三の七第七項の規定による特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（同条第八項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額をいう。第一号及び第十二項第二号において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一　控除する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額が前年前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も前の年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額から順次控除する。

二　法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の三の七第七項の規定による控除を行つた後、法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

10　法附則第三十五条の三の七第八項に規定する特定暗号資産の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡（次項において「特定暗号資産の譲渡」という。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額とする。

11　法附則第三十五条の三の七第八項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定暗号資産の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額とする。

12　法附則第三十五条の三の七第十項において読み替えて準用する法第三百十七条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　前年の法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額

二　法附則第三十五条の三の七第七項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、市町村民税の賦課徴収について必要な事項

13　法附則第三十三条の二第五項、第三十三条の三第五項、第三十四条第四項、第三十五条第五項、第三十五条の二第五項、第三十五条の二の二第五項又は第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

14　法附則第三十五条の三の七第七項又は第十項の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の三の六第五項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十三条第九項の規定の適用については、同項中「による申告書」とあるのは、「による申告書（附則第三十五条の三の七第十項において準用する第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）」とする。

15　法附則第三十五条の三の七第七項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一　法附則第三十五条の三の六第五項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二　法附則第三十五条の三の六第五項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三　法附則第三十七条の三の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五第一項並びに第七百六条の二第一項

四　前条第六項の規定により読み替えて適用される法第三百十五条各号列記以外の部分、第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号

五　前条第六項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二の二第二項、第四十六条の五第二項、第四十八条の三第一項第二号ホ、第四十八条の五の三第一項及び第三項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ

六　附則第二十一条の二の規定により読み替えて適用される第五十六条の八十九第二項第二号

16　法附則第三十五条の三の七第七項の規定の適用がある場合における前条第六項の規定により読み替えて適用される法第三百十五条第一号に規定する租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額は、同号の規定にかかわらず、同法第三十八条の三第一項の規定の適用後の金額とする。

17　前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三の七第七項又は第十項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三百十三条第三項	所得税法第二条第一項第四十号	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十五の三第十項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二条第一項第四十号
	同項の規定による申告書	同項の規定による申告書（附則第三十五条の三の七第十項において準用する第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）
	同項ただし書	第三百十七条の二第一項ただし書
法第三百十三条第六項	を含む	及びその時までに提出された附則第三十五条の三の七第十項において準用する第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む
	同項第二号	第三百十七条の二第一項第二号
法第三百十三条第八項	による申告書	による申告書（附則第三十五条の三の七第十項において準用する第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）
法第三百十七条の二第十一項	第三百十七条の二第一項の規定による申告書	第三百十七条の二第一項の規定による申告書（附則第三十五条の三の七第十項において準用する第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）
法第三百十七条の二第一項ただし書	若しくは雑損失の金額の控除	若しくは雑損失の金額の控除、附則第三十五条の三の七第八項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除
法第三百十七条の二第一項第八号	前各号に掲げるもののほか、	附則第三十五条の三の七第七項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他
法第三百十七条の二第三項	雑損失の金額の控除	雑損失の金額の控除、附則第三十五条の三の七第八項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除
第四十八条の九の二第十項	による申告書	による申告書（法附則第三十五条の三の七第十項において準用する法第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）

附則第十八条の七の二第五項中「又は第三十五条の二の二第一項」を「、第三十五条の二の二第一項又は第三十五条の三の六第一項」に、「若しくは法」を「、法」に改め、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に「若しくは法附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第八項の表法第三十二条第三項の項中「租税特別措置法施行令」の下に「（昭和三十二年政令第四十三号）」を加え、同表法第四十五条の二第一項の項中「第四十五条の二第一項ただし書」に、「附則第三十五条の四の二第一項」を「附則第三十五条の四の二第二項」に改め、同表法第四十五条の二第三項の項中「附則第三十五条の四の二第一項」を「附則第三十五条の四の二第二項」に改め、同条第十三項中「又は第三十五条の二の二第五項」を「、第三十五条の二の二第五項又は第三十五条の三の六第四項」に、「若しくは法」を「、法」に改め、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に「若しくは法附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第十五項第三号中「附則第三十七条の三」を「附則第三十七条の四」に改め、同条第十七項の表法第三百十三条第三項の項中「租税特別措置法施行令」の下に「（昭和三十二年政令第四十三号）」を加え、同表法第三百十七条の二第一項の項中「第三百十七条の二第一項」を「第三百十七条の二第一項ただし書」に、「附則第三十五条の四の二第八項」に改め、同表法第三百十七条の二第三項の項中「附則第三十五条の四の二第七項」を「附則第三十五条の四の二第八項」に改める。

附則第二十一条の次に次の一条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第二十一条の二　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の三の六第四項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第二十三条第一項中「附則第十一条第二十二項及び第二十三項」を「附則第十一条第二十一項及び第二十二項」に改める。

附則第二十七条の三第五項中「附則第三十四条の二第五項」を「附則第三十四条の二第六項」に改める。

附則第三十一条第三項を削り、同条第四項中「附則第五十一条第四項」を「附則第五十一条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第五十一条第五項」を「附則第五十一条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第五十一条第六項」を「附則第五十一条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第三十二条を次のように改める。

（東日本大震災に係る自動車税の特例の適用を受ける自動車等）

第三十二条　法附則第五十四条第一項に規定する政令で定める自動車は、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第十五条の規定により永久抹消登録がされた自動車又は同法第十六条第二項の規定による届出がされた自動車とする。

2　法附則第五十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する自動車等持出困難区域内の自動車の所有者（法第百四十七条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）は、総務省令で定める書類を当該自動車の主たる定置場所在の道府県の知事に提出しなければならない。

附則第三十二条の二を削る。

附則第三十三条第五項及び第十五項第二号中「第二十四項」を「第二十一項」に改め、同条第十七項から第十九項までを削り、同条第二十項中「附則第五十六条第十三項に規定する政令」を「附則第五十六条第十二項に規定する政令」に改め、同項第一号中「附則第五十六条第十三項」を「附則第五十六条第十二項」に、「第二十四項」を「第二十一項」に改め、同条第十九項中「附則第五十六条第十三項」を「附則第五十六条第十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十二項中「附則第五十六条第十三項」を「附則第五十六条第十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項中「附則第五十六条第十四項に規定する政令」を「附則第五十六条第十三項に規定する政令」に改め、同項第一号中「附則第五十六条第十四項」を「附則第五十六条第十三項」に、「第二十五項」を「第二十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に改め、同項第三号中「附則第五十六条第十四項」を「附則第五十六条第十三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十四項中「附則第五十六条第十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十五項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「附則第五十六条第十五項に規定する政令」を「附則第五十六条第十四項に規定する政令」に改め、同項第一号中「附則第五十六条第十五項」を「同条第十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十八項中「附則第五十六条第十五項」を「附則第五十六条第十四項」に改め、「災害救助法」の下に「（昭和二十二年法律第百十八号）」を加え、同項を同条第二十四項とし、同条第二十八項中「附則第五十六条第十五項に規定する政令」を「附則第五十六条第十四項に規定する政令」に改め、同項第一号中「第二十六項第一号」を「第二十三項第一号」に、「附則第五十六条第十五項」を「附則第五十六条第十四項」に改め、同項第二号中「第二十六項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項第三号中「第二十六項第一号」を「第二十三項第一号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十九項中「、第二十三項又は第二十六項」を「又は第二十三項」に、「第十五項」を「第十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項を同条第二十七項とする。

附則第三十四条を次のように改める。

第三十四条　削除

附則第三十五条の見出し中「の種別割」を削り、「者の範囲」を「軽自動車」に改め、同条第一項を次のように改める。

法附則第五十八条第一項に規定する政令で定める軽自動車は、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出がされた三輪以上の軽自動車とする。

附則第三十五条第二項を削り、同条第三項中「附則第五十八条第六項」を「附則第五十八条第二項」に、「同条第二項に規定する二輪自動車等」を「二輪自動車等（同項に規定する二輪自動車等をいう。第四項において同じ。）」に改め、同項第一号中「第四百六十三条の十九第一項」を「第四百五十二条第一項」に改め、同項第二号中「軽自動車（二輪のものに限る。）」を「二輪の軽自動車」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「附則第五十八条第八項」を「附則第五十八条第三項」に改め、「、小型特殊自動車であつて」を削り、「第四百六十三条の十九第一項」を「第四百五十二条第一項」に、「もの」を「小型特殊自動車」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項から第九項までを削り、同条第十項中「附則第五十八条第十三項」を「附則第五十八条第一項から第三項まで」に、「同項に規定する対象区域内軽自動車等」を「法附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域内の三輪以上の軽自動車、二輪自動車等又は小型特殊自動車（以下この項において「対象区域内軽自動車等」という。）」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第四十条第十三項中「取得し、又は」を削り、同条第十六項前段中「取得する三輪以上の軽自動車又は」を削り、同項後段中「とする」とあるのは「三輪以上の軽自動車又は軽自動車等とする」と、同項各号中「取得し、又は所有する自動車」とあるのは「取得する三輪以上の軽自動車又は所有する」を「」とあるのは、「」に改める。

第二条　地方税法施行令の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項及び第二項を次のように改める。

法附則第十五条第一項第一号に規定する特定貨物自動車中継輸送施設で政令で定めるものは、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十九条の二第一号に掲げる特定貨物自動車中継輸送施設であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一　主要構造部が鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（総務省令で定める骨格材を用いるものに限る。）であること。

二　当該特定貨物自動車中継輸送施設が立地する地域における物資の流通の確保その他当該地域の振興に資するものであると認められること。

2　法附則第十五条第一項第二号に規定する第一号施設に附属する構築物で政令で定めるものは、高速自動車国道その他の物資の流通を結節する機能を有する道路と同項第一号に規定する第一号施設とを連絡する構築物であることについて総務省令で定めるところにより証明がされた構築物とする。

附則第十一条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項から第二十九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第三十項第一号中「第二十八項第二号」を「第二十六項第二号」に改め、同項第二号中「第二十八項第二号」を「第二十六項第一号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条中第三十一項を第二十九項とし、第三十二項から第四十四項までを二項ずつ繰り上げ、同条第四十五項中「第四十八項」を「第四十六項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条中第四十六項を第四十四項とし、第四十七項から第五十項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第二十三条第一項中「附則第十一条第二十一項及び第二十二項」を「附則第十一条第十九項及び第二十項」に改める。

第三条　地方税法施行令の一部を次のように改正する。

附則第七条第十一項中「のいずれか」を「に掲げる認定事業（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条に規定する認定事業をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件」に改め、同項各号を次のように改める。

一　その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にある認定事業（第三号に掲げるものを除く。）　都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域の区域内において施行される認定事業であり、かつ、その事業区域の面積が一ヘクタール以上（当該都市再生緊急整備地域の区域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同条第一項に規定する都市開発事業をいい、当該都市再生緊急整備地域に係る同法第十五条第一項に規定する地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて総務省令で定めるところにより証明がされた場合における当該認定事業にあつては、〇・五ヘクタール以上）であること。

二　その事業区域の全部又は一部が都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域（次号において「特定都市再生緊急整備地域」という。）の区域内にある認定事業（同号に掲げるものを除く。）　事業区域内において整備される同条第二項に規定する公共施設の用に供される土地の面積の当該事業区域の面積のうちに占める割合が百分の十以上であること。

三　その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあり、かつ、特定都市再生緊急整備地域の区域内にある認定事業　前二号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

附則第十一条第十五項中「のいずれか」を「に掲げる認定事業（都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件」に改め、同項各号を次のように改める。

一　その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にある認定事業（第三号に掲げるものを除く。）　都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域の区域内において施行される認定事業であり、かつ、その事業区域の面積が一ヘクタール以上（当該都市再生緊急整備地域の区域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同条第一項に規定する都市開発事業をいい、当該都市再生緊急整備地域に係る同法第十五条第一項に規定する地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて総務省令で定めるところにより証明がされた場合における当該認定事業にあつては、〇・五ヘクタール以上）であること。

二　その事業区域の全部又は一部が都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域（次号並びに附則第十二条第一項及び第三項第一号において「特定都市再生緊急整備地域」という。）の区域内にある認定事業（次号に掲げるものを除く。）　事業区域内において整備される同法第二条第二項に規定する公共施設の用に供される土地の面積の当該事業区域の面積のうちに占める割合が百分の十以上であること。

三　その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあり、かつ、特定都市再生緊急整備地域の区域内にある認定事業　前二号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

附則第十一条第十六項中「公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものの用に供する」を削り、同条中第四十八項を第四十九項とし、第四十四項から第四十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四十三項中「第四十六項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条中第四十二項を第四十三項とし、第二十九項から第四十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十八項第一号中「第二十七項第一号」を「第二十七項第二号」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条中第二十七項を第二十八項とし、第十七項から第二十六項までを一項ずつ繰り下げ、第十六項の次に次の一項を加える。

17　法附則第十五条第十三項に規定するその他政令で定めるものは、都市の居住者の利便の向上に資する施設又は都市の魅力の向上及び国際競争力の強化に資する施設として、総務省令で定める施設とする。

附則第二十三条第一項中「附則第十一条第十九項及び第二十項」を「附則第十一条第二十一項」に改める。

第四条　地方税法施行令の一部を次のように改正する。

第三十七条の十六第一号中「第三十七条の十八第一項」を「第三十七条の十九第一項」に改める。

第三十七条の十八を第三十七条の十九とし、第三十七条の十七の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の十四第一項第一号の期間等）

第三十七条の十八　法第七十三条の十四第一項第一号に規定する政令で定める期間は、同号の所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族がその居住の用に供し、又は供していた住宅のうちこれらの者が主としてその居住の用に供し、又は供していたと認められるものとする。

2　法第七十三条の十四第一項第一号に規定する政令で定める住宅は、同号の所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族がその居住の用に供し、又は供していた住宅のうちこれらの者が主としてその居住の用に供し、又は供していたと認められるものとする。

附則第九条第二項第二号中「第三十七条の十八第三項各号」を「第三十七条の十九第三項各号」に改める。

附則第十二条第一項第一号中「附則第十五条の七」を「附則第十五条の八」に、「同項に規定する勧告に従わないで新築した住宅」を「同項各号に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が同項第一号イからホまでに掲げる区域外又は都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域のうち法附則第十五条の六第一項第二号イ若しくはロに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。）」に改め、同項第十一号中「第十二項から第十四項まで」を「第十四項から第十六項まで」に改め、同条中第五十三項を第五十五項とし、第四十六項から第五十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四十五項中「第二十八項各号」を「第三

十項各号」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条中第四十四項を第四十六項とし、第四十三項を第四十五項とし、同条第四十二項中「第二十三項各号」を「第二十五項各号」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条中第四十一項を第四十三項とし、第三十六項から第四十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三十五項中「第二十八項各号」を「第三十項各号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十四項を第三十六項とし、第三十三項を第三十五項とし、第三十二項を第三十四項とし、同条第三十一項中「第二十三項各号」を「第二十五項各号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条中第三十項を第三十二項とし、第二十七項から第二十九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二十六項第一号中「第四十七項」を「第四十九項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条中第二十五項を第二十七項とし、第十七項から第二十四項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十六項第二号中「第十八項第二号及び第三十九項第二号」を「第二十項第二号及び第四十一項第二号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第七項から第十一項まで」を「第九項から第十三項まで」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第十四項を第十六項とし、第十三項を第十五項とし、同条第十二項第二号ロ中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第十一項を第十三項とし、第十項を第十二項とし、同条第九項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　法附則第十五条の六第一項第一号に規定する政令で定める期間は、同号の所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族が同号の住宅の存する場所に居住していた期間とする。

7　法附則第十五条の六第一項第一号に規定する政令で定める住宅は、同号の所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族がその居住の用に供し、又は供していた住宅のうちこれらの者が主としてその居住の用に供し、又は供していたと認められるものとする。

第五条　地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

5　附則第七条第五項及び第六項を次のように改める。

5　令和八年度以後の各年度において、都道府県が改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税について同条の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第二条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項及び第十項において「旧法」という。）第百四十三条第一項の規定により同項に規定する額を当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し交付する場合には、改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた旧令第四十二条の九の規定は適用せず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額の百分の六十六・五に相当する額（以下この項、第七項及び第九項において「算定額」という。）の二分の一の額を市町村道（旧法第百四十三条第一項に規定する市町村道をいう。以下この項及び次項第一号において同じ。）の延長で、他の二分の一の額を市町村道の面積で按分して、毎年度十二月に交付するものとする。ただし、当該年度における算定額が零を下回るときは、次項に定めるところにより、当該都道府県内の市町村に当該下回る額（同項において「超過交付額」という。）の返還を求めるものとする。

一　令和八年度　令和八年三月における同月において収入すべき自動車取得税の収入見込額と同月において収入した自動車取得税の収入額（同月において過誤納に係る自動車取得税の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額）との差額を、同年四月から十一月までの間に収入した自動車取得税の収入額（当該期間内に過誤納に係る自動車取得税の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額）に加算し、又はこれから減額した額

二　令和九年度以後の各年度　当該年度の前年度の十二月から当該年度の十一月までの間に収入した自動車取得税の収入額（当該期間内に過誤納に係る自動車取得税の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額）

6　前項ただし書の規定による超過交付額の返還については、次に定めるところによる。

一　都道府県知事は、当該年度の十二月三十一日までに、当該都道府県内の各市町村の長に対し、超過交付額の二分の一の額を市町村道の延長で、他の二分の一の額を市町村道の面積で按分して得た額のうち、当該市町村に係る額（次号において「通知額」という。）を通知するものとする。

二　前号の通知を受けた市町村は、当該通知があった日の属する年度の末日までに、当該通知に係る通知額を都道府県に返還するものとする。

附則第七条第七項中「前二項」を「第五項から前項まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項の次に次の七項を加える。

7　地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行の際現に旧令第四十二条の九第三項に規定する交付することができなかった金額又は同項に規定する交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、令和八年度における算定額に加算し、又はこれから減額するものとする。

8　第五項本文の規定を適用して都道府県が各市町村に交付すべき額を計算する場合又は第六項第一号の規定を適用して各市町村が都道府県に返還すべき額を計算する場合において、当該計算した金額に五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、当該計算した金額に五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円とする。

9　第五項本文の規定により各市町村に交付すべき額を交付した後又は第六項第一号の規定により各市町村に返還すべき額を通知した後において、算定額の算定に錯誤があったため、算定額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度における算定額に加算し、又はこれから減額するものとする。

10　令和八年度以後の各年度において、旧法第百四十三条第二項に規定する指定市（以下この項及び次項各号において「指定市」という。）を包括する都道府県（以下この項各号及び次項各号において「指定都道府県」という。）が改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第百四十三条第二項の規定により同項に規定する額を当該指定市に対し交付する場合には、改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた旧令第四十二条の十の規定は適用せず、次に掲げる金額の合算額（以下この項及び第十三項において「指定市算定額」という。）を毎年度十二月に交付するものとする。ただし、当該年度における指定市算定額が零を下回るときは、次項に定めるところにより、当該指定市に当該下回る額（同項及び第十三項において「指定市超過交付額」という。）の返還を求めるものとする。

一　第五項各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額の百分の二十八・五の額の二分の一に相当する額に、当該指定都道府県の区域内に存する一般国道等（旧法第百四十三条第二項に規定する一般国道等をいう。以下この項において同じ。）の延長のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長の割合を乗じて得た額

二　第五項各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額の百分の二十八・五の額の二分の一に相当する額に、当該指定都道府県の区域内に存する一般国道等の面積のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積の割合を乗じて得た額

11　前項ただし書の規定による指定市超過交付額の返還については、次に定めるところによる。

一　指定都道府県の知事は、当該年度の十二月三十一日までに、前項ただし書の指定市の長に対し、当該指定市に係る指定市超過交付額を通知するものとする。

二　前号の通知を受けた指定市は、当該通知があった日の属する年度の末日までに、当該通知に係る指定市超過交付額を指定都道府県に返還するものとする。

12　第十項各号の割合を算定する場合において、当該割合に小数点三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

13　第七項から第九項までの規定は、第十項本文の規定による指定市算定額の交付及び同項ただし書の規定による指定市超過交付額の返還について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項	旧令	旧令第四十二条の十第三項において準用する旧令
	算定額	第十項に規定する指定市算定額（次項及び第九項において「指定市算定額」という。）
第八項	第五項本文	第十項本文
	都道府県が各市町村に交付すべき額を計算する場合又は第六項第一号の規定を適用して各市町村が都道府県に返還すべき額	指定市算定額
第九項	第五項本文	次項本文
	各市町村に交付すべき額	同項に規定する指定市（以下この項において「指定市」という。）に指定市算定額
	第六項第一号	第十一項第一号
	各市町村に返還すべき額	指定市に次項ただし書に規定する指定市超過交付額
	算定額	指定市算定額

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正）

第六条　地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年政令第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（地方税法施行令の適用の特例）

第九条　法第二十一条の二の規定により地方団体の徴収金とみなされた地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金についての地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の五の二第四項の規定の適用については、同項第六号中「事業税」とあるのは、「事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税」とする。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令の一部改正）

第七条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（収納の特例）

第九条　法第二十条第二項の規定により地方団体の徴収金とみなされた特別法人事業税に係る徴収金についての地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の五の二第四項の規定の適用については、同項第六号中「事業税」とあるのは、「事業税及び特別法人事業税」とする。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令の一部改正）

第八条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和四年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3　市町村長は、森林環境税の納税義務者について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害により第五条各号のいずれかに該当する者となったことが、次に掲げる事務の処理その他により把握した状況から明らかであると認める場合には、第一項の規定にかかわらず、職権により森林環境税を免除することができる。

一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十条の二第一項の規定による同項に規定する罹災証明書（第五条第三号及び第四号において「罹災証明書」という。）の交付

二　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第三条第一項の規定による災害弔慰金の支給

第四条第一項中「前条第一項の申請書の提出があった日（市町村長が必要があると認める場合には、免除を受けようとする事由が発生した日。次項において同じ。）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前条第一項の申請書の提出があった日（市町村長が必要があると認める場合には、免除に係る事由が発生した日）

二　前条第三項の規定により市町村長の職権により免除される場合　当該免除に係る事由が発生した日

第四条第二項中「前条第一項の申請書の提出があった」を「同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に改める。

第五条第三号中「災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十条の二第一項に規定する罹災証明書（同号において「罹災証明書」という。）」を「罹災証明書」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法施行令第七条の二の二第二項及び第七条の十三第一項の改正規定、同令第八条の二の三を改め、同条を同令第八条の二の四とする改正規定、同令第八条の二の次に一条を加える改正規定、同令第二十条の二の十三、第二十一条の二の二、第四十六条の二の二第二項及び第四十八条の六第一項の改正規定、同令第四十八条の九の八を削る改正規定、同令第四十八条の九の七の三を改め、同条を同令第四十八条の九の八とする改正規定、同令第四十八条の九の七の二の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第十八条の六の二及び第十八条の六の三の改正規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第五条の規定　令和九年一月一日

二　第一条中地方税法施行令第八条の六第一項及び第二項第一号、第八条の十三、第八条の十六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十並びに第八条の二十三並びに附則第四条第二項及び第四条の二第二項の改正規定、同令附則第十七条の二第四項の改正規定（第二十条の二第二十六項」を「第二十条の二第二十四項」に改める部分を除く。）並びに同令附則第十七条の二の二第一項及び第二十七条の三第五項の改正規定　令和十年一月一日

三　第一条中地方税法施行令第五十七条の五の二の改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条の規定　令和十年四月一日

四　第四条の規定　令和十一年四月一日

五　第二条の規定　物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）の施行の日

六　第三条の規定　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

七　第一条中地方税法施行令第九条の八の五、第二十四条の二の五及び第四十八条の十四の五の改正規定　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日

八　第一条中地方税法施行令附則第五条の二の四第七項の改正規定（「中小企業者等」の下に「（次項において「中小企業者等」という。）」を加える部分に限る。）及び同条に一項を加える改正規定　産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

九　第一条中地方税法施行令第三十七条の十三の改正規定　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十　第一条中地方税法施行令附則第四条の改正規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）、同令附則第四条の二第十一項及び第二十項並びに第十八条の六第十四項及び第三十一項の改正規定、同令附則第十八条の六の三の次に二条を加える改正規定、同令附則第十八条の七の二の改正規定（同条第八項及び第十七項に係る部分を除く。）並びに同令附則第二十一条の次に一条を加える改正規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七条の二の二第二項の規定は、令和九年度以後の年度分の個人の道府県民税又は令和八年以後の各年において生ずる地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十三条第五項に規定する特定雑損失金額について適用し、令和八年度分までの個人の道府県民税又は令和七年以前の各年において生じた同項に規定する特定雑損失金額については、なお従前の例による。

3　令和八年度に限り、新令第九条の十四の二第一項及び第九条の十五第一項の規定の適用については、新令第九条の十四の二第一項中「毎年度」とあるのは「令和九年」と、「当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月まで」とあるのは「令和八年四月から十二月まで」と、「額。次条第一項において同じ。」とあるのは「額」と、新令第九条の十五第一項中「毎年度」とあるのは「令和九年」と、「当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月まで」とあるのは「令和八年三月に収入した利子割額に相当する額（同月に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額）の百分の五十九・四に相当する額と、同年四月から十二月まで」と、「利子割額に相当する額」とあるのは「利子割額に相当する額（当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額）」と、「前条第一項」とあるのは「前条第一項」と、「五分の三に相当する額」とあるのは「五分の三に相当する額との合算額」と、「当該年度前三年度内」とあるのは「令和五年度から令和七年度まで」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条　新令第三十七条の十六の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。この場合において、令和十三年三月三十一日までに行われた住宅の取得に係る同条の規定の適用については、同条第一号中「が四十平方メートル（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域（特別区の区域内にあるものに限る。）の区域内にある住宅にあつては、五十平方メートル（当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル）」と、同条第二号中「、四十平方メートル」とあるのは「、四十平方メートル（当該独立的に区画された一の部分が都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内にあり、かつ、貸家の用以外の用に供されるものである場合にあつては、五十平方メートル）」とする。

2　新令第三十七条の十七の規定は、施行日以後の住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。この場合において、令和十三年三月三十一日までに行われた住宅の取得に係る同条の規定の適用については、同条中「が四十平方メートル（当該独立的に区画された一の部分が都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域（特別区の区域内にあるものに限る。）の区域内にあり、かつ、貸家の用以外の用に供されるものである場合にあつては、五十平方メートル）」とする。

3　新令第三十七条の十八の規定は、施行日以後の住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。この場合において、令和十三年三月三十一日までに行われた住宅の用に供する土地の取得に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「が四十平方メートル（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域（特別区の区域内にあるものに限る。）の区域内にある住宅のうち、区分所有に係る住宅であつてその人の居住の用に供する専有部分が貸家の用に供されるものである住宅以外の住宅にあつては、五十平方メートル）」と、同項第二号中「、四十平方メートル」とあるのは「、四十平方メートル（当該独立的に区画された一の部分が都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域（特別区の区域内にあるものに限る。）の区域内にあり、かつ、貸家の用以外の用に供されるものである場合にあつては、五十平方メートル）」とする。

4　新令第三十九条の二の四第一項の規定は、施行日以後の住宅の用に供する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第四条　令和八年度以後の各年度において、都道府県が地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号。以下この条、附則第六条及び第七条において「改正法」という。）附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる自動車税の環境性能割について同項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条、附則第六条及び第七条において「旧法」という。）第百七十七条の六第一項の規定により同項に規定する額を当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し交付する場合には、改正法附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下この条、附則第六条及び第七条において「旧令」という。）第四十四条の八の規定は適用せず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額の百分の四十・八五に相当する額（以下この項、第三項及び第五項において「算定額」という。）の二分の一の額を市町村道（旧法第百七十七条の六第一項に規定する市町村道をいう。以下この項及び次項第一号において同じ。）の延長で、他の二分の一の額を市町村道の面積で按分して、毎年度十二月に交付するものとする。ただし、当該年度における算定額が零を下回るときは、次項に定めるところにより、当該都道府県内の市町村に当該下回る額（同項において「超過交付額」という。）の返還を求めるものとする。

一　令和八年度　令和八年三月における同月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入額（同月において過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額）との差額を、同年四月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額）に加算し、又はこれから減額した額

二　令和九年度以後の各年度　当該年度の前年度の十二月から当該年度の十一月までの間に収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合にあつては、その支出した額を控除した額）

2　前項ただし書の規定による超過交付額の返還については、次に定めるところによる。

一　都道府県知事は、当該年度の十二月三十一日までに、当該都道府県内の各市町村の長に対し、超過交付額の二分の一の額を市町村道の延長で、他の二分の一の額を市町村道の面積で按分して得た額のうち、当該市町村に係る額（次号において「通知額」という。）を通知するものとする。

二　前号の通知を受けた市町村は、当該通知があった日の属する年度の末日までに、当該通知に係る通知額を都道府県に返還するものとする。

3　この政令の施行の際現に旧令第四十四条の八第三項に規定する交付することができなかった金額又は同項に規定する交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、令和八年度における算定額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4　第一項本文の規定を適用して都道府県が各市町村に交付すべき額を計算する場合又は第二項第一号の規定を適用して各市町村が都道府県に返還すべき額を計算する場合において、当該計算した金額に五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、当該計算した金額に五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円とする。

5　第一項本文の規定により各市町村に交付すべき額を交付した後又は第二項第一号の規定により各市町村に返還すべき額を通知した後において、算定額の算定に錯誤があったため、算定額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度における算定額に加算し、又はこれから減額するものとする。

6　令和八年度以後の各年度において、旧法第百七十七条の六第二項に規定する指定市（以下この項及び次項各号において「指定市」という。）を包括する都道府県（以下この項各号及び次項各号において「指定都道府県」という。）が改正法附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる自動車税の環境性能割について同項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第百七十七条の六第二項の規定により同項に規定する額を当該指定市に対し交付する場合には、改正法附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧令第四十四条の九の規定は適用せず、次に掲げる金額の合算額（以下この項及び第九項において「指定市算定額」という。）を毎年度十二月に交付するものとする。ただし、当該年度における指定市算定額が零を下回るときは、次項に定めるところにより、当該指定市に当該下回る額（同項及び第九項において「指定市超過交付額」という。）の返還を求めるものとする。

一　第一項各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額の百分の三十三・二五の額の二分の一に相当する額に、当該指定都道府県の区域内に存する一般国道等（旧法第百七十七条の六第二項に規定する一般国道等をいう。以下この項において同じ。）の延長のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長の割合を乗じて得た額

二　第一項各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額の百分の三十三・二五の額の二分の一に相当する額に、当該指定都道府県の区域内に存する一般国道等の面積のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積の割合を乗じて得た額

7　前項ただし書の規定による指定市超過交付額の返還については、次に定めるところによる。

一　指定都道府県の知事は、当該年度の十二月三十一日までに、前項ただし書の指定市の長に対し、当該指定市に係る指定市超過交付額を通知するものとする。

二　前号の通知を受けた指定市は、当該通知があった日の属する年度の末日までに、当該通知に係る指定市超過交付額を指定都道府県に返還するものとする。

8　第六項各号の割合を算定する場合において、当該割合に小数点三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

9　第三項から第五項までの規定は、第六項本文の規定による指定市算定額の交付及び同項ただし書の規定による指定市超過交付額の返還について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	旧令	旧令第四十四条の九第三項において準用する旧令
	算定額	第六項に規定する指定市算定額（次項及び第五項において「指定市算定額」という。）
第四項	第一項本文	第六項本文
	都道府県が各市町村に交付すべき額を計算する場合又は第二項第一号の規定を適用して各市町村が都道府県に返還すべき額	指定市算定額
第五項	第一項本文	次項本文
	各市町村に交付すべき額	同項に規定する指定市（以下この項において「指定市」という。）に指定市算定額
	第二項第一号	第七項第一号
	各市町村に返還すべき額	指定市に次項ただし書に規定する指定市超過交付額
	算定額	指定市算定額

10　前各項に定めるもののほか、改正法附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる自動車税の環境性能割の市町村に対する交付について必要な経過措置は、総務省令で定める。

（市町村民税に関する経過措置）

第五条　新令第四十六条の二の二第二項の規定は、令和九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　新令第四十八条の六第一項（地方税法施行令第四十八条の五の四第二項において準用する場合を含む。）の規定は、令和九年度以後の年度分の個人の市町村民税又は令和八年以後の各年において生ずる地方税法第三百十四条第五項に規定する特定雑損失金額について適用し、令和八年度分までの個人の市町村民税又は令和七年以前の各年において生じた同項に規定する特定雑損失金額については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第六条　別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和七年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2　改正法附則第十四条第四項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法附則第十五条第六項に規定する車両に対して課する固定資産税については、旧令附則第十一条第八項の規定は、なおその効力を有する。

3　新令附則第十二条第一項第八号及び第九号並びに第三項から第五項までの規定は、施行日以後に新築された同条第三項に規定する住宅に対して課する令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された旧令附則第十二条第三項（旧法附則第十五条の八第四項第一号に係る部分を除く。）に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　新令附則第十二条第十六項及び第十八項の規定は、施行日以後に取得された同条第十六項に規定する住宅に対して課すべき令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令附則第十二条第三項（旧法附則第十五条の八第四項第一号に係る部分に限る。）に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　新令附則第十二条第二十三項の規定は、施行日以後に同条第二十五項に規定する改修工事が行われた同条第二十三項に規定する家屋に対して課すべき令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧令附則第十二条第二十四項に規定する改修工事が行われた同条第二十二項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　新令附則第十二条第二十八項の規定は、施行日以後に同条第二十五項に規定する改修工事が行われた同条第二十八項に規定する専有部分に対して課すべき令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧令附則第十二条第二十四項に規定する改修工事が行われた同条第二十七項に規定する専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　新令附則第十二条第三十九項の規定は、施行日以後に同条第三十八項に規定する耐震改修が行われた同条第三十九項に規定する認定長期優良住宅に対して課すべき令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧令附則第十二条第三十七項に規定する耐震改修が行われた同条第三十八項に規定する認定長期優良住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　改正法附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法附則第五十六条第十二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、旧令附則第三十三条第十七項から第十九項までの規定は、なおその効力を有する。

9　前項の規定の適用がある場合における新令附則第三十三条第二十六項の規定の適用については、同項中「又は第二十三項」とあるのは「若しくは第二十三項又は地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）附則第六条第八項の規定によりなおその効力を有することとされた同令第一条の規定による改正前の地方税法施行令附則第三十三条第十七項」と、「第十四項まで」とあるのは「第十四項まで又は地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第五十六条第十二項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第七条　令和九年度以後の各年度においては、旧法附則第二十九条の九第一項に規定する定置場所在道府県（次項において「定置場所在道府県」という。）の知事は、改正法附則第十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる軽自動車税の環境性能割（以下この条において「旧軽自動車税環境性能割」という。）に係る当該年度の前年度における申告及び決定の件数が零であり、かつ、旧軽自動車税環境性能割に係る同年度における滞納がない場合には、同項の規定によりなお従前の例によることとされた旧令附則第十五条の二の三の規定にかかわらず、同条の規定による報告を要しない。

2　令和九年度以後の各年度においては、定置場所在道府県の知事は、当該年度の前年度の旧軽自動車税環境性能割の賦課徴収に係る旧法附則第二十九条の十六第一項各号に掲げる金額がいずれも零である場合には、改正法附則第十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧令附則第十五条の二の四第三項の規定にかかわらず、同項の規定による通知を要しない。

3　令和九年度以後の各年度における旧軽自動車税環境性能割に係る改正法附則第十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧令附則第十五条の二の四第四項の規定の適用については、同項中「から三十日以内」とあるのは、「の属する年度の末日まで」とする。

4　前三項に定めるもののほか、旧軽自動車税環境性能割の賦課徴収その他の特例について必要な経過措置は、総務省令で定める。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第八条　新令第五十六条の八十八の二第一項並びに第五十六条の八十九第一項及び第二項の規定は、令和八年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和七年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例に関する経過措置）

第九条　施行日から附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新令附則第五条の二の四第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」とあるのは、「第四十二条の四の二第二項」とする。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第八条の規定による改正後の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第三条第三項及び第四条（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に発生する特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に係る森林環境税の免除について適用する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第十一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十三条の四第二項中「から第五十七条の五の三まで」を「、第五十七条の五の二（第四項及び第五項を除く。）及び第五十七条の五の三」に改め、同項の表第五十七条の五の二第四項の項中「第五十七条の五の二第四項」を「第五十七条の五の二第六項」に改める。

（児童福祉法施行令等の一部改正）

第十二条　次に掲げる政令の規定中「附則第五条の四第六項」を「附則第五条の四第五項」に改める。

一　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条第二号

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第二号イ

三　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第四条第二項第二号

（自動車損害賠償保障法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　次に掲げる政令の規定中「第四百六十三条の十八第三項」を「第四百五十一条第三項」に改める。

一　自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第三条第一項第四号

二　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）第二条

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第四項中「第九条の十五第一項」を「第九条の十四の二第一項」に、「同項の表八月の項」を「同項」に改める。

（財務省組織令の一部改正）

第十五条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「第九十条第一号中「内国税」を「第九十条第一号中「内国税の」に、「」と、「賦課」とあるのは「賦課並びに同法附則第五条の四第十二項の規定による通知」を「の」と、「内国税に」とあるのは「内国税等に」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
国土交通大臣　金子　恭之

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第八十四号

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号）の施行に伴い、並びに地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第四項第一号及び第三十三条の五の十五第三項、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十二第一項中「、同法第百三条」を「並びに同法第百三条」に改め、「並びに同法第百七十七条の六第一項の規定により特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項において「環境性能割交付金」という。）」及び「、環境性能割交付金にあつては同項の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし」を削る。

第二条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項及び第二項中「第三十二条の二」を「第三十三条」に改める。

附則第三条の見出しを「（サービスの提供の在り方の見直し等による公営企業の廃止に係る地方債の許可手続）」に改め、同条第一項中「第三十三条の五の七第二項」を「第三十三条の五の十五第三項」に「同項に規定する地方公共団体が同項」を「地方公共団体（同条第一項に規定する地方公共団体をいう。次項において同じ。）が同条第三項」に改め、同条第二項中「に」の下に「法第三十三条の五の十五第五項に規定する」を加える。

附則第四条及び第五条を削り、附則第六条を附則第四条とし、附則第七条を附則第五条とし、附則第八条を附則第六条とする。

附則第九条第一項中「令和三年度及び」を削り、同条を附則第七条とし、附則第十条を削り、附則第十一条を附則第八条とする。

附則第十二条の見出し中「以後」を「及び令和七年度」に改め、同条中「以後の各年度」を「及び令和七年度」に改め、「、当分の間」を削り、同条の表第一号イの項中「における」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号）第四条の規定による改正前の」を加え、同表第五号の項中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」を「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和八年政令第八十四号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」に改め、同条を附則第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和八年度以後における標準的な規模の収入の額の特例）

第十条　令和八年度以後の各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）	
第一号ロ	地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	
	合算額	合算額から特定交付見込額を控除した額	
	及び航空機燃料譲与税	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金	
	地方揮発油譲与税	地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金をいう。第三号イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条から同条	に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条
第二号	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	地方税法	
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条	
	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	
	から	に特定交付見込額を加算した額から	
	合算額	合算額から特定交付見込額を控除した額	
第三号	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条	
	特別とん譲与税	地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金、特別とん譲与税	
	及び森林環境譲与税	、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金	
第四号	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条	
	特別とん譲与税	地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金、特別とん譲与税	
	及び森林環境譲与税	、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金	

第五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令	
第二項	地方自治法施行令第二百十条の十二第二項	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した額があり、当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により算定した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とする。）
自動車重量譲与税	地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金、自動車重量譲与税	地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税
、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金	、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金	

附則第十三条を削る。

附則第十四条中「附則第九条第二項及び第十二条」を「附則第七条第二項及び第九条」に改め、同条を附則第十一条とする。

附則第十五条中「附則第十二条」を「附則第十条」に改め、同条を附則第十二条とし、附則第十六条を附則第十三条とする。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第三条　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「とあるのは「地方揮発油譲与税」を「とあるのは「地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金をいう。以下この項において同じ。）、地方揮発油譲与税」に改め、「交通安全対策特別交付金」と」の下に「「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び」とあるのは「地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び」と」を加え、「「特別とん譲与税」を「「地方揮発油譲与税、特別とん譲与税」に、「とあるのは「特別とん譲与税」を「とあるのは「地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税」に、「及び自動車重量譲与税」を「地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税」に、「、自動車重量譲与税及び」を「地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第四条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同条第三号中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

第二条中「される地方特例交付金」を「される個人住民税減収補塡特例交付金（同条第二項第一号に規定する個人住民税減収補塡特例交付金をいう。以下この項において同じ。）、自動車税減収補塡特例交付金（同条第二項第三号に規定する自動車税減収補塡特例交付金をいう。以下この項において同じ。）、軽自動車税減収補塡特例交付金（同条第二項第四号に規定する軽自動車税減収補塡特例交付金をいう。以下この項において同じ。）及び地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金（同条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金をいう。）」に、「地方特例交付金にあつては同項の個人住民税減収補塡特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、自動車税減収補塡特例交付金にあつては同項の自動車税減収補塡特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、軽自動車税減収補塡特例交付金にあつては同項の軽自動車税減収補塡特例交付金」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第五条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条に次の一号を加える。

六　地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号）附則第六条の規定に基づき交付税及び譲与税配付金特別会計から一般会計に承継された借入金

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方自治法施行令第二百十条の十二第一項の規定は、令和八年度以後の年度分の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条第二項に規定する特別区財政調整交付金（以下この条及び附則第四条において「特別区財政調整交付金」という。）について適用し、令和七年度以前の年度分の特別区財政調整交付金については、なお従前の例による。

（災害対策基本法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の災害対策基本法施行令附則第四項の規定は、令和八年度以後の年度における同令第四十三条第二項に規定する標準税収入額の算定について適用し、令和七年度以前の年度における同項に規定する標準税収入額の算定については、なお従前の例による。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第二条の規定は、令和八年度以後の年度分の特別区財政調整交付金について適用し、令和七年度以前の年度分の特別区財政調整交付金については、なお従前の例による。

（地方財政審議会令の一部改正）

第五条　地方財政審議会令（平成十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる政令」を「当分の間、地方財政法施行令附則第三条第五項」に改め、同条の表を削る。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第六条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し中「令和七年度及び」を削り、同条中「令和七年度及び」を削り、「附則第十四条」を「附則第十一条」に、「附則第九条第二項及び第十二条」を「附則第七条第二項及び第九条」に、「附則第十二条」を「附則第九条」に改める。

附則第五条中「附則第十五条」を「附則第十二条」に、「附則第十二条」を「附則第十条」に改める。

附則第六条を削る。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第七条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち地方財政法施行令附則第十六条の改正規定中「附則第十六条」を「附則第十三条」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第八十五号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五号）の施行に伴い、並びに関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条の二第三項、第六項及び第十項、同条第十六項において準用する同法第八条第三十二項並びに同法第八条の二第十七項、第十五条第一項第一号、第二十条の二第一項及び別表、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十一号、第四十二条第一項、第五十六条第一項、第六十二条の二第一項、第六十二条の八第一項及び第百七条、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項、第九条第一項及び別表第一、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項、国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第二条第二項、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第二号イ並びに沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十三条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「第三十四条」を「第三十三条」に改める。

第二十九条の二第一項中「第三十四条の二」を「第三十四条」に改め、同項第三号中「保税蔵置場に」を削り、同項第五号中「引取りの承認」を「引取り」に改め、同項第六号中「一時持ち出し」を「一時持出」に改め、同条第二項中「第三十四条の二（記帳義務）」を「第三十四条」に改め、同項第二号中「とき。」を「とき」に改め、同項第六号中「総合保税地域」を「保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用」に改め、同項第八号中「見本の一時持ち出し」を削り、同項第九号中「（輸出又は輸入の許可）」を削り、同項第十号中「（輸入の許可前における貨物の引取りの承認）」を削る。

第三十条第一項中「準用」を「準用等」に、「一時持出し」を「一時持出」に、「第三十四条」を「第三十三条」に改め、同条第二項中「（他所蔵置に係る貨物の取扱いの届出）」を削る。

第三十四条の二中「第四十一条の三」を「第四十一条の五」に改める。

第三十五条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　法第四十三条第十一号（許可の要件）に規定する規則

第三十五条第三項中「規定により許可をするに際しては」を「許可に」に、「附する」を「付する」に改める。

第四十条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「法第四十条第二項」とあるのは、「法第四十九条（指定保税地域についての規定の準用）において準用する法第四十条第二項」と読み替えるものとする。

第五十条の二中「第三十五条から」を「第三十五条（第一項後段を除く。）、第三十六条から」に、「第三十五条第一項第二号」を「同項前段中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第五十六条第一項」と、同項第二号」に、「同条第二項第四号」を「第三十五条第二項第四号」に改め、「使用料率表」と」の下に「、同項第六号中「法第四十三条第十一号」とあるのは「法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十三条第十一号」と、同条第三項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第五十六条第一項」と、第三十六条第一項ただし書」とあるのは「法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十二条第一項ただし書」と、第三十八条第一項中「法第四十六条」とあるのは「法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十六条」と、第三十九条の二第一項中「法第四十八条の二第二項」とあるのは「法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十八条の二第四項」と、同条第二項中「法第四十八条の二第四項」とあるのは「法第六十一条の四において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項」と」を加える。

第五十条の四第二項中「第六十二条」の下に「（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）」を加え、同条第五項中「第五十一条第二項」を「第五十一条」に改める。

第五十一条の見出しを「（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第四十三条の二の規定は法第六十二条」の下に「（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）」を、「第五十二条の二」の下に「（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）」を、「第五十四条第一項」の下に「（承認の取消し等）」を、「より法第六十一条の五第一項」の下に「（保税工場の許可の特例）」を加え、「第五十五条において承認取得者」を「第五十五条（許可の承継についての規定の準用）において承認取得者」に改め、同項を同条とする。

第五十一条の六第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「保税作業」とあるのは「保税展示場外における使用」と、「法第六十一条第一項」とあるのは「法第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）」と読み替えるものとする。

第五十一条の八中「第三十五条及び」を「第三十五条（第一項後段を除く。）及び」に改め、「この場合において」の下に「、同項前段中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第六十二条の二第一項」と」を加え、「「当該博覧会等」を「「博覧会等」に改め、「書類」と」の下に「、同項第六号中「法第四十三条第十一号」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する法第四十三条第十一号」と、同条第三項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第六十二条の二第一項」と、第三十七条中「法第四十四条第一項」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する法第四十四条第一項」と、第三十八条中「法第四十五条第一項ただし書」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する法第四十五条第一項ただし書」と、第三十九条第一項中「法第四十六条」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する法第四十六条」と、同条第二項中「法第四十八条の二第四項」とあるのは「法第六十二条の七において準用する法第四十八条の二第四項」と」を加える。

第五十一条の八中「第三十五条及び」を「第三十五条（第一項後段を除く。）及び」に改め、「この場合において」の下に「、同項前段中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第六十二条の二第一項」と」を加え、「「当該博覧会等」を「「博覧会等」に改め、「書類」と」の下に「、同項第六号中「法第四十三条第十一号」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する法第四十三条第十一号」と、同条第三項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第六十二条の二第一項」と、第三十七条中「法第四十四条第一項」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する法第四十四条第一項」と、第三十八条中「法第四十五条第一項ただし書」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する法第四十五条第一項ただし書」と、第三十九条第一項中「法第四十六条」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する法第四十六条」と、同条第二項中「法第四十八条の二第四項」とあるのは「法第六十二条の七において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項」と」を加える。

第五十一条の九第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則

第五十一条の十五中「第四十二条第二項ただし書」とあるのは「法第六十二条の十五」、「第四十三条の二第二項」とあるのは「法第六十二条の十五」、「第四十四条第一項ただし書」とあるのは「法第六十二条の十五」、「第四十五条第三項」とあるのは「法第六十二条の十五」の下に「（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」を加え、「第三十九条中」を「第三十九条第一項中」に改め、「第四十六条」とあるのは「法第六十二条の十五」、「第四十八条の二第四項」とあるのは「法第六十二条の十五」、「第五十八条の二」とあるのは「法第六十二条の十五」及び「第四十七条第一項中「法第五十九条第二項」とあるのは「法第六十二条の十五」の下に「（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」を加え、「第四十九条第一項及び」を「第四十九条第一項中「法第六十一条第一項」とあるのは「法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する法第六十一条第一項」と、同条」に改め、「第四十九条の二第一項中「法第六十一条の二第二項」とあるのは「法第六十二条の十五」及び「第六十二条の四第一項」とあるのは「法第六十二条の十五」の下に「（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」を加え、「第五十一条の六第一項」を「第五十一条の六」に改め、「第六十二条の五」とあるのは「法第六十二条の十五」の下に「（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」を加える。

第五十九条の十一中「第三十四条本文」を「第三十三条本文」に改める。

第九十二条第一項第一号イ中「第四十一条の二」を「第四十一条の三（業務改善命令）の規定、法第四十一条の四」に改め、「保税蔵置場の許可）の規定」の下に「、法第四十五条の二（業務改善命令）（法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定」を加え、同条第三項第一号中「賦課決定」を「賦課課税方式による関税の確定」に改める。

別表第一中「山　口二平　生」を削る。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の五第一項中「第四条の六第一項（航空運送貨物等」を「第四条の六（航空運送貨物」に改める。

第一条の十三中「第四条の六第一項」を「第四条の六」に改める。

第十八条第一項中「生徒」の下に「又は学生」を加える。

第五十七条中第十四号を第十七号とし、第八号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の三号を加える。

八　法の別表第二七一〇・一二号の一の㈠のCの(a)及び第二七一〇・二〇号の一の㈠のCの(a)に掲げる揮発油

九　法の別表第二七一〇・一二号の一の㈠のBの(a)、第二七一〇・一九号の一の㈠のBの(a)及び第二七一〇・二〇号の一の㈡のBの(a)に掲げる灯油

十　法の別表第二七一〇・一二号の一の㈢のA、第二七一〇・一九号の一の㈡のA及び第二七一〇・二〇号の一の㈢のAに掲げる軽油

第五十八条第一項第二号中「前条第九号」を「前条第十二号」に改め、同項第三号中「から第九号まで、第十一号及び第十二号」を「、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号」に改め、同条第二項第二号及び第三項中「前条第九号」を「前条第十二号」に改める。

第五十九条第一項中「同条第九号」を「同条第十二号」に改め、同項ただし書中「、第八号、第十号、第十三号及び第十四号」を「から第十一号まで、第十三号、第十六号及び第十七号」に改め、同項第五号中「から第九号まで、第十一号及び第十二号」を「、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号」に、「同条第十三号」を「同条第十六号」に改め、同条第二項中「第五十七条第十二号」を「第五十七条第十三号」に改める。

第六十条中「第五十七条第九号」を「第五十七条第十二号」に改める。

第六十一条中「第五十七条第九号」を「第五十七条第八号から第十号まで及び第十二号」に改める。

第七十二条の次に次の二条を加える。

（無税を適用する揮発油に係る石油化学製品の指定）

第七十二条の二　法の別表第二七一〇・一二号の一の㈠のCの(a)及び第二七一〇・二〇号の一のCの(a)に規定する政令で定める石油化学製品は、次に掲げる物品とする。

一　エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン又は石油樹脂（ベンゼン、トルエン又はキシレンにあつては、ガソリンに添加するものを除く。）

二　酢酸、ぎ酸、プロピオン酸、こはく酸、アセトン、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が七個から十個までのものに限る。）、ブチルアルコール、ノルマルブチルアルデヒド、シクロヘキサン、カプロラクタム又はアンモニア

（無税を適用する灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定）

第七十二条の三　法の別表第二七一〇・一二号の一の㈠のBの(a)及び㈡のA、第二七一〇・一九号の一の㈠のBの(a)及び㈡のA並びに第二七一〇・二〇号の一の㈡のBの(a)及び㈢のAに規定する政令で定める石油化学製品は、エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂（ベンゼン、トルエン又はキシレンにあつては、ガソリンに添加するものを除く。）とする。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条　削除

第十四条第一項ただし書中「令和七年度」を「令和八年度」に、「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

第三十二条第一項第十三号から第十五号までを削る。

第三十三条第四項中「第十五号」を「第十二号」に改める。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第四条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第三十三項」の下に「（同法第八条の二第十六項において準用する場合を含む。）、第八条の二第十四項」を加える。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第五条　関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表期間の欄中「令和七年四月一日から令和八年三月三一日まで」を「令和八年四月一日から令和九年三月三一日まで」に改め、同表数量の欄中「四九、九〇〇トン」を「四九、四〇〇トン」に、「四、二四九、三〇〇トン」を「四、二三七、二〇〇トン」に、「三一四、四〇〇トン」を「三五三、八〇〇トン」に、「五二、七〇〇トン」を「六四、八〇〇トン」に、「一三五、三〇〇トン」を「一二九、六〇〇トン」に、「五二九、七〇〇トン」を「五二〇、六〇〇トン」に、「一六〇、七〇〇トン」を「一六九、一〇〇トン」に、「三、〇〇〇トン」を「一、八〇〇トン」に、「八、八〇〇トン」を「九、一〇〇トン」に、「三五、八〇〇トン」を「三三、五〇〇トン」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号リ中「第八九号の七」を「第八九号の六」に、「第八九号の一二、第八九号の一四、第八九号の一五」を「第八九号の一一、第八九号の一三、第八九号の一四」に改め、同項第二号の三中「関税法第六十九条の六第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第七十五条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の十五第一項若しくは第二項の規定による」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　関税法第九条の二第三項後段（納期限の延長）、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五十一条第三項後段（引取りに係る課税貨物についての納期限の延長）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の六第三項後段（納期限の延長）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十二条第三項後段（納期限の延長）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十三条第三項後段（納期限の延長）又は石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十八条第三項後段（納期限の延長）の規定による命令

ロ　関税法第六十九条の六第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第七十五条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の十五第一項若しくは第二項の規定による命令

第一条第一項第五号中「（昭和六十三年法律第百八号）」を削り、「第八条第三項」を「第八条第六項」に、「に規定する消費税の徴収（」を「若しくは」に、「おいて準用する場合を含む。）」を「規定する消費税の徴収」に、「租税特別措置法第八十七条の六第三項」を「同法第八十七条の六第六項」に改める。

別表第三号の二中「の規定による」を「に規定する」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の三	関税法第十二条の四第三項（重加算税）に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的記録（同項に規定する特定電磁的記録に限る。）に係る財務省令で定める手続

別表第二〇号及び第二一号中「第三十四条」を「第三十三条」に改め、同表第二二号の次に次の一号を加える。

二二の二	関税法第四十一条の二（指定保税地域において貨物を管理する者の規則の定め）の規定による届出

別表第二三号中「第四十一条の三」を「第四十一条の五」に改め、同表第四一号中「第三十四条本文」を「第三十三条本文」に改め、同表第五五号の五中「第五十一条第二項（技術的読替え等」を「第五十一条（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用」に、「同令第五十一条第二項」を「同令第五十一条」に改め、同表第七〇号の八中「不当廉売関税に関する政令」を「不当廉売関税等に関する政令」に改め、「還付」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第七〇号の一二を削り、同表中第七〇号の一三を第七〇号の一二とし、第七〇号の一四から第七〇号の一六までを一号ずつ繰り上げ、同表第七九号の二を削り、同表第八一号中「（昭和二十八年法律第六号）」を削り、同表第八一号の三中「（昭和五十九年法律第七十二号）」を削り、同表第八三号中「（昭和三十二年法律第五十五号）」を削り、同表第八四号の三中「（昭和五十三年法律第二十五号）」を削り、同表第八九号の四中「において準用する消費税法第八条第三項」を削り、同表第八九号の五を削り、同表中第八九号の六を第八九号の五とし、第八九号の七から第八九号の一七までを一号ずつ繰り上げる。

（不当廉売関税に関する政令の一部改正）

第七条　不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不当廉売関税等に関する政令

第一条中「をいう」を「をいい、「指定貨物供給国等」とは、法第八条の二第一項第一号に規定する指定貨物供給国等をいう」に改める。

第二条第一項第一号及び第二号中「当該輸入貨物の」を「不当廉売がされた貨物の」に、「輸入貨物と」を「貨物と」に改め、同項第三号中「当該輸入貨物の生産費」を「不当廉売がされた貨物の生産費」に、「輸入貨物の原産国」を「貨物の原産国」に、「輸入貨物と」を「貨物と」に改め、同項第四号中「当該輸入貨物の供給国」を「不当廉売がされた貨物の供給国」に、「輸入貨物と」を「貨物と」に、「輸入貨物の原産国」を「不当廉売がされた貨物の原産国」に改め、同条第二項中「当該輸入貨物の供給国における消費に向けられる当該輸入貨物」を「不当廉売がされた貨物の供給国における消費に向けられる当該貨物」に、「輸入貨物と同種の貨物の販売量」を「同種の貨物の販売量」に、「当該供給国における消費に向けられる当該輸入貨物と」を「当該供給国における消費に向けられる当該」に、「輸入貨物の供給国が」を「不当廉売がされた貨物の供給国が」に改め、同条第三項中「第十条の二」を「第十条の三」に改め、同条第四項中「当該輸入貨物」を「不当廉売がされた貨物」に改める。

第三条中「当該輸入貨物につき」を「不当廉売がされた貨物につき」に、「輸入貨物の」を「貨物の」に、「輸入貨物を」を「貨物を」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第八条の二第一項（同項第三号に掲げる貨物について適用する場合を除く。）の規定を適用する場合において、同項第一号若しくは第二号に掲げる貨物につき輸出のための販売価格がない場合又は当該貨物の輸出者が当該貨物の輸入者（本邦において当該貨物を譲り受けた者を含む。）と連合しているために当該貨物の輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合における当該貨物の輸出のための販売価格は、当該貨物の輸出者及び輸入者と連合していない者に対して国内において最初に販売される当該貨物の国内販売価格（その国内販売価格が当該貨物を原材料として生産がされた上販売される貨物に係る価格であるときは、当該国内販売価格から当該生産により付加された価額を控除して得られる価格）に基づき算出される価格とする。

第四条第一項中「当該輸入貨物」を「不当廉売がされた貨物」に改め、同条第二項中「前項」を「法第八条第一項の場合における前項」に、「当該輸入貨物を法第八条第四項」を「同条第四項」に、「以後に輸入」を「以後に当該不当廉売がされた貨物の輸入」に、「）した」を「）をした」に改め、同項ただし書中「輸入貨物を輸入した」を「貨物を輸入した」に、「輸入貨物及び」を「貨物及び」に、「輸入貨物と同種の」を「同種の」に改め、同項各号中「輸入貨物」を「不当廉売がされた貨物」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第八条の二第一項の場合における第一項の本邦の生産者には、次に掲げる関係を有する生産者、同条第三項の規定による求めがあった日（同項の規定による求めがない場合において同条第四項の調査を行うときは、当該調査を開始する日）の六月前の日以後に同条第一項各号に掲げる貨物の輸入（その輸入量が少量なものを除く。）をした生産者及び同項第三号に掲げる貨物を原料又は材料として本邦において生産される法第八条第一項の規定により指定された貨物（同号に掲げる貨物を原料又は材料の一部として生産される同項の規定により指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。）の生産を行う生産者は含まないものとする。ただし、次の各号に掲げる関係を有する生産者が、当該各号に掲げる関係による影響が次の各号に掲げる関係のいずれをも有しない他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないことについての証拠を提出した場合、又は法第八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる貨物を輸入した生産者が、不当廉売がされた貨物及びこれと同種の貨物に係る当該生産者の事業のうち主たる事業が当該同種の貨物の本邦における生産であることについての証拠を提出した場合において、当該証拠によりその旨認められるときは、この限りでない。

一　法第八条の二第一項に規定する同項各号に掲げる貨物の供給者又は輸入者を直接又は間接に支配している関係

二　法第八条の二第一項に規定する同項各号に掲げる貨物の供給者又は輸入者により直接又は間接に支配されている関係

三　法第八条の二第一項に規定する同項各号に掲げる貨物の供給者又は輸入者を直接又は間接に支配している第三者により直接又は間接に支配されている関係

四　法第八条の二第一項に規定する同項各号に掲げる貨物の供給者又は輸入者と共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している関係

第五条第一項第一号中「当該輸入貨物」を「不当廉売がされた貨物」に、「当該貨物」を「当該同種の貨物」に、「第十条」を「第十条第二項第二号」に改め、同項第二号中「当該輸入貨物」を「不当廉売がされた貨物」に、「第十条」を「第十条第二項第三号」に改め、同条第二項中「当該輸入貨物」を「不当廉売がされた貨物」に、「当該貨物」を「当該同種の貨物」に改め、同条に次の二項を加える。

3　法第八条の二第三項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者とは、次に掲げる者をいうものとする。

一　次に掲げる本邦の生産者又は団体（以下この号、第七条の二第一項第九号及び第十条の二第二項第二号において「関係生産者等」という。）（団体である関係生産者等にあっては、その直接又は間接の構成員のうち二以上の者が不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦の生産者であるものに限る。第七条の二第一項第九号において同じ。）であって当該生産者又は当該団体の直接若しくは間接の構成員である当該生産者の当該同種の貨物の本邦における生産高の合計が当該同種の貨物の本邦における総生産高の四分の一以上の割合を占めるもの

イ　不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦の生産者（当該不当廉売がされた貨物について法第八条第五項の調査が開始された日前において当該同種の貨物の生産を行っていた者及び当該調査が開始された日以後において当該同種の貨物の生産を開始した生産者であって当該生産者が法第八条の二第一項第三号に掲げる貨物を原料又は材料として生産される法第八条第一項の規定により指定された貨物（当該指定貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。）の生産を行っていないことが明らかであると認められる証拠を提出する者に限る。）

ロ　イに掲げる本邦の生産者を直接又は間接の構成員とする団体

二　不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者（当該不当廉売がされた貨物について法第八条第五項の調査が開始された日前において当該同種の貨物の生産に従事していた者及び当該調査が開始された日以後において当該同種の貨物の生産に従事した者であって当該生産に従事した者が法第八条の二第一項第三号に掲げる貨物を原料又は材料として生産される法第八条第一項の規定により指定された貨物（当該指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。）の生産に従事していないことが明らかであると認められる証拠を提出する者に限る。以下この号において同じ。）を直接又は間接の構成員とする労働組合（第七条の二第一項第九号及び第十条の二第二項第三号において「関係労働組合」という。）であってその直接又は間接の構成員のうち当該生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の四分の一以上の割合を占めるもの

4　前条第三項の規定により同条第一項の本邦の生産者には含まないとされる生産者及び当該生産者の不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦における生産高は、前項第一号の本邦の生産者及び総生産高には含まないものとし、同条第三項の規定により同条第一項の本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該同種の貨物の生産に従事する者は、前項第二号の従事する者には含まないものとする。

第七条第一項中「同条第四項に規定する不当廉売された」を「同条第四項に規定する不当廉売がされた」に改め、同項第五号中「不当廉売された」を「不当廉売がされた」に改め、同項第六号中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第三項中「を変更し、又は廃止する」を「の変更又は廃止をする」に改め、同条第四項中「不当廉売された」を「不当廉売がされた」に改め、同条第五項中「法第八条第八項前段（同条第十四項前段、第二十四項及び第二十八項において準用し、並びに同条第二十四項の規定を同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定により受諾された約束を同条第三十一項」を「法第八条第三十一項」に改め、「同条第二十一項の規定により」の下に「同条第八項前段（同条第十四項前段、第二十四項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）及び第二十八項において準用する場合を含む。）の規定により受諾された約束の」を加え、「）する」を「）をする」に改め、同条第六項中「前各項」を「第一項、第二項、第三項（前項において準用する場合を含む。）又は第四項」に改め、同条第九項及び第十項中「から第五項まで」を「、第二項、第三項（第五項において準用する場合を含む。）又は第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第八条の二第一項の規定による関税を課すること等を求める手続）

第七条の二　法第八条の二第三項の規定により政府に対し同条第一項の規定による関税を課することを求めようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第三項に規定する同条第一項各号に掲げる貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実並びに同条第二項第一号に掲げる場合に該当しないことについての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

一　当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

二　当該法第八条の二第一項各号に掲げる貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

三　当該法第八条の二第一項各号に掲げる貨物の供給者又は供給国

四　指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

五　指定貨物の供給者又は供給国

六　第五条第三項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

七　法第八条の二第三項に規定する同条第一項各号に掲げる貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実並びに同条第二項第一号に掲げる場合に該当しないことに関する事実の概要

八　提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由

九　当該申請者の法第八条の二第三項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

十　その他参考となるべき事項

2　法第八条の二第六項の規定により政府に対し同条第一項の規定による関税を課さないことを求めようとする同条第四項の調査に係る貨物の供給者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないことその他の当該調査に係る貨物の供給者に係る同条第一項各号に掲げる貨物の輸入が法第八条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないことに関する事実についての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

一　当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

二　当該法第八条の二第四項の調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

三　法第八条の二第六項に規定する指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないことその他の同条第四項の調査に係る貨物の供給者に係る同条第一項各号に掲げる貨物の輸入が法第八条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないことに関する事実の概要

四　提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由

五　その他参考となるべき事項

3　前項の規定は、法第八条の二第一項の規定により課される関税について、同条第十項の規定により同条第一項各号に掲げる貨物の供給者が政府に対し当該関税を課さないことを求める場合について準用する。

4　前条第六項から第十項までの規定は、前三項の規定により提出された証拠等について準用する。第八条の見出し中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に改め、同条第一項中「第十四条、第十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第十七条及び第十九条を除き、以下単に「調査」を「以下「不当廉売関税に係る調査」に改め、「（当該調査に係る貨物の供給者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の供給者である団体に限る。）及び当該調査に係る貨物の輸入者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の輸入者である団体に限る。）並びに当該調査に係る申請者（法第八条第四項、第十二項、第二十一項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十六項の規定による求めをした者をいう。以下

この条において同じ。）並びにこれらの者以外の者であって財務大臣が当該調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。以下同じ。）」を削り、同項第一号中「申請者」を「不当廉売関税に係る調査に係る申請者（法第八条第四項、第十二項、第二十一項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十六項の規定による求めをした者をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同項第二号から第六号までの規定中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に改め、同項第七号中「第十条の二第一項前段」を「第十条の三第一項前段」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　法第八条の二第一項の規定による関税が課されている場合にあっては、次に掲げる事項

イ　法第八条の二第一項の規定により指定された貨物（以下「法第八条の二第一項指定貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

ロ　法第八条の二第一項の規定により指定された供給者又は供給国

第八条第三項中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「により直接の利害関係人」の下に「（前項に規定する直接の利害関係人をいう。以下同じ。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「前条第一項から第五項まで」を「第七条第一項、第二項、第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の「直接の利害関係人」とは、次に掲げるものをいう。

一　当該不当廉売関税に係る調査に係る貨物の供給者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該不当廉売関税に係る調査に係る貨物の供給者である団体に限る。）

二　当該不当廉売関税に係る調査に係る貨物の輸入者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該不当廉売関税に係る調査に係る貨物の輸入者である団体に限る。）

三　申請者

四　法第八条の二第一項の規定による関税が課されている場合にあっては、次条第二項に規定する回避調査の直接の利害関係人（前三号に掲げるものを除く。）

五　前各号に掲げるもののほか、財務大臣が当該不当廉売関税に係る調査に特に利害関係を有すると認めるもの

第八条の次に次の一条を加える。

（不当廉売関税の課税の回避に係る調査の開始の通知等）

第八条の二　財務大臣は、法第八条の二第四項、第七項又は第十一項の調査（以下「不当廉売関税の課税の回避に係る調査」という。）を開始することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を回避調査の直接の利害関係人と認められる者に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

一　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る申請者（法第八条の二第三項、第六項又は第十項の規定による求めをした者をいう。以下この条において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は居所

二　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

三　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の供給者又は供給国

四　指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

五　指定貨物の供給者又は供給国

六　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査を開始する年月日

七　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査の対象となる期間

八　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査の対象となる事項の概要

九　第十条の二第一項前段及び同条第四項前段の規定による証拠の提出及び証言、第十一条第三項において準用する同条第一項の規定による証拠等の閲覧、第十二条第四項において準用する同条第一項の規定による対質の申出、第十二条の二第三項において準用する同条第一項の規定による意見の表明並びに第十三条第三項において準用する同条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

十　法第八条の二第四項の調査を開始することが決定された場合にあっては、同条第六項の規定により財務大臣が指定する日

十一　その他参考となるべき事項

2　前項の「回避調査の直接の利害関係人」とは、次に掲げるものをいう。

一　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の供給者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の供給者である団体に限る。）

二　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の輸入者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の輸入者である団体に限る。）

三　申請者

四　指定貨物供給国等における指定貨物の供給者

五　法第八条の二第一項第三号に掲げる貨物にあっては当該貨物を原料又は材料として本邦において法第八条第一項の規定により指定された貨物の生産を行う者

六　前各号に掲げるもののほか、財務大臣が当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に特に利害関係を有すると認めるもの

3　財務大臣は、第一項の規定により回避調査の直接の利害関係人（前項に規定する回避調査の直接の利害関係人をいう。以下同じ。）に対し通知する場合には、申請者を除く当該回避調査の直接の利害関係人に対し、第一項に規定する書面に第七条の二第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出された書面及び証拠（その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる部分及び申請者により秘密の情報として提供された部分を除く。）の写しを併せて送付しなければならない。

4　財務大臣は、法第八条の二第三項、第六項又は第十項の規定による求めがあった場合において、不当廉売関税の課税の回避に係る調査を開始しないことが決定されたときは、速やかに、その旨及びその理由を申請者に対し書面により通知しなければならない。

第九条中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に改め、同条に次の一項を加える。

2　財務大臣は、法第八条の二第五項ただし書又は第十二項ただし書の規定により同条第四項又は第十一項の調査の期間を延長することが決定されたときは、速やかに、その旨、延長される同条第四項又は第十一項の調査の期間及び延長の理由を回避調査の直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

第十条の見出し中「証拠」を「不当廉売関税に係る調査における証拠」に改め、同条第一項中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に改め、「（直接の利害関係人並びに関係生産者等（団体である関係生産者等にあっては、その直接又は間接の構成員の過半数が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。）及び関係労働組合（その直接又は間接の構成員の過半数が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者である労働組合に限る。）であって直接の利害関係人以外のものをいう。以下同じ。）」を削り、「通知」を「通知され」に改め、同条第五項中「第二項前段」を「第三項前段」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項前段」を「第三項前段」に、「第十三条の二の」を「第十三条の二に規定する」に、「第十五条の」を「第十五条第一項に規定する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に改め、「利害関係者」の下に「（前項に規定する利害関係者をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の「利害関係者」とは、次に掲げるものをいう。

一　直接の利害関係人

二　関係生産者等（団体である関係生産者等にあっては、その直接又は間接の構成員の過半数が不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦の生産者であるものに限る。）であって直接の利害関係人以外のもの

三　関係労働組合（その直接又は間接の構成員の過半数が不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者である労働組合に限る。）であって直接の利害関係人以外のもの

第十条の二第一項中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に、「前条」を「第十条」に、「通知」を「通知され、」に改め、同条第二項中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に改め、同条を第十条の三とし、第十条の次に次の一条を加える。

（不当廉売関税の課税の回避に係る調査における証拠の提出等）

第十条の二　不当廉売関税の課税の回避に係る調査が開始された場合において、回避調査の利害関係者は、第八条の二第一項の規定により通知され、又は告示された同項第九号に掲げる期限までに、法第八条の二第四項に規定する事実及び同条第二項第一号に掲げる場合に該当しないこと、同条第七項に規定する事実又は同条第十一項に規定する事実に関し、財務大臣に対し、証拠を提出し、又は証言をすることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、証拠又は証言により証明しようとする事実並びに当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

2　前項の「回避調査の利害関係者」とは、次に掲げるものをいう。

一　回避調査の直接の利害関係人

二　関係生産者等（団体である関係生産者等にあっては、その直接又は間接の構成員の過半数が不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦の生産者であるものに限る。）であって回避調査の直接の利害関係人以外のもの

3　財務大臣は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査の期間中必要があると認めるときは、回避調査の利害関係者（前項に規定する回避調査の利害関係者をいう。以下同じ。）に対し、法第八条の二第四項に規定する事実及び同条第二項第一号に掲げる場合に該当しないこと、同条第七項に規定する事実又は同条第十一項に規定する事実に関し、証拠を提出し、又は証言をすることを求めることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

4　法第八条の二第四項の調査が開始された場合においては、当該調査に係る貨物の供給者又は輸入者は、第八条の二第一項の規定により通知され、又は告示された同項第九号に掲げる期限までに、法第八条の二第二項第二号に掲げる場合に該当することに関し、財務大臣に対し、証拠を提出し、又は証言をすることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、証拠又は証言により証明しようとする事実並びに当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

5　財務大臣は、法第八条の二第四項の調査の期間中必要があると認めるときは、当該調査に係る貨物の供給者又は輸入者に対し、同条第二項第二号に掲げる場合に該当することに関し、証拠を提出し、又は証言をすることを求めることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

6　財務大臣は、回避調査の利害関係者から第一項前段の規定による証言の求めがあった場合若しくは第三項前段の規定により回避調査の利害関係者に証言を求める場合又は法第八条の二第四項の調査に係る貨物の供給者若しくは輸入者から第四項前段の規定による証言の求めがあった場合若しくは前項前段の規定により同条第四項の調査に係る貨物の供給者若しくは輸入者に証言を求める場合は、証言の聴取の日時及び場所その他証言の聴取のために必要な事項を当該回避調査の利害関係者又は当該同項の調査に係る貨物の供給者若しくは輸入者に対し書面により通知しなければならない。

7　財務大臣が第三項前段の規定により回避調査の利害関係者に対し証拠若しくは証言を求めた場合又は第五項前段の規定により法第八条の二第四項の調査に係る貨物の供給者若しくは輸入者に対し証拠の提出若しくは証言を求める決定は、当該証拠又は証言が提出された後でなければしてはならない。ただし、回避調査の利害関係者又は法第八条の二第四項の調査に係る貨物の供給者若しくは輸入者が相当な期間内に当該証拠又は証言を提供しない場合は、この限りでない。

8　第七条第六項から第十項までの規定は、第一項前段、第三項前段、第四項前段若しくは第五項前段の規定により提出された証拠又はこれらの規定によりされた証言について準用する。この場合において、これらの規定中「利害関係者」とあるのは「回避調査の利害関係者」と、第十一条第一項中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に、「通知」を「通知され、」に、「から第五項まで」を「、第二項、第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項」に、「第二項前段若しくは」を「第三項前段若しくは」に、「第十条第五項」を「第十条第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査が開始された場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利害関係者」とあるのは「回避調査の利害関係者」と、第一項中「第八条第一項」とあるのは「同項第七号」と、「同項第九号」と、「第四条第二項ただし書」とあるのは「第四条第三項ただし書若しくは第五条第三項第一号イ若しくは第二号」と、「第七条第一項、第二項、第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項」とあるのは「第七条の二第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」と、「第十条第一項前段若しくは第三項前段若しくは前条第一項前段若しくは第二項前段」とあるのは「第十条の二第一項前段、第三項前段、第四項前段若しくは第五項前段」と、「第七条第六項、第七項若しくは第九項後段（これらの規定を第十条第六項及び前条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条の二第四項若しくは第十条の二第八項において準用する第七条第六項、第七項若しくは第九項後段」と読み替えるものとする。

第十二条第一項中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に、「通知」を「通知され、」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前三項の規定は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査が開始された場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「利害関係者」とあるのは「回避調査の利害関係者」と、第一項中「第八条第一項」とあるのは「第八条の二第一項」と、「同項第七号」とあるのは「同項第九号」と読み替えるものとする。

第十二条の二第一項中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に、「通知」を「通知され、」に改め、同条第二項中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査が開始された場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利害関係者」とあるのは「回避調査の利害関係者」と、「同項第七号」とあるのは「同項第九号」と読み替えるものとする。

第十三条第一項中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に、「通知」を「通知され、」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査が開始された場合について準用する。この場合において、第一項中「第八条第一項」とあるのは「第八条の二第一項」と、「同項第七号」とあるのは「同項第九号」と読み替えるものとする。

第十三条の二中「不当廉売された」を「不当廉売がされた」に改める。

第十四条第一項中「法第八条第五項、第十三項、第二十二項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十七項の調査」を「不当廉売関税に係る調査」に、「同条第七項」を「法第八条第七項」に、「、第二十四項」を「、第二十四項（同条第三十一項において準用し、並びに同条第二十四項の規定を同条第三十一項において準用する場合を含む。）」に改め、「準用し、並びに同条第二十四項中「、第二十四項」を「、第二十四項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「、第二十四項」を「、第二十四項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）」に改め、「準用し、並びに同条第二十四項の規定を同条第三十一項において」を削り、同条第四項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

第十五条中「を変更」を「の変更」に、「し、若しくは廃止する」を「若しくは廃止をする」に改め、同条に次の一項を加える。

2　財務大臣は、法第八条の二第一項の規定により同項の規定による関税を課し、又は同条第九項若しくは第十三項の規定により当該関税を課さないものとするかどうかの決定までに相当な期間をおいて、当該決定の基礎となる重要な事実を回避調査の直接の利害関係人に対し書面により通知するものとする。

第十六条第一項中「を変更」を「の変更」に、「すること若しくは廃止する」を「若しくは廃止をする」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、同項第四号中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に、「指定された期間が満了したときを除く。」を「不当廉売関税を課すること、同項の規定により課される不当廉売関税の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）若しくは廃止をすること又は同条第九項の規定による措置をとることが決定されたときに限る。」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六　法第八条の二第一項の規定による関税が課されている場合であって、法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）又は廃止をすることが決定されたときは、次に掲げる事項

イ　法第八条の二第一項指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

ロ　法第八条の二第一項の規定により指定された供給者又は供給国

ハ　法第八条の二第一項の規定により指定された期間（法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税を廃止するときは、当該廃止の期日を含む。）

七　法第八条の二第一項の規定による関税が課されている場合であって、法第八条第一項の規定により指定された期間の満了に併せて法第八条の二第一項の規定により指定された期間が満了したときは、その旨及び次に掲げる事項

イ　法第八条の二第一項指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

ロ　法第八条の二第一項の規定により指定された供給者又は供給国

ハ　法第八条の二第一項の規定により指定された期間

第十六条第二項中「調査の」を「不当廉売関税に係る調査の」に、「を変更」を「の変更」に、「しないこと若しくは廃止しない」を「若しくは廃止をしない」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　法第八条の二第一項の規定による関税が課されている場合であって、法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）をしないこと又は廃止をしないことが決定されたときは、次に掲げる事項

イ　法第八条の二第一項指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

ロ　法第八条の二第一項の規定により指定された供給者又は供給国

第十六条第三項中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に、「前項中」を「前項第三号中」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第八条の二第一項の規定による関税を課することの通知等）

第十六条の二　財務大臣は、法第八条の二第一項の規定による関税を課すること若しくは同条第九項若しくは第十三項の規定により同条第一項の規定による関税を課さないものとすること（第七号、次項及び第二十条において「関税適用除外処分」という。）が決定されたとき又は法第八条の二第一項の規定により指定された期間が満了したとき（当該指定された期間が満了したことについて前条第一項（第七号に係る部分に限る。）の規定により直接の利害関係人に対し書面により通知し、及び官報で告示するときを除く。）は、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を回避調査の直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

一　法第八条の二第一項指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

二　法第八条の二第一項の規定により指定された供給者又は供給国

三　法第八条の二第一項の規定により指定された期間

四　指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

五　法第八条第一項の規定により指定された供給者又は供給国

六　法第八条の二第九項又は第十三項の規定により同条第四項の調査又は同条第六項の規定による求めに係る貨物の供給者が輸出し、又は生産する貨物で、同条第一項の規定により指定する期間内に輸入されるものについて同項の規定による関税を課さないものとすることが決定されたときは、その決定された供給者

七　不当廉売関税の課税の回避に係る調査により判明した事実及びこれにより得られた結論（法第八条の二第一項の規定による関税を課すること又は関税適用除外処分が決定されたときに限る。）

八　その他参考となるべき事項

2　財務大臣は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査の結果、法第八条の二第一項の規定による関税を課さないこと又は関税適用除外処分をしないことが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を回避調査の直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

一　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

二　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の供給者又は供給国

三　指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

四　法第八条第一項の規定により指定された供給者又は供給国

五　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

六　その他参考となるべき事項

3　前項の規定は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査を取りやめることが決定された場合について準用する。この場合において、同項第五号中「当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査により判明した事実及びこれにより得られた結論」とあるのは、「当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査を取りやめるまでに判明した事実及び当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査を取りやめる理由」と読み替えるものとする。

第十八条中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に、「から第五項まで及び」を「、第二項、第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに」に改め、同条に次の一項を加える。

2　財務大臣、産業所管大臣及び経済産業大臣は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査を開始する必要があると認めるときは、相互にその旨を通知するものとする。この場合において、財務大臣、産業所管大臣及び経済産業大臣は、不当廉売関税の課税の回避に係る調査（不当廉売関税の課税の回避に係る調査の結果の取扱いを含む。）に関し常に緊密な連絡（第七条の二第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出された書面の写しの財務大臣による産業所管大臣及び経済産業大臣に対する送付を含む。）を保つとともに、これらに関する重要事項について協議の上定めるものとする。

第十九条第二項中「前条後段」を「前条第一項後段」に改め、同条に次の一項を加える。

5　前各項の規定は、法第八条の二第十六項の規定により同条第一項の規定による関税の還付を請求しようとする場合について準用する。

第二十条中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に、「を変更」を「の変更」に、「すること若しくは廃止すること又は」を「若しくは廃止をすること若しくは」に改め、「とること」の下に「又は不当廉売関税の課税の回避に係る調査の結果に基づき法第八条の二第一項の規定による関税を課すること若しくは関税適用除外処分」を加える。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第八条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「及び第六号」を「から第七号まで」に改め、同条第二項第一号中「第八号まで（」を「第八号まで又は第十一号（これらの規定を」に改め、同項第二号中「総合保税地域の業務」を「総合保税地域において貨物を管理する業務」に、「認められる」を「認められ、かつ、当該総合保税地域において貨物を管理する業務について同条第二項第七号に規定する規則が同号に掲げる基準に適合しなくなったとき」を加える。

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部改正）

第九条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第三項」を「第四項」に改め、「第八条第五項」の下に「、第八条の二第四項」を加える。

（経済産業省組織令の一部改正）

第十条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第五号中「及び不当廉売関税」を「、不当廉売関税及び関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条の二第一項の規定による関税」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定（同条中関税法施行令別表第一の改正規定を除く。）、第六条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表の改正規定（同表第二〇号及び第二一号中「第三十四条」を「第三十三条」に改め、同表第二二号の次に一号を加える部分及び同表第二三号中「第四十一条の三」を「第四十一条の五」に改め、同表第四一号中「第三十四条本文」を「第三十三条本文」に改め、同表第五五号の五中「第五十一条第二項（技術的読替え等」を「第五十一条（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用」に、「同令第五十一条第二項」を「同令第五十一条」に改める部分に限る。）及び第八条の規定並びに次条の規定　令和八年六月一日

二　第六条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号リの改正規定、同項第五号の改正規定（「（昭和六十三年法律第百八号）」を削る部分を除く。）及び同令別表の改正規定（同表第七九号の二を削る部分及び同表第八九号の四中「において準用する消費税法第八条第三項」を削り、同表第八九号の五を削り、同表中第八九号の六を第八九号の五とし、第八九号の七から第八九号の一七までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。）　令和八年十一月一日

三　第六条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表の改正規定（同表第三号の二の次に一号を加える部分に限る。）　令和九年一月一日

四　第二条中関税定率法施行令第一条の五第一項の改正規定及び同令第一条の十三の改正規定　令和十年四月一日

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第八条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法施行令（以下この条において「新令」という。）第十六条第一項の規定（関税定率法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五号。以下この項において「改正法」という。）第二条（改正法附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。）の規定による改正後の関税法（以下この条において「新関税法」という。）第六十二条の八第二項第七号に掲げる基準に係る部分に限る。）は、前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第一号施行日」という。）以後にされる沖縄振興特別措置法施行令第十七条に規定する事業認定（沖縄振興特別措置法（第六項において「沖振法」という。）第四十三条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。以下この項において同じ。）の申請について適用し、第一号施行日前にされた同令第十七条に規定する事業認定の申請（以下この項及び次項において「施行日前申請」という。）については、なお従前の例による。この場合において、施行日前申請をした者であって、第一号施行日以後に第八条の規定による改正前の同令（第六項及び第十一項において「旧令」という。）第十六条第一項に規定する者として沖縄振興特別措置法施行令第十七条に規定する事業認定（以下この項から第五項までにおいて「第一項事業認定」という。）を受けたものは、当該第一項事業認定の日から起算して四月を経過する日又は当該第一項事業認定を受けた者が関税法第六十二条の八第一項の許可（以下この条において「総合保税地域の許可」という。）の申請をする日のいずれか早い日までの間に、新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定めなければならない。

2　施行日前申請をした者であって、第一号施行日以後に第一項事業認定を受けたものに係る新令第二十条（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定（新関税法第六十二条の八第二項第七号に掲げる基準に係る部分に限る。次項から第五項までにおいて同じ。）は、当該第一項事業認定の日から起算して四月を経過した日又は当該第一項事業認定を受けた者が総合保税地域の許可を受けた日のいずれか早い日以後に生じた新令第二十条に規定する事由について適用し、同日前に生じた当該事由については、なお従前の例による。

3　第八条の規定の施行の際現に第一項事業認定を受けている者（第一号施行日前に総合保税地域の許可を受けた者に限る。以下この項において同じ。）に係る新令第二十条（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該第一項事業認定を受けている者が新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後に生じた新令第二十条に規定する事由について適用し、同日前に生じた当該事由については、なお従前の例による。

4　第八条の規定の施行の際現に第一項事業認定を受けている者（第一号施行日前に総合保税地域の許可の申請をし、第一号施行日以後に当該総合保税地域の許可を受ける者に限る。以下この項において同じ。）に係る新令第二十条（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、当該第一項事業認定を受けている者が総合保税地域の許可を受けた日から起算して四月を経過した日又は当該第一項事業認定を受けている者が新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後に生じた新令第二十条に規定する事由について適用し、同日前に生じた当該事由については、なお従前の例による。

5　第八条の規定の施行の際現に第一項事業認定を受けている者（第一号施行日以後に総合保税地域の許可の申請をする者に限る。以下この項において同じ。）に係る新令第二十条（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該第一項事業認定を受けている者が総合保税地域の許可を受けた日のいずれか早い日（第一号施行日から起算して四月を経過した日前に総合保税地域の許可の申請があった場合であって、同日以後に総合保税地域の許可があったときは、当該総合保税地域の許可の日）以後に生じた同条に規定する事由について適用し、同日前に生じた当該事由については、なお従前の例による。

6　新令第十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定（新関税法第四十三条第十一号（新関税法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。以下この項から第九項までにおいて同じ。）に掲げる場合に係る部分に限る。）は、第一号施行日以後にされる沖縄振興特別措置法施行令第十七条に規定する事業認定（沖振法第四十三条第一項第二号に掲げる事業に係るものに限る。以下この項及び第十一項において同じ。）の申請について適用し、第一号施行日前にされた同令第十七条に規定する事業認定の申請（以下この条において「施行日前申請」という。）については、なお従前の例による。この場合において、施行日前申請をした者であって、第一号施行日以後に旧

令第十六条第二項第一号に該当する者として沖縄振興特別措置法施行令第十七条に規定する事業認定（以下この項から第十項までにおいて「第一号事業認定」という。）を受けたものは、当該第一号事業認定の日から起算して四月を経過する日又は当該第一号事業認定を受けた者が関税法第四十二条第一項、第五十六条第一項若しくは第六十二条の二第一項の許可（以下この条において「保税蔵置場等の許可」という。）の申請をする日のいずれか早い日までの間に、新関税法第四十三条第十一号に規定する規則を定めなければならない。

7　施行日前申請をした者であって、第一号施行日以後に第一号事業認定を受けたものに係る新令第二十条（第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定（新関税法第四十三条第十一号に掲げる場合に係る部分に限る。次項から第十項までにおいて同じ。）は、当該第一号事業認定の日から起算して四月を経過した日又は当該第一号事業認定を受けた者が保税蔵置場等の許可を受けた日のいずれか早い日以後に生じた新令第二十条に規定する事由について適用し、同日前に生じた当該事由については、なお従前の例による。

8　第八条の規定の施行の際現に第一号事業認定を受けている者（第一号施行日前に保税蔵置場等の許可を受けた者に限る。以下この項において同じ。）に係る新令第二十条（第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該第一号施行日以後に生じた新令第二十条に規定する事由について適用し、同日前に生じた当該事由については、なお従前の例による。

9　第八条の規定の施行の際現に第一号事業認定を受けている者（第一号施行日前に保税蔵置場等の許可の申請をし、第一号施行日以後に当該保税蔵置場等の許可を受ける者に限る。以下この項において同じ。）に係る新令第二十条（第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、当該第一号事業認定を受けている者が保税蔵置場等の許可を受けた日から起算して四月を経過した日又は当該第一号事業認定を受けている者が新関税法第四十三条第十一号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後に生じた新令第二十条に規定する事由について適用し、同日前に生じた当該事由については、なお従前の例による。

10　第八条の規定の施行の際現に第一号事業認定を受けている者（第一号施行日以後に保税蔵置場等の許可の申請をする者に限る。以下この項において同じ。）に係る新令第二十条（第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該第一号事業認定を受けている者が保税蔵置場等の許可を受けた日のいずれか早い日（第一号施行日から起算して四月を経過した日前に保税蔵置場等の許可の申請があった場合であって、同日以後に保税蔵置場等の許可があったときは、当該保税蔵置場等の許可の日）以後に生じた同条に規定する事由について適用し、同日前に生じた当該事由については、なお従前の例による。

11　新令第十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定（新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則の定めに係る部分に限る。）は、第一号施行日以後にされる沖縄振興特別措置法施行令第十七条に規定する事業認定の申請について適用し、施行日前申請については、なお従前の例による。この場合において、施行日前申請をした者であって、第一号施行日以後に旧令第十六条第二項第二号に該当する者として沖縄振興特別措置法施行令第十七条に規定する事業認定（以下この条において「第二号事業認定」という。）を受けたものは、当該第二号事業認定の日から起算して四月を経過する日又は当該第二号事業認定を受けた者が総合保税地域の許可に係る総合保税地域において貨物の管理を開始する日の前日のいずれか早い日までの間に、新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定めなければならない。

12　施行日前申請をした者であって、第一号施行日以後に第二号事業認定を受けたものに係る新令第二十条（第三号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定（新関税法第六十二条の八第二項第七号に掲げる基準に係る部分に限る。次項から第十五項までにおいて同じ。）は、当該第二号事業認定の日から起算して四月を経過した日又は当該第二号事業認定を受けた者が総合保税地域の許可に係る総合保税地域において貨物の管理を開始する日のいずれか早い日以後に生じた新令第二十条に規定する事由について適用し、同日前に生じた当該事由については、なお従前の例による。

13　第八条の規定の施行の際現に第二号事業認定を受けている者（第一号施行日前に受けた総合保税地域の許可に係る総合保税地域において貨物の管理を開始した者に限る。以下この項において同じ。）に係る新令第二十条（第三号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該第二号事業認定を受けている者が新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後に生じた新令第二十条に規定する事由について適用し、同日前に生じた当該事由については、なお従前の例による。

14　第八条の規定の施行の際現に第二号事業認定を受けている者（第一号施行日以後に受ける総合保税地域の許可（第一号施行日前に総合保税地域の許可の申請をしたものに限る。）に係る総合保税地域において貨物の管理を開始する者に限る。以下この項において同じ。）に係る新令第二十条（第三号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、当該第二号事業認定を受けている者が新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後に生じた新令第二十条に規定する事由について適用し、同日前に生じた当該事由については、なお従前の例による。

15　第八条の規定の施行の際現に第二号事業認定を受けている者（第一号施行日以後に受ける総合保税地域の許可（第一号施行日以後に総合保税地域の許可の申請をするものに限る。）に係る総合保税地域において貨物の管理を開始する者に限る。以下この項において同じ。）に係る新令第二十条（第三号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該第二号事業認定を受けている者に係る総合保税地域の許可の日のいずれか早い日（第一号施行日から起算して四月を経過した日前に総合保税地域の許可の申請があった場合であって、同日以後に総合保税地域の許可があったときは、当該総合保税地域の許可の日）以後に生じた同条に規定する事由について適用し、同日前に生じた当該事由については、なお従前の例による。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の九第二項中「関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第五条各号」を「関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第七十二条の二各号」に改め、同条第三項中「関税暫定措置法施行令第六条」を「関税定率法施行令第七十二条の三」に改める。

第四十九条第一項中「関税暫定措置法施行令第五条各号」を「関税定率法施行令第七十二条の二各号」に、「第六条」を「第七十二条の三」に改める。

（関税・外国為替等審議会令の一部改正）

第四条　関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「不当廉売関税に関する政令」を「不当廉売関税等に関する政令」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第八十六号

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令（令和四年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「令和八年三月三一日」を「令和九年三月三一日」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第八十七号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第三条第二項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第三項及び第三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（学級編制の標準に関する経過措置として毎年度政令で定める学年）

第一条　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第二項の政令で定める学年は、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の第二学年及び第三学年並びに義務教育学校の第八学年及び第九学年とする。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の規定の適用に関する読替え）

第二条　改正法附則第二条第一項の規定の適用がある場合における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号。以下「標準法施行令」という。）第四条第二項及び第三項並びに第八条第二項及び第三項の規定の適用については、標準法施行令第四条第二項中「法第三条第二項」とあるのは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七号。次項並びに第八条第二項及び第三項において「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三条第二項」と、同条第三項及び標準法施行令第八条第三項中「法第四条第二項」とあるのは「改正法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する法第四条第二項」と、同条第二項中「法第三条第二項」とあるのは「改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三条第二項」とする。

（公立義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する経過措置）

第三条　改正法附則第二条第三項の政令で定める都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数の標準となる数は、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は、次項から第六項までの規定により算定した数の合計数とする。この場合においては、それぞれ、当該各項の規定により算定した数を標準として、当該各項に規定する教職員の職の種類ごとの総数を定めなければならない。

2　公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（以下この条において「公立の小学校等」という。）に置くべき校長（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「標準法」という。）第二条第三項に規定する校長をいう。）の数は、標準法第六条の二に規定するところにより算定した数とする。

3　公立の小学校等に置くべき教頭及び教諭等（標準法第七条第一項に規定する教頭及び教諭等をいう。）の数は、同項及び同条第二項に規定するところにより算定した数とする。

4　公立の小学校等に置くべき養護教諭等（標準法第八条に規定する養護教諭等をいう。第三号において同じ。）の数は、次に掲げる数を合計した数とする。

一　標準法第八条第一号及び第三号に規定するところにより算定した数を合計した数

二　児童の数が八百三十四人以上の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の数と生徒の数が七百八十四人以上の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の数との合計数に一を乗じて得た数

三　標準法施行令第七条第二項第二号に規定するところにより文部科学大臣が定める数及び同条第六項に規定するところにより文部科学大臣が定める数（養護教諭等に係る部分に限る。）を合計した数

5　公立の小学校等（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する共同調理場を含む。）に置くべき栄養教諭等（標準法第八条の二に規定する栄養教諭等をいう。）の数は、同条に規定するところにより算定した数とする。

6　公立の小学校等に置くべき事務職員（標準法第二条第三項に規定する事務職員をいう。第三号において同じ。）の数は、次に掲げる数を合計した数とする。

一　標準法第九条第一号から第四号までに規定するところにより算定した数を合計した数

二　共同学校事務室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の四第一項の共同学校事務室をいう。次項第二号において同じ。）であって小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に置かれるものを二以上置く市町村（特別区を含み、同号に規定する市町村に該当するものを除く。）の合計数に三分の一を乗じて得た数

三　標準法施行令第七条第五項に規定するところにより文部科学大臣が定める数及び同条第六項に規定するところにより文部科学大臣が定める数（事務職員に係る部分に限る。）を合計した数

7　改正法附則第二条第三項の政令で定める都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準となる数は、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は、次に掲げる数を合計した数とする。

一　標準法第十条の二、第十一条第一項、第十二条から第十三条の二まで及び第十四条第一号に規定するところにより算定した数を合計した数

二　共同学校事務室であって特別支援学校に置かれるものを二以上（前項第二号に規定する共同学校事務室を一置く市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）にあっては、一以上）置く市町村の合計数に三分の一を乗じて得た数

8　第六項第二号及び前項第二号の規定により教職員の数を算定する場合において、一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の規定の適用に関する読替え）

第四条　令和十年三月三十一日までの間は、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第五号	標準法第六条の二	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（令和八年政令第八十七号。以下「経過措置政令」という。）第三条第二項
	第二項本文	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する標準法第三条第二項本文
	標準法第七条及び第八条	経過措置政令第三条第三項及び第四項
第一条第七号及び第十五号	標準法第八条の二	経過措置政令第三条第五項
第一条第九号	第二項本文	改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する標準法第三条第二項本文
	標準法第九条	経過措置政令第三条第六項
第一条第十一号	標準法第十条第一項	経過措置政令第三条第七項
第一条第十三号	標準法第六条の二	経過措置政令第三条第二項
	第四条第二項	改正法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する標準法第四条第二項
	標準法第七条及び第八条	経過措置政令第三条第三項及び第四項
第一条第十七号	第四条第二項	改正法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する標準法第四条第二項
	標準法第九条	経過措置政令第三条第六項
第一条第十九号	第四条第二項	改正法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する標準法第四条第二項
	標準法第十条第一項	経過措置政令第三条第七項

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

文部科学大臣　松本　洋平
内閣総理大臣　高市　早苗

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第八十八号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）の施行に伴い、及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条第一項中「法第三条第三項」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第三条第三項」に改め、同条を第一条とする。

第三条各号を次のように改める。

一　国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第三号において同じ。）の設置する高等学校等（第四号に掲げるものを除く。）　次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ　高等学校等（ロからホまでに掲げるものを除く。）　九千六百円

ロ　特別支援学校の高等部　四百円

ハ　高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。次号ホにおいて同じ。）　一万九千五百五十円

ニ　専修学校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）　一万三千九百円

ホ　法第二条第五号に規定する特定教育施設（次号ヘにおいて単に「特定教育施設」という。）　九千九百円

二　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。次号において同じ。）の設置する高等学校等（第四号に掲げるものを除く。）　次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ　高等学校等（ロからトまでに掲げるものを除く。）　九千九百円

ロ　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。）の定時制の課程　二千七百円

ハ　高等学校の通信制の課程　五百二十円

ニ　特別支援学校の高等部　四百円

ホ　高等専門学校　一万九千五百五十円

ヘ　専修学校（トに掲げるものを除く。）、各種学校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。）及び特定教育施設　三万八千百円

ト　専修学校（高等学校の課程に類する課程であって通信による教育を行うものを置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。次号ロにおいて「専修学校通信制学科」という。）　二万八千百円

三　国及び地方公共団体以外の者の設置する高等学校等（次号に掲げるものを除く。）　次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ　高等学校等（ロに掲げるものを除く。）　三万八千百円

ロ　高等学校の通信制の課程及び専修学校通信制学科　二万八千百円

四　高等学校及び専修学校で生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるもの　受給権者（法第五条第一項に規定する受給権者をいう。次条において同じ。）が当該学校に在学中の各月に支給される高等学校等就学支援金（同条第二項において「就学支援金」という。）の額の総額が百三十七万千六百円を超えない範囲内において、当該各月に履修する科目の単位数に応じて文部科学省令で定めるところにより算定した額

第三条を第二条とする。

第四条を削り、第五条を第三条とする。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

文部科学大臣　松本　洋平
内閣総理大臣　高市　早苗

土地改良法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第八十九号

土地改良法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「令和三年度から令和七年度まで」を「令和八年度から令和十二年度まで」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九十号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条第一項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第十八条第二号及び第三号に掲げる物（改正前の同条第二号及び第三号に掲げる物を除く。）であって、この政令の施行の日において現に存するものについては、令和十一年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

サイバー通信情報監理委員会事務局組織令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九十一号

サイバー通信情報監理委員会事務局組織令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十二条第四項並びに第六十三条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（次長）

第一条　サイバー通信情報監理委員会の事務局（以下単に「事務局」という。）に、次長一人を置く。

2　次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

（公文書監理官）

第二条　事務局に、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　公文書監理官は、命を受けて、事務局の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

（事務局に置く課）

第三条　事務局に、次の三課を置く。

総務課
通信情報取得監理課
調査課

（総務課の所掌事務）

第四条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　事務局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　機密に関すること。

三　委員長の官印及び委員会印の保管に関すること。

四　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

五　法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

六　サイバー通信情報監理委員会の保有する情報の公開に関すること。

七　サイバー通信情報監理委員会の保有する個人情報の保護に関すること。

八　職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
九　職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
十　機構及び定員に関すること。
十一　サイバー通信情報監理委員会の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
十二　サイバー通信情報監理委員会所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
十三　官報掲載に関すること。
十四　事務局の行政の考査に関すること。
十五　国会との連絡に関すること。
十六　広報に関すること。
十七　サイバー通信情報監理委員会の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
十八　サイバー通信情報監理委員会の情報システムの整備及び管理に関すること。
十九　前各号に掲げるもののほか、事務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（通信情報取得監理課の所掌事務）

第五条　通信情報取得監理課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号。以下「法」という。）第十七条第一項、第十九条第一項（法第三十二条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項又は第三十三条第一項の承認及び当該承認の求めに対する審査に関すること。
二　法第六十三条第一項又は第二項の規定による検査に関すること。
三　法第六十六条第一項の規定による通知、法第六十七条第一項の規定による要求及び法第六十八条の規定による勧告に関すること。

（調査課の所掌事務）

第六条　調査課は、サイバー通信情報監理委員会の所掌事務に関する総合的な調査に関する事務をつかさどる。

附　則

この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九十二号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十九条第一項第三号、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条、国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第五条第一項、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の三第二項第二号、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第十一条第七号及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第十一条第一項第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第一条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「カジノ管理委員会委員長及び委員」を「カジノ管理委員会委員長及び委員　サイバー通信情報監理委員会委員長及び委員」に改める。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第二条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一五、八九六人」を「一五、九四九人」に改め、同表総務省の項中「四、八二九人」を「四、八二八人」に改め、同表経済産業省の項中「八、〇一三人」を「八、〇一二人」に改め、同表防衛省の項中「二一、二五五人」を「二一、二五三人」に、「二一、二三〇人」を「二一、二二八人」に改め、同表合計の項中「三〇五、四五五人」を「三〇五、五〇四人」に改め、同条第二項の表国家公安委員会の項中「八、一二八人」を「八、一二七人」に改め、同表カジノ管理委員会の項の次に次のように加える。

サイバー通信情報監理委員会	五四人	事務局の職員の定員とする。

（国家公務員倫理規程の一部改正）

第三条　国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「金融庁」を「サイバー通信情報監理委員会、金融庁」に改める。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第四条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁及びこども家庭庁を除く。）の項中「カジノ管理委員会に置かれる事務局」を「カジノ管理委員会に置かれる事務局　サイバー通信情報監理委員会に置かれる事務局」に改める。

（特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

第五条　特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二号を次のように改める。

二　サイバー通信情報監理委員会委員

第十八条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　原子力規制委員会委員

（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令の一部改正）

第六条　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　サイバー通信情報監理委員会委員

附　則

この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

府　令

○内閣府令第二十九号

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行に伴い、児童福祉法施行規則及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

児童福祉法施行規則及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十八条の三　令第二十四条第二号に規定する内閣府令で定める規定は、地方税法第三百十四条の七及び附則第五条の四第五項とする。	**第十八条の三**　令第二十四条第二号に規定する内閣府令で定める規定は、地方税法第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。
第三十六条の三十六の五　法第三十四条の十五第五項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。	**第三十六条の三十六の五**　法第三十四条の十五第五項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
一　［略］	一　［同上］
二　満三歳以上限定小規模保育事業　法第三十四条の十五第二項の認可の申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所の所在地を含む教育・保育提供区域における特定教育・保育施設に係る利用定員（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認において定める利用定員をいう。）及び特定地域型保育事業（満三歳以上限定小規模保育事業に限り、市町村計画に基づき整備しようとするものを含む。以下この号において同じ。）に係る利用定員（同法第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。）の総数（当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この号において「申請満三歳以上限定小規模保育事業開始年度」という。）に係るものであつて、同法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、当該教育・保育提供区域について同法第六十一条第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定により定められた必要利用定員総数と同項（第一号ロに係る部分に限る。）の規定により定められた必要利用定員総数とを加えた数（申請満三歳以上限定小規模保育事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達している場合又は当該申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業の開始によつてこれを超えることになると認める場合	二　［同上］
三　［略］	三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（子ども・子育て支援法施行規則の一部改正）

第二条　子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第四条第二項第二号の内閣府令で定める規定）	（令第四条第二項第二号の内閣府令で定める規定）
第二十一条　令第四条第二項第二号の内閣府令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七、第三百十四条の八及び第三百十四条の九並びに附則第五条第三項、附則第五条の四第五項、附則第五条の五第二項、附則第七条の二第四項及び第五項、附則第七条の三第二項並びに附則第四十五条とする。	**第二十一条**　令第四条第二項第二号の内閣府令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七、第三百十四条の八及び第三百十四条の九並びに附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項、附則第七条の二第四項及び第五項、附則第七条の三第二項並びに附則第四十五条とする。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正）

2　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条・」を「第五十一条―」に改める。

第五十一条第三項中「含む。）において同じ」を「含む」に改める。

府令・省令

○内閣府厚生労働省令第三号

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第十七条第二号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める規定） **第二十六条の二**　令第十七条第二号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七及び附則第五条の四第五項とする。	（令第十七条第二号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める規定） **第二十六条の二**　令第十七条第二号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七並びに附則第五条の四の二第五項とする。

附　則

この命令は、令和八年四月一日から施行する。

デジタル庁令

○デジタル庁令第三号

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行に伴い、及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第二条第二項の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公的給付の支給等） **第二条**　法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～六　略］	（公的給付の支給等） **第二条**　［同上］ ［一～六　同上］

七　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税（同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の還付（番号利用法情報提供省令第五十条第一号、第六号、第七号、第八号、第十号、第十三号、第十四号、第十六号、第十九号、第二十二号若しくは第二十四号、第五十一条第一号、第三号、第四号、第五号若しくは第十五号又は第五十二条に規定する事務に係るものに限る。）

［八～四十五　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この庁令は、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（公的給付の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令の一部改正）

2　公的給付の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令（令和七年デジタル庁令第八号）の一部を次のように改正する。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第二条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（公的給付の支給等） **第二条**　法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～六　略］ 七　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税（同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の還付（番号利用法情報提供省令第五十条第一号、第六号、第八号、第九号、第十三号、第十六号、第十七号、第十九号、第二十二号、第二十五号若しくは第二十八号、第五十一条第一号、第三号、第四号、第五号若しくは第十六号又は第五十二条に規定する事務に係るものに限る。） ［八～四十五　略］	（公的給付の支給等） **第二条**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税（同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の還付（番号利用法情報提供省令第五十条第一号、第六号、第七号、第八号、第十号、第十三号、第十四号、第十六号、第十九号、第二十二号若しくは第二十四号、第五十一条第一号、第三号、第四号、第五号若しくは第十五号又は第五十二条に規定する事務に係るものに限る。） ［八～四十五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・総務省令第十三号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第六十六条　法別表百二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一　略］	**第六十六条**　［同上］ ［一　同上］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

第二条　法第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
［略］	［略］	［略］	［略］
百五十一　文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	［略］	［略］
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十三条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］

第百五十三条　第二条の表百五十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務（次号に掲げる事務を除く。）　当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

［削る］

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
百五十一　文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	［同上］	［同上］
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十三条で定めるもの
		文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって第百五十三条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

第百五十三条　［同上］

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ホ及び次号ホにおいて「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に係る生活保護実施関係情報

［削る］
［削る］
［削る］
［削る］
二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下この号及び次号において「旧法」という。）第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者の保護者等（旧法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
ハ　当該申請を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
ニ　当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
三　高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ニ　略］
［削る］

附　則

この命令は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○デジタル庁・総務省令第十四号

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第五十条　第二条の表四十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	**第五十条**　［同上］
［一～十一　略］	［一～十一　同上］
［削る］	十二　地方税法第四百五十八条第六項又は第四百五十九条第二項の環境性能割の還付に関する事務　納税義務者又は譲渡担保権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
［削る］	十三　地方税法第四百六十一条の環境性能割の減免に関する事務　第四号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

ロ　当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
ハ　当該申請を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
ニ　当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報
［新設］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ニ　同上］
ホ　当該届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

十二　地方税法第四百五十六条の軽自動車税の減免、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条及び次条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（次条において「平成二十八年改正前地方税法」という。）第四百五十四条の令和元年度分までの軽自動車税の減免又は地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号。以下この条及び次条において「令和八年地方税法等改正法」という。）附則第十五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条において「令和八年改正前地方税法」という。）第四百六十三条の二十三の令和七年度以前の年度分の軽自動車税の種別割の減免に関する事務　第四号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）及び納税義務者に係る生活保護実施関係情報

十三～十六　［略］

十七　地方税法第七百三条の四の国民健康保険税（同法第五条第六項第五号に掲げる国民健康保険税をいう。以下この条において同じ。）の課税に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

十八　地方税法第七百三条の五第三項の国民健康保険税の減額賦課に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

十九～二十二　［略］

二十三　令和八年地方税法等改正法附則第十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年改正前地方税法第四百六十一条の軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務　第四号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）

二十四　令和八年地方税法等改正法附則第十五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年改正前地方税法第四百五十八条第六項又は第四百五十九条第二項の軽自動車税の環境性能割の還付に関する事務　納税義務者又は譲渡担保権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第五十一条　第二条の表四十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～五　略］

［削る］

［削る］

十四　地方税法第四百六十三条の二十三の種別割の減免に関する事務及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。次条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前の地方税法第四百五十四条の軽自動車税の減免に関する事務　第四号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）及び納税義務者に係る生活保護実施関係情報

十五～十八　［同上］

十九　地方税法第七百三条の四の国民健康保険税の課税に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　同上］

二十　地方税法第七百三条の五第三項の国民健康保険税（同法第七百三条の四第一項の国民健康保険税をいう。次号及び第二十二号において同じ。）の減額賦課に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

二十一～二十四　［同上］

［新設］

［新設］

第五十一条　［同上］

［一～五　同上］

六　地方税法第百六十四条第六項、第百六十五条第二項又は附則第二十九条の十三の環境性能割の還付に関する事務　納税義務者又は譲渡担保権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

七　地方税法第百六十七条の環境性能割の減免に関する事務　次に掲げる情報

イ　納税義務者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ロ　納税義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

六　地方税法第百六十四条の自動車税の減免、平成二十八年地方税法等改正法附則第十四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年改正前地方税法第百六十二条の令和元年度分までの自動車税の減免又は令和八年地方税法等改正法附則第十条第四項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年改正前地方税法第百七十七条の十七の令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割の減免に関する事務　次に掲げる情報

イ　納税義務者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ロ　納税義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ　納税義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ニ　納税義務者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

七～十二　［略］

十三　平成二十八年地方税法等改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年改正前地方税法第百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務　第六号に掲げる情報

十四　令和八年地方税法等改正法附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年改正前地方税法第百六十七条の自動車税の環境性能割の減免に関する事務　第六号に掲げる情報

十五　令和八年地方税法等改正法附則第十条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年改正前地方税法第百六十四条第六項若しくは第百六十五条第二項の自動車税の環境性能割又は令和八年地方税法等改正法附則第十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年改正前地方税法附則第二十九条の十三の軽自動車税の環境性能割の還付に関する事務　納税義務者又は譲渡担保権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令の一部改正）

2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（令和七年デジタル庁・総務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第五十条及び第五十一条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
第五十条　第二条の表四十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ［一・二　略］	**第五十条**　［同上］ ［一・二　同上］

ハ　納税義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ニ　納税義務者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

八　地方税法第百七十七条の十七の種別割の減免に関する事務及び平成二十八年地方税法等改正法附則第十四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百六十二条の自動車税の減免に関する事務　前号に掲げる情報

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

九～十四　［同上］

十五　平成二十八年地方税法等改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務　第七号に掲げる情報

［新設］

三　地方税法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項の均等割の非課税措置、同法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第六号及び第三項の障害者控除、同法第三十四条第一項第八号及び第三百十四条の二第一項第八号の寡婦控除、同法第三十四条第一項第八号の二及び第三百十四条の二第一項第八号の二のひとり親控除、同法第三十四条第一項第十号及び第三百十四条の二第一項第十号の配偶者控除、同法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四条の二第一項第十号の二の配偶者特別控除、同法第三十四条第一項第十一号及び第四項並びに第三百十四条の二第一項第十一号及び第四項の扶養控除、同法第三十四条第一項第十二号及び第三百十四条の二第一項第十二号の特定親族特別控除、同法第三十一条の均等割の税率の軽減、同法附則第三条の三第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得割の非課税措置等、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の十一第一項の所得金額調整控除又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第四条第一項第三号の森林環境税の非課税措置の適用に関する事務　納税義務者又は当該納税義務者の配偶者、扶養親族若しくは特定親族若しくは当該納税義務者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る次に掲げる情報	三　地方税法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項の均等割の非課税措置、同法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第六号及び第三項の障害者控除、同法第三十四条第一項第八号及び第三百十四条の二第一項第八号の寡婦控除、同法第三十四条第一項第八号の二及び第三百十四条の二第一項第八号の二のひとり親控除、同法第三十四条第一項第十号及び第三百十四条の二第一項第十号の配偶者控除、同法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四条の二第一項第十号の二の配偶者特別控除、同法第三十四条第一項第十一号及び第四項並びに第三百十四条の二第一項第十一号及び第四項の扶養控除、同法第三百十一条の均等割の税率の軽減、同法附則第三条の三第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得割の非課税措置等、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の十一第一項の所得金額調整控除又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第四条第一項第三号の森林環境税の非課税措置の適用に関する事務　納税義務者又は当該納税義務者の配偶者、扶養親族若しくは特定親族若しくは当該納税義務者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る次に掲げる情報
［イ・ロ　略］	［イ・ロ　同上］
［四～六　略］	［四～六　同上］
七　地方税法第三百十九条の二第一項の納税通知書の交付に関する事務　納税者に係る出入国関係情報	［新設］
八～十　［略］	七～九　［同上］
十一　地方税法第三百二十九条第一項の督促に関する事務　納税者に係る出入国関係情報	［新設］
十二　地方税法第三百三十一条第一項の滞納処分に関する事務　滞納者に係る出入国関係情報	［新設］
十三～二十五　［略］	十～二十二　［同上］
二十六　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号）第十一条の届出に係る事実についての審査に関する事務　納税義務者に係る在留カード関係情報	［新設］
二十七・二十八　［略］	二十三・二十四　［同上］
第五十一条　第二条の表四十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	**第五十一条**　［同上］
［一～十二　略］	［一～十二　同上］
十三　地方税法第七百三十九条の五第一項の滞納処分に関する事務　滞納者に係る出入国関係情報	［新設］
十四～十六　［略］	十三～十五　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

省令

○総務省令第四十三号

地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号）の施行に伴い、地方財政法第三十三条第二項第一号及び第二号の額の算定に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

地方財政法第三十三条第二項第一号及び第二号の額の算定に関する省令を廃止する省令

地方財政法第三十三条第二項第一号及び第二号の額の算定に関する省令（平成六年自治省令第十七号）は、廃止する。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○総務省令第四十四号

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の十五の次に次の一条を加える。

（法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の総務省令で定める期間）

第一条の十五の二　法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する総務省令で定める期間は、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間とする。ただし、次条第二項又は第三項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類（次条において「申出書等」という。）を提出した都道府県、市町村又は特別区（次条から第一条の十七の二までにおいて「都道府県等」という。）が法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定（以下この条から第一条の十七の二までにおいて「指定」という。）を受ける場合は、当該指定をした日から同日以後最初に到来する九月三十日までの期間とする。

第一条の十六の見出し中「申出書の提出方法等」を「申出書等の提出方法」に改め、同条第一項中「法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定（以下この条及び次条において「指定」という。）」を「毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間を法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する指定対象期間（以下この項及び第一条の十七の二第一項第一号において「指定対象期間」という。）とする指定」に、「都道府県、市町村又は特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は、」を「都道府県等は、当該指定に係る」に、「法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類（以下この条及び次条第二項第一号において「申出書等」という。）」を「申出書等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「指定を受けて」を「現に指定を受けて」に、「（前項の指定対象期間において」を「であつて指定を受けようとするもの（当該指定について」に改め、「この項」の下に「又は次項」を加え、「及び法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等」を「並びに法第三十七条の二第五項及び第三百十四条の七第五項の規定による指定の取消し（以下この項及び次項において「指定の取消し」という。）を受けた都道府県等（当該指定の取消しの日から起算して当該指定の取消しに係る法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により総務大臣が定める期間（次項において「特定期間」という。）を経過しないものに限る。）」に、「第一項」を「前項」に、「前項の指定対象期間の初日の属する年の翌年の」を「毎年」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された」を「指定の取消しを受けた」に、「（既に」を「であつて指定を受けようとするもの（当該指定について既に」に、「この項」を「前項又はこの項」に、「取消し」を「指定の取消し」に、「一年」を「当該指定の取消しに係る特定期間」に改め、同項を同条第三項とし、第一条の十七の見出し中「申出書の記載事項等」を「総務省令で定める事項」に改め、同条第一項中「第一号寄附金の募集の適正な実施」を「法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する基準への適合性」に改め、「事項（」の下に「都道府県等が」を加え、「次項第四号」を「次条第一項第一号」に、「及び第四号から第六号まで」を「、第二号及び第五号から第七号まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　法第三十七条の二第二項第六号及び第三百十四条の七第二項第六号に掲げる基準に適合する旨

第一条の十七第二項及び第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の総務省令で定める書類）

第一条の十七の二　法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　都道府県等が指定対象期間に提供する返礼品等の内容に関する書類

二　前号に掲げるもののほか、指定に関し必要な書類

2　総務大臣は、都道府県等の指定に関し支障がないと認める場合には、当該都道府県等について、前項各号に掲げる書類の一部又は全部を省略させることができる。

第二条の三第二項第九号中「第二条の三の五第三項第二号」を「第二条の三の五第四項第三号」に改める。

第二条の三の五第二項中「第四十五条の三の三第四項及び第三百十七条の三の三第四項」を「第四十五条の三の三第五項及び第三百十七条の三の三第五項」に改め、同条第三項中「第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号」を「第四十五条の三の三第二項第三号及び第四号並びに第三百十七条の三の三第二項第三号及び第四号」に改め、同項第二号中「である特定親族」の下に「（法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号に掲げる者の特定親族にあつては、合計所得金額が八十五万円以下である特定親族）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「である扶養親族」の下に「（法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号に掲げる者にあつては、年齢十六歳未満の者又は法第三十四条第一項第十一号及び第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族（次条第一項第三号において「控除対象扶養親族」という。）」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　特定配偶者の氏名　法第四十五条の三の三第一項第二号及び第三百十七条の三の三第一項第二号に規定する特定配偶者（法第四十五条の三の三第一項第一号及び第二号並びに第三百十七条の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる者の特定配偶者にあつては、退職手当等を有する者に限る。次条において同じ。）の氏名

第二条の三の五第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十五条の三の三第二項第二号及び第三百十七条の三の三第二項第二号に掲げる記載事項は、法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号に掲げる者が記載するものとする。

第二条の三の六第一項中「第四十五条の三の三第一項第四号及び第三百十七条の三の三第一項第四号」を「第四十五条の三の三第二項第五号及び第三百十七条の三の三第二項第五号」に改め、同項第二号中「（法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する特定配偶者をいう。以下この号、次項及び第三項において同じ。）」を削り、同項第三号中「退職手当等に係る所得を有する者」を「控除対象扶養親族（法第四十五条の三の三第一項第一号及び第二号並びに第

三百十七条の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる者の扶養親族にあつては、退職手当等を有する者に限る。）」に改め、同項第四号中「退職手当等に係る所得を有する者であつて、」を削り、「もの」を「者（法第四十五条の三の三第一項第一号及び第二号並びに第三百十七条の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる者の扶養親族にあつては、退職手当等を有する者に限る。）」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　同一生計配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合には、その旨、その者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びにその該当する事実

第二条の三の六第九項、第十項及び第十一項中「第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項」を「第四十五条の三の三第三項及び第三百十七条の三の三第三項」に改める。

第二条の三の七中「第四十五条の三の三第四項及び第三百十七条の三の三第四項」を「第四十五条の三の三第五項及び第三百十七条の三の三第五項」に改める。

第三条の二の二第一項中「第九条の八の五第三号」を「第九条の八の五第四号」に改める。

第三条の七の次に次の二条を加える。

（法第七十一条の二十五第一項の利子割清算基準額）

第三条の七の二　各道府県ごとの利子割清算基準額（法第七十一条の二十五第一項に規定する各道府県ごとの利子割清算基準額をいう。次項において同じ。）を計算する場合において千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

2　総務大臣は、毎年度、当該年度の各道府県ごとの利子割清算基準額を告示するものとする。

（法第七十一条の二十五第三項の所得の金額に相当する金額）

第三条の七の三　法第七十一条の二十五第三項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、当該年の末日の属する年度（以下この条において「当該年度」という。）の翌年度の市町村税課税状況等の調第五十八表の副題「第12表関係　(1)総所得金額等に関する調」の表側「道府県内分」のうち「合計」、表頭「計」欄の額の当該道府県内の市町村に係る合計額に、当該年度の翌年度の市町村税課税状況等の調第二十表の表側当該年度の「4月」から「12月」まで、表頭「税額」欄の額の当該道府県内の市町村に係る合計額を百分の六で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び当該年度の市町村税課税状況等の調第二十表の表側当該年度の前年度の「1月」から「3月」まで、表頭「税額」欄の額の当該道府県内の市町村に係る合計額を百分の六で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた金額とする。

第四条の三の二第一項中「第二十四条の二の五第三号」を「第二十四条の二の五第四号」に改める。

第八条の五十四中「第九条の九に定める」を「渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である道路（橋梁を除く。）及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定により料金を徴収する」に改める。

第八条の五十七第一項中「道路法」の下に「（昭和二十七年法律第百八十号）」を加える。

第九条から第九条の十五までを削る。

第九条の十六（見出しを含む。）中「第百七十七条の十二」を「第百五十九条」に改め、同条を第九条とする。

第九条の十七の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第百七十七条の十三第一項」を「第百六十条第一項」に改め、同条を第九条の二とし、同条の次に次のように加える。

第九条の三から第九条の十七まで　削除

第十条の二の七第一項中「第四十八条の十四の五第三号」を「第四十八条の十四の五第四号」に改める。

第十四条第一項の表第二号中「土地補充課税台帳」の下に「（法第三百八十一条第八項の規定によりみなされるものを含む。）」を加え、同表第五号を削り、同表第六号中「土地名寄帳」の下に「及び家屋名寄帳」を加え、同号を同表第五号とし、同表中第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。

第十五条の五の四（見出しを含む。）中「第三百八十二条第二項第二号」を「第三百八十二条第二項第四号」に改める。

第十五条の五を次のように改める。

（法第三百八十二条第二項第五号の総務省令で定める場合）

第十五条の五　法第三百八十二条第二項第五号に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　不動産登記規則第百十八条の二第三号に掲げる相続人申告事項（次条第二項及び第四項第一号において「相続人申告事項」という。）に関する変更の登記若しくは更正の登記又は同令第百五十八条の二十九第一項若しくは第百五十八条の三十第四項の規定により相続人申告登記の抹消をした場合

二　不動産登記規則第百五十八条の三十八第一項各号に掲げる事項が同項に規定する検索用情報管理ファイルに記録された場合（法第三百八十二条第二項第一号に掲げる場合を除く。）

三　公示用住所（登記簿の表題部に記録した所有者若しくは所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人又は前条に規定する者（次条において「登記名義人等」という。）に係るものに限る。以下この条において同じ。）について不動産登記規則第二百二条の十五第一項の規定による撤回又は同令第二百二条の十六第一項の規定による申出があつたことその他の事由により同令第二百二条の二第一項に規定する公示用住所管理ファイル（以下この条、次条及び第十五条の五の八において「公示用住所管理ファイル」という。）に公示用住所若しくは公示用住所の変更が記録され、又は公示用住所管理ファイルから公示用住所が削除された場合

第十五条の五の六第一項中「公示用住所」の下に「、不動産登記規則第百五十六条の二各号に掲げる事項又は同令第百五十六条の五各号に掲げる事項」を加え、同条第二項中「第二号及び第三号」を「第四号及び第五号」に改め、「部分」の下に「（第五号に係る部分にあつては前条第三号に掲げる場合に限る。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第三百八十二条第二項（第二号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項に規定する総務省令で定める事項は、相続人申告事項とする。

第十五条の五の六に次の一項を加える。

4　法第三百八十二条第二項（第五号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　前条第一号に掲げる場合　相続人申告事項又は不動産登記規則第百五十八条の三十第四項の規定により相続人申告登記の抹消をした旨

二　前条第二号に掲げる場合　不動産登記規則第百五十八条の三十八第一項各号に掲げる事項

第十五条の五の八第二項中「第二号又は第三号」を「第四号又は第五号」に、「（第三号」を「（第五号」に改める。

第十五条の八を次のように改める。

（法第四百二十二条の三の総務省令で定める事項）

第十五条の八　法第四百二十二条の三に規定する総務省令で定める事項は、所有者の氏名又は名称並びに土地にあつてはその所在、地番、地目及び地積とし、家屋にあつてはその所在、家屋番号、種類、構造及び床面積とする。

第十五条の九から第十五条の十四までを削る。

第十五条の十五（見出しを含む。）中「第四百六十三条の十五第一項第一号ホ」を「第四百四十八条第一項第一号ホ」に改め、同条を第十五条の九とする。

第十六条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「第四百六十二条の十九第一項」を「第四百五十二条第一項」に改め、同条の表中「種別割」を削り、「第三十三号の四の二様式」を「第三十三号の四様式」に改める。

第二十四条の六の二中「第五十条の十一」を「第五十条の十二」に改める。

第二十四条の三十の五第一号中「及び被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」に改め、同条を第二十四条の三十の六とし、第二十四条の三十の四の次に次の一条を加える。

（法第七百三条の四第三十一項ただし書及び第三十二項ただし書に規定する総務省令で定める補正方法）

第二十四条の三十の五　法第七百三条の四第三十一項ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同条第三十二項ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である被保険者につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額（次項において「補正前の国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額」という。）が同条第三十一項に規定する子ども・子育て支援納付金課税限度額（次項において「子ども・子育て支援納付金課税限度額」という。）を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2　前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額（当該補正前の国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額が子ども・子育て支援納付金課税限度額を超える場合には、当該世帯主に対する国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額を子ども・子育て支援納付金課税限度額として計算した子ども・子育て支援納付金課税額）の総額のうち所得割総額及び資産割総額が、それぞれ法第七百三条の四第二十八項の標準子ども・子育て支援納付金課税総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

第二十四条の四十第一項中「のうち、地方税関係法令（法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。次項において同じ。）の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているもの」を削り、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第九号までを削り、第十号を第二号とし、第十一号を削り、同条第二項中「前項各号に」を「次に」に、「のうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているもの以外のものをいう」を「とする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第二十条の十一の規定による資料の提供

二　法第五十三条第六十二項及び第六十三項の規定による通知

三　法第五十八条第六項の規定による通知

四　法第六十三条第二項から第四項までの規定による通知

五　法第七十二条の四十八の二第八項及び第十二項の規定による通知

六　法第七十三条の十八第四項、第七十三条の二十一第三項及び第七十三条の二十二の規定による通知

七　法第二百九十四条第三項の規定による通知

八　法第三百十七条の規定による通知

九　法第三百二十一条の十四第六項の規定による通知

十　法第三百八十九条第一項の規定による通知

十一　政令第二十四条の三第六項（政令第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）の規定による通知

十二　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十八条第二項の規定による通知

十三　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百四十六条の二の規定による資料の提供

十四　国税通則法第七十四条の十二の規定による資料の提供及び第百三十一条第二項の規定による通知

第二十四条の四十五の次に次の二条を加える。

（法第七百四十七条の六第四項の特定徴収金の納付又は納入の手続）

第二十四条の四十五の二　法第七百四十七条の六第四項に規定する特定徴収金の納付又は納入の手続のうち総務省令で定めるものは、第二十四条の三十九第二項の規定により行う書面等地方税関係申告等又は第二十四条の三十九第三項の規定により行う書面等以外地方税関係申告等（政令第五十七条の五の二第四項に掲げる地方税であつて、期限内に行われる申告等に限る。）と同時に行われる第二十四条の四十一第一号に掲げる事項の情報の送信とする。

（法第七百四十七条の六第四項の総務省令で定める金額）

第二十四条の四十五の三　法第七百四十七条の六第四項に規定する総務省令で定める金額は、一億円とする。

第三十一条の二の二中「道路運送車両法施行規則」の下に「（昭和二十六年運輸省令第七十四号）」を、「（道路運送車両法」の下に「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を加える。

附則第二条の三を次のように改める。

第二条の三　削除

附則第二条の七の見出し中「附則第九条第七項」を「附則第九条第六項」に改め、同条中「附則第九条第七項第二号」を「附則第九条第六項第二号」に改める。

附則第二条の七の二中「附則第九条第八項第二号」を「附則第九条第七項第二号」に改める。

附則第二条の八（見出しを含む。）中「附則第九条第二十一項」を「附則第九条第二十項」に改める。

附則第二条の九（見出しを含む。）中「附則第九条第二十二項」を「附則第九条第二十一項」に改める。

附則第二条の十（見出しを含む。）中「附則第九条第二十三項」を「附則第九条第二十二項」に改める。

附則第二条の十一の次に次の一条を加える。

（法附則第九条第二十六項の地域間連系線の整備等を行う者等）

第二条の十二　法附則第九条第二十六項に規定する一般送配電事業者であつて同項に規定する地域間連系線の整備等を行う者として総務省令で定めるものは、系統整備等実施一般送配電事業者（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十八第二項に規定する系統整備等実施一般送配電事業者をいう。第三項第一号において同じ。）とする。

2　法附則第九条第二十六項に規定する送電事業者であつて同項に規定する地域間連系線の整備等を行う者として総務省令で定めるものは、系統整備等実施送電事業者（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十八第二項に規定する系統整備等実施送電事業者をいう。次項において同じ。）とする。

3　法附則第九条第二十六項に規定する地域間連系線の整備等に必要な費用に相当する金額として総務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　系統整備等実施一般送配電事業者又は系統整備等実施送電事業者（以下この号において「系統整備等実施事業者」という。）が、法附則第九条第二十六項の電気工作物（当該系統整備等実施事業者が整備又は更新の実施をするものに限る。以下この号において「電気工作物」という。）をその供給区域内に有する一般送配電事業者から、当該電気工作物を使用する期間において支払を受ける場合　託送回収金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の二十一第一項第五号に規定する託送回収金相当金をいう。）

二　前号に掲げる場合以外の場合　系統整備負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の二十一第一項第六号に規定する系統整備負担金相当金をいう。）

附則第三条の二の二第五項中「第四号」を「第五号」に改める。

附則第三条の二の二十三を附則第三条の二の二十二の次に次の一条を加える。

（政令附則第七条第二十六項第一号の政府の補助等）

第三条の二の二十三　政令附則第七条第二十六項第一号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業に係る医療施設等施設整備費補助金とする。

附則第四条の九を削る。

附則第四条の八の二第一項及び第二項中「附則第十二条の二の七の二第三項」を「附則第十二条の二の八第三項」に改め、同項第一号中「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」の下に「（昭和五十四年法律第四十九号）」を加え、同条第三項中「附則第十二条の二の七の二第四項」を「附則第十二条の二の八第四項」に改め、同条第四項及び第五項中「附則第十二条の二の七の二第五項」を「附則第十二条の二の八第五項」に改め、同条第六項中「附則第十二条の二の七の二第六項」を「附則第十二条の二の八第六項」に改め、同条第七項中「附則第十二条の二の七の二第三項」を「附則第十二条の二の八第三項」に改め、同条第八項中「附則第十二条の二の七の二第七項」を「附則第十二条の二の八第七項」に改め、同条を附則第四条の九とする。

附則第四条の九の二から第四条の十一までを削る。

附則第五条の見出し中「メタノール」を「可燃性天然ガス」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「第九条の二第一項に規定する」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法附則第十二条の三第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び次条において「自動車検査証」という。）において燃料が可燃性天然ガスである旨が明らかにされているもの（可燃性天然ガス以外の燃料を用いる旨が併せて明らかにされているものを除く。）とする。

附則第五条に次の三項を加える。

4　法附則第十二条の三第一項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

5　法附則第十二条の三第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証においてハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

6　法附則第十二条の三第一項第一号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証においてプラグインハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

附則第五条の二第一項中「細目告示」を「道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条において「細目告示」という。）」に改め、同条第九項中「第三項から前項まで」を「第七項、第十項又は前項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項から第八項までを削り、同条第五項中「附則第十二条の三第二項第六号」を「附則第十二条の三第三項第三号」に改め、「該当する」の下に「同条第一項第二号に規定する」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第四項中「附則第十二条の三第二項第五号」を「附則第十二条の三第三項第二号」に改め、「要件に該当する」の下に「同条第一項第一号に規定する」を加え、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11　法附則第十二条の三第三項第三号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

12　法附則第十二条の三第三項第三号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第七号イの基準とする。

附則第五条の二第三項中「附則第十二条の三第二項第四号」を「附則第十二条の三第三項第一号」に改め、「要件に該当する」の下に「同条第一項第一号に規定する」を加え、同項第二号中「第九条の二第八項第二号に規定する令和十二年度燃費基準達成レベル（以下この条）」を「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。次号及び附則第五条の二の三において「燃費評価実施要領」という。）第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十項第二号及び第十三項第一号」に改め、同項第三号中「第九条の二第八項第三号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル（以下この条）」を「燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十項第三号及び第十三項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8　法附則第十二条の三第三項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

9　法附則第十二条の三第三項第二号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

附則第五条の二第二項中「該当する」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同項第一号中「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条において「旧細目告示」という。）を「旧細目告示」に、「低排出ガス車認定」を「低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）第五条の規定による認定（以下この条及び附則第五条の二の三において「低排出ガス車認定」という。）」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の三項を加える。

4　法附則第十二条の三第三項第一号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

5　法附則第十二条の三第三項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

6　法附則第十二条の三第三項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める同法第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率とする。

一　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第十八条第一号に掲げる乗用自動車　乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）に定める基準エネルギー消費効率

二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車　貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）に定める基準エネルギー消費効率

附則第五条の二第一項の次に次の一項を加える。

2　法附則第十二条の三第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次号及び次項において同じ。）が三・五トン以下の自動車　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。第五項及び第九項において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準

二　車両総重量が三・五トンを超える自動車　細目告示第四十一条第一項第九号の基準

附則第五条の二の二中「法第百四十六条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改める。

附則第六条第十六項中「及び同法第十五条の四の四第一項の認定」を削り、同条第十七項中「、沈澱」を「、沈澱」に、「、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置及びイオン交換装置」を「及び中和装置」に改め、同条第二十三項中「緊急地震速報受信装置」の下に「及び緊急遮断装置を同時に設置する場合のこれらのもの」を加え、同条第二十四項を削り、同条第二十五項中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第七項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業若しくは」を「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」に改め、「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」の下に「若しくはローカル鉄道観光資源活用促進事業」を加え、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第九項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第十二項第一号」を「附則第十五条第十一項第一号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「附則第十一条第十七項第二号」を「附則第十一条第十六項第二号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「附則第十一条第十七項第三号」を「附則第十一条第十六項第三号」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「附則第十一条第十八項第一号」を「附則第十一条第十七項第一号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「附則第十一条第十九項」を「附則第十一条第十八項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項第一号中「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業又は」を「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」に改め、「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」の下に「又はローカル鉄道観光資源活用促進事業」を加え、同項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第十八項第一号」を「附則第十五条第十七項第一号」に、「次項並びに第四十六項第一号及び第二号」を「第四十五項」に、「若しくは」を「又は」に、「第四十四項第二号」を「第四十三項」に改め、「又は同条第十九項第九号に規定する農業協同組合等」を削り、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項を削り、同条第四十四項中「附則第十五条第十八項第二号」を「附則第十五条第十七項第二号」に、「次に掲げる設備」を「エタノール製造設備（利用促進法施行令第二条第三号に掲げるエタノールを製造するもので、発酵装置並びに蒸留装置及び脱水装置（蒸留及び脱水を行い高純度化させる機能を有するものに限る。）又は膜処理装置（膜処理により高純度化させ

る機能を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、粉砕器、圧搾装置、煮熟機、濃縮装置、分離装置、混合装置、制御装置、精製装置、熱交換器、冷却装置、貯蔵装置、ボイラー、脱臭装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）に改め、同項各号を削り、同項を同条第四十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

43　法附則第十五条第十七項第三号に規定する設備で総務省令で定めるものは、脂肪酸メチルエステル製造設備（利用促進法施行令第二条第四号に掲げる脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）のうち中小事業者等が新設したものとする。

附則第六条第四十五項中「附則第十五条第十八項第三号」を「附則第十五条第十七項第四号」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第十八項第三号」を「附則第十五条第十七項第四号」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十七項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第二十三項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十八項中「附則第十一条第二十五項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十九項中「附則第十一条第二十六項」を「附則第十一条第二十五項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十一項中「附則第十一条第二十七項」を「附則第十一条第二十六項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十二項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十三項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十七項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十四項中「附則第十一条第二十九項第二号」を「附則第十一条第二十八項第二号」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十五項中「附則第十一条第三十項」を「附則第十一条第二十九項」に、「同条第二十九項第一号」を「同条第二十八項第一号」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十六項中「附則第十五条第二十五項第一号イ」を「附則第十五条第二十四項第一号イ」に、「次に掲げる太陽光発電設備」を「産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）又は特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けた者により製造される次世代型太陽電池」に改め、同項各号を削り、同項を同条第五十五項とし、同条第五十七項中「附則第十五条第二十五項第一号イ」を「附則第十五条第二十四項第一号ロ」に、「千キロワット」を「五千キロワット」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第二十五項第一号ロ」を「附則第十五条第二十四項第一号ハ」に、「二十キロワット」を「千キロワット」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第二十五項第一号ハ」を「附則第十五条第二十四項第一号ニ」に、「千キロワット」を「一万キロワット」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条中第六十項から第六十五項までを削り、同条第六十六項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十八項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第七十項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第七十一項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第七十二項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第七十三項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第七十四項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第七十五項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十六項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十七項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十八項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十九項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十一項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第七十二項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第三十一項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第七十三項中「附則第十一条第三十三項」を「附則第十一条第三十二項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第七十四項中「附則第十一条第三十四項」を「附則第十一条第三十三項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第七十五項中「附則第十一条第三十五項」を「附則第十一条第三十四項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十六項中「附則第十一条第三十六項」を「附則第十一条第三十五項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十七項中「附則第十一条第三十七項」を「附則第十一条第三十六項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十八項中「附則第十一条第三十八項」を「附則第十一条第三十七項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十九項中「附則第十一条第三十九項」を「附則第十一条第三十八項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第八十項中「附則第十一条第四十項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

74　政令附則第十一条第四十項に規定する総務省令で定める法人は、一般社団法人（市町村が社員となつているものでその有する議決権（その社員のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の有する議決権を含む。）の数が議決権の総数の過半を占めるものに限る。）又は一般財団法人（市町村が基本財産の拠出者となつているものでその拠出した基本財産（その基本財産を含む。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものに限る。）とする。

附則第六条第八十一項中「附則第十一条第四十二項第一号」を「附則第十一条第四十一項第一号」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第八十二項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第八十三項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第八十四項中「附則第十一条第四十三項」を「附則第十一条第四十二項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第八十五項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十六項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第四十三項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十七項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第四十四項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十八項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十九項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第九十項中「附則第十一条第四十七項」を「附則第十一条第四十六項」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第九十一項中「附則第十一条第四十八項」を「附則第十一条第四十七項」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第九十二項中「附則第十一条第四十九項」を「附則第十一条第四十八項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第九十三項中「附則第十一条第五十項」を「附則第十一条第四十九項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第九十四項中「附則第十一条第五十一項」を「附則第十一条第五十項」に改め、同項を同条第八十八項とし、同条第九十五項中「附則第十一条第五十二項」を「附則第十一条第五十一項」に改め、同項を同条第八十九項とし、同条第九十六項中「附則第十一条第五十三項」を「附則第十一条第五十二項」に改め、同項を同条第九十項とし、同条第九十七項中「附則第十一条第五十四項」を「附則第十一条第五十三項」に改め、同項を同条第九十一項とし、同条第九十八項中「附則第十一条第五十五項」を「附則第十一条第五十四項」に改め、同項を同条第九十二項とし、同条第九十九項中「附則第十一条第五十六項」を「附則第十一条第五十五項」に改め、同項を同条第九十三項とし、同条第百項中「附則第十一条第五十七項」を「附則第十一条第五十六項」に改め、同項を同条第九十四項とし、同条第百一項中「附則第十一条第五十八項」を「附則第十一条第五十七項」に改め、同項を同条第九十五項とし、同条第百二項中「附則第十一条第五十九項」を「附則第十一条第五十八項」に改め、同項を同条第九十六項とし、同条第百三項中「附則第十一条第六十項」を「附則第十一条第五十九項」に改め、同項を同条第九十七項とし、同条第百四項中「附則第十一条第六十一項」を「附則第十一条第六十項」に改め、同項を同条第九十八項とし、同条第百五項中「附則第十一条第六十二項」を「附則第十一条第六十一項」に改め、同項を同条第九十九項とし、同条第百六項中「附則第十一条第六十三項」を「附則第十一条第六十二項」に改め、同項を同条第百項とし、同条第百七項中「附則第十一条第六十四項」を「附則第十一条第六十三項」に改め、同項を同条第百一項とし、同条第百八項中「附則第十一条第六十五項」を「附則第十一条第六十四項」に改め、同項を同条第百二項とし、同条第百九項中「附則第十一条第六十六項」を「附則第十一条第六十五項」に改め、同項を同条第百三項とし、同条第百十項中「附則第十一条第六十七項」を「附則第十一条第六十六項」に改め、同項を同条第百四項とし、同条第百十一項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第七十二項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第三十一項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第七十三項中「附則第十一条第三十三項」を「附則第十一条第三十二項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第七十四項中「附則第十一条第三十四項」を「附則第十一条第三十三項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第七十五項中「附則第十一条第三十五項」を「附則第十一条第三十四項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十六項中「附則第十一条第三十六項」を「附則第十一条第三十五項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十七項中「附則第十一条第三十七項」を「附則第十一条第三十六項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十八項中「附則第十一条第三十八項」を「附則第十一条第三十七項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十九項中「附則第十一条第三十九項」を「附則第十一条第三十八項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第八十項中「附則第十一条第四十項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

74　政令附則第十一条第四十項に規定する総務省令で定める法人は、一般社団法人（市町村が社員となつているものでその有する議決権（その社員のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の有する議決権を含む。）の数が議決権の総数の過半を占めるものに限る。）又は一般財団法人（市町村が基本財産の拠出者となつているものでその拠出した基本財産（その基本財産を含む。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものに限る。）とする。

附則第六条第八十一項中「附則第十一条第四十二項第一号」を「附則第十一条第四十一項第一号」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第八十二項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第八十三項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第八十四項中「附則第十一条第四十三項」を「附則第十一条第四十二項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第八十五項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十六項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第四十三項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十七項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第四十四項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十八項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十九項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第九十項中「附則第十一条第四十七項」を「附則第十一条第四十六項」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第九十一項中「附則第十一条第四十八項」を「附則第十一条第四十七項」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第九十二項中「附則第十一条第五十項」を「附則第十一条第四十九項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第九十三項中「附則第十一条第五十一項」を「附則第十一条第五十項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第九十四項中「附則第十一条第五十二項」を「附則第十一条第五十一項」に改め、同項を同条第八十八項とし、同条第九十五項中「附則第十一条第五十三項」を「附則第十一条第五十二項」に改め、同項を同条第八十九項とし、同条第九十六項中「附則第十一条第五十四項」を「附則第十一条第五十三項」に改め、同項を同条第九十項とし、同条第九十七項中「附則第十一条第五十五項」を「附則第十一条第五十四項」に改め、同項を同条第九十一項とし、同条第九十八項中「附則第十一条第五十六項」を「附則第十一条第五十五項」に改め、同項を同条第九十二項とし、同条第九十九項中「附則第十一条第五十七項」を「附則第十一条第五十六項」に改め、同項を同条第九十三項とし、同条第百項中「附則第十一条第五十八項」を「附則第十一条第五十七項」に改め、同項を同条第九十四項とし、同条第百一項中「附則第十一条第五十九項」を「附則第十一条第五十八項」に改め、同項を同条第九十五項とし、同条第百二項中「附則第十一条第六十項」を「附則第十一条第五十九項」に改め、同項を同条第九十六項とし、同条第百三項中「附則第十一条第六十一項」を「附則第十一条第六十項」に改め、同項を同条第九十七項とし、同条第百四項中「附則第十一条第六十二項」を「附則第十一条第六十一項」に改め、同項を同条第九十八項とし、同条第百五項中「附則第十一条第六十三項」を「附則第十一条第六十二項」に改め、同項を同条第九十九項とし、同条第百六項中「附則第十一条第六十四項」を「附則第十一条第六十三項」に改め、同項を同条第百項とし、同条第百七項中「附則第十一条第六十五項」を「附則第十一条第六十四項」に改め、同項を同条第百一項とし、同条第百八項中「附則第十一条第六十六項」を「附則第十一条第六十五項」に改め、同項を同条第百二項とし、同条第百九項中「附則第十一条第六十七項」を「附則第十一条第六十六項」に改め、同項を同条第百三項とし、同条第百十項中「附則第十一条第六十八項」を「附則第十一条第六十七

中「道路法施行令」の下に「（昭和二十七年政令第四百七十九号）」を加え、同項を同条第八十二項とし、同条第八十九項中「附則第十五条第四十項第一号」を「附則第十五条第三十九項第一号」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第九十項中「附則第十五条第四十項第二号」を「附則第十五条第三十九項第二号」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第九十一項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第九十二項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第九十三項中「附則第十一条第四十六項に規定する総務省令」を「附則第十一条第四十五項に規定する総務省令」に改め、同項第一号中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項第二号中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同条第八十七項とし、同条第九十四項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第八十八項とし、同条第九十五項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第八十九項とし、同条第九十六項中「附則第十一条第四十七項第一号」を「附則第十一条第四十六項第一号」に改め、同項を同条第九十項とし、同条第九十七項中「附則第十一条第四十八項」を「附則第十一条第四十七項」に改め、同項各号中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第九十一項とし、同条第九十八項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第九十二項とし、同条第九十九項中「附則第十一条第五十項第一号」を「附則第十一条第四十九項第一号」に、「同条第五十一項」を「同条第五十項」に改め、同項を同条第九十三項とし、同条第百項中「附則第十一条第五十一項第二号」を「附則第十一条第四十九項第二号」に、「電気自動車（法附則第十五条第四十五項」を「電気自動車（法附則第十五条第四十四項」に、「が法附則第十五条第四十五項」を「が同条第四十四項」に改め、同項を同条第九十四項とし、同条第百一項中「附則第十一条第五十一項」を「附則第十一条第五十項」に、「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第九十五項とし、同条第百二項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第九十六項とする。

附則第七条第一項中「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十九項」を「同条第三十項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十四項」に、「同条第三十六項」を「同条第三十七項」に、「同条第四十六項」を「同条第四十七項」に、「同条第四十八項」を「同条第四十九項」に、「同条第五十項」を「同条第五十一項」に、「同条第五十項及び第五十一項」を「同条第五十一項及び第五十二項」に改め、同条第二項中「第十六項第二号イ」を「第十七項第二号イ」に、「第二十一項第一号イ」を「第二十二項第一号イ」に、「第二十六項、第二十九項、第三十三項、第三十六項、第四十項第一号イ」を「第二十七項、第三十項、第三十四項、第三十七項、第四十一項第一号イ」に、「第四十三項、第四十六項、第四十九項、第五十項第一号ロ」を「第四十四項、第四十七項、第五十項、第五十一項第一号ロ」に、「第五十一項第一号ロ」を「第五十二項第一号ロ」に改め、同条第七項中「附則第十二条第十九項」を「附則第十二条第二十項」に改め、同条第八項中「附則第十二条第二十項第三号」を「附則第十二条第二十一項第三号」に改め、同条第九項第二号イ中「附則第十二条第二十三項第一号」を「附則第十二条第二十四項第一号」に改め、同号ハ中「附則第十二条第二十三項第三号」を「附則第十二条第二十四項第三号」に改め、同項第四号中「附則第十二条第二十四項」を「附則第十二条第二十五項」に改め、同条第十項第三号中「附則第十二条第三十一項」を「附則第十二条第三十二項」に改め、同条第十二項第四号中「附則第十二条第三十一項」を「附則第十二条第三十二項」に改め、同条第十四項中「附則第十二条第四十八項第二号イ」を「附則第十二条第四十九項第二号イ」に改め、同条第十五項中「附則第十二条第四十八項第二号ロ」を「附則第十二条第四十九項第二号ロ」に改め、同条第十七項第二号中「附則第十二条第四十八項第二号イ」を「附則第十二条第四十九項第二号イ」に改め、同項第三号中「附則第十二条第四十八項第一号ロ」を「附則第十二条第四十九項第一号ロ」に改め、同項第四号イ中「附則第十二条第四十八項第二号イ」を「附則第十二条第四十九項第二号イ」に改め、同号ロ中「附則第十二条第四十八項第二号ロ」を「附則第十二条第四十九項第二号ロ」に改め、同条第十九項中「附則第十二条第十九項」を「附則第十二条第二十項」に改め、同条第二十項の表政令附則第十二条第一項第九号の項中「当該専有部分の」の下に「床面積の」を加え、同表政令附則第十二条第四項第一号ロの項の次に次のように加える。

政令附則第十二条第七項	併用住宅にあつては、当該専有部分の床面積のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋を、共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第十六項第一号イ	併用住宅にあつては、その人の居住の用に供する部分の床面積とする。
政令附則第十二条第十六項第一号ロ	併用住宅にあつては、当該独立的に区画された家屋の一の部分の床面積のうち人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第十六項第二号	併用住宅にあつては、当該専有部分の床面積のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。

附則第七条第二十項の表政令附則第十二条第十三項第一号ロの項の次に次のように加える。

政令附則第十二条第十六項第一号イ	床面積	人の居住の用に供するため独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積	居住用専有部分に係る人の居住の用に供する専有部分が二以上あるときは、当該区画されている場合には、当該区画されている部分に独立的に区画された各部分のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分（第十八項第二号及び第三十九項第二号において「特定居住用専有部分」という。）のいずれかの床面積
政令附則第十二条第十六項第一号ロ			
政令附則第十二条第十六項第二号			

附則第七条第二十項の表政令附則第十二条第十六項第一号イ及びロの項中「附則第十二条第十六項第一号イ」を「附則第十二条第十七項第一号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十六項第二号イの項中「附則第十二条第十六項第二号イ」を「附則第十二条第十七項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十六項第二号ロの項中「附則第十二条第十六項第二号ロ」を「附則第十二条第十七項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第十六項第三号イの項中「附則第十二条第十七項第三号イ」を「附則第十二条第十八項第三号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十六項第三号ロの項中「附則第十二条第十六項第三号ロ」を「附則第十二条第十七項第三号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第十六項第四号ロの項中「附則第十二条第十六項第四号ロ」を「附則第十二条第十七項第四号ロ」に改め、同項の次に次のように加える。

政令附則第十二条第十八項第一号ロ	床面積	併用住宅にあつては、当該独立的に区画された家屋の一の部分の床面積のうち人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第十八項第二号	床面積	併用住宅にあつては、当該専有部分の床面積のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。

附則第七条第二十項の表政令附則第十二条第十六項第三号の項中「附則第十二条第十六項第三号」を「附則第十二条第十七項第三号」に改め、同表政令附則第十二条第十六項第四号ロの項中「附則第十二条第十六項第四号ロ」を「附則第十二条第十七項第四号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第十七項第一号イの項中「附則第十二条第十七項第一号イ」を「附則第十二条第十八項第一号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十七項第一号ロの項中「附則第十二条第十七項第一号ロ」を「附則第十二条第十八項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第十七項第二号イの項中「附則第十二条第十七項第二号イ」を「附則第十二条第十八項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十七項第二号ロの項中「附則第十二条第十七項第二号ロ」を「附則第十二条第十八項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第二十八項第二号の項中「附則第十二条第二十八項第二号」を「附則第十二条第二十九項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第二十九項の項中「附則第十二条第二十九項」を「附則第十二条第三十項」に改め、同表政令附則第十二条第三十五項第二号の項中「附則第十二条第三十五項第二号」を「附則第十二条第三十六項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十六項の項中「附則第十二条第三十六項」を「附則第十二条第三十七項」に改め、同表政令附則第十二条第三十八項第一号の項中「附則第十二条第三十八項第一号」を「附則第十二条第三十九項第一号」に改め、同項中欄中「床面積」の下に「（共同住宅等にあつては、人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積）」を加え、同項下欄中「する」を「し、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する」に改め、同項の次に次のように加える。

政令附則第十二条第三十九項第二号	特定居住用専有部分のいずれかの床面積	併用住宅にあつては、当該専有部分のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。

附則第七条第二十項の表政令附則第十二条第三十九項第三号の項中「附則第十二条第三十九項第三号」を「附則第十二条第四十項第三号」に改め、同表政令附則第十二条第四十項第一号ロの項中「附則第十二条第四十項第一号ロ」を「附則第十二条第四十項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第四十項第二号イの項中「附則第十二条第四十項第二号イ」を「附則第十二条第四十一項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第四十項第二号ロの項中「附則第十二条第四十項第二号ロ」を「附則第十二条第四十一項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十五項第二号の項中「附則第十二条第四十五項第二号」を「附則第十二条第四十六項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第四十六項の項中「附則第十二条第四十六項」を「附則第十二条第四十七項」に改め、同表政令附則第十二条第四十九項第一号の項中「附則第十二条第四十九項第一号」を「附則第十二条第五十項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第四十九項第二号の項中「附則第十二条第五十項第二号」を「附則第十二条第五十一項第一号イ」に改め、同表政令附則第十二条第五十項第一号ハの項中「附則第十二条第五十一項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第五十項第二号ロの項中「附則第十二条第五十一項第二号ロ」を「附則第十二条第五十二項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第五十項第二号ハの項中「附則第十二条第五十一項第二号ハ」を「附則第十二条第五十二項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第五十一項第二号ロの項中「附則第十二条第五十一項第二号ロ」を「附則第十二条第五十二項第二号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第五十一項第一号ハの項中「附則第十二条第五十二項第一号イ」を「附則第十二条第五十三項第一号イ」に改め、同表政令附則第十二条第五十一項第一号ロの項中「附則第十二条第五十二項第一号ロ」を「附則第十二条第五十三項第一号ロ」に改める。

附則第七条の二の見出し中「ところにより証明がされた家屋」を「政府の補助等」に改め、同条第一項を次のように改める。

法附則第十五条の十一第一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、バリアフリー環境整備促進事業のうち既存建築物バリアフリー改修事業に係る補助とする。

附則第七条の二に次の二項を加える。

2　法附則第十五条の十一第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項に規定する建築物移動等円滑化基準又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項第一号に規定する同法第二条第二十号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（次項において「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた家屋につき同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされたものとする。

3　法附則第十五条の十一第一項の総務省令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第一項又は第三項の規定により法附則第十五条の十一第一項に規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない家屋であつて、当該利便性等向上改修工事により建築物移動等円滑化基準に適合することとなる部分（同法第十七条第三項に規定する基準に適合することとなる部分を除く。）が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第二十三条各号に掲げる建築物の部分のみであるものとする。

附則第七条の三の見出し中「附則第十二条の四第四項第一号」を「附則第十二条の三第四項第一号」に改め、同条第一項中「附則第十二条の四第四項第一号イ」を「附則第十二条の三第四項第一号イ」に改め、同項第一号及び第二号中「附則第十二条の四第三項第三号」を「附則第十二条の三第三項第三号」に改め、同条第二項中「附則第十二条の四第四項第一号ロ」を「附則第十二条の三第四項第一号ロ」に改め、同項第一号及び第二号中「附則第十二条の四第三項第三号」を「附則第十二条の三第三項第三号」に改め、同条第三項中「附則第十二条の四第七項第二号ロ」を「附則第十二条の三第七項第二号ロ」に改め、同条第五項の表第一号ロ、第六項及び第七項中「附則第十二条の四第三項第三号」を「附則第十二条の三第三項第三号」に改め、同条第十項中「附則第十二条の四第十三項」を「附則第十二条の三第十三項」に改め、同条第十一項中「附則第十二条の四第十八項」を「附則第十二条の三第十八項」に改め、同項第一号中「附則第十二条の四第十五項第一号」を「附則第十二条の三第十五項第一号」に改め、同項第三号中「附則第十二条の四第十一項第二号」を「附則第十二条の三第十一項第二号」に改める。

附則第七条の三の次に次の一条を加える。

（政令附則第十二条の四第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等）

第七条の四　政令附則第十二条の四第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、同号イに規定する従前所有者等（以下この項及び次項において「従前所有者等」という。）が令和五年十二月三十一日において共有持分を有していた法附則第十六条の三第一項に規定する被災住宅用地（以下この項及び次項において「被災住宅用地」という。）の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一　政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が従前所有者等から被災住宅用地の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合　その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二　政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等がこれらの規定に掲げる者（以下この号及び次項第二号において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合　同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の一部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

2　政令附則第十二条の四第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、従前所有者等が令和五年十二月三十一日において所有していた被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部若しくは一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一　政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合　その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二　政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が従前所有者等から当該被災住宅用地の全部等を取得した場合における当該被災住宅用地の全部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、これらの規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

3　政令附則第十二条の四第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部であつた場合には、当該部分の数による。

4　法附則第十六条の三第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法附則第十六条の三第三項に規定する被災共用土地（以下この条において「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

二　被災共用土地が法附則第十六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地（以下この条において「小規模住宅用地」という。）である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（以下この条において「一般住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

5　被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の三第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一　次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ　令和五年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を令和五年十二月三十一	（１／Ａ）×（（Ｂ×Ｃ）／Ｄ） （算式の符号） Ａ　当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 Ｂ　当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額

二　次に掲げる各被災共用土地納税義務者の有する被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額（当該被災共用土地が二以上ある場合には、当該二以上の被災共用土地ごとに計算した額の合計額）は、当該被災共用土地の全部又は一部が所在する区（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該被災共用土地の全部又は一部が所在する区又は総合区）の区域内において、当該被災共用土地に係る令和八年度の固定資産税の課税標準の基礎となる価格（当該被災共用土地に係る令和八年度の固定資産税の課税標準の特例措置が講じられている場合には、当該特例措置が講じられていないものとした場合における当該価格）に、次のイからハまでに掲げる被災共用土地の区分に応じ、当該イからハまでに定める割合を乗じて得た額とする。	
イ　次に掲げる被災共用土地納税義務者の有する被災共用土地　次に掲げる被災共用土地納税義務者の有する被災共用土地に係る令和八年度の固定資産税の課税標準となるべき額は、当該被災共用土地に係る令和八年度の固定資産税の課税標準の基礎となる価格に、次の算式により計算した割合を乗じて得た額とする。	
(1)　有平て係に土度持方同るそ係地に特分メじ共のるの係例掲をルし割地に相持合合の係地に相分を面る続有を超を合の係続相分を面る対一つ有者共面る対有トの持が有積賦人期で令和八年度又は令和九年度に土地に係る令和八年分の固定資産税の課税標準の基礎となる価格に、次の算式により計算した割合を乗じて得た額とする。	イ　（１／Ａ）×｛Ｂ×（（Ｃ＋（200平方メートル×Ｄ－Ｅ×Ｆ）×（（Ｅ×Ｇ－Ｃ）／（Ｅ×Ｈ－200平方メートル×Ｉ）））／Ｊ）＋Ｋ×（（Ｅ×Ｇ－Ｃ－（200平方メートル×Ｄ－Ｅ×Ｆ）×（（Ｅ×Ｇ－Ｃ）／（Ｅ×Ｈ－200平方メートル×Ｉ）））／Ｌ）｝×（１／Ｇ） ロ　（１／Ａ）×（（Ｂ×Ｅ）／Ｊ） Ｊ＜Ｅ×（Ｆ＋Ｈ）である場合にはイの算式を用い、Ｊ≧Ｅ×（Ｆ＋Ｈ）である場合にはロの算式を用いる。 （算式の符号） Ａ　当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 Ｂ　当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 Ｃ　当該被災共用土地の面積 Ｄ　当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積
(2)　有平て係に土度持方同るそ係地に特分メじ共のるの係例掲をルし割地に相持合合の係地に相分を面る続有を超を合の係続相分を面る対一つ有者共面る対有トの持が有積賦人期で令和八年度又は令和九年度に土地に係る令和八年分の固定資産税の課税標準の基礎となる価格に、次の算式により計算した割合を乗じて得た額とする。	イ　（１／Ａ）×｛Ｂ×（（Ｃ＋（200平方メートル×Ｄ－Ｅ×Ｆ）×（（Ｅ×Ｇ－Ｃ）／（Ｅ×Ｈ－200平方メートル×Ｉ）））／Ｊ）＋Ｋ×（（Ｅ×Ｇ－Ｃ－（200平方メートル×Ｄ－Ｅ×Ｆ）×（（Ｅ×Ｇ－Ｃ）／（Ｅ×Ｈ－200平方メートル×Ｉ）））／Ｌ）｝×（１／Ｇ） ロ　（１／Ａ）×（（Ｂ×Ｅ）／Ｊ） Ｊ＜Ｅ×（Ｆ＋Ｈ）である場合にはイの算式を用い、Ｊ≧Ｅ×（Ｆ＋Ｈ）である場合にはロの算式を用いる。 （算式の符号） Ａ　当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 Ｂ　当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 Ｃ　200平方メートル（前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（Ｄにおいて「専有部分の従前所有者」という。）が所有していた専有部分が２以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数（Ｄ及びＩにおいて「専有部分の住居数」という。）を乗じて得た面積とする。） Ｄ　各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数（２以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの Ｅ　当該被災共用土地の面積 Ｆ　前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和８年度又は令和９年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの Ｇ　この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和８年度又は令和９年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合 Ｈ　この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和８年度又は令和９年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの Ｉ　この号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（以下このＩにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（２以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの Ｊ　当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積 Ｋ　当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 Ｌ　当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積
(3)　有平て係に土度持方同るそ係地に特分メじ共のるの係例掲をルし割地に相持合合の係地に相分を面る続有を超を合の係続相分を面る対一つ有者共面る対有トの持が有積賦人期で令和八年度又は令和九年度に土地に係る令和八年分の固定資産税の課税標準の基礎となる価格に、次の算式により計算した割合を乗じて得た額とする。	イ　（１／Ａ）×｛Ｂ×（（Ｃ＋（200平方メートル×Ｄ－Ｅ×Ｆ）×（（Ｅ×Ｇ－Ｃ）／（Ｅ×Ｈ－200平方メートル×Ｉ）））／Ｊ）＋Ｋ×（（Ｅ×Ｇ－Ｃ－（200平方メートル×Ｄ－Ｅ×Ｆ）×（（Ｅ×Ｇ－Ｃ）／（Ｅ×Ｈ－200平方メートル×Ｉ）））／Ｌ）｝×（１／Ｇ） ロ　（１／Ａ）×（（Ｂ×Ｅ）／Ｊ） Ｊ＜Ｅ×（Ｆ＋Ｈ）である場合にはイの算式を用い、Ｊ≧Ｅ×（Ｆ＋Ｈ）である場合にはロの算式を用いる。 （算式の符号） Ａ　当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 Ｂ　当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 Ｃ　当該被災共用土地の面積 Ｄ　当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積
ロ　有平て係に土度持方同るそ係地に特分メじ共のるの係例掲をルし割地に相持合合の係地に相分を面る続有を超を合の係続相分を面る対一つ有者共面る対有トの持が有積賦人期で令和八年度又は令和九年度に土地に係る令和八年分の固定資産税の課税標準の基礎となる価格に、次の算式により計算した割合を乗じて得た額とする。	イ　（１／Ａ）×｛Ｂ×（（Ｃ＋（200平方メートル×Ｄ－Ｅ×Ｆ）×（（Ｅ×Ｇ－Ｃ）／（Ｅ×Ｈ－200平方メートル×Ｉ）））／Ｊ）＋Ｋ×（（Ｅ×Ｇ－Ｃ－（200平方メートル×Ｄ－Ｅ×Ｆ）×（（Ｅ×Ｇ－Ｃ）／（Ｅ×Ｈ－200平方メートル×Ｉ）））／Ｌ）｝×（１／Ｇ） ロ　（１／Ａ）×（（Ｂ×Ｅ）／Ｊ） Ｊ＜Ｅ×（Ｆ＋Ｈ）である場合にはイの算式を用い、Ｊ≧Ｅ×（Ｆ＋Ｈ）である場合にはロの算式を用いる。 （算式の符号） Ａ　当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 Ｂ　当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 Ｃ　当該被災共用土地の面積 Ｄ　当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

三　次に掲げる被災共用土地納税義務者	（A－（B＋C））／（A×D）
イ　令和五年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有していた者	（算式の符号） A　当該被災共用土地に係る固定資産税の額
ロ　令和六年一月一日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）	B　第１号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの C　前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの D　この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和８年度又は令和９年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの

6　被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で令和五年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を令和五年十二月三十一日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとする。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日における被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$

（算式の符号）

α　前項の表の第１号又は第２号に定める算式により計算した数値

β　前項の表の第３号に定める算式により計算した数値

K　居住割合

7　第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が令和六年一月一日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以下この項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合には、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもつて同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、第五項の規定を適用する。

8　前三項の規定は、被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合における法附則第十六条の三第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は算式に読み替えるものとする。

第五項の表の第一号	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積
	（1／A）×（（B×C）／D）	（1／A）×（（（B×E）／D）＋F×（（C－E）／G））
	D　当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積	D　当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積 E　当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積 F　当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 G　当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積

第五項の表の第二号	当該被災共用土地の面積	（1／A）×｛B×((C＋(200平方メートル×D－E×F)×((E×G－C)／(E×H－200平方メートル×I)))／J)＋K×((E×G－C－(200平方メートル×D－E×F)×((E×H－200平方メートル×I)))／(E×H－200平方メートル×I)))／G)｝×（1／G）
	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積	（1／A）×｛B×((C＋(200平方メートル×D－M×F)×((M×G－C)／(M×H－200平方メートル×I)))／J)＋K×((M×G－C－(200平方メートル×D－M×F)×((M×G－C)／(M×H－200平方メートル×I)))／L)｝×（1／G）＋N×((E－M)／O)｝
第六項	当該被災共用土地の面積	（1／A）×((B×E)／J)
	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積	E×（F＋H）
	L　当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積	M×（F＋H）
	M　当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積	（1／A）×((B×M)／J)＋N×((E－M)／O))
	N　当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額	L　当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積
	O　当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積

9　法附則第十六条の三第八項の規定の適用がある場合における第四項から前項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項各号列記以外の部分	附則第十六条の三第三項	附則第十六条の三第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項
第四項第一号	附則第十六条の三第三項	附則第十六条の三第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項
	被災共用土地	特定仮換地等
	同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）	同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により読み替えて適用される同条第一項

第四項第二号	被災共用土地	特定仮換地等
	附則第十六条の三第一項	附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項
第五項の表以外の部分	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	附則第十六条の三第三項	附則第十六条の三第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項
	同項の	同条第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項の
	被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合
	被災共用土地に係る次の	特定仮換地等に係る次の
第五項の表の第一号	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る特定共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る特定共有持分
	被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
第五項の表の第二号	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者

	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合
	被災共用土地に係る一般住宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅用地
第五項の表の第三号	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
	被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
第六項	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る特例適用共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る特例適用共有持分
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合
第七項	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
前項の表の第五項の表以外の部分	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合
前項の表の第五項の表の第一号の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地
前項の表の第五項の表の第二号の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る一般住宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅用地
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地
前項の表の第六項の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋

附則第八条の三の四の見出し中「メタノール」を「可燃性天然ガス」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「第十五条の九第一項に規定する」及び「（第四項及び附則第八条の三の五において「自動車検査証」という。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を附則第八条の三の三とする。

法附則第三十条第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる軽自動車で当該軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（次項、第五項及び次条において「自動車検査証」という。）において燃料が可燃性天然ガスである旨が明らかにされているもの（可燃性天然ガス以外の燃料を用いる旨が併せて明らかにされているものを除く。）とする。

附則第八条の三の五第五項中「前二項」を「前項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「要件に該当する」の下に「同項に規定する」を加え、同項第二号中「第十五条の九第五項第二号に規定する令和十二年度燃費基準達成レベル（次項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）」を「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（次号及び次条において「燃費評価実施要領」という。）第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」に改め、同項第三号中「第十五条の九第五項第三号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル（次項第三号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）」を「燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「道路運送車両の保安基準の細目を定める

告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条において「旧細目告示」という。）を「旧細目告示」に、「低排出ガス車認定」を「低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（第七項第一号及び次条において「低排出ガス車認定」という。）」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の三項を加える。

4　法附則第三十条第三項に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

5　法附則第三十条第三項に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

6　法附則第三十条第三項に規定するエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める同法第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率とする。

一　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第一号に掲げる乗用自動車　乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車　貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

附則第八条の三の五第一項の次に次の一項を加え、同条を附則第八条の三の四とする。

2　法附則第三十条第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示による改正前の細目告示（次項、第五項及び第七項第一号ロにおいて「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（第五項において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準とする。

附則第十三条の三第二項第一号ロ中「第二十条の二第二十二項」を「第二十条の二第二十項」に、「同条第二十四項若しくは第二十五項」を「同条第二十二項若しくは第二十三項」に、「同条第二十三項又は第二十四項」を「同条第二十一項又は第二十二項」に改め、同条第三項及び第四項中「第二十条の二第二十三項又は第二十四項」を「第二十条の二第二十一項又は第二十二項」に改め、同条第五項の表第二項の項及び第三項の項中「附則第三十四条の二第五項」を「附則第三十四条の二第六項」に改め、同条第八項中「附則第三十四条の二第七項」を「附則第三十四条の二第九項」に改め、同条第九項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第十項第二号中「附則第三十四条の二第九項」を「附則第三十四条の二第十一項」に改め、同条第十一項中「第五項」を「第六項」に、「第二十条の二第二十五項」を「第二十条の二第二十三項」に、「附則第三十四条の二第九項」を「附則第三十四条の二第十一項」に改め、同条第十二項中「附則第三十四条の二第十項」を「附則第三十四条の二第十二項」に改め、同項第一号中「第五項」を「第六項」に改める。

附則第十三条の四第三項中「附則第三十四条の二第五項」を「附則第三十四条の二第六項」に改める。

附則第二十二条の二第五項中「附則第三十四条の二第五項」を「附則第三十四条の二第六項」に改める。

附則第二十二条の三の見出し及び同条中「附則第三十一条第七項」を「附則第三十一条第六項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「附則第五十一条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合　次」を「附則第五十一条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする場合　次」に改め、同号イ中「附則第五十一条第四項」を「附則第五十一条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第四項又は第五項」を「同条第三項又は第四項」に改め、同号ロ中「附則第五十一条第四項」を「附則第五十一条第三項」に改め、同号ハ中「附則第三十一条第三項第二号」を「附則第三十一条第四項第二号」に、「同条第五項第二号」を「同条第四項第二号」に、「附則第五十一条第四項又は第五項」を「附則第五十一条第三項又は第四項」に改め、同号ニ中「附則第三十一条第五項第三号」を「附則第三十一条第四項第三号」に、「附則第三十一条第四項」を「附則第三十一条第五項第一号」を「附則第三十一条第四項第一号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「附則第五十一条第六項の規定の適用を受けようとする場合　次」を「附則第五十一条第五項の規定の適用を受けようとする場合　次」に改め、同号イ及びロ中「附則第五十一条第六項」を「附則第五十一条第五項」に改め、同号ハ中「附則第三十一条第六項第一号」を「附則第三十一条第五項第一号」に、「附則第五十一条第六項」を「附則第五十一条第五項」に改め、同号ニ中「附則第三十一条第六項第二号」を「附則第五十一条第五項第二号」に、「附則第五十一条第六項」を「附則第五十一条第五項」に改め、同号を同条第三号とする。

附則第二十三条を削る。

附則第二十三条の二の見出し中「附則第三十二条の二」を「附則第三十二条第二項」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第三十二条の二第二項」を「附則第三十二条第二項」に改め、同項第一号イ中「対象区域内用途廃止等自動車等の所有者」を「法附則第五十四条第一項に規定する政令で定める自動車（以下この条において「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の所有者」に改め、「又は第四百四十四条第一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「、個人番号又は法人番号」を「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下イにおいて同じ。）又は法人番号（同条第十六項に規定する法人番号をいう。以下イにおいて同じ。）」に、「当該対象区域内用途廃止等自動車等」を「当該対象区域内用途廃止等自動車」に改め、同号ロ及びハ中「当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十四条第七項」を「対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十四条第一項」に改め、同号ニ中「当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号」を「対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十四条第一項第二号」に、「自動車等に」を「自動車に」に改め、同号ホ中「当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号」を「対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十四条第一項第三号」に、「自動車等に」を「自動車に」に改め、同号ヘ中「当該対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内用途廃止等自動車」に、「法附則第五十三条の二第二項第二号イ若しくは第三号イ」を「使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十一項」に改め、「引取業者」の下に「（第三号及び第四号において「引取業者」という。）」を加え、同号ト中「法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内自動車（法附則第五十四条第一項に規定す

る自動車等持出困難区域内の自動車をいう。以下ト及び次号において同じ。）が対象区域内用途廃止等自動車」に、「当該対象区域内自動車」を「当該対象区域内自動車等」に改め、同項第二号中「当該対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車」に改め、同項第三号中「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号」を「対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十四条第一項第二号」に、「自動車等に」を「自動車に」に、「当該自動車等」を「当該自動車」に改め、「同号イに規定する」を削り、同項第四号中「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号」を「対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十四条第一項第三号」に、「自動車等に」を「自動車に」に、「当該自動車」に改め、「同号イに規定する」を削り、同項を附則第二十三条とする。

附則第二十四条第一項第一号中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第十一項中「附則第三十三条第二十五項」を「附則第三十三条第二十二項」に、「同条第二十三項第一号」を「同条第二十項第一号」に、「同条第二十四項第二号」を「同条第二十一項第二号」に改め、同条第十二項中「附則第三十三条第二十九項」を「附則第三十三条第二十六項」に改め、同項第二号中「又は第十二項の規定の適用を受けようとする場合」を「の規定の適用を受けようとする場合」に改め、同号イ中「又は政令附則第三十三条第十七項第一号に規定する被災償却資産（以下この号において「被災償却資産」という。）」、「又は被災償却資産」、「又は第十二項」及び「又は償却資産」を削り、「代替家屋等」を「代替家屋」に改め、同号ロ中「又は被災償却資産」を削り、「代替家屋等」を「代替家屋」に改め、同号ハ中「又は同条第十七項第二号から第四号までに掲げる者」、「又は第十二項」、「又は同条第十七項第三号若しくは第四号」及び「、同条第十七項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書」を削り、同項第三号中「附則第五十六条第十三項の規定の適用を受けようとする場合　次」を「附則第五十六条第十二項の規定の適用を受けようとする場合　次」に改め、同号イ中「附則第五十六条第十三項」を「附則第五十六条第十二項」に改め、同号ハ中「附則第三十三条第二十項第二号」を「附則第三十三条第十七項第一号」に改め、同号ニ中「附則第三十三条第二十項第二号」を「附則第三十三条第十七項第二号」に、「附則第五十六条第十三項」を「附則第五十六条第十二項」に改め、同号ホ中「附則第五十六条第十四項第三号」に、「附則第五十六条第十三項」を「附則第五十六条第十二項」に、「附則第三十三条第二十項第一号」を「附則第三十三条第十七項第一号」に改め、同項第四号中「附則第五十六条第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする場合　次」を「附則第五十六条第十三項又は第十四項の規定の適用を受けようとする場合　次」に改め、同号イ中「附則第五十六条第十五項」を「附則第五十六条第十四項」に、「附則第五十六条第十四項又は第十五項」を「附則第五十六条第十三項又は第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改め、同号ハ中「附則第三十三条第二十項第二号」を「附則第三十三条第二十項第一号」に、「同条第二十六項第二号」を「同条第二十五項第二号」に、「附則第五十六条第十四項又は第十五項」を「附則第五十六条第十三項又は第十四項」に、「同条第二十六項第三号」を「同条第二十五項第三号」に改める。

附則第二十五条を次のように改める。

第二十五条　削除

附則第二十六条の見出し中「附則第三十五条第九項」を「附則第三十五条第四項」に改め、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「対象区域内軽自動車等（法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等（二輪のものを除く。）を「対象区域内軽自動車（法附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域（次項及び第三項において「自動車等持出困難区域」という。）内の三輪以上の軽自動車をいう。以下この項」を「買主。第一号イ」に、「当該対象区域内軽自動車等」を「当該対象区域内軽自動車」に、「附則第三十五条第十項」を「附則第三十五条第四項」に改め、同項第一号イ中「対象区域内用途廃止等自動車等（三輪以上の軽自動車に限る。以下この項において同じ。）を「法附則第五十八条第一項に規定する政令で定める三輪以上の軽自動車（以下この項において「対象区域内用途廃止等軽自動車」という。）に、「個人番号又は法人番号」を「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下イ、次項第一号イ及び第三項第一号イにおいて同じ。）又は法人番号（同条第十六項に規定する法人番号をいう。以下イ、次項第一号イ及び第三項第一号イにおいて同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地。次項第一号イ及び第三項第一号イにおいて同じ。）」に、「当該対象区域内用途廃止等自動車等」を「当該対象区域内用途廃止等軽自動車」に改め、同号ロ中「当該対象区域内用途廃止等軽自動車の法附則第五十八条第一項」に改め、同号ハ中「当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号」を「対象区域内用途廃止等軽自動車が法附則第五十八条第一項第二号」に、「自動車等に」を「軽自動車に」に改め、同号ニ中「当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号」を「対象区域内用途廃止等軽自動車が法附則第五十八条第一項第三号」に、「自動車等に」を「軽自動車に」に改め、同号ホ中「当該対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内用途廃止等軽自動車」に、「法附則第五十七条第二項第二号イ若しくは第三号イ」を「使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第十一項」に改め、「引取業者」の下に「（第三号及び第四号において「引取業者」という。）」を加え、同号ヘ中「法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内軽自動車が対象区域内用途廃止等軽自動車」に、「当該対象区域内自動車等」を「当該対象区域内軽自動車」に改め、同項第二号中「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第一号」を「対象区域内用途廃止等軽自動車が法附則第五十八条第一項第一号」に、「自動車等で」を「軽自動車で」に、「用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書」を「道路運送車両法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（次号において「軽自動車検査記録事項等証明書」という。）であつて用途を廃止した軽自動車が対象区域内用途廃止等軽自動車に該当することとなつたことを証するもの（次号及び第四号において「用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書」という。）」に改め、同項第三号中「対象区域内用途廃止等軽自動車が法附則第五十八条第一項第二号」に、「自動車等に」を「軽自動車に」に、「当該自動車等」を「当該軽自動車」に改め、「同号イに規定する」及び「（以下この号において「引取業者」という。）」を削り、「解体軽自動車検査記録事項等証明書」を「軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した軽自動車が対象区域内用途廃止等軽自動車に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び次号において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）」に、「当該自動車を」を「当該軽自動車を」に改め、同項第四号中「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号」を「対象区域内用途廃止等軽自動車が法附則第五十八条第一項第三号」に、「自動車等に」を「軽自動車に」に、「当該自動車等」を「当該軽自動車」に改め、「同項第三号イに規定する」を削り、同項を同条第一項とし、同条第八項中「対象区域内軽自動車等のうち」を「対象区域内二輪自動車等（自動車等持出困難区域内の」に改め、「をいう」の下に「。以下この項各号において同じ。）をいう」を加え、「買主。以下この項」を「買主。

第一号イ」に、「当該対象区域内軽自動車等」を「当該対象区域内二輪自動車等」に、「附則第三十五条第十項」を「附則第三十五条第四項」に改め、同項第一号イ中「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」を「法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める二輪自動車等（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）」に、「軽自動車（二輪のものに限る。）」を「二輪の軽自動車」に改め、同号ロ中「当該」を削り、「附則第五十八条第十三項」を「附則第五十八条第二項」に改め、同号ハ中「当該」を削り、「附則第五十八条第六項第二号」を「附則第五十八条第二項第二号」に改め、同号ニ中「当該」を削り、「附則第五十八条第六項第三号」を「附則第五十八条第二項第三号」に改め、同号ホ中「当該」を削り、「又は」を「、又は」に改め、同号ヘ中「法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等」を「対象区域内二輪自動車等」に改め、同項第二号中「当該二輪自動車等が」を「対象区域内二輪自動車等が」に、「軽自動車（二輪のものに限る。）」を「二輪の軽自動車」に改め、同号イ中「附則第五十八条第六項第一号」を「附則第五十八条第二項第一号」に、「以下この号」を「ロ⑴及びハ⑴」に改め、同号ロ及びハを次のように改める。

ロ　対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第二項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

⑴　当該二輪自動車等の用途を廃止した場合　誓約書

⑵　当該二輪自動車等を解体した場合　当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ　対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第二項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

⑴　当該二輪自動車等の用途を廃止した場合　誓約書及び法附則第五十八条第二項第三号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村の長が適当と認める書類。⑵において「持出日証明書類」という。）

⑵　当該二輪自動車等を解体した場合　当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

附則第二十六条第八項第三号中「当該二輪自動車等が」を「対象区域内二輪自動車等が」に改め、同号イ中「附則第五十八条第六項第一号」を「附則第五十八条第二項第一号」に、「用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書」を「道路運送車両法第七十二条の三に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（ロ⑵において「二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）であつて用途を廃止した二輪の小型自動車が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証するもの（ロ⑴及びハ⑴において「用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）」に改め、同号ロ及びハを次のように改め、同項を同条第二項とする。

ロ　対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第二項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

⑴　当該二輪自動車等の用途を廃止した場合　用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書

⑵　当該二輪自動車等を解体した場合　二輪自動車検査記録事項等証明書であつて解体した二輪の小型自動車が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証するもの（ハ⑵において「解体二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ　対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第二項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

⑴　当該二輪自動車等の用途を廃止した場合　用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書及び法附則第五十八条第二項第三号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村の長が適当と認める書類。⑵において「持出日証明書類」という。）

⑵　当該二輪自動車等を解体した場合　解体二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

附則第二十六条第九項中「対象区域内軽自動車等のうち小型特殊自動車」を「対象区域内小型特殊自動車（自動車等持出困難区域内の小型特殊自動車をいう。以下この項において同じ。）」に、「買主。以下この項」を「買主。第一号イ」に、「当該対象区域内軽自動車等」を「当該対象区域内小型特殊自動車」に、「附則第三十五条第十項」を「附則第三十五条第四項」に改め、同項第一号イ中「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」を「法附則第五十八条第三項に規定する政令で定める小型特殊自動車（以下この項において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。）」に改め、同号ロ中「当該」を削り、「附則第五十八条第十三項」を「附則第五十八条第三項」に改め、同号ハ中「当該」を削り、「附則第五十八条第八項第二号」を「附則第五十八条第三項第二号」に改め、同号ニ中「当該」を削り、「附則第五十八条第八項第三号」を「附則第五十八条第三項第三号」に改め、同号ホ中「当該」を削り、同号ヘ中「法附則第五十八条第十三項に規定する」を削り、同項第二号中「附則第五十八条第八項第一号」を「附則第五十八条第三項第一号」に、「以下この項」を「次号及び第四号」に改め、同項第三号中「附則第五十八条第八項第二号」を「附則第五十八条第三項第二号」に改め、同項第四号中「附則第五十八条第八項第三号」を「附則第五十八条第三項第三号」に改め、同項を同条第三項とする。

第一号の三様式を次のように改める。

［第一号の三様式　挿入］

第三号様式別表裏面を次のように改める。

［第三号様式別表裏面　挿入］

第六号様式別表四の四を次のように改める。

［第六号様式別表四の四　挿入］

第十六号の十様式中「円×ⓘ」を「15.0円×ⓘ」に改める。

第十六号の十二様式中「円　×ⓐ」を「15.0円　×ⓐ」に改める。

第十六号の十四様式中「税率」を「15.0円」に改める。

第十六号の十六の三様式中「附則第四条の八の二」を「附則第四条の九」に、同様式の表中「第12条の２の７の２第３項」を「第12条の２の８第３項」に、「第12条の２の７の２第４項」を「第12条の２の８第４項」に改め、同様式記載要領中「附則第12条の２の７の２第３項又は第４項」を「附則第12条の２の８第３項又は第４項」に、「附則第12条の２の７の２第４項」を「附則第12条の２の８第４項」に改める。

第十六号の三十の三様式中「附則第四条の八の二」を「附則第四条の九」に、「附則第12条の２の７の２第１項」を「附則第12条の２の８第１項」に、「附則第４条の８の２第８項」を「附則第４条の９第８項」に改める。

第十六号の四十三様式を次のように改める。

［第十六号の四十三様式　挿入］

第十七号の二様式別表を次のように改める。

［第十七号の二様式別表　挿入］

第二十四号様式を次のように改める。

［第二十四号様式　挿入］

第二十五号様式を次のように改める。

［第二十五号様式　挿入］

第二十五号の二様式を次のように改める。

［第二十五号の二様式　挿入］

第二十六号様式を次のように改める。

［第二十六号様式　挿入］

第二十七号様式を次のように改める。

第二十七号様式　削除

第二十八号様式を次のように改める。

［第二十八号様式　挿入］

第二十九号様式を次のように改める。

第二十九号様式　削除

第三十三号の四様式を次のように改める。

［第三十三号の四様式　挿入］

第三十三号の四の二様式を削る。

第三十三号の五様式及び第三十四号様式中「(種別割)」を削る。

（地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部改正）

第二条　地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

（自動車取得税に関する経過措置）

第三条　令和八年度以後の各年度において、都道府県が地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項、次項及び次条において「改正法」という。）附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税について地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号。以下この条において「改正令」という。）附則第七条第五項本文の規定により市町村（特別区を含む。以下この項、次項及び第五項において同じ。）に交付すべき額（以下この条において「交付額」という。）を交付した後又は改正令附則第七条第六項第一号の規定により市町村に返還すべき額（以下この条において「返還額」という。）を通知した後において、交付額又は返還額の算定に錯誤があったため、交付額又は返還額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の地方税法施行規則（次項において「旧規則」という。）第八条の二十七の規定は適用せず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　交付額を増加し、又は返還額を減少する必要が生じた場合　当該錯誤に係る額（第三項及び第五項において「過少交付額」という。）を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度における当該市町村に係る交付額から減額し、又は返還額に加算するものとする。

二　交付額を減少し、又は返還額を増加する必要が生じた場合　当該錯誤に係る額（第四項及び第五項において「過大交付額」という。）を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度における当該市町村に係る交付額から減額し、又は返還額に加算するものとする。

2　前項の場合において、当該市町村に係る市町村道（改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百四十三条第一項に規定する市町村道をいう。以下この項において同じ。）の延長又は面積（改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた旧規則第八条の二十三の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。）に錯誤があったことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率（当該率が零を下回るときは当該下回る率とし、小数点以下三位未満の端数があるときはこれを四捨五入する。）を錯誤があった年度において当該市町村に交付し、又は通知した額に乗じて得た額とする。

［算式　挿入］

3　第一項第一号の規定により過少交付額を返還額から減額する場合において、当該減額した額が零を下回るときは、当該市町村に対しては、改正令附則第七条第六項の規定にかかわらず、当該下回る額を交付額とみなして、同条第五項本文の規定を適用する。

4　第一項第二号の規定により過大交付額を交付額から減額する場合において、当該減額した額が零を下回るときは、当該市町村に対しては、改正令附則第七条第五項本文の規定にかかわらず、当該下回る額を返還額とみなして、同条第六項の規定を適用する。

5　第一項の場合においては、同項各号に規定する錯誤を発見した年度又はその翌年度における各市町村に係る交付額又は返還額は、当該年度における改正令附則第七条第五項の規定を適用して計算した同項に規定する算定額（以下この項において「算定額」という。）から過少交付額を減額し、及びこれに過大交付額を加算して得た額を当該年度における算定額として、同条第五項又は第六項第一号の規定により計算するものとする。

6　第二項の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもって、当該錯誤に係る額とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法施行規則第一条の十五の次に一条を加える改正規定、同令第一条の十六（見出しを含む。）の改正規定（同条第三項中「この項」の下に「又は次項」を加え、「及び法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等」を「並びに法第三十七条の二第五項及び第三百十四条の七第五項の規定による指定の取消し（以下この項及び次項において「指定の取消し」という。）を受けた都道府県等（当該指定の取消しの日から起算して当該指定の取消しに係る法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により総務大臣が定める期間（次項において「特定期間」という。）を経過しないものに限る。）」に改める部分及び同条第四項中「法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された」を「指定の取消しを受けた」に、「この項」を「前項又はこの項」に、「取消し」を「指定の取消し」に、「二年」を「当該指定の取消しに係る特定期間」に改める部分を除く。）、同令第一条の十七（見出しを含む。）の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定　令和八年十月一日

二　第一条中地方税法施行規則第二条の三第二項第九号、第二条の三の五から第二条の三の七まで及び第十七号の二様式別表の改正規定並びに次条第四項の規定　令和九年一月一日
三　第一条中地方税法施行規則第二十四条の四十第一項及び第二項の改正規定　令和九年五月一日
四　第一条中地方税法施行規則附則第三条の二の二第五項の改正規定　令和九年九月一日
五　第一条中地方税法施行規則附則第十三条の三の改正規定（同条第二項から第四項までに係る部分及び同条第十一項中「租税特別措置法施行令第二十条の二第二十五項」を「租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項」に改める部分を除く。）並びに同令附則第十三条の四第三項及び第二十二条の二第五項の改正規定　令和十年一月一日
六　第一条中地方税法施行規則第二十四条の四十五の次に二条を加える改正規定　令和十年四月一日
七　第一条中地方税法施行規則第二十四条の六の二の改正規定　電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日
八　第一条中地方税法施行規則第三条の二の二第一項、第四条の三の二第一項及び第十条の二の七第一項の改正規定　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条　前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に開始する地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号。附則第四条並びに第五条第七項及び第八項において「改正法」という。）第一条による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する指定対象期間に係るこれらの規定による指定を受けようとする第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下この条、次条及び附則第五条において「新規則」という。）第一条の十五の二に規定する都道府県等は、同日前においても、同条、新規則第一条の十六第一項、第一条の十七及び第一条の十七の二の規定の例により、新規則第一条の十五の二に規定する申出書等を提出するものとする。

2　新規則第一号の三様式及び第三号様式別表裏面は、令和八年度分以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

3　市町村は、前項の規定にかかわらず、令和八年度分の個人の道府県民税及び市町村民税については、第一条の規定による改正前の地方税法施行規則（次条第四項、附則第四条から第六条までにおいて「旧規則」という。）第一号の三様式及び第三号様式別表裏面によることができる。

4　新規則第十七号の二様式別表は、令和九年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第三条　新規則第十六号の十様式は、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に地方税法（以下この条から附則第五条までにおいて「法」という。）第百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税に係る法第百四十四条の十四第二項の納入申告書について適用し、施行日前に法第百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税に係る法第百四十四条の十四第二項の納入申告書については、なお従前の例による。

2　新規則第十六号の十二様式は、施行日以後に法第百四十四条の二第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは法第百四十四条の三第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が法第百四十四条の二第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税に係る法第百四十四条の十八第二項の申告書については、なお従前の例による。

3　新規則第十六号の十四様式は、施行日以後に法第百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税に係る法第百四十四条の三十第一項の申請に用いる申請書について適用し、施行日前に法第百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税に係る法第百四十四条の三十第一項の規定の申請に用いる申請書については、なお従前の例による。

4　この省令の施行の際現にある旧規則第十六号の十様式、第十六号の十二様式、第十六号の十四様式、第十六号の十六の三様式又は第十六号の三十の三様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれ新規則第十六号の十様式、第十六号の十二様式、第十六号の十四様式、第十六号の十六の三様式又は第十六号の三十の三様式によるものとみなす。

5　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（自動車税に関する経過措置）

第四条　令和八年度以後の各年度において、都道府県が改正法附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる自動車税の環境性能割について地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号。以下この条において「改正令」という。）附則第四条第一項本文の規定により市町村（特別区を含む。以下この項、次項及び第五項において同じ。）に交付すべき額（以下この条において「交付額」という。）を交付した後又は改正令附則第四条第二項第一号の規定により市町村に返還すべき額（以下この条において「返還額」という。）を通知した後において、交付額又は返還額の算定に錯誤があったため、交付額又は返還額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、改正法附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧規則第九条の十五の規定は適用せず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　交付額を増加し、又は返還額を減少する必要が生じた場合　当該錯誤に係る額（第三項及び第五項において「過少交付額」という。）を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度における当該市町村に係る交付額に加算し、又は返還額から減額するものとする。

二　交付額を減少し、又は返還額を増加する必要が生じた場合　当該錯誤に係る額（第四項及び第五項において「過大交付額」という。）を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度における当該市町村に係る交付額から減額し、又は返還額に加算するものとする。

２　前項の場合において、当該市町村に係る市町村道（改正法第一条の規定による改正前の法第百七十七条の六第一項に規定する市町村道をいう。以下この項において同じ。）の延長又は面積（改正法附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧規則第九条の十一の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。）に錯誤があったことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率（当該率が零を下回るときは当該下回る率とし、小数点以下三位未満の端数があるときはこれを四捨五入する。）を錯誤があった年度において当該市町村に交付し、又は通知した額に乗じて得た額とする。

［算式・挿入］

３　第一項第一号の規定により過少交付額を返還額から減額する場合において、当該減額した額が零を下回るときは、当該市町村に対しては、改正令附則第四条第二項の規定にかかわらず、当該下回る額を交付額とみなして、同条第一項本文の規定を適用する。

４　第一項第二号の規定により過大交付額を交付額から減額する場合において、当該減額した額が零を下回るときは、当該市町村に対しては、改正令附則第四条第一項本文の規定にかかわらず、当該下回る額を返還額とみなして、同条第二項の規定を適用する。

５　第一項の場合においては、同項各号に規定する錯誤を発見した年度又はその翌年度における各市町村に係る交付額又は返還額は、当該年度における改正令附則第四条第一項の規定を適用して計算した同項に規定する算定額（以下この項において「算定額」という。）から過少交付額を減額し、及びこれに過大交付額を加算して得た額を当該年度における算定額として、同条第一項又は第二項第一号の規定により計算するものとする。

６　第二項の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもって、当該錯誤に係る額とする。

７　旧規則第十六号の四十三様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（固定資産税に関する経過措置）

第五条　別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　市町村は、法第三百四十一条第十号及び第十一号に規定する土地課税台帳及び土地補充課税台帳（法第三百八十一条第八項の規定によるみなす土地補充課税台帳を含む。）の様式については、新規則第二十四号様式にかかわらず、令和十三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

３　市町村は、法第三百四十一条第十二号及び第十三号に規定する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の様式については、新規則第二十五号様式にかかわらず、令和十三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

４　市町村は、法第三百六十四条第三項に規定する課税明細書の様式については、新規則第二十五号の二様式にかかわらず、令和十三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

５　法第三百四十一条第十四号に規定する償却資産課税台帳及び法第三百八十三条（法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定によって市町村長（同項において法第三百八十三条を準用する場合にあっては、道府県知事）に提出すべき償却資産に係る申告書の様式については、新規則第二十六号様式にかかわらず、令和十三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

６　市町村は、法第三百八十七条第一項の規定によって備えなければならないこととされる土地名寄帳及び家屋名寄帳の様式については、新規則第二十八号様式にかかわらず、令和十三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

７　地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）附則第六条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた同令第一条による改正前の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第八項に規定する車両に対して課する固定資産税については、旧規則附則第六条第二十四項の規定は、なおその効力を有する。

８　地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条による改正前の法附則第五十六条第十二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、旧規則附則第二十四条第十二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第六条　旧規則第三十三号の四の二様式、第三十三号の五様式又は第三十四号様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（地方自治法施行規則の一部改正）

第七条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し中「令和三年度から令和八年度までの間」を「令和八年度」に改め、同条中「令和三年度から令和八年度までの間」を「令和八年度」に、「４　地方特例交付金」を「５　地方特例交付金」に、「９　地方特例交付金」を「８　地方特例交付金」に改める。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の目の欄中「１　２　環境性能割　種別割」を「１　軽自動車税」に改め、同表市町村の目の欄中「１　２　環境性能割　種別割」を「１　軽自動車税」に改め、同表都道府県の欄中「２　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に、「１　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に、「２　利子割清算金」を「１　利子割清算金」に、「１　利子割清算金」を「１　利子割清算金」に、「３　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に改め、同表市町村の欄中「２　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に、「１　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に、「２　利子割清算金」を「１　利子割清算金」に、「１　利子割清算金」を「１　利子割清算金」に、「３　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に改め、同表都道府県の款の欄中「15　都（道府県）債」を「16　都（道府県）債」に改め、「３　地方譲与税」の款から「14　諸収入」の款までを１号ずつ繰り下げ、同表都道府県の欄中「２　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に、「１　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に、「２　利子割清算金」を「１　利子割清算金」に、「１　利子割清算金」を「１　利子割清算金」に、「３　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に改め、同表市町村の欄中「２　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に、「１　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に、「２　利子割清算金」を「１　利子割清算金」に、「１　利子割清算金」を「１　利子割清算金」に、「３　地方消費税清算金」を「１　地方消費税清算金」に改める。

8　環境性能割交付金	1　環境性能割交付金	1　環境性能割交付金	を
9　地方特例交付金	1　地方特例交付金	1　地方特例交付金	
8　地方特例交付金	1　地方特例交付金	1　地方特例交付金	に

改め、同表市町村の款の欄中「10　地方交付税」を「9　地方交付税」に改め、「11　交通安全対策特別交付金」の款から「21　市（町村）債」の款までを１号ずつ繰り上げ、同表の備考１中「４　地方特例交付金」を「５　地方特例交付金」を「５　地方特例交付金」を「６　地方特例交付金」に、「３　地方譲与税」を「４　地方譲与税」に、「４　市町村たばこ税都道府県交付金」を「５　市町村たばこ税都道府県交付金」に改め、同表の備考２中「９　地方特例交付金」を「13　地方特例交付金」を「８　地方特例交付金」を「12　地方特例交付金」に、

7　地方消費税交付金		
8　環境性能割交付金		

1　地方消費税交付金	1　地方消費税交付金	を　7　地方消費税交付金
1　環境性能割交付金	1　環境性能割交付金	

		10　環境性能割交付金
1　地方消費税交付金	1　地方消費税交付金	に、11　軽油引取税交付金

1　環境性能割交付金	1　環境性能割交付金	を　10　軽油引取税交付金
1　軽油引取税交付金	1　軽油引取税交付金 2　旧法による軽油引取税交付金	

1　軽油引取税交付金	1　軽油引取税交付金 2　旧法による軽油引取税交付金	に「12　国有提供施設等所在市町村助成交付金」を「11　国有提供施設等所在市町村助成交付金」に改める。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳出の表都道府県の項の欄及び目の欄中

		9　ゴ
		10　環
		11　利

ルフ場利用税交付金
境性能割交付金
子割精算金

1　ゴルフ場利用税交付金	を　10　ゴルフ場利用税交付金	1　ゴ
1　環境性能割交付金		
1　利子割精算金		

ルフ場利用税交付金　に改め、同表都道府県の項の欄中「８　地方消費税交付金」を「９　地方消費税交付金」に改め、「４　利子割交付金」の項から「７　法人事業税交付金」の項までを１号ずつ繰り下げ、同表都道府県の項の欄及び目の欄中

3　地方消費税清算金		1　地方消費

税清算金　を

3　利子割清算金	1　利子割清算金	に改める。
4　地方消費税清算金	1　地方消費税清算金	

別記歳入予算に係る節の区分の表節の欄中「及び項の区分を軽自動車税とし目の区分を環境性能割とするもの」を削り、同表款の区分の欄中「地方消費税清算金」を「地方消費税清算金
利子割清算金」に、「環境性能割交付金
地方特例交付金」を「地方特例交付金」に改める。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和七年総務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

地方税法施行規則第二十四条の四十の次に一条を加える改正規定中「の種別割」を削り、「第百七十七条の十一第二項」を「第百五十八条第二項」に、「第四百六十三条の十八第二項」を「第四百五十一条第二項」に改める。

〒

殿

あなたの市町村民税・道府県民税、森林環境税を本書のとおり決定しましたので通知します。

令和　年　月　日

市町村長
氏　　名

印

お問合せ先	

市町村民税・道府県民税・森林環境税　納税通知書　兼決定通知書

（単位：円）

▼賦課期日時点氏名・住所

通知書番号			
金融機関名			
（支店名）			
口座番号		振替方法	
（口座名義人）			

	年　税　額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

期　別							
納期限	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
▼一括で納めていただく場合							
＊一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。							

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

徴収月	年10月	年12月	年2月

▼昨年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）

徴収月	年4月	年6月	年8月
年金より特別徴収される額			

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）

徴収月	年4月	年6月	年8月
年金より特別徴収される額			

市町村民税・道府県民税・森林環境税課税明細書

（単位：円）

▼所得金額等

合計所得金額	
繰越損失額	
総所得金額等	

▼所得控除額

控除合計	

▼課税標準額

▼扶養親族・特親該当区分

控配	老配	特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	特親	未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生

▼本人該当区分

▼算出税額

	市町村民税	道府県民税
税額控除前所得割		
所得割額		
均等割額		
森林環境税額		
減免額・免除額		
年税額（住民税及び森林環境税の額）		
給与・公的年金等からの特別徴収税額		
差引普通徴収税額（本年度納めていただく額）		
控除不足額		
（うち還付額）		

注意　市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率等は裏面にあります。詳しくは裏面をよくお読みください。

備考　1　この通知書は、第1号の4様式による納付の告知以外の告知について使用すること。

2　市町村は、この通知書の裏面に、市町村民税、道府県民税及び森林環境税の賦課の根拠となった法律及び条例の規定、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法並びに特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額がある場合においては、その額は普通徴収の方法によって徴収されるものであることを記載すること。

3　「肉用牛の売却価額」の欄は、肉用牛の売却による事業所得がある場合において法附則第6条第2項又は第5項の規定の適用を受けるときの同条第2項第1号又は第5項第1号に規定する売却価額の合計額及び税額を記載すること。この場合において、「総所得金額」の欄は、同条第2項第2号又は第5項第2号に規定する事業所得の金額がないものとして計算した課税標準額及び税額を記載すること。

4　「支払者の法人番号」の欄には、公的年金の支払者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③

課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④

税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥

所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨

特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。

3　「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

・均等割

市町村民税　　円　　道府県民税　　円

・所得割（総合課税分）

市町村民税　　％　　道府県民税　　％

・森林環境税　　1,000円

◎所得控除

雑損控除	（実質損失額－総所得金額等の合計額×10％）又は（災害関連支出の金額－５万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の５％のいずれか低い金額）（限度額200万円） ※地方税法附則第４条の５の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－１万２千円（限度額８万８千円）

社会保険料控除等	支払金額	
	支払金額	控除額
生命保険料控除	12,000円以下のとき	全額
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2＋6,000円
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4＋14,000円
	56,000円超のとき	28,000円
旧生命保険料控除	15,000円以下のとき	全額
	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2＋7,500円
	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4＋17,500円
	70,000円超のとき	35,000円

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）

一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

地震保険料控除	支払金額	控除額
地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
	50,000円超のとき	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下のとき	全額
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2＋2,500円
	15,000円超のとき	10,000円

地震保険料、旧長期損害保険料の両方がある場合は、限度額は25,000円

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	86万円超100万円以下	3３万円	2２万円	11万円
	90万円超105万円以下	3３万円	2２万円	11万円
	95万円超110万円以下	3１万円	2１万円	11万円
	100万円超115万円以下	2６万円	1８万円	9万円
	105万円超120万円以下	2１万円	1４万円	7万円
	110万円超125万円以下	1６万円	1１万円	6万円
	115万円超130万円以下	1１万円	8万円	4万円
	120万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

障害者控除（特別障害者）（同居特別障害者）	２６万円 ３０万円 ５３万円
寡婦控除	２６万円
ひとり親控除	３０万円
勤労学生控除	２６万円

扶養控除	一般	３３万円
	老人	３８万円
	特定	４５万円
	同居老親等	４５万円
特定親族特別控除	所得金額	控除額
	86万円超90万円以下	４５万円
	90万円超95万円以下	４１万円
	95万円超100万円以下	３１万円
	100万円超105万円以下	２１万円
	105万円超110万円以下	１１万円
	110万円超115万円以下	６万円
	115万円超120万円以下	３万円

基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	４３万円
		2,400万円超2,450万円以下	２９万円
		2,450万円超2,500万円以下	１５万円

◎税額控除（調整控除）

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

合計課税所得金額が200万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額（５万円を下回る場合は５万円）の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類		金額			
				900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	
基礎控除	５万円	納税者本人の所得金額					
障害者控除	普通	１万円	配偶者控除	一般	５万円	４万円	２万円
	特別	１０万円		老人	１０万円	６万円	３万円
	同居特別	２２万円	扶養控除	一般	５万円	老人	１０万円
寡婦控除	１万円						
ひとり親控除	又	１万円		特定	１８万円	同居老親等	１３万円
	母	５万円					
勤労学生控除	１万円						

◎税額控除（配当控除）

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和12年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等（居住年が平成28年から令和７年までの場合には、当該課税総所得金額等に所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた額を加算した額）の100分の５に相当する金額を超える場合には、当該金額（97,500円を限度））に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和３年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和４年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の５」を「100分の７」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）

② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市町村民税	3/5	道府県民税	2/5

◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区分	市町村民税	道府県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30％を超える場合には当該30％に相当する金額）が２千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は４％、市町村民税は６％に相当する金額

1　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

2　住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

3　所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

4　特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、１のうち、特例控除の対象となる寄附金が２千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は５分の２、市町村民税は５分の３に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

備考　1　市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

2　受給者番号は、給与支払報告書（個人別明細書）に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。

3　市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。

4　差引納付額欄は、特別徴収税額⑨から既納付額⑫を差し引いた額から控除不足額⑩又は既充当・既委託納付額⑪のいずれか大きい方の額を差し引くこと。

5　変更前税額⑬欄は、税額を変更する前の既に通知した額を記載すること。

6　地方自治法第252条の19第１項の市にあっては、裏面中「２％」とあるのは「１％」と、「３％」とあるのは「４％」と、「1.6％」とあるのは「2.24％」と、「0.8％」とあるのは「1.12％」と、「0.4％」とあるのは「0.56％」と、「1.2％」とあるのは「0.56％」と、「0.6％」とあるのは「0.28％」と、「0.3％」とあるのは「0.14％」と、「0.2％」とあるのは「0.28％」と、「0.15％」とあるのは「0.07％」と、「 市町村民税　3/5　道府県民税　2/5 」とあるのは「 市町村民税　4/5　道府県民税　1/5 」と、「４％」とあるのは「２％」と、「６％」とあるのは「８％」と、「５分の２」とあるのは「５分の１」と、「５分の３」とあるのは「５分の４」とする。

当該法人との間に完全支配関係を有する特定法人等に関する明細書

法人名		法人番号													
		事業年度	令和		年		月		日から						
			令和		年		月		日まで						

１．当該法人の株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する他の法人の明細

一連番号	法人の名称	所在地	法人番号	資本金の額又は出資金の額	資本金の額及び資本剰余金の額の合算額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる普足法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度　令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる普足法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度　令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる普足法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度　令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる普足法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度　令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる普足法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度　令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる普足法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度　令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる普足法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度　令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる普足法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度　令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		（外国法人の所在地国　　）		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる普足法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度　令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで		外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額

２．１のうちいずれかの他の法人に対する剰余金の配当又は出資の払戻しがある場合の計算

一連番号	法人名	配当等の日	配当等の額
		令和　年　月　日 ①	兆 十億 百万 千 円
		令和　年　月　日 ②	
法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)の加算額　①+②			③
期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額　第6号様式の「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」			④
加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額　③+④			⑤

３．認定特別事業再編事業者による完全支配関係を有する法人である場合の明細

認定特別事業再編事業者		取得等の日	取得等の日以後五年を経過する日
一連番号	法人名		
		令和　年　月　日	令和　年　月　日

153　令和8年3月31日　火曜日　官　報　（号外特第15号）

第十六号の四十三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第九条の二関係）

自動車税申告書（報告書）

知事殿

次のとおり申告（報告）します。　令和　年　月　日

申告区分：1．新規登録（新車）　2．新規登録（中古車）　3．移転登録　4．転入　5．転出　6．抹消登録　7．変更（使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途）　8．その他（　）

取得原因：1．売買　2．相続　3．贈与　4．所有権留保解除　5．その他（　）

課税区分：1．課税　2．非課税　3．課税免除　4．減免（障害者・その他）　7．その他（　）

登録番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号
		（右詰で記入）		（右詰で記入）

旧登録番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号

登録年月日	初度登録年月
年号　3．昭和　4．平成　5．令和　年　月　日	年号　3．昭和　4．平成　5．令和　年　月

納税（報告）義務者

住所又は所在地：〒　－　（都道府県、市町村名、番地まで記入）
（ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入）

（フリガナ）
氏名又は名称：

生年月日：年号（1．明治　2．大正　3．昭和　4．平成　5．令和）　年　月　日

電話番号：（左詰で記入）

所有者

住所又は所在地：
（フリガナ）
氏名又は名称：

使用者

住所又は所在地：
（フリガナ）
氏名又は名称：

旧所有者

住所又は所在地：
氏名又は名称：

旧使用者

住所又は所在地：
氏名又は名称：

用途：01．乗用車　02．トラック（貨物）　03．トラック（貨客兼用車）　04．トラック（けん引車）　05．トラック（被けん引車）　06．バス（一般乗合用）　07．バス（その他（　））　08．三輪小型　09．特種用途自動車（　）　10．その他（　）　11．バス（一般貸切用）

種別	営・自区分	車体の形状	車名（通称名）	型式
1．普通　2．小型　3．三輪	1．営業用　2．自家用			

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号	類別区分番号
人（　人）	kg（　kg）	kg	kg		

原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	ローター数	燃料の種類
	cm	cm	cm	l　kW		1．ガソリン　2．軽油　3．その他（　）

車検有効期限：令和　年　月　日

主たる定置場　※（　）内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入
（　）

所有形態：1．自己所有　2．所有権留保　3．商品車　4．リース車　5．譲渡担保　6．その他（　）

申告・報告義務者以外に関わる者

住所又は所在地	
氏名又は名称	
電話番号	（　）

年税額	□,□□□,□00円
税額　□□　月／12	□,□□□,□00円

グリーン化特例：
1．電気・天然ガス・PHV
2．（R7年度のみ）（ガソリン車・LPG車）★★★★かつR12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成の営業用の乗用車
4．（R7年度のみ）（ディーゼル車）H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成の営業用の乗用車
6．ガソリン・LPG車新車新規登録後13年超
7．ディーゼル車新車新規登録後11年超

※この欄には記入しないこと。

第16号の43様式記載要領

１　この申告書は、法第160条第１項の規定により自動車税の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。

２　「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「７．変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（　　）内の該当項目を〇で囲むこと。

３　「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。また、移転登録による自動車税の課税対象外等、１から４までの項目に該当しない場合には、「７．その他」を選択し（　）内にその詳細を記入すること。

４　「登録年月日」、「初度登録年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

５　「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。

６　「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

７　「用途」の欄で「０７．バス（その他）」、「０９．特種用途自動車」又は「１０.その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（　　）内にその詳細を記入すること。

８　「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。

９　「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（　　）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。

10　「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。

11　「グリーン化特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50％低減又は平成17年排出ガス基準75％低減達成車のことを、「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことをいう。

第十七号の二様式別表（用紙日本産業規格Ａ６）（第十条関係）

公的年金等支払報告書（個人別明細書）

※種別	※整理番号	※

支払を受ける者	※区分		個人番号					
	住所							
	（フリガナ）		生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和
	氏名				年	月	日	

区分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	千　円	千　円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		
所得税法第203条の3第7号適用分		

本人				源泉控除対象配偶者の有無等	源泉控除対象親族の数					16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	特親		特別	その他		
						人	人	人	人	人	内　人	人	人	千　円

源泉控除対象配偶者			源泉控除対象親族			16歳未満の扶養親族		
（フリガナ）	区分	配偶者の合計所得	（フリガナ）	区分		（フリガナ）	区分	
氏名		円	1 氏名			1 氏名		
個人番号		62万円以下	個人番号			個人番号		
（摘要）			2 （フリガナ）	区分		2 （フリガナ）	区分	
			氏名			氏名		
			個人番号			個人番号		

支払者				
	法人番号			
	所在地			
	名称		電話番号	

第17号の2様式別表記載要領

1 「住所」の欄には、支払報告書を提出する日の現況による住所を記載すること。

2 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、公的年金等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。12において同じ。）を記載すること。

3 「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。

4 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、所得税法第203条の5第2号又は第3号に規定する退職年金については、同号の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。

5 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦又はひとり親に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。

6 「源泉控除対象配偶者の有無等」の項には、地方税法第45条の3の3第1項第3号及び第317の3の3第1項第3号又は所得税法第203条の6第1項の規定による申告書（以下申告書という。）に記載されたところに応じその該当する欄に★印を記載すること。

7 「源泉控除対象親族の数」の項には、申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。

（イ） 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。

（ロ） 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。

（ハ） 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。

（ニ） 「特親」の欄には、特定親族（地方税法第45条の3の3第1項第3号及び第317の3の3第1項第3号に規定する特定親族をいう。以下14及び15において同じ。）の数を記載すること。

8 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成　年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載すること。

9 「障害者の数」の項には、申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。

（イ） 「特別」の欄には、同一生計配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第4項及び第314条の2第4項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。

（ロ） 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である同一生計配偶者又は扶養親族の数を記載すること。

10 「非居住者である親族の数」の項には、源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族がいる場合には、その数を記載すること。

11 「社会保険料の額」の項には、所得税法第203条の5第1号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること。

12 「源泉控除対象配偶者」、「源泉控除対象親族」及び「16歳未満の扶養親族」の項の「個人番号」の欄には、それぞれ源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族又は16歳未満の扶養親族（以下12において「源泉控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載すること。また源泉控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合には、その旨（国外に居住する非居住者であり、次の（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する源泉控除対象親族である場合にはその旨を含む。）を記載すること。なお、源泉控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」が不明の場合は空欄とすること。

（イ） 年齢30歳未満の者又は年齢70歳以上の者

（ロ） 年齢30歳以上70歳未満の者であつて、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

（ハ） 年齢30歳以上70歳未満の者であつて、障害者

（ニ） 年齢30歳以上70歳未満の者であつて、給与等の支払を受ける者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

13 「配偶者の合計所得」の項には、申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額が62万円を超える場合には当該申告書に記載された額を記載し、62万円以下である場合には「62万円以下」の項に★印を記載すること。

14 摘要の欄には、3人目以降の源泉控除対象親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載し、特定配偶者（地方税法第45条の3の3第1項第2号及び第317条の3の3第1項第2号に規定する特定配偶者をいう。以下14において同じ。）又は退職手当等（同法第50条の2及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下14において同じ。）の支払を受ける扶養親族若しくは特定親族の氏名、配偶者、扶養親族又は特定親族である場合にはその旨、個人番号、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨（国外に居住する非居住者であり、12（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する源泉控除対象親族である場合にはその旨を含む。）及びその者の同法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、3人目以降の源泉控除対象親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を記載し、特定配偶者又は退職手当等の支払を受ける扶養親族若しくは特定親族である場合には、氏名の後に（退）と記載すること。更に、租税特別措置法第41条の3の9第1項又は第2項の規定の適用がある場合には、所得税法施行規則第94条の2第1項第8号に規定する控除した金額を源泉徴収時所得税減税控除済額のように記載した次に記載し、同号に規定する控除しきれない金額（当該金額がない場合には、零）を控除外額のように記載した次に記載すること。

15 「源泉控除対象親族」欄の「区分」欄には、それぞれ次に応じて記載すること

特定親族の場合：10

12（イ）に該当する場合：01（特定親族の場合には「11」）

12（ロ）に該当する場合：02

12（ハ）に該当する場合：03

12（ニ）に該当する場合：04

16 「支払者」の項の「法人番号」の欄には、公的年金等支払者の法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

17 ※の欄には、記載しないこと。

年度　土地（補充）課税台帳（閲覧用）

年　月　日

長

土地の所在地	
不動産番号	

納税義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	

	登記	現況	備考
地目			
地積（㎡）			

	固定資産税	都市計画税	備考
評価額	円		
課税標準額	円	円	

備考

物件番号：

第24号様式記載要領

1　「納税義務者」の欄には、法第343条第２項後段、第４項、第５項又は第７項の規定によって固定資産税を課されることとなる者がいる場合には、その者を登録すること。

2　法第349条の３、法第349条の３の２、附則第15条、第15条の２又は第15条の３の規定の適用を受ける土地にあっては、その旨（法第349条の３の３の規定により住宅用地とみなされて法第349条の３の２の規定の適用を受ける土地にあっては、その旨）「備考」の欄に記載するとともに、「評価額」の欄には、価格を登録すること。

3　「課税標準額」の欄には、法第349条の３、第349条の３の２、附則第15条、第15条の２又は第15条の３の規定の適用を受ける土地にあっては価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を、これらの規定の適用を受けない土地にあっては価格を、それぞれ登録すること。ただし、法附則第18条、第19条第１項又は第19条の４の規定の適用を受ける土地については、これらの額に代えて、法附則第28条第１項各号に定める額若しくは同条第２項各号に定める合算額又は比準課税標準額（比準課税標準額が２以上ある場合には、これらの合算額）をその区分を明らかにして登録すること。

4　法附則第17条の２第１項の規定の適用を受けるものについては、その旨を明らかにする表示を「備考」の欄に記載すること。

第二十五号様式（第十四条関係）

年度　家屋（補充）課税台帳（閲覧用）

年　月　日

長

建物の所在地	
家屋番号	
不動産番号	

納税義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	

	登　記	現　況	備考
床面積（㎡）			
種類・用途			
構造等			

	固定資産税	都市計画税	備考
評価額	円		
課税標準額	円	円	

備　考

物件番号：

第25号様式記載要領

１　「納税義務者」の欄には、法第343条第２項後段又は第４項の規定によって固定資産税を課されることとなる者がいる場合には、その者を登録すること。

２　法第349条の３、附則第15条、第15条の２又は第15条の３の規定の適用を受ける家屋にあっては、その旨「備考」の欄に記載するとともに、「評価額」の欄には、価格を登録すること。

３　「課税標準額」の欄には、法第349条の３、附則第15条、第15条の２又は第15条の３の規定の適用を受ける家屋にあっては価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を、これらの規定の適用を受けない家屋にあっては価格を、それぞれ登録すること。

（号外特第15号）

官報

令和8年3月31日　火曜日

年度（賦課年度　　年度）　固定資産税・都市計画税
（土地・家屋）　課税明細書

年　月　日
長（職務代理者）

／　　ページ

納税義務者	住所又は所在地	通知書番号	
	氏名又は名称		

区分	土地又は家屋の所在地			不動産番号		課税標準額（円）	本則課税標準額（円）		前年度課税標準額又は比準課税標準額（円）		
登記地目又は種類・用途	登記地積又は床面積（㎡）		建築年	評価額（円）	固定	軽減税額（円）	減免税額（円）		相当税額（円）		
現況地目又は構造	現況地積又は床面積（㎡）		現況階層		都計	課税標準額（円）	本則課税標準額（円）		前年度課税標準額又は比準課税標準額（円）		
家屋番号又は共用土地の持分割合	非課税地積又は床面積（㎡）		現況屋根			軽減税額（円）	減免税額（円）		相当税額（円）		
備考						小規模住宅用地	地積	固定課税標準額（円）	固定負担水準	都計課税標準額（円）	都計負担水準
						一般住宅用地					
						上記以外の土地					
					固定						
					都計						
						小規模住宅用地					
						一般住宅用地					
						上記以外の土地					
					固定						
					都計						
						小規模住宅用地					
						一般住宅用地					
						上記以外の土地					
					固定						
					都計						
						小規模住宅用地					
						一般住宅用地					
						上記以外の土地					

第25号の２様式記載要領

1　「区分」の欄には、土地又は家屋の別を記載すること。

2　「登記地目又は種類・用途」、「登記地積又は床面積」、「現況地目又は構造」及び「現況地積又は床面積」の欄には、土地にあっては土地課税台帳又は土地補充課税台帳に、家屋にあっては家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳にそれぞれ記載されている事項を記載すること。

3　「前年度課税標準額又は比準課税標準額」の欄に記載する前年度課税標準額は、法附則第18条、第19条第１項又は第19条の４の規定の適用を受ける土地について、附則第８条の２第１項各号に定める額を記載すること。

4　「課税標準額」の欄には、法第349条の３、第349条の３の２、附則第15条、第15条の２又は第15条の３の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を、これらの規定の適用を受けない土地又は家屋にあっては価格を、それぞれ記載すること。また、法附則第18条、第19条第１項、第19条の３又は第19条の４の規定の適用を受ける土地については、附則第８条の２第２項各号に定める額を記載すること。

5　「評価額」の欄には、法第364条第3項に規定する当該年度の固定資産税に係る価格を記載すること。

6　「軽減税額」の欄には、法附則第15条の６から第15条の11まで、第21条及び第21条の２の規定により減額される額を記載すること。

第二十五号の二様式（第十四条関係）

帳票識別コード	
申告区分	□当初申告　・　□修正申告
処理方式	□一般処理　・　□電算処理
申告書等送付番号	

受付印

令和　　年　　月　　日

殿

年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

所有者			
1	フリガナ 住所 （納税通知書送付先）		
	電話番号		
2	フリガナ 公簿上の住所又は所在地		
3	フリガナ 氏名 （法人にあってはその名称及び代表者の氏名）		
	屋号		
4	公簿上の生年月日又は設立年月日	年　月　日	

5	個人番号又は法人番号	
6	事業種目	
	資本金又は出資金の額	
7	事業開始年月	年　月
8	この申告に応答する者の係及び氏名	
	電話番号	
9	税理士等の氏名	
	電話番号	

10	短縮耐用年数の承認	□有　・　□無
11	増加償却の届出	□有　・　□無
12	非課税該当資産	□有　・　□無
13	課税標準の特例	□有　・　□無
14	特別償却又は圧縮記帳	□有　・　□無
15	税務会計上の償却方法	□定率法　・　□定額法
16	青色申告	□有　・　□無

資産の種類		取得価額 前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計（(イ)－(ロ)＋(ハ)） (ニ)
		十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
1	構築物				
2	機械及び装置				
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品				
7	合計				

資産の種類		※評価額 (ヘ)	※決定価格 (ト)	※課税標準額 (チ)	数量
		十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	
1	構築物				
2	機械及び装置				
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品				
7	合計				

17	市（区）町村内における事業所等資産の所在地	①　□自己所有家屋　□借家
		②　□自己所有家屋　□借家
		③　□自己所有家屋　□借家
18	借用資産	□有　・　□無
	貸主の名称等	
19	□　資産に増減なし	
20	□　該当資産なし	
21	□　転出・廃業・解散・その他（　　）（令和　年　月　日）	
22	備考（添付書類等）	

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

第26号様式（別表を含む。）記載要領

1　償却資産申告書は、償却資産の所在地の市町村長に１通提出すること。ただし、法第742条の規定に基づき道府県知事が指定した償却資産に係る申告書については当該道府県知事に１通提出すること。

2　※の欄は記載しないこと。

3　「個人番号又は法人番号」の欄には、所有者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載すること。

4　金額の単位区分のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。

5　市町村の必要に応じ、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（総務省令第　　号）別記第百一号の二様式を、この様式に代えて使用することができるものであること。

年度　名寄帳兼（補充）課税台帳（土地・家屋・償却資産）

／　ページ

年　月　日現在

第二十八号様式（第十四条関係）

納税義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	

文書番号

	合計課税標準額（円）	軽減・減免前税額（円）	共用土地税額（円）	軽減税額（円）	減免税額（円）	年税額（円）	固定及び都計の合計年税額（円）
固定資産税							
都市計画税							

	合計課税標準額（円）	
土地	固定	
	都計	
家屋	固定	
	都計	
償却資産	固定	

第1期（円）		第２期（円）		第３期（円）		第４期（円）		随1（円）		随2（円）	

区分	土地又は家屋の所在地			不動産番号		課税標準額（円）	本則課税標準額（円）	前年度課税標準額又は比準課税標準額（円）
登記地目又は種類・用途		登記地積又は床面積（㎡）	建築年	評価額（円）	固定	軽減税額（円）	減免税額（円）	相当税額（円）
現況地目又は構造		現況地積又は床面積（㎡）	現況階層		都計	課税標準額（円）	本則課税標準額（円）	前年度課税標準額又は比準課税標準額（円）
家屋番号又は共用土地の持分割合		非課税地積又は床面積（㎡）	現況屋根			軽減税額（円）	減免税額（円）	相当税額（円）

備考		地積	固定課税標準額（円）	固定負担水準	都計課税標準額（円）	都計負担水準
	小規模住宅用地					
	一般住宅用地					
	上記以外の土地					

					固定							
					都計							
	小規模住宅用地											
	一般住宅用地											
	上記以外の土地											
					固定							
					都計							
	小規模住宅用地											
	一般住宅用地											
	上記以外の土地											
					固定							
					都計							
	小規模住宅用地											
	一般住宅用地											
	上記以外の土地											
					固定							
					都計							
	小規模住宅用地											
	一般住宅用地											
	上記以外の土地											

備考

年　月　日

長（職務代理者）　　印

第28号様式記載要領

1　「納税義務者」の欄には、法第343条第２項後段、第４項、第５項又は第７項の規定によって固定資産税を課されることとなる者がいる場合には、その者を登録すること。

2　法第349条の３、第349条の３の２、附則第15条、第15条の２又は第15条の３の規定の適用を受ける土地及び家屋については、その旨（法第349条の３の３の規定により住宅用地とみなされて法第349条の３の２の規定の適用を受ける土地にあっては、その旨）「備考」の 欄に記載するとともに、「評価額」の欄には、価格を登録すること。

3　「課税標準額」の欄には、法第349条の３、第349条の３の２、附則第15条、第15条の２又は第15条の３の規定の適用を受ける土地にあっては価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を、これらの規定の適用を受けない土地にあっては価格を、それぞれ登録すること。ただし、法附則第18条、第19条第１項又は第19条の４の規定の適用を受ける土地にあっては、これらの額に代えて、法附則第28条第１項各号に定める額若しくは同条第２項各号に定める合算額又は比準課税標準額（比準課税標準額が２以上ある場合には、これらの合算額）をその区分を明らかにして登録すること。

4　市町村の必要に応じ、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（総務省令第　　号）別記第百十四号様式を、この様式に代えて使用することができるものであること。

161　令和8年3月31日　火曜日　官　報　（号外特第15号）

軽自動車税申告書（報告書）

市町村長 殿

次のとおり申告（報告）します。　令和　年　月　日

申告区分：1．新規取得（新車　2．新規取得（中古車）　3．移転　4．転入　5．転出　6．抹消　7．変更（使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者）　8．その他（　）

取得原因：1．売買　2．相続　3．贈与　4．所有権留保解除　5．その他（　）

車両番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号
		（右詰で記入）		（右詰で記入）

旧車両番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号

取得・変更・廃車等年月日	初度検査（届出）年月
年号　3．昭和　4．平成　5．令和　年　月　日	年号　3．昭和　4．平成　5．令和　年　月

納税（報告）義務者

- 住所又は所在地：〒　－　（都道府県、市町村名、番地まで記入）
 （ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入）
- （フリガナ）氏名又は名称：
- 生年月日：年号（1．明治　2．大正　3．昭和　4．平成　5．令和）　年　月　日
- 電話番号：（左詰で記入）

所有者

- 住所又は所在地：
- （フリガナ）氏名又は名称：

使用者

- 住所又は所在地：
- （フリガナ）氏名又は名称：

旧所有者

- 住所又は所在地：
- 氏名又は名称：

旧使用者

- 住所又は所在地：
- 氏名又は名称：

※この欄には記入しないこと。

用途：01．乗用車　02．トラック（貨物）　09．特種用途自動車（　）　10．その他（　）

種別	営・自区分	車体の形状	車名（通称名）	型式
2．小型　4．軽	1．営業用　2．自家用			

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号	類別区分番号
人（　人）	kg（　kg）	kg	kg		

原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	ローター数	燃料の種類
	cm	cm	cm	l　kW		1．ガソリン　2．軽油　3．その他（　）

車検有効期限：令和　年　月　日

主たる定置場　※（　）内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入

（　）

所有形態：1．自己所有　2．所有権留保　3．商品車　4．リース車　5．譲渡担保　6．その他（　）

申告・報告義務者に当該申告に関わる者以外に

- 住所又は所在地：
- 氏名又は名称：
- 電話番号：（　）

税率の特例

1．電気・天然ガス（H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減）

2．（R7年度のみ）★★★★かつR12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成の営業用の乗用車

第三十三号の四様式（用紙日本産業規格A4）（第十六条関係）

第33号の４様式記載要領

１　この申告書は、法第452条第１項の規定により軽自動車税の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。

２　「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「７．変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（　　）内の該当項目を〇で囲むこと。

３　「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

４　「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

５　「用途」の欄で「０９．特種用途自動車」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（　　）内にその詳細を記入すること。

６　二輪の小型自動車又は二輪若しくは三輪の軽自動車については、「用途」の欄の「１０．その他」を選択し、（　　）内に「二輪」又は「三輪」と記入すること。

７　「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。

８　「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（　　）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。

９　「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。

10　「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。

11　「税率の特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50％低減又は平成17年排出ガス基準75％低減達成車のことをいう。

○地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）附則第三条の算式

$$\left\{\frac{\text{錯誤を修正した後の市町村道の延長} - \text{錯誤を修正する前の市町村道の延長}}{\text{錯誤を修正する前の市町村道の延長}} + \frac{\text{錯誤を修正した後の市町村道の面積} - \text{錯誤を修正する前の市町村道の面積}}{\text{錯誤を修正する前の市町村道の面積}}\right\} \times \frac{1}{2}$$

○附則第四条の算式

$$\left\{\frac{\text{錯誤を修正した後の市町村道の延長} - \text{錯誤を修正する前の市町村道の延長}}{\text{錯誤を修正する前の市町村道の延長}} + \frac{\text{錯誤を修正した後の市町村道の面積} - \text{錯誤を修正する前の市町村道の面積}}{\text{錯誤を修正する前の市町村道の面積}}\right\} \times \frac{1}{2}$$

○総務省令第四十五号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第一項及び第二項の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の見出し中「附則第十一条第二項第一号の倉庫」を「附則第十一条第一項の特定貨物自動車中継輸送施設」に改め、同条第一項中「附則第十一条第二項第一号」を「附則第十一条第一項」に、「倉庫」を「特定貨物自動車中継輸送施設」に、「同号」を「同項各号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「附則第十一条第二項第一号ハ」を「附則第十一条第一項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項から第八項までを削り、同条第九項中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第二項」に、「機械又は設備」を「構築物」に、「同項各号に掲げる」を「同項に規定する」に改め、「のいずれか」を削り、同項を同条第三項とし、同条中第十項から第十二項までを削り、第十三項を第四項とし、同条第十四項中「第十六項」を「第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第十五項を第六項とし、第十六項から第二十二項までを九項ずつ繰り上げ、同条第二十三項中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十四項中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十六項中「附則第十一条第六項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第二十七項を第十八項とし、第二十八項を第十九項とし、同条第二十九項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第二十一項を第二十二項とし、第三十一項を第二十三項とし、同条第三十二項を第二十四項とし、同条第三十三項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十四項を同条第二十五項とし、同条第三十五項中「附則第十一条第十六項第二号」を「附則第十一条第十四項第二号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十六項中「附則第十一条第十七項第一号」を「附則第十一条第十五項第一号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十七項中「附則第十一条第十八項」を「附則第十一条第十六項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十八項中「附則第十一条第十九項第二号」を「附則第十一条第十七項第一号」を「附則第十一条第十五項第一号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十九項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第十八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第四十項中「第四十五項」を「第四十六項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条中第四十二項を第三十三項とし、第四十三項から第四十五項までを九項ずつ繰り上げ、同条第四十六項中「附則第十一条第二十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十七項中「附則第十一条第二十二項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十八項中「附則第十一条第二十五項」を「附則第十一条第二十三項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十九項を同条第四十項とし、同条第五十項中「附則第十一条第二十六項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第五十一項中「附則第十一条第二十七項」を「附則第十一条第二十五項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第五十二項中「附則第十一条第二十八項第二号」を「附則第十一条第二十六項第二号」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第五十四項中「附則第十一条第二十九項」を「附則第十一条第二十七項」に、「同条第二十八項第一号」を「同条第二十六項第一号」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条中第五十五項を第四十六項とし、第五十六項から第六十四項までを九項ずつ繰り上げ、同条第六十五項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第三十項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第六十六項中「附則第十一条第三十四項第六号」を「附則第十一条第三十二項第六号」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第六十七項の表第一号中「附則第十一条第三十三項第一号」を「附則第十一条第三十一項第一号」に改め、同表第二号中「附則第十一条第三十一項第三号」を「附則第十一条第三十項第三号」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第六十八項を同条第五十九項とし、同条第六十九項中「附則第十一条第三十五項」を「附則第十一条第三十三項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第七十一項中「附則第十一条第三十七項」を「附則第十一条第三十五項第二号」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十三項中「附則第十一条第三十八項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第七十五項中「附則第十一条第四十項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十六項中「附則第十一条第四十二項」を「附則第十一条第四十項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条中第七十八項を第六十八項とし、同条第八十項中「附則第十一条第四十三項」を「附則第十一条第四十一項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十一項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第四十二項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条中第八十二項を第七十二項とし、同条第八十三項から第八十六項までを九項ずつ繰り上げ、同条第八十七項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第四十三項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十九項中「附則第十一条第四十六項第一号」を「附則第十一条第四十四項第一号」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第九十項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十四項」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第九十一項中「附則第十一条第四十七項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第九十二項中「附則第十一条第四十七項第一号」を「附則第十一条第四十五項第一号」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第九十三項中「附則第十一条第四十八項」を「附則第十一条第四十六項」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第九十四項中「附則第十一条第四十九項」を「附則第十一条第四十七項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第九十五項中「附則第十一条第五十項」を「附則第十一条第四十八項」に改め、同項を同条第八十七項とする。

附　則

この省令は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日から施行する。

○総務省令第四十六号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第十七項の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第二十九項中「附則第十一条第十六項」を「附則第十一条第十七項」に改め、同条第八十七項を同条第八十八項とし、同条第八十六項中「附則第十一条第四十八項」を「附則第十一条第四十八項第二号」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第八十五項中「附則第十一条第四十七項第二号」を「附則第十一条第四十八項第二号」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第八十四項中「附則第十一条第四十六項」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第八十三項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第四十五項第一号」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第八十二項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第四十四項第一号」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十項中「附則第十一条第四十三項」を「附則第十一条第四十四項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第七十八項中「附則第十一条第四十三項」を「附則第十一条第四十四項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条中第七十七項を第七十八項とし、第七十三項から第七十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七十二項中「附則第十一条第四十二項」を「附則第十一条第四十三項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十一項中「附則第十一条第四十一項」を「附則第十一条第四十二項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条中第六十八項を第六十九項とし、同条第六十七項を第六十八項とし、同条第六十六項中「附則第十一条第三十九項第一号」を「附則第十一条第四十項第一号」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第六十五項中「附則第十一条第三十八項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十四項中「附則第十一条第三十七項」を「附則第十一条第三十八項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十三項中「附則第十一条第三十七項」を「附則第十一条第三十八項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十二項中「附則第十一条第三十六項」を「附則第十一条第三十七項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十一項中「附則第十一条第三十三項第一号」を「附則第十一条第三十四項第一号」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十項中「附則第十一条第三十三項」を「附則第十一条第三十四項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第五十九項を同条第六十項とし、同条第五十八項の表第一号中「附則第十一条第三十一項第一号」を「附則第十一条第三十二項第一号」に改め、同表第二号中「附則第十一条第三十一項第二号」を「附則第十一条第三十二項第三号」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第五十七項中「附則第十一条第三十一項」を「附則第十一条第三十二項第二号」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第五十六項中「附則第十一条第三十項」を「附則第十一条第三十一項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条中第五十五項を第五十六項とし、第四十六項から第五十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四十五項中「附則第十一条第二十七項」を「附則第十一条第二十八項」に、「同条第二十六項第一号」を「同条第二十七項第一号」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十四項中「附則第十一条第二十六項第二号」を「附則第十一条第二十七項第二号」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十三項中「附則第十一条第二十五項」を「附則第十一条第二十六項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第二十五項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「附則第十一条第二十三項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十九項中「附則第十一条第二十二項」を「附則第十一条第二十三項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十七項中「附則第十一条第二十一項」を「附則第十一条第二十二項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条中第三十六項を第三十七項とし、第三十三項から第三十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十二項中「第三十六項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条中第三十一項を第三十二項とし、第二十九項の次に次の一項を加える。

30　政令附則第十一条第十七項に規定する都市の魅力の向上及び国際競争力の強化に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設（都市再生特別措置法第四十四条の三第一項に規定する都市再生整備等協定に定められたものに限る。）であつて、都市の魅力の向上及び国際競争力の強化に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一　民間事業者の交流又は連携の拠点となる集会施設

二　国際会議場施設（二百人以上を収容することができ、かつ、同時通訳設備を用いた会議等の開催が可能な施設に限る。）

三　観光案内所

四　防災上有効な備蓄倉庫

附　則

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日から施行する。

○総務省令第四十七号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十三条の十四第一項第一号イ及び第二号ロ並びに附則第十五条の六第一項第一号イ及び第二号ロの規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の六（見出しを含む。）中「第三十七条の十八第三項第二号」を「第三十七条の十九第三項第二号」に改め、同条を第七条の六の二とする。

第七条の五の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の十四第一項第一号イの災害危険区域等）

第七条の六　法第七十三条の十四第一項第一号イに規定する災害危険区域で総務省令で定めるものは、道府県知事が、その周辺の地域における土地利用の状況、建築物の建築に関する制限の状況その他当該災害危険区域内の状況を総合的に勘案し、同条の規定を適用することが適当と認める区域として指定して公示した区域以外の災害危険区域とする。

2　道府県知事は、市町村が指定した災害危険区域について前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該市町村に協議しなければならない。

3　法第七十三条の十四第一項第二号ロに規定する浸水想定区域で総務省令で定めるものは、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項、第十四条の二第三項又は第十四条の三第二項の規定により明らかにされた浸水した場合に想定される水深が三メートル以上の浸水想定区域とする。

附則第七条第一項中「同条第十一項（同条第十五項」を「同条第十三項（同条第十七項」に、「同条第十三項」を「同条第十七項」に、「同条第十九項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十九項」に、「同条第三十項」を「同条第三十二項」に、「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「同条第三十七項」を「同条第三十九項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十三項」に、「同条第四十四項」を「同条第四十六項」に、「同条第四十七項」を「同条第四十九項」に、「同条第五十項」を「同条第五十二項」に、「同条第五十一項及び第五十二項」を「同条第五十三項及び第五十四項」に改め、同条第二項中「第十一項第一号ロ」を「第十三項第一号ロ」に、「第十七項第二号イ」を「第十九項第二号イ」に、「第二十二項第一号イ」を「第二十四項第一号イ」に、「第二十七項、第三十項、第三十四項、第三十七項、第四十一項第一号イ」を「第二十九項、第三十二項、第三十六項、第三十九項、第四十三項第一号イ」に、「第四十四項、第四十七項、第五十一項第一号ロ」を「第四十六項、第四十九項、第五十二項、第五十三項第一号ロ」に改め、同条第二十項の表政令附則第十二条第七項の項中「附則第十二条第七項」を「附則第十二条第九項」に改め、同条第十二項第二号ロ」に、「第十四項」を「第十六項」に改め、同表政令附則第十二条第十三項第一号ロの項中「附則第十二条第十五項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第十六項第一号イの項中「附則第十二条第十六項第一号イ」を「附則第十二条第十八項第一号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十六項第二号の項中「附則第十二条第十八項第二号」を「附則第十二条第十九項第二号」に、「第十八項第二号及び第三十九項第二号」を「第二十項第二号及び第四十一項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第十七項第一号イ及びロの項中「附則第十二条第十七項第一号イ」を「附則第十二条第十九項第一号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十七項第二号イの項中「附則第十二条第十九項第二号イ」を「附則第十二条第二十一項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十七項第二号ロの項中「附則第十二条第十九項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第十七項第三号イの項中「附則第十二条第十九項第三号イ」を「附則第十二条第二十一項第三号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十七項第三号ロの項中「附則第十二条第十九項第三号ロ」を「附則第十二条第二十一項第三号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第十八項第一号ロの項中「附則第十二条第二十項第一号ロ」を「附則第十二条第二十二項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第十八項第二号」を「附則第十二条第二十項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第二十項第二号イの項中「附則第十二条第二十二項第一号ロ」を「附則第十二条第二十四項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第二十項第二号ロの項中「附則第十二条第二十二項第二号」を「附則第十二条第二十四項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第二十一項第三号の項中「附則第十二条第二十三項第三号」を「附則第十二条第二十五項第三号」に改め、同表政令附則第十二条第三十項の項中「附則第十二条第三十二項」に改め、同表政令附則第十二条第三十一項第一号の項中「附則第十二条第三十三項第一号」を「附則第十二条第三十五項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第三十一項第二号の項中「附則第十二条第三十三項第二号」を「附則第十二条第三十五項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十二項第一号の項中「附則第十二条第三十四項第一号」を「附則第十二条第三十六項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第三十二項第二号の項中「附則第十二条第三十四項第二号」を「附則第十二条第三十六項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十三項第一号の項中「附則第十二条第三十五項第一号」を「附則第十二条第三十七項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第三十三項第二号の項中「附則第十二条第三十五項第二号」を「附則第十二条第三十七項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十四項第一号ロの項中「附則第十二条第三十六項第一号ロ」を「附則第十二条第三十八項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第三十四項第二号の項中「附則第十二条第三十六項第二号」を「附則第十二条第三十八項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十五項第一号の項中「附則第十二条第三十七項第一号」を「附則第十二条第四十一項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第三十五項第二号の項中「附則第十二条第三十七項第二号」を「附則第十二条第四十一項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十六項第一号の項中「附則第十二条第三十八項第一号」を「附則第十二条第四十二項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第三十六項第二号の項中「附則第十二条第三十八項第二号」を「附則第十二条第四十二項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十七項の項中「附則第十二条第四十一項第一号イ」を「附則第十二条第四十三項第一号イ」に改め、同表政令附則第十二条第三十七項第一号ロの項中「附則第十二条第四十一項第一号ロ」を「附則第十二条第四十三項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第三十七項第二号の項中「附則第十二条第四十一項第二号」を「附則第十二条第四十三項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十八項第一号の項中「附則第十二条第四十二項第一号」を「附則第十二条第四十四項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第三十八項第二号の項中「附則第十二条第四十二項第二号」を「附則第十二条第四十四項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十九項第一号の項中「附則第十二条第四十三項第一号」を「附則第十二条第四十五項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第三十九項第二号の項中「附則第十二条第四十三項第二号」を「附則第十二条第四十五項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第四十一項第一号ロの項中「附則第十二条第四十三項第一号ロ」を「附則第十二条第四十五項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十一項第二号ロの項中「附則第十二条第四十三項第二号ロ」を「附則第十二条第四十五項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十二項第一号の項中「附則第十二条第四十四項第一号」を「附則第十二条第四十六項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第四十二項第二号の項中「附則第十二条第四十四項第二号」を「附則第十二条第四十六項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第四十三項第一号ロの項中「附則第十二条第四十五項第一号ロ」を「附則第十二条第四十七項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十三項第二号ロの項中「附則第十二条第四十五項第二号ロ」を「附則第十二条第四十七項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十四項第一号の項中「附則第十二条第四十六項第一号」を「附則第十二条第四十八項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第四十四項第二号の項中「附則第十二条第四十六項第二号」を「附則第十二条第四十八項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第四十五項第一号の項中「附則第十二条第四十七項第一号」を「附則第十二条第四十九項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第四十五項第二号の項中「附則第十二条第四十七項第二号」を「附則第十二条第四十九項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第四十六項第一号ロの項中「附則第十二条第四十八項第一号ロ」を「附則第十二条第五十項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十六項第二号ロの項中「附則第十二条第四十八項第二号ロ」を「附則第十二条第五十項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十七項第一号の項中「附則第十二条第五十項第一号」を「附則第十二条第五十二項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第四十七項第二号の項中「附則第十二条第五十項第二号」を「附則第十二条第五十二項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第五十一項第一号ハの項中「附則第十二条第五十三項第一号ハ」を「附則第十二条第五十五項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第五十一項第二号ハの項中「附則第十二条第五十三項第二号ハ」を「附則第十二条第五十五項第二号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第五十二項第一号ハの項中「附則第十二条第五十四項第一号ハ」を「附則第十二条第五十六項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第五十二項第二号ハの項中「附則第十二条第五十四項第二号ハ」を「附則第十二条第五十六項第二号ハ」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項第二号中「附則第十二条第四十九項第一号イ」を「附則第十二条第五十一項第一号イ」に改め、同項第三号中「附則第十二条第四十九項第一号ロ」を「附則第十二条第五十一項第一号ロ」に改め、同項第四号イ中「附則第十二条第四十九項第二号イ」を「附則第十二条第五十一項第二号イ」に改め、同号ロ中「附則第十二条第四十九項第二号ロ」を「附則第十二条第五十一項第二号ロ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第九項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項第四号中「附則第十二条第三十二項」を「附則第十二条第三十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項とし、同条第十四項とし、同条第十項第三号中「附則第十二条第三十二項」を「附則第十二条第三十四項」に改め、同項第四号イ中「附則第十二条第二十四項第一号」を「附則第十二条第二十六項第一号」に改め、同号ロ中「附則第十二条第二十四項第三号」を「附則第十二条第二十六項第三号」に改め、同項第四号中「附則第十二条第二十六項第二号」を「附則第十二条第二十八項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「附則第十二条第二十一項第三号」を「附則第十二条第二十三項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「附則第十二条第十二項第一号ロ」を「附則第十二条第十四項第一号ロ」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3　法附則第十五条の六第一項第一号イに規定する災害危険区域で総務省令で定めるものは、市町村長が、その周辺の地域における土地利用の状況、建築物の建築に関する制限の状況その他当該災害危険区域内の状況を総合的に勘案し、同条の規定を適用することが適当と認める区域として指定して公示した区域以外の災害危険区域とする。

4　市町村長は、道府県が指定した災害危険区域について前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該道府県に協議しなければならない。

5　法附則第十五条の六第一項第二号ロに規定する浸水想定区域で総務省令で定めるものは、水防法第十四条第三項、第十四条の二第三項又は第十四条の三第二項の規定により明らかにされた浸水した場合に想定される水深が三メートル以上の浸水想定区域とする。

附　則

この省令は、令和十一年四月一日から施行する。

○総務省令第四十八号

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第二項の規定に基づき、都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令の一部を改正する省令

都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令（平成二十九年総務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（特別区の標準税収入額の算定方法） **第二条**　災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する総務省令で定める特別区の標準税収入額は、地方自治法施行令第二百十条の十二第一項の規定により算定した基準財政収入額からその算定基礎となった地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税に係る額を控除した額の八十五分の百に相当する額並びに当該算定の基礎となった地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とする。 **附　則** （都の標準税収入額の算定方法の特例） 2　当分の間、第一条の規定による都の標準税収入額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号中「第十四条」とあるのは「附則第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条」と、「から」とあるのは「に当該基準財政収入額の算定基礎となった分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。以下この号において同じ。）に係る額を加算した額から」と、「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金をいう。）、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税」と、「及び森林環境譲与税」とあるのは「、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び」とあるのは「地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び」と、「合算額」とあるのは「合算額から当該基準財政収入額の算定基礎となった分離課税所得割交付金に係る額を控除した額」と、同条第二号中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは「地方税法」とする。 （特別区の標準税収入額の算定方法の特例） 3　当分の間、第二条の規定による特別区の標準税収入額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金、地方揮発油譲与税」と、「及び森林環境譲与税」とあるのは「、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金」とする。	（特別区の標準税収入額の算定方法） **第二条**　災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する総務省令で定める特別区の標準税収入額は、地方自治法施行令第二百十条の十二第一項の規定により算定した基準財政収入額からその算定基礎となった事業所税、特別とん譲与税、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税に係る額を控除した額の八十五分の百に相当する額並びに当該算定の基礎となった地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とする。 **附　則** （都の標準税収入額の算定方法の特例） 2　当分の間、第一条の規定による都の標準税収入額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号中「第十四条」とあるのは「附則第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条」と、「から」とあるのは「に当該基準財政収入額の算定基礎となった分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。以下この号において同じ。）に係る額を加算した額から」と、「及び航空機燃料譲与税」とあるのは「、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「合算額」とあるのは「合算額から当該基準財政収入額の算定基礎となった分離課税所得割交付金に係る額を控除した額」と、同条第二号中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは「地方税法」とする。 （平成二十九年度及び平成三十年度における都の標準税収入額の算定方法の特例） 3　平成二十九年度及び平成三十年度における第一条の規定による都の標準税収入額の算定に係る前項の規定により読み替えられた同条第一号の規定の適用については、同号中「同じ。）」とあるのは「同じ。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。以下この号において同じ。）と、「分離課税所得割交付金に」とあるのは「分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金に」とする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

第二条　この省令による改正後の都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令附則第二項及び第三項の規定は、令和八年度以後の年度における災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する標準税収入額の算定について適用し、令和七年度以前の年度における同項に規定する標準税収入額の算定については、なお従前の例による。

○総務省令第四十九号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第五項第一号、第三十三条の五の十四及び第三十三条の五の十五並びに地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十五条第一項第一号イ及び第三十一条の規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

地方債に関する省令の一部を改正する省令

地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（満期一括償還地方債として取り扱わない地方債） **第二条**　令第十一条第三号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号）による改正前の法第三十三条から第三十三条の三までの規定に基づき平成六年度から平成八年度までにおいて起こした地方債 ［二～五　略］ （市町村の廃置分合等があった場合の普通交付税の額等の算定方法） **第十四条の二**　当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度における令第十三条第四号の普通交付税の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（附則第二条第二項第二号及び第三号並びに第二条の十四において「指定都市」という。）にあっては、令第十三条第三号の普通交付税の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額とし、特別区にあっては同条第五号の普通交付金の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額とする。）並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額（以下「普通交付税の額等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。 ［一～四　略］ ［2　略］ **附　則** （法第三十三条の五の六の額の算定方法） **第二条の二**　法第三十三条の五の六に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 ［一　略］ 二　当該年度に地方交付税法第十条第一項の規定により交付を受ける普通交付税の額（以下この条及び附則第二条の十において「普通交付税の額」という。）が地方法人特別税等減収額に百分の七十五を乗じて得た額に満たない都道府県　地方法人特別税等減収額から普通交付税の額を控除した額 ［三　略］	（満期一括償還地方債として取り扱わない地方債） **第二条**　［同上］ 一　法第三十三条から第三十三条の三までの規定に基づき平成六年度から平成八年度までにおいて起こした地方債 ［二～五　同上］ （市町村の廃置分合等があった場合の普通交付税の額等の算定方法） **第十四条の二**　当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度における令第十三条第四号の普通交付税の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（附則第二条第二項第二号及び第三号並びに第二条の十七において「指定都市」という。）にあっては、令第十三条第三号の普通交付税の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額とし、特別区にあっては同条第五号の普通交付金の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額とする。）並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額（以下「普通交付税の額等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。 ［一～四　同上］ ［2　同上］ **附　則** （法第三十三条の五の六の額の算定方法） **第二条の二**　［同上］ ［一　同上］ 二　当該年度に地方交付税法第十条第一項の規定により交付を受ける普通交付税の額（以下この条及び附則第二条の十五において「普通交付税の額」という。）が地方法人特別税等減収額に百分の七十五を乗じて得た額に満たない都道府県　地方法人特別税等減収額から普通交付税の額を控除した額 ［三　同上］

［削る］

［削る］

［削る］

（地方債の特例の対象となる公営企業の廃止に係る経費）

第二条の三　法第三十三条の五の七第一項第一号に規定する総務省令で定める経費は、次に掲げるもののうち、当該公営企業の廃止に際して公営企業の資産の処分による収入をもって充てることができると見込まれる部分以外の部分の金額に相当する経費とする。

［一～四　略］

五　当該公営企業が行う業務に相当する業務を行う移行型地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人をいう。附則第二条の十九第五号において同じ。）である公営企業型地方独立行政法人（同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。附則第二条の十九第五号において同じ。）の設立に際して必要となる資金その他の財産の出えんに要する経費（当該経費に相当する経費であって当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに一般会計又は他の特別会計において負担するものを含む。）

［六　略］

第二条の四　［略］

（地方債の特例の対象となる公社の解散等のための経費）

第二条の五　法第三十三条の五の七第一項第三号に規定する当該地方公共団体が負担する必要があると認められるものとして総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

一　当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した公社（法第三十三条の五の七第一項第三号に規定する公社をいう。以下この号及び次号において同じ。）の解散　当該地方公共団体がその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行っている当該公社の借入金（次号において「保証等付借入金」という。）の償還に要する経費のうち、当該解散に際して当該公社の資産の処分による収入をもって充てることができると見込まれる部分以外の部分の金額に相当する経費

［二　略］

（法第三十三条の五の七第一項の計画に定める事項）

第二条の三　法第三十三条の五の七第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為を行うこと

二　法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為の対象となる公営企業、公社（法第三十三条の五の七第一項第三号に規定する公社をいう。附則第二条の八において同じ。）又は法人（法第三十三条の五の七第一項第四号に規定する法人をいう。）の名称

三　法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為に係る検討の経緯及びその内容

四　法第三十三条の五の七第一項の規定による地方債を起こす年度

五　法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為が完了する年度

（法第三十三条の五の七第一項の計画の承認）

第二条の四　総務大臣は、法第三十三条の五の七第一項の規定による計画の提出があった日から二月以内に、提出者に対して当該計画を承認するかどうかを通知しなければならない。

（都道府県知事への通知）

第二条の五　総務大臣は、法第三十三条の五の七第一項の規定による承認を行ったときは、関係する都道府県知事に承認した内容を通知しなければならない。

（地方債の特例の対象となる公営企業の廃止に係る経費）

第二条の六　［同上］

［一～四　同上］

五　当該公営企業が行う業務に相当する業務を行う移行型地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人をいう。）である公営企業型地方独立行政法人（同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。）の設立に際して必要となる資金その他の財産の出えんに要する経費（当該経費に相当する経費であって当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに一般会計又は他の特別会計において負担するものを含む。）

［六　同上］

第二条の七　［同上］

（地方債の特例の対象となる公社の解散等のための経費）

第二条の八　［同上］

一　当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した公社の解散　当該地方公共団体がその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行っている当該公社の借入金（次号において「保証等付借入金」という。）の償還に要する経費のうち、当該解散に際して当該公社の資産の処分による収入をもって充てることができると見込まれる部分以外の部分の金額に相当する経費

［二　同上］

第二条の六～第二条の八　［略］

［削る］

［削る］

第二条の九～第二条の十五　［略］

（法第三十三条の五の十四の事業）

第二条の十六　法第三十三条の五の十四に規定する事業で総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　住民に対して提供するサービスに係る業務（内部管理に関するものを除く。）において当該住民の利便性の向上のために必要な情報システムの導入又は改修（当該情報システムに関連する情報システムの導入又は改修を含む。次号及び第四号において同じ。）に係る事業

［二　略］

三　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のために必要な情報システムの導入又は改修に係る事業

四　地域社会の諸課題として次に掲げるもの（次号及び附則第二条の十八第四号において「地域社会の諸課題」という。）を解決するために必要な情報システムの導入又は改修に係る事業（特定の者の利益を目的とするものを除く。）

［イ～ト　略］

五　［略］

第二条の十七　［略］

（法第三十三条の五の十四の経費）

第二条の十八　法第三十三条の五の十四に規定する経費のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　地方公共団体（法第五条第一号に規定する公営企業（第三号において「公営企業」という。）を除く。）が実施する附則第二条の十六各号に掲げる事業に要する経費（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第二条第三項に規定する地方公共団体情報システムの標準化のために必要な経費を除く。）

第二条の九～第二条の十一　［同上］

（公営企業の廃止等に係る地方債について許可を要しない場合）

第二条の十二　第一条各号（第一号を除く。）の規定は、法第三十三条の五の七第二項ただし書に規定する総務省令で定める場合について準用する。

（法第三十三条の五の七第四項の計画に定める事項）

第二条の十三　法第三十三条の五の七第四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果

二　実質公債費比率（健全化法第二条第三号に規定する実質公債費比率をいう。次号において同じ。）及び将来負担比率（同条第四号に規定する将来負担比率をいう。次号において同じ。）の将来の見通し

三　実質公債費比率及び将来負担比率を抑制するために必要な措置

四　実質赤字比率（健全化法第二条第一号に規定する実質赤字比率をいう。）及び連結実質赤字比率（同項第二号に規定する連結実質赤字比率をいう。）の翌年度及び翌々年度の見通し

五　法第三十三条の五の七第一項第一号に規定する行為に伴って当該地方公共団体の一般会計又は他の特別会計に属することとなった財産及び同項第二号から第四号までに規定する行為に伴って当該地方公共団体の所有に属することとなった財産の管理及び処分に関する方針

第二条の十四～第二条の二十　［同上］

（法第三十三条の五の十四の事業）

第二条の二十一　［同上］

一　住民に対して提供するサービスに係る業務（内部管理に関するものを除く。）において当該住民の利便性の向上のために必要な情報システムの導入又は改修（当該情報システムに関連する情報システムの導入又は改修を含む。次号及び第三号において同じ。）に係る事業

［二　同上］

［新設］

三　地域社会の諸課題として次に掲げるもの（次号及び附則第二条の二十三第三号において「地域社会の諸課題」という。）を解決するために必要な情報システムの導入又は改修に係る事業（特定の者の利益を目的とするものを除く。）

［イ～ト　同上］

四　［同上］

第二条の二十二　［同上］

（法第三十三条の五の十四の経費）

第二条の二十三　［同上］

一　地方公共団体が実施する附則第二条の二十一各号に掲げる事業（法第五条第一号に規定する公営企業（第三号において「公営企業」という。）が実施するもの（地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）による改正後の地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定収納事務に係るものを除く。）に係る負担又は助成を除く。）に要する経費（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第二条第三項に規定する地方公共団体情報システムの標準化のために必要な経費を除く。）

二　地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うもの（次号において「公営企業型地方独立行政法人」という。）を除く。）が実施する附則第二条の十六各号に掲げる事業に係る負担又は助成に要する経費

三　公営企業及び公営企業型地方独立行政法人が実施する附則第二条の十六第一号及び第五号イに掲げる事業（地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）による改正後の地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定収納事務に係るものに限る。）並びに附則第二条の十六第三号、第四号及び第五号ロに掲げる事業に係る負担又は助成に要する経費

四　法第五条第五号に規定する公共的団体、令第一条に規定する法人その他地域社会の諸課題に取り組む団体として総務大臣が認めるものが実施する附則第二条の十六第四号及び第五号ロに掲げる事業に係る負担又は助成に要する経費

（地方債の特例の対象となる公営企業のサービスの見直し等による廃止に係る経費）

第二条の十九　法第三十三条の五の十五第二項第一号に規定する総務省令で定める経費は、次に掲げるもののうち、当該公営企業の廃止に際して公営企業の資産の処分による収入をもって充てることができると見込まれる部分以外の部分の金額に相当する経費とする。

一　当該公営企業に係る施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費

二　当該公営企業に要する経費の財源に充てるために起こした地方債の繰上償還に要する経費

三　当該公営企業の一時借入金の償還に要する経費

四　当該公営企業の職員の退職手当の支給に要する経費

五　当該公営企業が行う業務に相当する業務を行う移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人の設立に際して必要となる資金その他の財産の出えんに要する経費（当該経費に相当する経費であって当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに一般会計又は他の特別会計において負担するものを含む。）

六　国又は他の地方公共団体から交付された当該公営企業の業務に係る補助金、負担金、利子補給金、その他相当の反対給付を伴わない給付金の返還に要する経費

（地方債の特例の対象となる組合が経営する公営企業のサービスの見直し等による廃止に係る経費）

第二条の二十　法第三十三条の五の十五第二項第二号に規定する総務省令で定めるものは、当該地方公共団体が当該公営企業を経営する地方公共団体の組合に対して交付する負担金又は補助金のうち、関係地方公共団体の協議により同項第一号に規定する経費に相当する経費の財源に充てるものとして当該地方公共団体が負担するものと定められたものとする。

（サービスの提供の在り方の見直し等による公営企業の廃止に係る地方債について許可を要しない場合）

第二条の二十一　第一条各号（第一号を除く。）の規定は、法第三十三条の五の十五第三項ただし書に規定する総務省令で定める場合について準用する。

（法第三十三条の五の十五第五項の申請書に定める事項）

第二条の二十二　法第三十三条の五の十五第五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　実質公債費比率（法第五条の三第四項第一号に規定する実質公債費比率をいう。次号において同じ。）及び将来負担比率（健全化法第二条第四号に規定する将来負担比率をいう。次号において同じ。）の将来の見通し

二　地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うもの（次号において「公営企業型地方独立行政法人」という。）を除く。）が実施する附則第二条の二十一各号に掲げる事業に係る負担又は助成に要する経費

［新設］

三　公営企業、公営企業型地方独立行政法人、法第五条第五号に規定する公共的団体、令第一条に規定する法人その他地域社会の諸課題に取り組む団体として総務大臣が認めるものが実施する附則第二条の二十一第三号及び第四号ロに掲げる事業に係る負担又は助成に要する経費

［新設］

［新設］

［新設］

二　実質公債費比率及び将来負担比率を抑制するために必要な措置
三　法第三十三条の五の十五第二項第一号に規定する行為に伴って当該地方公共団体の一般会計又は他の特別会計に属することとなった財産及び同項第二号に規定する行為に伴って当該地方公共団体の所有に属することとなった財産の管理及び処分に関する方針

［削る］

［削る］

第四条　［略］

（市町村の廃置分合等があった場合の臨時財政対策債発行可能額等の算定方法）

第五条　令和八年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第八条又は第九条の規定により読み替えられた令第十三条」と、「並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは「、法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

2　令和九年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第八条、第九条又は第十条の規定により読み替えられた令第十三条」と、「並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは「、法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

3　令和十年度及び令和十一年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第九条又は第十条の規定により読み替えられた令第十三条」と、「並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは「、法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

4　令和十二年度以後の各年度における第十四条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十条の規定により読み替えられた令第十三条」とする。

（退職手当の財源に充てるための地方債について許可を要しない場合）

第四条　第一条各号（第一号を除く。）の規定は、法第三十三条の八第一項ただし書に規定する総務省令で定める場合について準用する。

（法第三十三条の八第二項の計画に定める事項）

第五条　法第三十三条の八第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該年度以後令和七年度までの間における各年度に支給すべき退職手当の合計額の見込額
二　職員の数の現況及び将来の見通し
三　給与の適正化及び職員の福利厚生事業の見直しに関する事項
四　人件費の現況及び前二号を踏まえた人件費の将来の見通し

第六条　［同上］

（市町村の廃置分合等があった場合の臨時財政対策債発行可能額等の算定方法）

第七条　令和七年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十条、第十一条又は第十二条の規定により読み替えられた令第十三条」と、「並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは「、法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

2　令和八年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十一条又は第十二条の規定により読み替えられた令第十三条」と、「並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは「、法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

3　令和九年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十一条又は第十二条の規定により読み替えられた令第十三条」と、「並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは「、法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

4　令和十年度及び令和十一年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十二条の規定により読み替えられた令第十三条」と、「並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは「、法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

［削る］

（建設改良費に準ずる経費に関する経過措置）

第六条　令第十五条第一項第一号イに規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定めるものは、第十二条各号に定める経費のほか、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

三　令和八年度までの間における大規模下水道管路特別重点調査等事業実施要綱（令和七年三月十八日付け国水下第五十二号）に規定する下水道管路の緊急調査（第五号において「緊急調査」という。）に要する経費

［四　略］

五　令和十二年度までの間における緊急調査の結果に基づき対策が必要とされた大規模下水道管路の修繕に要する経費

第七条　［略］

第八条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○総務省令第五十号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一、別表第三、別表第五及び別表第六の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～81　略］ 82　法別表第一の四十七の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ［83～275　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～81　同上］ 82　［同上］ ［一　同上］ 二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ［83～275　同上］

5　令和十二年度以後の各年度における第十四条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十二条の規定により読み替えられた令第十三条」とする。

（建設改良費に準ずる経費に関する経過措置）

第八条　［同上］

［一・二　同上］

三　令和七年度までの間における大規模下水道管路特別重点調査等事業実施要綱（令和七年三月十八日付け国水下第五十二号）に規定する下水道管路の緊急調査に要する経費

［四　同上］

［新設］

第八条の二　［同上］

第八条の三　［同上］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［略］

［2～16　略］

17　法別表第三の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［18～101　略］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［略］

［2～14　略］

15　法別表第五第六号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［16～100　略］

（法別表第六の総務省令で定める事務）

第六条　［略］

［2～5　略］

6　法別表第六の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［7　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［同上］

［2～16　同上］

17　［同上］

［一　同上］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［18～101　同上］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［同上］

［2～14　同上］

15　［同上］

［一　同上］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［16～100　同上］

（法別表第六の総務省令で定める事務）

第六条　［同上］

［2～5　同上］

6　［同上］

［一　同上］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［7　同上］

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○総務省・財務省令第一号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、令和八年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき

令和八年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令

地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、二千億円とする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○総務省令第二号

地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号）及び地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和八年政令第八十四号）の施行に伴い、並びに地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第十四条第二項の規定に基づき、地方財政法施行令第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

財務大臣　片山さつき

地方財政法施行令第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法施行令第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令（平成十八年総務省・財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
附　則 2　令和八年度以後の各年度におけるこの省令の適用については、当分の間、「第二十八条第三項」とあるのは「第二十八条第三項並びに附則第三条第四項」と、「第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第二項並びに附則第三条第三項」と、「第三項から第五項まで」とあるのは「第三項から第五項まで並びに附則第三十三条の五の十五第三項」とする。 ［削る］ 3　［略］	**附　則** 2　平成二十八年度におけるこの省令の適用については、「第二十八条第三項」とあるのは「第二十八条第三項並びに附則第三条第四項及び第五条第四項」と、「第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第二項並びに附則第三条第三項及び第五条第三項」と、「第三項から第五項まで」とあるのは「第三項から第五項まで並びに附則第三十三条の五の七第二項及び第三十三条の八第一項」とする。 3　平成二十九年度から平成三十七年度までの間におけるこの省令の適用については、「第二十八条第三項」とあるのは「第二十八条第三項並びに附則第五条第四項」と、「第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第二項並びに附則第五条第三項」と、「第三項から第五項まで」とあるのは「第三項から第五項まで並びに附則第三十三条の八第一項」とする。 4　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○総務省・国土交通省令第一号

運輸事業の振興の助成に関する法律（平成二十三年法律第百一号）第二条第二項の規定に基づき、運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

国土交通大臣　金子　恭之

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則の一部を改正する省令

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成二十三年総務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運輸事業振興助成交付金の基準額の算定） **第二条**　法第二条第二項に規定する総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。 算式 Ａ×Ｂ×Ｃ×Ｄ×（１－0.07） 算式の符号 ［Ａ　略］ Ｂ　交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合として国土交通大臣が定めるもの Ｃ　交付対象者ごとに次の算式により算定した数値 算式 ｅ÷（ａ＋ｂ＋ｃ＋ｄ） 算式の符号 ａ　営業用バス標準軽油使用量（交付年度の前々年度以前５箇年度内の各年度における営業用バスの軽油使用量の合計を当該各年度の９月末日における営業用バスの登録台数（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第４条に規定する自動車登録ファイルに登録されているものの台数をいう。以下同じ。）の合計で除したものとして国土交通大臣が定めるもの。ｅにおいて同じ。）に交付年度の前年度の９月末日における営業用バスの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの ｂ　営業用トラック標準軽油使用量（交付年度の前々年度以前５箇年度内の各年度における営業用トラックの軽油使用量の合計を当該各年度の９月末日における営業用トラックの登録台数の合計で除したものとして国土交通大臣が定めるもの。ｅにおいて同じ。）に交付年度の前年度の９月末日における営業用トラックの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの ｃ　自家用バス標準軽油使用量（交付年度の前々年度以前５箇年度内の各年度における自家用バスの軽油使用量の合計を当該各年度の９月末日における自家用バスの登録台数の合計で除したものとして国土交通大臣が定めるもの）に交付年度の前年度の９月末日における自家用バスの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの ｄ　自家用トラック標準軽油使用量（交付年度の前々年度以前５箇年度内の各年度における自家用トラックの軽油使用量の合計を当該各年度の９月末日における自家用トラックの登録台数の合計で除したものとして国土交通大臣が定めるもの）に交付年度の前年度の９月末日における当該都道府県内の自家用トラックの登録台数を乗じたもの	（運輸事業振興助成交付金の基準額の算定） **第二条**　法第二条第二項に規定する総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。 算式 Ａ×Ｂ×Ｃ×Ｄ×（１－0.07） 算式の符号 ［Ａ　同左］ Ｂ　交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合として総務大臣が定めるもの Ｃ　交付対象者ごとに次の算式により算定した数値 算式 ｅ÷（ａ＋ｂ＋ｃ＋ｄ） 算式の符号 ａ　営業用バスの標準軽油使用量（営業用バス、営業用トラック、自家用バス又は自家用トラックごとに交付年度の前々年度以前５箇年度内の各年度における当該自動車の軽油使用量の合計を当該各年度の９月末日における当該自動車の登録台数（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第４条に規定する自動車登録ファイルに登録されているものの台数をいう。以下同じ。）の合計で除したものとして総務大臣が定めるもの。以下同じ。）に交付年度の前年度の９月末日における営業用バスの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの ｂ　営業用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の９月末日における営業用トラックの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの ｃ　自家用バスの標準軽油使用量に交付年度の前年度の９月末日における自家用バスの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの ｄ　自家用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の９月末日における当該都道府県内の自家用トラックの登録台数を乗じたもの

e　交付対象者のうち、営業用バスを用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とするもの又は当該事業を営む地方公共団体にあっては営業用バス標準軽油使用量に交付年度の前年度の９月末日における交付対象者に係る営業用バスの登録台数を乗じたもの、営業用トラックを用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とするものにあっては営業用トラック標準軽油使用量に交付年度の前年度の９月末日における交付対象者に係る営業用トラックの登録台数を乗じたもの

D　平成６年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗ずべき数値として国土交通大臣が定めるもの

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第九号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定は、令和九年度以降の運輸事業振興助成交付金について適用し、令和八年度の運輸事業振興助成交付金については、なお従前の例による。

○財務省令第十六号

関税定率法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五号）及び関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第八十五号）の一部の施行に伴い、関税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

関税法施行規則等の一部を改正する省令

（関税法施行規則の一部改正）

第一条　関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす書類） **第一条の二**　［略］ ［一～四　略］ 五　不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十九条第一項（還付）（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出する還付請求書 （指定保税地域の指定等に際して開かれる公聴会の手続） **第三条の二**　［略］ （指定保税地域に係る保税業務規則の記載事項） **第三条の三**　法第四十一条の二（指定保税地域において貨物を管理する者の規則の定め）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、税関長が貨物の種類その他の事情を勘案して規定する必要がないと認める事項は、これを規定することを要しないものとする。 一　法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項 イ　指定保税地域の業務の総合的な管理及び監督に係る責任者の氏名及び職名 ロ　指定保税地域の業務に係る責任者の氏名及び職名 ハ　法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名及び職名	（郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす書類） **第一条の二**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十九条第一項（還付）の規定により提出する還付請求書 （指定保税地域の指定等に際して開かれる公聴会の手続） **第四条**　［同上］ ［条を加える。］

二　指定保税地域の業務の具体的内容及び手順
三　指定保税地域の業務の一部を他の者に委託する場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項
四　税関との間における連絡体制に関する事項
五　帳簿（法第三十四条（記帳義務）に規定する帳簿をいう。）の作成及び保管に関する事項
六　指定保税地域において貨物を管理する者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項
七　法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
八　その他参考となるべき事項
（保税蔵置場に係る保税業務規則の記載事項）

第四条　法第四十三条第十一号（許可の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、税関長が貨物の種類その他の事情を勘案して規定する必要がないと認める事項は、これを規定することを要しないものとする。

一　法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項
イ　保税蔵置場の業務の総合的な管理及び監督に係る責任者の氏名及び職名
ロ　保税蔵置場の業務に係る責任者の氏名及び職名
ハ　法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名及び職名
二　保税蔵置場の業務の具体的内容及び手順
三　保税蔵置場の業務の一部を他の者に委託する場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項
四　税関との間における連絡体制に関する事項
五　帳簿（法第三十四条（記帳義務）に規定する帳簿をいう。）の作成及び保管に関する事項
六　法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）の規定による許可を受けようとする者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項
七　法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
八　その他参考となるべき事項
（法令遵守規則の記載事項）

第四条の五　［略］

［一～六　略］

七　帳簿（法第三十四条（記帳義務）に規定する帳簿をいう。）の作成、保管及び管理に関する事項

［八～十一　略］

［条を加える。］

（法令遵守規則の記載事項）

第四条の五　［同上］

［一～六　同上］

七　帳簿（法第三十四条の二（記帳義務）に規定する帳簿をいう。）の作成、保管及び管理に関する事項

［八～十一　同上］

（法令遵守規則の記載事項）

第四条の十一　第四条の五（法令遵守規則の記載事項）の規定は、法第六十二条（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）において準用する法第五十一条第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の五第一号ロ中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業（法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。第五号において同じ。）」と、同条第五号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、同条第七号中「法第三十四条」とあるのは「法第六十一条の三」と読み替えるものとする。

（届出書の記載事項）

第四条の十三　第四条の七（届出書の記載事項）の規定は、令第五十一条（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）において準用する令第四十三条の二第四号（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手続）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の七第一号中「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、同条第二号中「法第五十条第一項」とあるのは「法第六十一条の五第一項」と読み替えるものとする。

（保税工場に係る保税業務規則の記載事項）

第四条の十四　第四条（保税蔵置場に係る保税業務規則の記載事項）の規定は、法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十三条第十一号（許可の要件）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条中「貨物の種類」とあるのは「保税作業の種類、当該保税作業に使用される貨物の種類」と、「保税蔵置場」とあるのは「保税工場」と、同条第五号中「法第三十四条」とあるのは「法第六十一条の三」と、同条第六号中「法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）」とあるのは「法第五十六条第一項（保税工場の許可）」と読み替えるものとする。

（保税展示場に係る保税業務規則の記載事項）

第七条の二　第四条（保税蔵置場に係る保税業務規則の記載事項）の規定は、法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する法第四十三条第十一号（許可の要件）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条中「保税蔵置場」とあるのは「保税展示場」と、同条第五号中「法第三十四条」とあるのは「法第六十一条の三」と、同条第六号中「法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）」とあるのは「法第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）」と読み替えるものとする。

（総合保税地域に係る保税業務規則の記載事項）

第七条の二の二　法第六十二条の八第二項第七号（総合保税地域の許可）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、税関長が同条第一項の規定による許可を受けようとする一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設（以下「一団の土地等」という。）において行われる同項各号に掲げる行為の種類及び内容、当該行為に使用される貨物の種類その他の事情を勘案して規定する必要がないと認める事項は、これを規定することを要しないものとする。

一　法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

イ　総合保税地域の業務の総合的な管理及び監督に係る責任者の氏名及び職名

ロ　総合保税地域の業務に係る責任者の氏名及び職名

ハ　法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名及び職名

（法令遵守規則の記載事項）

第四条の十一　第四条の五（法令遵守規則の記載事項）の規定は、法第六十二条（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）において準用する法第五十一条第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の五第一号ロ中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業（法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。第五号において同じ。）」と、同条第五号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、同条第七号中「法第三十四条の二」とあるのは「法第六十一条の三」と読み替えるものとする。

（届出書の記載事項）

第四条の十三　第四条の七（届出書の記載事項）の規定は、令第五十一条第二項において準用する令第四十三条の二第四号（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手続）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の七第一号中「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、同条第二号中「法第五十条第一項」とあるのは「法第六十一条の五第一項」と読み替えるものとする。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

二	総合保税地域の業務の具体的内容及び手順
三	総合保税地域の業務の一部を他の者に委託する場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項
四	税関との間における連絡体制に関する事項
五	帳簿（法第三十四条（記帳義務）に規定する帳簿をいう。）の作成及び保管に関する事項
六	法第六十二条の八第一項の規定による許可を受けようとする法人（当該法人以外に当該一団の土地等において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。）（その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項
七	法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
八	その他参考となるべき事項

（特定保税運送に係る貨物の管理）

第七条の二の三　［略］

一	法第三十四条（記帳義務）に規定する帳簿（総合保税地域に係る帳簿を除く。）　令第二十九条の二第一項第一号及び第七号（記帳義務）に掲げる場合に該当する特定保税運送貨物（法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する特定保税運送に係る外国貨物をいう。以下この条及び第七条の五第二号において同じ。）につきこれらの号に定める事項
二	法第三十四条に規定する帳簿（総合保税地域に係る帳簿に限る。）　令第二十九条の二第二項第一号及び第十一号に掲げる場合に該当する特定保税運送貨物につきこれらの号に定める事項
［三　略］	

（特定保税運送に係る貨物の管理）

第七条の二　［同上］

一	法第三十四条の二（記帳義務）に規定する帳簿（総合保税地域に係る帳簿を除く。）　令第二十九条の二第一項第一号及び第七号（記帳義務）に掲げる場合に該当する特定保税運送貨物（法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する特定保税運送に係る外国貨物をいう。以下この条及び第七条の五第二号において同じ。）につきこれらの号に定める事項
二	法第三十四条の二に規定する帳簿（総合保税地域に係る帳簿に限る。）　令第二十九条の二第二項第一号及び第十一号に掲げる場合に該当する特定保税運送貨物につきこれらの号に定める事項
［三　同上］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（関税定率法施行規則の一部改正）

第二条　関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の三条を加える。

（貨物の価額に占める原料又は材料の価額の割合）

第一条の二　法第八条の二第一項第一号及び第三号ロ（不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に対して課する関税）に規定する財務省令で定める割合は、おおむね百分の六十とする。

（重要でない工程）

第一条の三　法第八条の二第一項第一号（不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に対して課する関税）に規定する財務省令で定める重要でない工程は、第三国（同号に規定する第三国をいう。以下この項及び次条において同じ。）における法第八条第一項（不当廉売関税）の規定により指定された貨物の生産に係る工程の重要性が乏しいものとして次に掲げる事項を総合的に勘案した工程とする。

一　法第八条第一項の規定により指定された貨物の製造原価に占める第三国における当該指定された貨物の生産において付加される価額（第三国における当該指定された貨物の生産に係る製造原価から当該生産に要する原材料費を控除して得られる額をいう。）の割合が、おおむね百分の二十五以下であること。

二　第三国における法第八条第一項の規定により指定された貨物の生産（以下この条において「第三国における生産」という。）の工程に係る投資の程度が、指定貨物供給国等（法第八条の二第一項第一号に規定する指定貨物供給国等をいう。以下この条及び次条において同じ。）における当該貨物の生産（以下この条において「指定貨物供給国等における生産」という。）に係る投資の程度に比して小さいこと。

三　第三国における生産を目的とした調査又は研究の程度が、指定貨物供給国等における生産に係る調査又は研究の程度に比して小さいこと。
四　第三国における生産に係る加工の程度が、指定貨物供給国等における生産に係る加工の程度に比して小さいこと。
五　第三国における生産に係る加工の方法が、指定貨物供給国等における生産に係る加工の方法に比して重要でないこと。
六　第三国における生産の工程に係る生産設備の規模が、指定貨物供給国等における生産の工程に係る生産設備の規模に比して小さいこと。
七　第三国における生産の工程において、前各号のいずれかに類する事項があること。

2　前項の規定は、法第八条の二第一項第三号イに規定する財務省令で定める重要でない工程について準用する。

（貨物の輸入量の変化等の事情）

第一条の四　法第八条の二第二項第一号（不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に対して課する関税）に規定する財務省令で定める事情は、次に掲げる事項を総合的に勘案した事情とする。

一　法第八条第一項（不当廉売関税）の規定により指定された貨物の輸入量の減少（本邦において生産される当該指定された貨物と同種の貨物の国内総生産量又は国内消費量に対する比率の減少を含む。）がある事情
二　法第八条の二第一項各号に掲げる貨物の輸入量の増加（本邦において生産される法第八条第一項の規定により指定された貨物と同種の貨物の国内総生産量又は国内消費量に対する比率の増加を含む。）がある事情
三　法第八条の二第一項第一号に掲げる貨物の輸入の事実がある場合において、指定貨物供給国等から輸出された貨物又は指定貨物供給国等を原産国とする貨物であつて、法第八条第一項の規定により指定された貨物の原料又は材料の一部となる貨物の指定貨物供給国等から第三国への輸入量の増加（第三国における当該指定された貨物の原料又は材料の一部となる貨物の国内総生産量又は国内消費量に対する比率の増加を含む。）がある事情
四　法第八条の二第一項第三号に掲げる貨物の輸入の事実がある場合において、当該貨物を原料又は材料として本邦において生産される法第八条第一項の規定により指定された貨物の国内販売量の増加（本邦において生産される当該指定された貨物と同種の貨物の国内総生産量又は国内消費量に対する比率の増加を含む。）がある事情

（財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第三条　財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号及び第五号中「第三十四条の二」を「第三十四条」に改める。

別表第一の第一五号及び第二四号の二並びに別表第二の第一四号及び第二四号の二中「第三十四条の二」を「第三十四条」に改める。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条（関税法施行規則第一条の二の改正規定を除く。）及び第三条の規定は、同年六月一日から施行する。

○文部科学省令第十八号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第八十八号）の施行に伴い、並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（専修学校及び各種学校）

第一条　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第二条第五号に掲げる専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

［号を削る］

［項を削る］

２　［略］

（永住者の在留資格をもって在留する者に準ずる者）

第一条の二　法第三条第一項に規定する文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、次のいずれにも該当するもの

イ　本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者

ロ　高等学校等（法第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）の卒業又は修了後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると認められるもの

二　入管法別表第二の日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

三　入管法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、永住する意思があると認められるもの

（在学期間の計算の特例等）

第二条　法第三条第二項第二号の期間には、次に掲げる期間は通算しないものとする。

一　［略］

二　令和八年四月一日以後に次のいずれにも該当しない者が高等学校等を休学していた期間（その初日において休学していた月を一月として計算する。以下この項において同じ。）

イ　日本国籍を有する者

ロ　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（次条第四項及び第五項において単に「特別永住者」という。）

改正前

（専修学校及び各種学校）

第一条　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第二条第五号に掲げる専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　［同上］

四　各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、次に掲げるもの

イ　高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであって、文部科学大臣が指定したもの

ロ　イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであって、文部科学大臣が指定したもの

２　前項第四号の指定又は指定の変更は、官報に告示して行うものとする。

３　［同上］

［条を加える。］

（在学期間の計算の特例等）

第二条　法第三条第二項第二号の期間には、次に掲げる期間は通算しないものとする。

一　［同上］

［号を加える。］

ハ　入管法別表第二の永住者の在留資格をもって本邦に在留する者（次条第五項において「永住者」という。）

ニ　前条各号に掲げる者

三　平成二十六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）による改正前の法第三条第二項第三号に該当する者が高等学校等を休学していた期間

四　法の施行前に法第三条第一項に規定する者（次号において「生徒等」という。）が公立高等学校等（地方公共団体の設置する高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）及び特別支援学校の高等部並びに第一条第一項第二号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第三号に掲げる各種学校をいう。次号において同じ。）以外の高等学校等を休学していた期間

五　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

二　法第三条第二項第三号に該当する者が高等学校等（法第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を休学していた期間（その初日において休学していた月を一月として計算する。次号及び第四号において同じ。）

三　法の施行前に生徒等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号。以下「令」という。）第一条第一項第一号に規定する生徒等をいう。次号及び次項第四号において同じ。）が公立高等学校等（地方公共団体の設置する高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）及び特別支援学校の高等部並びに前条第一項第二号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第三号に掲げる各種学校をいう。次号において同じ。）以外の高等学校等を休学していた期間

四　［同上］

2　令第一条第一項第一号の文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長

二　児童福祉法第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

三　民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

四　前三号に掲げる者のほか、生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者

3　令第一条第三項の文部科学省令で定める事由は、次の各号に掲げるものとする。

一　保護者等（令第一条第二項に規定する保護者等をいう。以下同じ。）が負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務することができないこと。

二　前号に掲げるもののほか、保護者等が自己の責めに帰することのできない理由により離職し、現に雇用され、又は任用されていないこと。

三　保護者等が事業を行う個人又は法人（一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないものに限る。次号において同じ。）の代表である場合であって、当該保護者等が負傷し、又は疾病にかかり療養のため事業を営むことができないこと。

四　前号に掲げるもののほか、保護者等が事業を行う個人又は法人の代表である場合であって、当該保護者等が自己の責めに帰することのできない理由によりその営む事業を廃止し、現に事業を営んでいないこと。

五　前各号に掲げるもののほか、保護者等の責めに帰することのできない理由により従前得ていた収入を得ることができない事由

［項を削る。］

２　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号。以下「令」という。）第一条第一項第一号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一項第一号及び第二号に掲げるもの（専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条第一項第二号に規定する夜間等学科又は同項第三号に規定する通信制の学科に限る。）とする。

（受給資格の認定及び通知等）

第三条　法第四条に規定する認定の申請は、同条に規定する者（以下この項において「受給資格者」という。）が、様式第一号による申請書に、当該受給資格者の個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。）を添付して、当該受給資格者が在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程。次項において同じ。）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。）に提出することによって行わなければならない。

４　令第一条第三項の文部科学省令で定める方法により算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　就学支援金が支給される月が、特例事由（令第一条第三項に規定する特例事由をいう。以下同じ。）が生じた日が属する月の翌月（特例事由が生じた日が月の初日であるときは、当該月。以下この号において同じ。）以後三月以内である場合　特例事由が生じた日が属する月の翌月以後三月の期間の収入の合計額を一年間当たりの収入の額に換算した額から算定した算定基準額（令第一条第二項に規定する算定基準額をいう。以下この条において同じ。）に相当する額

二　第八条第一項に規定する特例受給権者として初めて就学支援金の支給を受けるとき（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　就学支援金が支給される月の前月以前の直近の連続する三月の期間の収入の合計額を一年間当たりの収入の額に換算した額から算定した算定基準額に相当する額

三　前二号に掲げる場合以外の場合　就学支援金が支給される月の前月以前の直近の連続する六月（当該期間に特例事由が生じた日が属する月が含まれる場合は、その月（特例事由が生じた日が月の初日であるときは、その前月）以前の期間を除く。）の期間の収入の合計額を一年間当たりの収入の額に換算した額から算定した算定基準額に相当する額

５　令第二条第一項第一号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、前条第一項第一号及び第二号に掲げるもの（専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条第一項第二号に規定する夜間等学科又は同項第三号に規定する通信制の学科に限る。）とする。

（受給資格の認定及び通知等）

第三条　法第四条に規定する認定の申請は、同条に規定する者（以下この項において「受給資格者」という。）が、様式第一号による申請書に、保護者等の個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下同じ。）又は課税証明書等（令第一条第二項第一号に規定する合計額及び同項第二号に規定する額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。以下同じ。）を添付して、当該受給資格者が在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程。次項及び第三項並びに第十一条第八項において同じ。）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。）に提出することによって行わなければならない。

［項を削る。］

2・3　［略］

4　受給権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

一　国籍の変更があったとき

二　特別永住者となったとき又は特別永住者でなくなったとき

三　在留資格の変更があったとき

四　在留期間の更新があったとき

5　都道府県知事は、前項の規定による届出があった場合その他の場合において、受給権者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その旨及び当該受給権者に係る就学支援金の支給を受ける事由が消滅した旨を当該受給権者であった者に対し、支給対象高等学校等であった高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない。

一　日本国籍を有しなくなり、特別永住者、永住者又は第一条の二各号に掲げる者のいずれにも該当しないとき。

二　日本国籍を有せず、特別永住者、永住者又は第一条の二各号に掲げる者のいずれにも該当しなくなったとき。

（授業料の月額等）

第五条　法第五条第一項の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校等について、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一　［略］

二　生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び専修学校（第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものに限る。）に限る。）　受給権者が就学支援金の支給を受ける月において履修する科目（以下この号及び第七条第四項において「履修科目」という。）のうちの各科目の一単位当たりの授業料の額を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額を履修科目の全ての単位について合算した額

2　［略］

2　前項の規定にかかわらず、特例受給資格者（令第一条第三項に規定する特例受給資格者をいう。以下同じ。）が法第四条に規定する認定の申請を行う場合は、特例受給資格者が、様式第一号の二による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、当該特例受給資格者が在学する高等学校等の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事に提出することによって行わなければならない。この場合において、第二号及び第三号に掲げる書類を申請書に添付することができないときは、当該書類は、都道府県知事が法第四条に規定する認定をする日の前日までに提出すれば足りるものとする。

一　保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等

二　特例事由の基礎となる事実を証明する書類

三　前条第四項各号に掲げる収入を証明する書類

3・4　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（授業料の月額等）

第五条　法第五条第一項の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校等について、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一　［同上］

二　生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び専修学校（第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものに限る。）に限る。）　受給権者が就学支援金の支給を受ける月において履修する科目（以下この号及び第七条第二項において「履修科目」という。）のうちの各科目の一単位当たりの授業料の額を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額を履修科目の全ての単位について合算した額

2　［同上］

（生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額等）

第七条　令第二条第一号ニに規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものとする。

２　令第二条第二号ヘに規定する文部科学省令で定める各種学校は、第一条第一項第三号に掲げるものとする。

３　令第二条第二号トに規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一項第一号及び第二号に掲げるもの（専修学校設置基準第四条第一項第三号に規定する通信制の学科に限る。）とする。

４　令第二条第四号に定める文部科学省令で定めるところにより算定した額は、履修科目のうちの各科目の一単位当たりの支給限度額（次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が当該各科目の一単位当たりの授業料の額を超える場合にあっては、当該一単位当たりの授業料の額）を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額をいう。）を履修科目の全ての単位について合算した額とする。

一　国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（第十四条第二項において単に「独立行政法人」という。）及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（第十四条第二項において単に「国立大学法人」という。）を含む。第三号において同じ。）の設置する高等学校等　次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ　高等学校等（ロに掲げるものを除く。）　四千六百六十八円

ロ　専修学校（第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものに限る。次号ニにおいて同じ。）　六千七百五十六円

二　地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。次号において同じ。）の設置する高等学校等　次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ　高等学校等（ロからホまでに掲げるものを除く。）　四千八百十二円

ロ　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。ハ及び次号ロにおいて同じ。）の定時制の課程　千七百四十円

ハ　高等学校の通信制の課程　三百三十六円

ニ　専修学校（ホに掲げるものを除く。）　一万八千五百二十八円

ホ　専修学校通信制学科（令第二条第二号トに規定する専修学校通信制学科をいう。次号ロにおいて同じ。）　一万三千六百六十八円

三　国及び地方公共団体以外の者の設置する高等学校等　次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ　高等学校等（ロに掲げるものを除く。）　一万八千五百二十八円

ロ　高等学校の通信制の課程及び専修学校通信制学科　一万三千六百六十八円

（生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額）

第七条　令第三条第五号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものとする。

［項を加える。］

［項を加える。］

２　令第三条第五号に定める文部科学省令で定めるところにより算定した額は、履修科目のうちの各科目の一単位当たりの支給限度額（次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が当該各科目の一単位当たりの授業料の額を超える場合にあっては、当該一単位当たりの授業料の額）を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額をいう。）を履修科目の全ての単位について合算した額とする。

一　高等学校及び中等教育学校の後期課程（次号及び第三号に掲げるものを除く。）並びに第一条第一項第一号及び第二号に掲げる専修学校　四千八百十二円

二　地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次号において同じ。）の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制の課程　千七百四十円

三　地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制の課程　三百三十六円

５　［略］

６　第四項の額を算定するに当たっては、算定月の属する年度の前年度までに履修を開始した科目であって当該科目を履修する期間を満了したもの（同項の支給限度額に係る支給対象高等学校等以外の支給対象高等学校等であった高等学校等において履修を開始した科目であって当該科目を履修する期間を満了したものを含む。）の単位数及び算定月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数（これらのうち就学支援金の支給に係る科目の単位数に限る。）並びに算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が七十四を超える場合にあっては、算定月に履修を開始する科目のうち当該超える部分の単位数に係る単位について合算することができない。

（就学支援金の額の通知）

第八条　都道府県知事は、各年度における最初の就学支援金を支給したときは、当該就学支援金の額を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、受給権者に通知しなければならない。

［号を削る。］

［号を削る。］

２　都道府県知事は、前項に定めるもののほか、受給権者に支給した就学支援金の額が前月に当該受給権者に支給した就学支援金の額と異なるときは、支給対象高等学校等の設置者を通じて、当該受給権者に通知しなければならない。ただし、当該支給した就学支援金が前項の最初の就学支援金であるときその他文部科学大臣が定めるときは、この限りでない。

（就学支援金の支給の停止）

第十条　［略］

２　法第八条第一項の規定による申出をした受給権者は、令第三条第一項に規定する場合に該当しなくなったときは、様式第三号による申出書を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出しなければならない。

３　［略］

３　［同上］

４　第二項の額を算定するに当たっては、算定月の属する年度の前年度までに履修を開始した科目であって当該科目を履修する期間を満了したもの（同項の支給限度額に係る支給対象高等学校等以外の支給対象高等学校等であった高等学校等において履修を開始した科目であって当該科目を履修する期間を満了したものを含む。）の単位数及び算定月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数（これらのうち就学支援金の支給に係る科目の単位数に限る。）並びに算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が七十四を超える場合にあっては、算定月に履修を開始する科目のうち当該超える部分の単位数に係る単位について合算することができない。

（就学支援金の額の通知）

第八条　都道府県知事は、入学年度の四月から六月までの間及び各年度の七月から当該年度の翌年度の六月までの間における最初の就学支援金を支給したとき並びに特例受給資格者である受給権者（次に掲げる者を除き、以下「特例受給権者」という。）に対して一月に就学支援金を支給したときは、当該就学支援金の額を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、受給権者に通知しなければならない。

一　算定基準額が十五万四千五百円未満である者

二　第十一条第二項の規定による届出をした日が属する月の就学支援金の額が令第三条の規定による額を超えない者であって、算定基準額が十五万四千五百円以上三十万四千二百円未満であるもの

２　都道府県知事は、前項に定めるもののほか、受給権者に支給した就学支援金の額が前月に当該受給権者に支給した就学支援金の額と異なるとき又は受給権者が特例受給権者でなくなった場合で引き続き受給権者であるときは、支給対象高等学校等の設置者を通じて、当該受給権者に通知しなければならない。ただし、当該支給した就学支援金が前項の最初の就学支援金であるときその他文部科学大臣が定めるときは、この限りでない。

（就学支援金の支給の停止）

第十条　［同上］

２　法第八条第一項の規定による申出をした受給権者は、令第五条第一項に規定する場合に該当しなくなったときは、様式第三号による申出書に、収入状況届出書等（様式第一号又は様式第一号の二による届出書に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付したものをいう。以下この条及び次条において同じ。）（特例受給権者にあっては、収入状況届出書等並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類）を添付して、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出しなければならない。ただし、この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出している場合にあっては、当該申出書（特例受給権者にあっては、当該申出書並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類）のみを提出すれば足りる。

３　［同上］

［条を削る。］

第十一条～第十三条　［略］

（収入の状況の届出等）

第十一条　法第十七条に規定する届出は、受給権者が、毎年度、都道府県知事の定める日までに、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。ただし、この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあっては、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、特例受給権者が行う法第十七条に規定する届出は、毎年二回、都道府県知事の定める日までに、収入状況届出書等（この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出している場合にあっては、これを除く。以下この条において同じ。）並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

3　法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている場合にあっては、法第十七条に規定する届出は、第一項本文及び前項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により行うものとする。

4　第一項の規定にかかわらず、受給権者（法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている者を除く。以下この項において同じ。）は、当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等（特例受給権者にあっては、収入状況届出書等並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類）を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に提出しなければならない。

5　第一項の規定にかかわらず、特例受給権者（法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている者を除く。以下この項において同じ。）は、特例受給資格者に該当しないこととなったときは、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に提出しなければならない。

6　受給権者であって特例受給資格者でないものが特例受給資格者となったときは、当該受給権者は、収入状況届出書等並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することができる。この場合において同項第二号及び第三号に掲げる書類を提出できないときは、当該書類は、都道府県知事が第八条第二項に規定する通知をする日の前日までに提出することができるものとする。

7　第三条第二項の規定により申請書を提出した特例受給資格者であって、同条第三項に規定する通知が行われていないもの又は前項の規定により収入状況届出書等を提出した特例受給資格者であって、第八条第二項に規定する通知が行われていないものは、第二項の例により都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類のうち、同項又は前項の規定により既に提出した書類については、これを添付することを要しない。

8　都道府県知事は、前各項の規定による届出があった場合において、当該届出を行った者が法第三条第二項第三号に該当すると認めたときは、その旨をその者に対し、その者が在学する高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない。

第十二条～第十四条　［同上］

（国等の設置する高等学校等に係る就学支援金に関する特例）

第十四条　国の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条から第十一条まで及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「設置者」とあるのは「長」と、「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二項から第五項まで、第四条、第六条及び第八条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者」とあるのは「長」と、第九条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十条中「設置者」とあるのは「長」と、「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十一条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

2　独立行政法人又は国立大学法人の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条から第十一条まで及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二項から第五項まで、第四条、第六条、第八条から第十一条まで及び前条中「都道府県知事」とあるのは、「文部科学大臣」とする。

3　都道府県の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条、第十条及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会」とあるのは「設置者である都道府県の知事（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設でない場合にあっては、教育委員会」と、同条第二項から第五項まで、第四条、第六条、第八条及び第十条中「設置者」とあるのは「長」と、前条中「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

附　則

（生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額に係る単位数の特例）

3　令和三年四月分から令和五年三月分までの就学支援金の支給については、第七条第五項の規定は、適用しない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（国等の設置する高等学校等に係る就学支援金に関する特例）

第十五条　国の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条から第十二条まで及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「設置者」とあるのは「長」と、「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二項中「設置者」とあるのは「長」と、「当該高等学校等の所在地の都道府県知事に」とあるのは「文部科学大臣に」と、「都道府県知事が」とあるのは「文部科学大臣が」と、同条第三項及び第四項、第四条、第六条並びに第八条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者」とあるのは「長」と、第九条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十条及び第十一条中「設置者」とあるのは「長」と、「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十二条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

2　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条から第十二条まで及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第三項及び第四項、第四条、第六条、第八条から第十二条まで並びに前条中「都道府県知事」とあるのは、「文部科学大臣」とする。

3　都道府県の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十一条及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会」とあるのは「設置者である都道府県の知事（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設でない場合にあっては、教育委員会」と、同条第二項から第四項まで、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十一条中「設置者」とあるのは「長」と、前条中「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

附　則

（生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額に係る単位数の特例）

3　令和三年四月分から令和五年三月分までの就学支援金の支給については、第七条第三項の規定は、適用しない。

様式第1号（第３条関係）

様式第一号を次のように改める。

年　　月　　日

殿

高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

□ **この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。**

□ **この申請書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や３年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。**

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	年　　月　　日
生徒の住所	〒 都道府県　　市区町村
保護者等の電話番号	
保護者等の電子メールアドレス	
生徒が在学する学校の名称	

【1. 高等学校等の在学期間について】

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年　月　日 ～ （うち支給停止期間等） 年　月　日 ～　年　月　日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年　月　日 ～　年　月　日 （うち支給停止期間等） 年　月　日 ～　年　月　日	学校の種類・課程・学科

【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について①】

（次の該当する□にレ印を付けてください。）

（1）生徒本人の国籍を以下のとおり申請します。		
①	□	日本国
②	□	日本国以外

（上記（1）で②「日本国以外」を選択した場合は、次の該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入ください。）

（2）生徒本人の在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。					
③	□	特別永住者			
④	□	永住者			
⑤	□	日本人の配偶者等	在留期間（満了日）	（西暦）　年　月　日	
⑥	□	永住者の配偶者等			
⑦	□	定住者	在留期間（満了日）	（西暦）　年　月　日	
			日本国に永住する意思の有無	□はい（あり）　□いいえ（なし）	
⑧	□	家族滞在	在留期間（満了日）	（西暦）　年　月　日	
			日本国の小学校の卒業の有無等	□卒業した　□卒業していない	
				小学校名	
				所在地（都道府県）	都・道府・県
			日本国の中学校の卒業の有無等	□卒業した　□卒業していない	
				中学校名	
				所在地（都道府県）	都・道府・県
			日本国で就労する意思の有無	□はい（あり）　□いいえ（なし）	

【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について②】

（生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～⑤のいずれかの□にレ印を付けてください。）

生徒本人の日本国籍の有無の確認のため、以下のとおり申請します。		
①	□	「個人番号カードの写し（コピー）」を添付します。
②	□	「住民票の写し（市町村の発行したもの。原本。コピー不可。）」を添付します。 国籍が「日本国以外」の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
③	□	「特別永住者証明書の写し（コピー）」を添付します。
④	□	「在留カードの写し（コピー）」を添付します。
⑤	□	①～④のいずれの書類も添付しません。 国籍が「日本国」の生徒：日本国内に住所を有したことがなかったり、個人番号の指定を受けていなかったりする場合など。 国籍が「日本国以外」の生徒：就学支援金は支給されません。

（生徒の国籍が「日本国以外」であって、在留資格が「家族滞在」の場合、日本の小学校及び中学校を卒業したことを証明する書類について、次の⑥、⑦のいずれにも□にレ印を付けて申請してください。）

⑥	□	「日本国の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」を添付します。
⑦	□	「日本国の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」を添付します。

【3. 確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

□ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日　　年　　月　　日（学校において記入。）

（別紙）

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、その授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【１．高等学校等の在学期間について】の欄は、次によって記入してください。

イ　①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ　過去に高等学校等に在学したことがある場合は、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ　これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ　「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第１学年から第３学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ　「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②令和８年４月１日以後に国籍・在留資格等の要件を満たさないことにより受給資格を有しない者が休学していた期間、③平成26年４月１日から令和８年３月31日までに所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、④平成22年４月１日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第１条第１項第２号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第３号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、⑤平成26年４月１日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ　「学校の種類・課程・学科」の欄は、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（１～３学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校」、「⑭特定教育施設」の別を記入してください。

【２．生徒の国籍・在留資格・在留期間等について】の欄は、次によって記入してください。

イ　生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は、「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。

ロ　生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校等の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労するものに限りません。

留意事項

イ　「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第７項に規定する個人番号カードです。

ロ　４月に入学した新入生は、原則として４月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ハ　過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を１月の４分の３に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ニ　２つ以上の課程に在学している場合は、いずれか１つの課程を選んで申請をしてください。

ホ　国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第６項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

ヘ　支給対象とならない在留資格の生徒が、「永住者」又は「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は、申請できません。

ト　偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

チ　受給資格の認定後、申請者の国籍等に記載する内容に変更があった場合には、速やかに、届け出てください。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第３号（第10条第２項関係）

年　月　日

殿

高等学校等就学支援金の支給再開申出書

高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。

（注）保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな				
	氏名	姓		名	
	住所	都道府県　　市区町村			
学校（※）	学校の名称				
		国立　・　公立　・　私立			
		学校の種類・課程・学科：			
	学校の所在地	都道府県　　市区町村			
	学校設置者の名称				
	復学日	年　　月　　日			

受給資格の認定を受けたとき（国籍・在留資格等の変更又は在留期間の更新の届出をした場合は、最新の届出をしたとき）から、この申出書を提出するまでの間に、国籍・在留資格等の変更又は在留期間の更新があったときは、別途、当該変更又は更新のあった事項を速やかに届け出る必要があります。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。　※学校受付日　年　月　日

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第一号の二を削り、様式第三号を次のように改める。

（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 この省令は、公布の日から施行する。	**附　則** （施行期日） 1　この省令は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号ハの規定による指定を受けている各種学校については、同令の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前から引き続き第一条の規定による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号に掲げる各種学校（第二条の規定による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の第一条第一項第二号ハの規定による指定を受けている各種学校を含む。）に在学する者に係る同日以後の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の日前から引き続き高等学校等に在学する者（令和八年三月三十一日において受給権者であった者に限る。）に係る第一条の規定による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第三条第一項の申請に係る様式は、第一条の規定による改正後の様式第一号にかかわらず、文部科学省初等中等教育局長が別に定める様式によることができる。

○文部科学省令第十九号

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第二条第三項ただし書の規定に基づき、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和三十三年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（予定学級数の算定方法） **第一条**　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第三項ただし書の規定により文部科学大臣が定める学級の数の算定方法は、法第五条第一項の規定により工事費を算定する場合にあつては、同項に規定する文部科学大臣が定める日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒の数を、それぞれ三十五で除して得た数（一未満の端数を生じた場合は、一に切り上げるものとする。）の合計数に、新築又は増築を行う年度の五月一日における特別支援学級の数を加える方法とする。この場合において、当該各学年ごとの児童又は生徒の数は、第一号又は第二号に掲げる数と第三号に掲げる数を合計した数とする。 一～三　［略］	（予定学級数の算定方法） **第一条**　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第三項ただし書の規定により文部科学大臣が定める学級の数の算定方法は、法第五条第一項の規定により工事費を算定する場合にあつては、同項に規定する文部科学大臣が定める日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒の数を、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。第三項において同じ。）の各学年にあつてはそれぞれ三十五、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。同項において同じ。）の各学年にあつてはそれぞれ四十で除して得た数（一未満の端数を生じた場合は、一に切り上げるものとする。）の合計数に、新築又は増築を行う年度の五月一日における特別支援学級の数を加える方法とする。この場合において、当該各学年ごとの児童又は生徒の数は、第一号又は第二号に掲げる数と第三号に掲げる数を合計した数とする。 一～三　［同上］

2　［略］

3　法第二条第三項ただし書の規定により文部科学大臣が定める学級の数の算定方法は、法第五条第二項の規定により工事費を算定する場合にあつては、同項第一号に規定する日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒の数を、それぞれ三十五で除して得た数（一未満の端数を生じた場合は、一に切り上げるものとする。）の合計数に、新築又は増築を行う年度の五月一日における特別支援学級の数を加える方法とする。この場合において、当該各学年ごとの児童又は生徒の数は、第一号又は第二号に掲げる数とする。

一・二　［略］

（工事費の算定方法の特例）

第三条　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号。次条において「令」という。）第九条第四項第一号の文部科学省令で定める割合は、百分の二十とする。この場合における当該割合の算定方法については、文部科学大臣が別に定めるところによる。

（都道府県への事務費の交付基準となる事情）

第四条　令第十一条に規定する文部科学省令で定める事情は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　前二号に定めるもののほか、新築又は増築の施行に関し、特に必要があると文部科学大臣が認めた事情

（交付金の交付等）

第六条　法第十二条第一項の交付金（次項及び次条において単に「交付金」という。）の交付の対象となる施設は、公立の義務教育諸学校等施設（法第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）とする。ただし、高等学校等（同項に規定する高等学校等をいう。）の施設については、特別支援学校の高等部の施設、奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）及び沖縄県に所在する施設、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第二条に規定する産業教育のための施設その他文部科学大臣が必要と認める施設に限り、幼稚園の施設については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものの施設を除くものとする。

2　交付金は、施設整備計画（法第十二条第二項に規定する施設整備計画をいう。次項及び次条において同じ。）に記載された事業のうち交付金の算定の対象となる事業（以下この項において「交付対象事業」という。）について次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額を合計した額を基礎として、予算の範囲内で交付する。

一・二　［略］

3　［略］

2　［同上］

3　法第二条第三項ただし書の規定により文部科学大臣が定める学級の数の算定方法は、法第五条第二項の規定により工事費を算定する場合にあつては、同項第一号に規定する日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒の数を、小学校の各学年にあつてはそれぞれ三十五、中学校の各学年にあつてはそれぞれ四十で除して得た数（一未満の端数を生じた場合は、一に切り上げるものとする。）の合計数に、新築又は増築を行う年度の五月一日における特別支援学級の数を加える方法とする。この場合において、当該各学年ごとの児童又は生徒の数は、第一号又は第二号に掲げる数とする。

一・二　［同上］

（工事費の算定方法の特例）

第三条　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号。以下「令」という。）第九条第四項第一号の文部科学省令で定める割合は、百分の二十とする。この場合における当該割合の算定方法については、文部科学大臣が別に定めるところによる。

（都道府県への事務費の交付基準となる事情）

第四条　令第十一条に規定する文部科学省令で定める事情は、次のとおりとする。

一・二　［同上］

三　前各号に定めるもののほか、新築又は増築の施行に関し、特に必要があると文部科学大臣が認めた事情

（交付金の交付等）

第六条　法第十二条第一項の交付金（次項及び次条において単に「交付金」という。）の交付の対象となる施設は、公立の義務教育諸学校等施設（法第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）とする。ただし、高等学校等（同項に規定する高等学校等をいう。）の施設については、特別支援学校の高等部の施設、奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）及び沖縄県に所在する施設、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第二条に規定する産業教育のための施設その他文部科学大臣が必要と認める施設に限り、幼稚園の施設については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものの施設を除くものとする。

2　交付金は、施設整備計画（法第十二条第二項に規定する施設整備計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）に記載された事業のうち交付金の算定の対象となる事業（以下この項において「交付対象事業」という。）について次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額を合計した額を基礎として、予算の範囲内で交付する。

一・二　［同上］

3　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び令和七年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で令和八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

○厚生労働省令第六十八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二号及び第十八条の二第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前

別表第２（第30条、第34条の２関係）

項	物	備考
（略）	（略）	
17	（略）	
17の２	Ｎ―アクリルモルホリド	
18	（略）	
（略）	（略）	
100	（略）	
100の２	Ｎ―（３―アミノプロピル）―Ｎ―ドデシルプロパン―１，３―ジアミン	
101	（略）	
（略）	（略）	
152	（略）	
152の２	アンモニウム＝トリデカフルオロヘキサン―１―スルホナート	
152の３	アンモニウム＝トリデカフルオロヘプタノアート	
153	（略）	
（略）	（略）	
201	（略）	

別表第２（第30条、第34条の２関係）

項	物	備考
（略）	（略）	
17	（略）	
（新設）	（新設）	
18	（略）	
（略）	（略）	
100	（略）	
（新設）	（新設）	
101	（略）	
（略）	（略）	
152	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
153	（略）	
（略）	（略）	
201	（略）	

201の２	ウンデカフルオロヘキサン酸	
202	（略）	
（略）	（略）	
343	（略）	
343の２	（オキソラン－２－イル）メチル＝プロパ－２－エノアート	
344	（略）	
（略）	（略）	
362	（略）	
362の２	オクタン酸	
363	（略）	
（略）	（略）	
405	（略）	
405の２	カリウム＝トリデカフルオロヘプタノアート	
406	（略）	
（略）	（略）	
478	（略）	
478の２	クロロぎ酸イソプロピル	
479	（略）	
（略）	（略）	
516	（略）	
516の２	５－クロロ－２－ニトロアニリン	
517	（略）	
（略）	（略）	
586	（略）	
586の２	五ナトリウム＝２，２’，２’’，２’’’－｛［（カルボキシラトメチル）アザンジイル］ビス（エタン－２，１－ジイルニトリロ）｝テトラアセタート	
587	（略）	

（新設）	（新設）	
202	（略）	
（略）	（略）	
343	（略）	
（新設）	（新設）	
344	（略）	
（略）	（略）	
362	（略）	
（新設）	（新設）	
363	（略）	
（略）	（略）	
405	（略）	
（新設）	（新設）	
406	（略）	
（略）	（略）	
478	（略）	
（新設）	（新設）	
479	（略）	
（略）	（略）	
516	（略）	
（新設）	（新設）	
517	（略）	
（略）	（略）	
586	（略）	
（新設）	（新設）	
587	（略）	

（略）	（略）	
731	（略）	
731の２	ジエチレントリアミン五酢酸	
732	（略）	
（略）	（略）	
734	（略）	
734の２	四塩化チタニウム	
735	（略）	
（略）	（略）	
1003	（略）	
1003の２	２－（Ｎ，Ｎ－ジメチルアミノ）－２－（４－メチルベンジル）－１－（４－モルホリノフェニル）ブタン－１－オン	
1004	（略）	
（略）	（略）	
1034	（略）	
1034の２	ジメチルスルファモイル＝クロリド	
1035	（略）	
（略）	（略）	
1049	（略）	
1049の２	３，５－ジメチルピラゾール	
1050	（略）	
（略）	（略）	
1127	（略）	
1127の２	水素化リチウムアルミニウム	
1128	（略）	
（略）	（略）	
1158の２	（略）	

（略）	（略）	
731	（略）	
（新設）	（新設）	
732	（略）	
（略）	（略）	
734	（略）	
（新設）	（新設）	
735	（略）	
（略）	（略）	
1003	（略）	
（新設）	（新設）	
1004	（略）	
（略）	（略）	
1034	（略）	
（新設）	（新設）	
1035	（略）	
（略）	（略）	
1049	（略）	
（新設）	（新設）	
1050	（略）	
（略）	（略）	
1127	（略）	
（新設）	（新設）	
1128	（略）	
（略）	（略）	
1158の２	（略）	

1158の２の２	２―ターシャリ―ブチルシクロヘキシル＝アセタート	
1158の３	（略）	
（略）	（略）	
1380	（略）	
1380の２	トリスノニルフェニルホスファイト	
1380の３	１，１，１―トリス（ヒドロキシメチル）プロパン	
1381	（略）	
（略）	（略）	
1384	（略）	
1384の２	トリデカフルオロヘプタン酸	
1385	（略）	
（略）	（略）	
1393	（略）	
1393の２	トリフェニルホスホロチオエート	
1394	（略）	
（略）	（略）	
1400	（略）	
1400の２	４，４’―［２，２，２―トリフルオロ―１―（トリフルオロメチル）エチリデン］ジフェノール	
1401	（略）	
（略）	（略）	
1415	（略）	
1415の２	（Ｅ）―４―（２，６，６―トリメチルシクロヘキサ―１―エン―１―イル）ブタ―３―エン―２―オン	
1416	（略）	
（略）	（略）	
1418の２	（略）	

（新設）	（新設）	
1158の３	（略）	
（略）	（略）	
1380	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
1381	（略）	
（略）	（略）	
1384	（略）	
（新設）	（新設）	
1385	（略）	
（略）	（略）	
1393	（略）	
（新設）	（新設）	
1394	（略）	
（略）	（略）	
1400	（略）	
（新設）	（新設）	
1401	（略）	
（略）	（略）	
1415	（略）	
（新設）	（新設）	
1416	（略）	
（略）	（略）	
1418の２	（略）	

1418の３	rel―（１Ｒ，２Ｒ，４Ｒ）―１，７，７―トリメチルビシクロ［２．２．１］ヘプタン―２―イル＝プロパ―２―エノアート	
1419	（略）	
（略）	（略）	
1443	（略）	
1443の２	ナトリウム＝トリデカフルオロヘプタノアート	
1444	（略）	
（略）	（略）	
1511	（略）	
1511の２	ノナデカフルオロデカン酸	
1512	（略）	
1513	（略）	
1513の２	ノナフルオロブタン―１―スルホン酸	
1514	（略）	
（略）	（略）	
1666	（略）	
1666の２	２―ピロリドン	
1667	（略）	
（略）	（略）	
1683	（略）	
1683の２	フェニルヒドラジン一硫酸（２／１）	
1684	（略）	
（略）	（略）	
1878の２	（略）	
1878の３	３，３，４，４，５，５，６，６，７，７，８，８，９，９，10，10―ヘプタデカフルオロデカン―１―オール（別名８：２フルオロテロマーアルコール）	
1879	（略）	

（新設）	（新設）	
1419	（略）	
（略）	（略）	
1443	（略）	
（新設）	（新設）	
1444	（略）	
（略）	（略）	
1511	（略）	
（新設）	（新設）	
1512	（略）	
1513	（略）	
（新設）	（新設）	
1514	（略）	
（略）	（略）	
1666	（略）	
（新設）	（新設）	
1667	（略）	
（略）	（略）	
1683	（略）	
（新設）	（新設）	
1684	（略）	
（略）	（略）	
1878の２	（略）	
（新設）	（新設）	
1879	（略）	

（略）	（略）	
1894	（略）	
1894の２	ペルフルオロ（ヘキサン－１－スルホン酸）（別名ＰＦＨｘＳ）	
1895	（略）	
（略）	（略）	
1958	（略）	
1958の２	ポルトランドセメント	
1959	（略）	
（略）	（略）	
1994	（略）	
1994の２	メタクリル酸１－ヒドロキシプロパン－２－イル及びメタクリル酸２－ヒドロキシプロピルの混合物	
1995	（略）	
（略）	（略）	
2008	（略）	
2008の２	メタホウ酸バリウム	
2009	（略）	
（略）	（略）	
2027	（略）	
2027の２	２－メチル－４－イソチアゾリン－３－オン	
2028	（略）	
（略）	（略）	

（略）	（略）	
1894	（略）	
（新設）	（新設）	
1895	（略）	
（略）	（略）	
1958	（略）	
（新設）	（新設）	
1959	（略）	
（略）	（略）	
1994	（略）	
（新設）	（新設）	
1995	（略）	
（略）	（略）	
2008	（略）	
（新設）	（新設）	
2009	（略）	
（略）	（略）	
2027	（略）	
（新設）	（新設）	
2028	（略）	
（略）	（略）	

第二条　労働安全衛生規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （がん原性物質に関する記録の保存） **第三十三条**　事業者は、第五百七十七条の二第五項の規定に基づきリスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質に該当していた期間において当該健康診断を行い、リスクアセスメント対象物健康診断個人票（当該健康診断に係るリスクアセスメ	**附　則** （新設）

ント対象物ががん原性物質であるものに限る。）を作成した場合は、当該健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質に該当しないこととなつた場合（リスクアセスメント対象物に該当しないこととなつた場合を含む。）であつても、当該健康診断個人票を、作成した日から三十年間保存しなければならない。

2　前項の規定は、第五百七十七条の二第十一項の規定に基づき記録（同項第二号（リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。）及び第三号に係るものに限る。）を作成した場合について準用する。

附　則

この省令は、令和十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十九号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十九条の二及び健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）第三条第一号の規定に基づき、健康増進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

健康増進法施行規則の一部を改正する省令

健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（市町村による健康増進事業の実施）	（市町村による健康増進事業の実施）
第四条の二　法第十九条の二の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。	**第四条の二**　法第十九条の二の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。
一　歯周病検診	一　歯周疾患検診
二～六　（略）	二～六　（略）
（健康増進法施行令第三条第一号の厚生労働省令で定める専修学校及び各種学校）	（健康増進法施行令第三条第一号の厚生労働省令で定める専修学校及び各種学校）
第十二条　（略）	**第十二条**　（略）
2　令第三条第一号の厚生労働省令で定める各種学校は、所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十条の九第二項に規定するものその他二十歳未満の者が主として利用するものとする。	2　令第三条第一号の厚生労働省令で定める各種学校は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第四号に掲げるものその他二十歳未満の者が主として利用するものとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十一号

地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号）の施行に伴い、自転車競技法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

自転車競技法施行規則の一部を改正する省令

自転車競技法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（収入の額等の算定方法）	（収入の額等の算定方法）
第二十六条　（略）	**第二十六条**　（略）

２　法第十七条第一項に規定する競輪の事業の支出の額として経済産業省令で定める方法により算定される額（以下「競輪事業支出額」という。）は、次に掲げる支出の額の合計額とする。

一・二　（略）

三　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条に規定する地方公共団体金融機構に納付する支出

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十二号

地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号）の施行に伴い、小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令

小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（収入の額等の算定方法） **第二十四条**　（略） ２　法第二十一条第一項に規定する小型自動車競走の事業の支出の額として経済産業省令で定める方法により算定される額（以下「小型自動車競走事業支出額」という。）は、次に掲げる支出の額の合計額とする。 一・二　（略） 三　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条に規定する地方公共団体金融機構に納付する支出	（収入の額等の算定方法） **第二十四条**　（略） ２　法第二十一条第一項に規定する小型自動車競走の事業の支出の額として経済産業省令で定める方法により算定される額（以下「小型自動車競走事業支出額」という。）は、次に掲げる支出の額の合計額とする。 一・二　（略） 三　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の二に規定する地方公共団体金融機構に納付する支出

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十五号

地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号）の施行に伴い、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五十二号）第九条の規定に基づき、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（北方領土隣接地域の市又は町の境界変更があった場合における基準財政収入額等の算定方法） **第三条**　平成二十二年度以降の各年度の四月二日以後における北方領土隣接地域の市又は町の境界変更により境界が変更された北方領土隣接地域の市又は町について、法第七条の二第二項に規定する当該市又は町の標準負担額及び財政力指数（同条第三項の式に規定する財政力指数をいう。次条において同じ。）を算定する場合において、当該算定の基礎となる当該市又は町に係	（北方領土隣接地域の市又は町の境界変更があった場合における基準財政収入額等の算定方法） **第三条**　平成二十二年度以降の各年度の四月二日以後における北方領土隣接地域の市又は町の境界変更により境界が変更された北方領土隣接地域の市又は町について、法第七条の二第二項に規定する当該市又は町の標準負担額及び財政力指数（同条第三項の式に規定する財政力指数をいう。次条において同じ。）を算定する場合において、当該算定の基礎となる当該市又は町に係

る当該境界変更の日の属する年度（以下本条中「当該年度」という。）の基準財政収入額若しくは地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金をいう。第一号において同じ。）、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額又は基準財政需要額の算定方法は、当該境界変更の区分に応じ、次に定めるところによる。

一　境界変更によって区域を増した当該市又は町については、当該市又は町の当該年度における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第八条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額若しくは地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額又は同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額に当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の北方領土隣接地域の市又は町が当該年度の四月一日に存在したものと仮定して同法第九条第二号の規定の例によって計算した基準財政収入額若しくは地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額又は基準財政需要額をそれぞれ合算するものとする。

二　（略）

附　則

この省令は、地方交付税法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第三十六号

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の一部の施行に伴い、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（委託することのできない事務） **第四十九条の六**　法第七十四条の五第一項の国土交通省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一　（略） 二　法第九十七条の二第二項の規定による自動車税又は軽自動車税を課した地方公共団体に対するその額の納付の有無の事実の確認に係る事務及び同条第三項の規定による自動車検査証の不返付に係る事務 三・四　（略） （自動車税又は軽自動車税の納付の有無の事実を確認する方法） **第六十三条**　（略）	（委託することのできない事務） **第四十九条の六**　法第七十四条の五第一項の国土交通省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一　（略） 二　法第九十七条の二第二項の規定による自動車税種別割又は軽自動車税種別割を課した地方公共団体に対するその額の納付の有無の事実の確認に係る事務及び同条第三項の規定による自動車検査証の不返付に係る事務 三・四　（略） （自動車税種別割又は軽自動車税種別割の納付の有無の事実を確認する方法） **第六十三条**　（略）

（自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正）

第二条　自動車損害賠償保障法施行規則（昭和三十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保険標章） **第一条の五**　（略） ２　（略） ３　保険標章は、検査対象外軽自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十八条第一項の検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。）、原動機付自転車（道路運送車両法第二条第三項の原動機付自転車をいう。以下同じ。）又は締約国登録自動車（法第九条の二第一項の締約国登録自動車をいう。以下同じ。）の前面ガラスの外側に前方から見やすいように貼り付けることによつて表示するものとする。ただし、運転者室又は前面ガラスのない検査対象外軽自動車及び道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の二第三項ただし書の規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車にあつては、検査対象外軽自動車の後面に取り付けられた車両番号標の左上部に、運転者室又は前面ガラスのない原動機付自転車にあつては、標識（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百五十一条第三項（同法第一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する標識をいう。以下同じ。）（標識が存しない場合及び標識に貼り付けることが困難な場合にあつては、原動機付自転車の前面）に、運転者室又は前面ガラスのない締約国登録自動車にあつては、締約国登録自動車の後面に、それぞれ見やすいように貼り付けることによつて表示するものとする。	（保険標章） **第一条の五**　（略） ２　（略） ３　保険標章は、検査対象外軽自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十八条第一項の検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。）、原動機付自転車（道路運送車両法第二条第三項の原動機付自転車をいう。以下同じ。）又は締約国登録自動車（法第九条の二第一項の締約国登録自動車をいう。以下同じ。）の前面ガラスの外側に前方から見やすいように貼り付けることによつて表示するものとする。ただし、運転者室又は前面ガラスのない検査対象外軽自動車及び道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の二第三項ただし書の規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車にあつては、検査対象外軽自動車の後面に取り付けられた車両番号標の左上部に、運転者室又は前面ガラスのない原動機付自転車にあつては、標識（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百六十三条の十八第三項（同法第一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する標識をいう。以下同じ。）（標識が存しない場合及び標識に貼り付けることが困難な場合にあつては、原動機付自転車の前面）に、運転者室又は前面ガラスのない締約国登録自動車にあつては、締約国登録自動車の後面に、それぞれ見やすいように貼り付けることによつて表示するものとする。

（自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則の一部改正）

第三条　自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則（昭和三十一年運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（通知） **第十一条**　保険会社又は組合は、政府が法第七十二条第一項第一号の規定により損害の塡補額の支払をした場合において、損害賠償の責任を有する者が明らかになつたときは、遅滞なく、次の事項を国土交通大臣に通知するものとする。 一　（略） 二　当該自動車の自動車登録番号若しくは車両番号、標識（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百五十一条第三項（同法第一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する標識をいう。）の番号又は道路交通に関する条約の規定による登録番号（これらが存しない場合にあつては、車台番号） 三　（略）	（通知） **第十一条**　保険会社又は組合は、政府が法第七十二条第一項第一号の規定により損害の塡補額の支払をした場合において、損害賠償の責任を有する者が明らかになつたときは、遅滞なく、次の事項を国土交通大臣に通知するものとする。 一　（略） 二　当該自動車の自動車登録番号若しくは車両番号、標識（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百六十三条の十八第三項（同法第一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する標識をいう。）の番号又は道路交通に関する条約の規定による登録番号（これらが存しない場合にあつては、車台番号） 三　（略）

（軽自動車検査協会に関する省令の一部改正）

第四条　軽自動車検査協会に関する省令（昭和四十七年運輸省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第九条**　法第七十六条の二十八第二項の国土交通省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一・二　（略） 三　検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認に関する事項 四・五　（略）	（業務方法書の記載事項） **第九条**　法第七十六条の二十八第二項の国土交通省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一・二　（略） 三　検査対象軽自動車に係る軽自動車税種別割の納付の確認に関する事項 四・五　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（軽自動車検査協会に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第四条の規定による改正後の軽自動車検査協会に関する省令の規定の適用については、当分の間、同規則第九条第三号中「納付」とあるのは、「納付（検査対象軽自動車に係る令和元年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に規定する軽自動車税及び令和七年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法に規定する軽自動車税の種別割の納付を含む。）」とする。

（道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和元年国土交通省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

○環境省令第十一号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

環境大臣　石原　宏高

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十三条中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第二十七号

地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十四号）の施行に伴い、及び地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十三項の規定に基づき、地方税法施行規則附則第六条第二十三項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産（平成二十一年内閣府告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十三項の規定に基づき、同項に規定する内閣総理大臣が定める償却資産を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。 一　緊急地震速報受信装置（次のいずれかのものに限るものとし、これと同時に設置する専用の報知装置（次のいずれかの制御指令信号に基づき、予想される地震動が到達するまでの時間及び震度に関する情報を自動的に報知するものをいう。）を含む。）及び緊急遮断装置（次のいずれかの制御指令信号に基づき自動的に作動するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのもの ［イ～ハ　略］ ［号を削る。］ 二　感震装置（前号に掲げるものと同時に設置するものに限る。） 備考　表中の［　］の記載は注記である。	地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十三項の規定に基づき、同項に規定する内閣総理大臣が定める償却資産を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。 一　緊急地震速報受信装置（次のいずれかのものに限るものとし、これと同時に設置する専用の報知装置（次のいずれかの制御指令信号に基づき、予想される地震動が到達するまでの時間及び震度に関する情報を自動的に報知するものをいう。）を含む。） ［イ～ハ　同上］ 二　緊急遮断装置（前号イ、ロ又はハの制御指令信号に基づき自動的に作動するもので、同号の緊急地震速報受信装置と同時に設置するものに限る。） 三　感震装置（前二号に掲げるものと同時に設置するものに限る。）

附　則

この告示は、地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十四号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○総務省告示第百四十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十五条第一項第一号の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百四十五号（地方税法第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人を指定する件）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

「独立行政法人国立女性教育会館」を「独立行政法人男女共同参画機構」に改める。

○総務省告示第百四十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第百七十九号（特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の総務大臣が定めるもの） **第二条**　法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する総務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 一　物品又は役務と交換させるために提供するもの 二　電気（これと交換させるために提供するものを含む。） （募集の適正な実施に係る基準） **第三条**　法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、第一号及び第二号（地方団体が食品（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する食品をいう。以下同じ。）を法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等（以下「返礼品等」という。）として提供する場合には、次の各号）のいずれにも該当することとする。 ［一　略］	［新設］ （募集の適正な実施に係る基準） **第二条**　法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、第一号、第二号及び第二号の二（地方団体が食品（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する食品をいう。以下同じ。）を法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等（以下「返礼品等」という。）として提供する場合には、次の各号）のいずれにも該当することとする。 ［一　同上］

［削る］

二　指定対象期間（法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する指定対象期間をいう。以下同じ。）の初日の属する年度の前年度において法第三十七条の二第二項第二号イ及び第三百十四条の七第二項第二号イに規定する第一号寄附金の募集に要する費用の額として一の者に支払った額（一の者に複数の支払を行ったときは、その合計額）が百万円以上であるときは、当該指定対象期間の初日の前日までに、総務大臣の定めるところにより、その支払先の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、支払額及び支払目的を記載した一覧表を作成し、公表すること。ただし、支払先が個人であるときは、公表について当該個人の同意がある場合を除き、当該個人の氏名及び住所に代えて、これらを公表しない旨を記載すること。

三　地方団体が返礼品等として提供する食品を取り扱う者による当該食品の産地名の適正な表示を確保するため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講じていること。

［イ　略］

ロ　イに掲げる契約の規定に基づき、定期的に必要な調査等を行うとともに、当該者において当該食品の産地名の適正な表示が行われていないことが疑われる場合又は当該食品について第六条に定める基準に適合しないおそれがある場合には、速やかに実地調査等を行うこと。

［削る］

（寄附金の活用に係る基準）

第四条　法第三十七条の二第二項第二号イ及び第三百十四条の七第二項第二号イに規定する指定対象期間における第一号寄附金の募集に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額は、指定対象期間において受領する第一号寄附金の募集に要する費用（法附則第七条第二項に規定する申告特例の求めに関する事務、第一号寄附金の受領を証する書類に関する事務その他当該募集に付随して生ずる事務に要する費用を含む。）の額の合計額とする。

二　指定対象期間（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の十六第二項に規定する指定対象期間（同条第三項又は第四項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあっては、同令第一条の十六第五項に規定する指定対象期間）をいう。以下同じ。）において第一号寄附金の募集に要する費用（法附則第七条第二項に規定する申告特例の求めに関する事務、第一号寄附金の受領を証する書類に関する事務など、当該募集に付随して生ずる事務に要する費用を含む。次号において「募集費用」という。）の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

二の二　指定対象期間の初日の属する年度の前年度において募集費用として一の者に支払った額（一の者に複数の支払を行ったときは、その合計額）が百万円以上であるときは、当該指定対象期間の初日の前日までに、総務大臣の定めるところにより、その支払先の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、支払額及び支払目的を記載した一覧表を作成し、公表すること。ただし、支払先が個人であるときは、公表について当該個人の同意がある場合を除き、当該個人の氏名及び住所に代えて、これらを公表しない旨を記載すること。

三　地方団体が返礼品等として提供する食品を取り扱う者による当該食品の産地名の適正な表示を確保するため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講じていること。

［イ　同上］

ロ　イに掲げる契約の規定に基づき、定期的に必要な調査等を行うとともに、当該者において当該食品の産地名の適正な表示が行われていないことが疑われる場合又は当該食品について第五条に定める基準に適合しないおそれがある場合には、速やかに実地調査等を行うこと。

（法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の総務大臣が定めるもの）

第三条　法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する総務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

一　物品又は役務と交換させるために提供するもの

二　電気（これと交換させるために提供するものを含む。）

［新設］

2　法第三十七条の二第二項第二号ロ及び第三百十四条の七第二項第二号ロの規定による公表は、地方団体が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第三項の規定により決算を議会に付したときに、遅滞なく、指定対象期間の初日の属する年度における法第三十七条の二第二項第二号イ及び第三百十四条の七第二項第二号イに規定する寄附金活用可能額の使途に関する事項について、当該地方団体のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。

（返礼品等の調達に要する費用の額の算定）

第五条　法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号に規定する個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額は、次の各号に定めるところにより算定した額とする。

［一・二　略］

（法第三十七条の二第二項第四号及び第三百十四条の七第二項第四号の総務大臣が定める基準）

第六条　法第三十七条の二第二項第四号及び第三百十四条の七第二項第四号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）であることとする。

［一～九　略］

備考　表中の［　］及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成三十一年総務省告示第百七十九号第二条から第六条までの規定は、この告示の施行の日以後に開始する地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する指定対象期間（以下「指定対象期間」という。）に係るこれらの規定による指定（以下「指定」という。）について適用し、同日前に開始した指定対象期間に係る指定については、なお従前の例による。

○総務省告示第百四十六号

地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十四号）の施行に伴い、平成三十一年総務省告示第百七十六号（地方税法施行規則第九条の三第二号及び第十五条の十第二号に規定する総務大臣が定める割合を定める件）は、令和八年三月三十一日限り廃止する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

○文部科学省告示第七十二号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和八年文部科学省令第十八号）の施行に伴い、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）は令和八年三月三十一日限り廃止する。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

○文部科学省告示第七十三号

地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十四号）の施行に伴い、平成三十年文部科学省告示第百五十号（地方税法施行規則附則第七条の二の規定に基づき、文部科学大臣が総務大臣と協議して定める書類を定める件）を廃止する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

平成三十年文部科学省告示第百五十号（地方税法施行規則附則第七条の二の規定に基づき、文部科学大臣が総務大臣と協議して定める書類を定める件）は、廃止する。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省告示第百七十二号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第五項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示（令和七年厚生労働省告示第二十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

表改正前欄の「令和三年三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの」を「令和三年三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの」に改め、同表改正後欄の「令和六年三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの」を「令和六年三月三十一日において当該区分に該当すると分類されているもの（令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。）」に改める。

○厚生労働省告示第百七十三号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第五項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和四年厚生労働省告示第三百七十一号）の一部を次の表のように改正し、令和十年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、同令第十二条の五第一項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格Ｚ七二五二（ＧＨＳに基づく化学品の分類方法）の附属書Ｂに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の四に規定する特別管理物質を除く。）であって、令和七年三月三十一日において当該区分に該当すると分類されているもの（令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。）とする。ただし、事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合においては、この限りでない。	労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、同令第十二条の五第一項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格Ｚ七二五二（ＧＨＳに基づく化学品の分類方法）の附属書Ｂに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の四に規定する特別管理物質を除く。）であって、令和六年三月三十一日において当該区分に該当すると分類されているもの（令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。）とする。ただし、事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合においては、この限りでない。

○厚生労働省告示第百七十四号

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和五年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次の表のように改正し、令和十年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

別表第２（第２条関係）

改正後			改正前		
物の種類	令第18条第３号の含有量（重量パーセント）	令第18条の２第３号の含有量（重量パーセント）	物の種類	令第18条第３号の含有量（重量パーセント）	令第18条の２第３号の含有量（重量パーセント）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート（別名ジノカップ）（２，４－ジニトロ－６－（オクタン－２－イル）フェニル＝（Ｅ）－２－ブテノアート（別名メプチルジノカップ）を除く。異性体混合物※を含む。）	（略）			
ジビニルベンゼン（オルト－ジビニルベンゼンに限る。）	１パーセント	（新設）	（新設）	（新設）
ジビニルベンゼン（オルト－ジビニルベンゼンを除く。）	１パーセント	0.1パーセント	（新設）	（新設）
ジメチルヒドラジン（１，１－ジメチルヒドラジンに限る。）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
備考　（略）				

○厚生労働省告示第百七十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第七条第二十五項の規定に基づき、厚生労働大臣が総務大臣と協議して指定する区域を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

地方税法施行令附則第七条第二十五項に規定する厚生労働大臣が総務大臣と協議して指定する区域は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第十一号イ(2)に掲げる区域を定めた医療計画（同条第一項に規定する医療計画をいう。第一号において同じ。）を都道府県が策定又は変更した日（第三号については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条第十七項の不動産を取得した日）において、次の各号のいずれにも該当する区域とする。

一　医療計画において医療法第三十条の四第六項に規定する区域として都道府県により定められている区域であること。

二　当該区域における可住地面積当たり医師数（可住地面積一平方キロメートル当たりの診療に従事する医師の数をいう。以下同じ。）の値が、全国の医療法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域における可住地面積当たり医師数の値を最も小さいものから順次その順位を付した場合における順位の値が全国の同号に規定する区域の総数を四で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となる同号に規定する区域に係る可住地面積当たり医師数の値以下である同号に規定する区域であること。

三　最寄りの一般病院（その有する病床が主として医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床である病院のうち、次に掲げる病院以外の病院をいう。）までの移動距離が七・五キロメートル以上の区域であること。

イ　主として理学療法又は作業療法を行う病院

ロ　その施設の全てが児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設である病院

○経済産業省・国土交通省告示第三号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、平成二十年国土交通省告示第五百十五号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第12条第32項に規定する国土交通大臣及び経済産業大臣が総務大臣と協議して定める工事は、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（当該工事に附帯して必要となる工事を含む。）とする。	地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第12条第31項に規定する国土交通大臣及び経済産業大臣が総務大臣と協議して定める工事は、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（当該工事に附帯して必要となる工事を含む。）とする。
一・二　（略）	一・二　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百五十九号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第七条の六の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

別表中「印」を削る。

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省告示第四百六十号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十九条の十一の二第一項の規定に基づき、平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

別表中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、「印」を削る。

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　租税特別措置法施行規則第十九条の十一の二第一項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第四百六十一号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、平成十八年国土交通省告示第四百六十五号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方税法施行令附則第十二条第二十項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。	地方税法施行令附則第十二条第十九項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百六十二号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、平成十八年国土交通省告示第四百六十六号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　地方税法施行規則附則第七条第七項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。 一　昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅において行われた耐震改修が地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第二十項に規定する基準に適合するものであることを、次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める書式により証する書類 イ・ロ　（略） 二　（略） 2　（略）	1　地方税法施行規則附則第七条第七項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。 一　昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅において行われた耐震改修が地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第十九項に規定する基準に適合するものであることを、次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める書式により証する書類 イ・ロ　（略） 二　（略） 2　（略）

○国土交通省告示第四百六十三号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、平成十九年国土交通省告示第四百十号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方税法施行令附則第十二条第二十五項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事は、高齢者等が居住する家屋につき行う次のいずれかに該当するもの（当該改修工事に付帯して必要となる改修工事を含む。）とする。 一～八　（略）	地方税法施行令附則第十二条第二十四項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事は、高齢者等が居住する家屋につき行う次のいずれかに該当するもの（当該改修工事に付帯して必要となる改修工事を含む。）とする。 一～八　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百六十四号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、及び地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条第十九項の規定に基づき、平成二十六年国土交通省告示第四百十七号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

本則中「附則第十二条第十九項」を「附則第十二条第二十項」に改める。

別表中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、「印」を削り、「第77条の58又は第77条の60」を「第77条の58第１項又は第77条の61」に改める。

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の別表による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省告示第四百六十五号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条の二第二項の規定に基づき、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の十一第一項に規定する基準に適合する旨を証する書類を次のように定めたので告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

地方税法施行規則附則第七条の二第二項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の十一第一項の規定の適用を受けようとする高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十九号に規定する特別特定建築物（同法第十四条第三項の条例で定める同法第二条第十八号に規定する特定建築物を含む。）に該当する家屋の所在地を管轄する地方公共団体の長、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関が、当該家屋において行われた地方税法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事について、当該利便性等向上改修工事に係る部分が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第一項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第十七条第三項第一号に規定する同法第二条第二十号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合するものであることを、別表の書式により証する書類とする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（別表）

地方税法施行規則附則第７条の２第２項の規定に基づく証明申請書

申　請　者　　住　所
　　電　話
　　氏　名

家屋の所在地

上記家屋に係る利便性等向上改修工事が完了した日
年　　月　　日

上記家屋（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第２条第 19 号に規定する特別特定建築物（同法第 14 条第３項の条例で定める同法第２条第 18 号に規定する特定建築物を含む。）に限る。）において、地方税法附則第 15 条の 11 第１項に規定する利便性等向上改修工事に係る次の表に掲げる部分（以下「改修部分」という。）が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第３項の条例で付加した事項を含む。以下同じ。）又は同法第 17 条第３項第１号に規定する同法第２条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合することを証明願います。

該当	利便性等向上改修工事に係る部分	具体的な箇所
	出入口	
	廊下その他これに類するもの	
	階段（その踊り場を含む。）	
	傾斜路（その踊り場を含む。）	
	エレベーターその他の昇降機	
	便所	
	劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂の客席	
	ホテル又は旅館の客室	
	敷地内の通路	
	駐車場	
	標識	
	案内設備・案内設備までの経路	
	浴室又はシャワー室	

地方税法施行規則附則第７条の２第２項の規定に基づく証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

証明年月日	令和　　年　　月　　日

１．証明者が地方公共団体の長の場合

証明を行った地方公共団体の長	

２．証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏名				
	住所				
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号		
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）		
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称				
	所在地				
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別				
	登録年月日及び登録番号				

３．証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称				
	住所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名				
	住所				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	
				登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者の場合			登録番号	
				登録を受けた地方整備局等名	

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

備 考

１　「該当」の欄には、建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合することとなる部分に「○」を記載すること。ただし、証明を受けようとする家屋が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第１項又は第３項の規定により建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないものである場合にあっては、当該家屋のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 23 条各号に掲げる部分（建築物移動等円滑化誘導基準に適合することとなる部分を除く。）については、「○」を記載しないこと。

２　証明者が地方公共団体の長の場合

「証明を行った地方公共団体の長」の欄には、当該家屋において、改修部分が建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合することにつき証明を行った地方公共団体の長について記載すること。

３　証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

(1)「証明を行った建築士」の欄には、当該家屋において、改修部分が建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合することにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。

①　「氏名」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。

②　「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第３条及び第３条の２に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

③　「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第５条の２の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。

④　「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

(2)「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第 23 条の３第１項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

４　証明者が指定確認検査機関の場合

(1)「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該家屋において、改修部分が建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合することにつき証明を行った指定確認検査機関について、次により記載すること。

①　「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第 77 条の 18 第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第 77 条の 21 第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

②　「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第 77 条の 18 第１項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。

(2)「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋において、改修部分が建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合することにつき証明を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

①　「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第 77 条の 58 第１項又は第 77 条の 61 の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

②　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が調査することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が調査することのできる家屋は、同法第３条及び第３条の２に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

③　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

④　「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第 58 号）第７条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧建築基準法」という。）第 77 条の 58 第１項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

⑤　「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第 77 条の 58 第１項又は第 77 条の 61 の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

○国土交通省告示第四百六十六号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、令和五年国土交通省告示第二百九十一号等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

令和五年国土交通省告示第二百九十一号等の一部を改正する告示

（令和五年国土交通省告示第二百九十一号の一部改正）

第一条　令和五年国土交通省告示第二百九十一号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　地方税法施行令附則第十二条第四十九項第一号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事は、次に掲げる全ての工事を含む大規模な工事（二以上の工事に分けて行う場合を含む。）とする。 イ～ハ　（略） 二　地方税法施行規則附則第七条第十七項第二号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の九の三第一項のマンションが地方税法施行令附則第十二条第四十九項第一号イに掲げる要件に該当することを、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第五号に規定するマンション管理士が別表の書式により証する書類又はその写しとする。 別表 過去工事証明書 （略） 地方税法附則第15条の９の３第１項に規定する工事より前に行った地方税法施行令附則第12条第49項第１号イに規定する工事 （略） 上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第49項第１号イに掲げる要件に該当することについて証明します。 （略） 備考 １　（略） ２　「マンションの所在地」の欄には、当該マンションの建物（団地型マンションにあっては地方税法施行令附則第12条第49項第１号イに規定する工事を行った棟）の建物登記簿に記載された所在地を記載すること。 ３　「工事の内容」の欄には、工事を行ったマンションの建物の部分や工事の内容について、当該工事が地方税法施行令附則第12条第49項第１号イに規定する工事に該当すると認めた根拠が明らかになるよう具体的に記載するものとする。 ４　この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。 ⑴　証明者が建築士事務所に属する建築士の場合 「証明を行った建築士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第49項第１号イに掲げる要件に該当することにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。 ①～⑤　（略）	一　地方税法施行令附則第十二条第四十八項第一号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事は、次に掲げる全ての工事を含む大規模な工事（二以上の工事に分けて行う場合を含む。）とする。 イ～ハ　（略） 二　地方税法施行規則附則第七条第十七項第二号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の九の三第一項のマンションが地方税法施行令附則第十二条第四十八項第一号イに掲げる要件に該当することを、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第五号に規定するマンション管理士が別表の書式により証する書類又はその写しとする。 別表 過去工事証明書 （略） 地方税法附則第15条の９の３第１項に規定する工事より前に行った地方税法施行令附則第12条第48項第１号イに規定する工事 （略） 上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第１号イに掲げる要件に該当することについて証明します。 （略） 備考 １　（略） ２　「マンションの所在地」の欄には、当該マンションの建物（団地型マンションにあっては地方税法施行令附則第12条第48項第１号イに規定する工事を行った棟）の建物登記簿に記載された所在地を記載すること。 ３　「工事の内容」の欄には、工事を行ったマンションの建物の部分や工事の内容について、当該工事が地方税法施行令附則第12条第48項第１号イに規定する工事に該当すると認めた根拠が明らかになるよう具体的に記載するものとする。 ４　この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。 ⑴　証明者が建築士事務所に属する建築士の場合 「証明を行った建築士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第48項第１号イに掲げる要件に該当することにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。 ①～⑤　（略）

⑵　証明者がマンション管理士の場合 「証明を行ったマンション管理士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第49項第１号イに掲げる要件に該当することにつき証明を行ったマンション管理士について、「氏名」及び「登録番号」の欄には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第１項の規定による登録に係る氏名及び登録番号を記載すること。	⑵　証明者がマンション管理士の場合 「証明を行ったマンション管理士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第48項第１号イに掲げる要件に該当することにつき証明を行ったマンション管理士について、「氏名」及び「登録番号」の欄には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第１項の規定による登録に係る氏名及び登録番号を記載すること。

（令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部改正）

第二条　令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　地方税法施行令附則第十二条第四十九項第二号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準は、地方税法施行規則附則第七条第十四項に規定する長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこととする。	一　地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準は、地方税法施行規則附則第七条第十四項に規定する長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこととする。
二　地方税法施行規則附則第七条第十七項第四号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の十八に規定する管理計画認定マンションが地方税法施行令附則第十二条第四十九項第二号ロに掲げる要件に該当することを、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第五号に規定するマンション管理士が別表の書式により証する書類又はその写しとする。	二　地方税法施行規則附則第七条第十七項第四号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の十八に規定する管理計画認定マンションが地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号ロに掲げる要件に該当することを、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第五号に規定するマンション管理士が別表の書式により証する書類又はその写しとする。
別表 修繕積立金引上証明書 （略） 地方税法施行令附則第12条第49項第２号ロに掲げる要件に係る事項 （略） 上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第49項第２号ロに掲げる要件に該当することを証明します。 （略） 備考 １～６　（略） ７　この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。 ⑴　証明者が建築士事務所に属する建築士の場合 「証明を行った建築士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第49項第２号ロに掲げる要件に該当することにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。 ①～⑤　（略） ⑵　証明者がマンション管理士の場合 「証明を行ったマンション管理士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第49項第２号ロに掲げる要件に該当することにつき証明を行ったマンション管理士について、「氏名」及び「登録番号」の欄には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第１項の規定による登録に係る氏名及び登録番号を記載すること。	別表 修繕積立金引上証明書 （略） 地方税法施行令附則第12条第48項第２号ロに掲げる要件に係る事項 （略） 上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第２号ロに掲げる要件に該当することを証明します。 （略） 備考 １～６　（略） ７　この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。 ⑴　証明者が建築士事務所に属する建築士の場合 「証明を行った建築士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第48項第２号ロに掲げる要件に該当することにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。 ①～⑤　（略） ⑵　証明者がマンション管理士の場合 「証明を行ったマンション管理士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第48項第２号ロに掲げる要件に該当することにつき証明を行ったマンション管理士について、「氏名」及び「登録番号」の欄には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第１項の規定による登録に係る氏名及び登録番号を記載すること。

（令和五年国土交通省告示第二百九十三号の一部改正）

第三条　令和五年国土交通省告示第二百九十三号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　地方税法施行令附則第十二条第四十九項第二号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準は、次に掲げるものとする。 イ～ホ　（略） 二　地方税法施行規則附則第七条第十七項第四号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンションが地方税法施行令附則第十二条第四十九項第二号イに掲げる要件に該当することを、同法第三条の二第一項に規定する都道府県等が別表の書式により証する書類又はその写しとする。 別表 助言・指導内容実施等証明申請書 （略） 下記のマンションが地方税法施行令附則第12条第49項第２号イに掲げる要件に該当するものであることについて証明願います。 １．・２．　（略） ３．地方税法施行令附則第12条第49項第２号イに規定する基準に係る事項 （略） 助言・指導内容実施等証明書 上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第49項第２号イに掲げる要件に該当するものであることについて証明します。 （略）	一　地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準は、次に掲げるものとする。 イ～ホ　（略） 二　地方税法施行規則附則第七条第十七項第四号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンションが地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号イに掲げる要件に該当することを、同法第三条の二第一項に規定する都道府県等が別表の書式により証する書類又はその写しとする。 別表 助言・指導内容実施等証明申請書 （略） 下記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第２号イに掲げる要件に該当するものであることについて証明願います。 １．・２．　（略） ３．地方税法施行令附則第12条第48項第２号イに規定する基準に係る事項 （略） 助言・指導内容実施等証明書 上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第２号イに掲げる要件に該当するものであることについて証明します。 （略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百六十七号

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）及び地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十四号）の施行に伴い、令和四年国土交通省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　地方税法施行規則附則第六条第八十三項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、別記様式第一により都道府県知事等の証明を受けたものをもってその書類とする。 ２　地方税法施行規則附則第六条第八十四項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、別記様式第二により公共下水道管理者の証明を受けたものをもってその書類とする。	１　地方税法施行規則附則第六条第八十九項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、別記様式第一により都道府県知事等の証明を受けたものをもってその書類とする。 ２　地方税法施行規則附則第六条第九十項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、別記様式第二により公共下水道管理者の証明を受けたものをもってその書類とする。

（別記様式第一）

都道府県知事等　殿

申請年月日
申請者住所（事業所）
氏　名　又　は　名　称
法人にあってはその代表者の氏名

地方税法附則第十五条第三十九項第一号に掲げる雨水貯留浸透施設であることの証明申請書

下記の償却資産が、地方税法附則第十五条第三十九項第一号の規定の適用を受ける雨水貯留浸透施設として、地方税法施行規則附則第六条第八十三項に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものであることにつき証明を受けたいので、申請します。

記

１．対象償却資産

雨水貯留浸透施設の名称	

２．地方税法施行規則附則第六条第八十三項に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものであることが確認できる書類（添付）

□ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十一条第一項の認定の申請のために提出した申請書の写し
□ 着工前及び竣工写真
□ その他都道府県知事等が必要と認める書類

上記の償却資産は、地方税法附則第十五条第三十九項第一号の規定の適用を受ける雨水貯留浸透施設として、地方税法施行規則附則第六条第八十三項に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものであること及びその他上記の記載事項について相違ないことを証明する。

年　月　日

（都道府県知事等）

（別記様式第一）

都道府県知事等　殿

申請年月日
申請者住所（事業所）
氏　名　又　は　名　称
法人にあってはその代表者の氏名

地方税法附則第十五条第四十項第一号に掲げる雨水貯留浸透施設であることの証明申請書

下記の償却資産が、地方税法附則第十五条第四十項第一号の規定の適用を受ける雨水貯留浸透施設として、地方税法施行規則附則第六条第八十九項に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものであることにつき証明を受けたいので、申請します。

記

１．対象償却資産

雨水貯留浸透施設の名称	

２．地方税法施行規則附則第六条第八十九項に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものであることが確認できる書類（添付）

□ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十一条第一項の認定の申請のために提出した申請書の写し
□ 着工前及び竣工写真
□ その他都道府県知事等が必要と認める書類

上記の償却資産は、地方税法附則第十五条第四十項第一号の規定の適用を受ける雨水貯留浸透施設として、地方税法施行規則附則第六条第八十九項に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものであること及びその他上記の記載事項について相違ないことを証明する。

年　月　日

（都道府県知事等）

（別記様式第二）

公共下水道管理者　殿

申請年月日
申請者住所（事業所）
氏　名　又　は　名　称
法人にあってはその代表者の氏名

地方税法附則第十五条第三十九項第二号に掲げる雨水貯留浸透施設であることの証明申請書

下記の償却資産が、地方税法附則第十五条第三十九項第二号の規定の適用を受ける雨水貯留浸透施設として、地方税法施行規則附則第六条第八十四項に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものであることにつき証明を受けたいので、申請します。

記

１．対象償却資産

雨水貯留浸透施設の名称	

２．地方税法施行規則附則第六条第八十四項に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものであることが確認できる書類（添付）

□ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の十第一項の認定の申請のために提出した申請書の写し
□ 着工前及び竣工写真
□ その他公共下水道管理者が必要と認める書類

上記の償却資産は、地方税法附則第十五条第三十九項第二号の規定の適用を受ける雨水貯留浸透施設として、地方税法施行規則附則第六条第八十四項に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものであること及びその他上記の記載事項について相違ないことを証明する。

年　月　日

（公共下水道管理者）

（別記様式第二）

公共下水道管理者　殿

申請年月日
申請者住所（事業所）
氏　名　又　は　名　称
法人にあってはその代表者の氏名

地方税法附則第十五条第四十項第二号に掲げる雨水貯留浸透施設であることの証明申請書

下記の償却資産が、地方税法附則第十五条第四十項第二号の規定の適用を受ける雨水貯留浸透施設として、地方税法施行規則附則第六条第九十項に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものであることにつき証明を受けたいので、申請します。

記

１．対象償却資産

雨水貯留浸透施設の名称	

２．地方税法施行規則附則第六条第九十項に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものであることが確認できる書類（添付）

□ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の十第一項の認定の申請のために提出した申請書の写し
□ 着工前及び竣工写真
□ その他公共下水道管理者が必要と認める書類

上記の償却資産は、地方税法附則第十五条第四十項第二号の規定の適用を受ける雨水貯留浸透施設として、地方税法施行規則附則第六条第九十項に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものであること及びその他上記の記載事項について相違ないことを証明する。

年　月　日

（公共下水道管理者）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百六十八号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、令和三年国土交通省告示第三百二十六号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

別記様式を次のように改める。

（別記様式）

（市町村長）　　殿

申請年月日
申請者住所（事業所）
氏　　名（名　称）

地方税法施行令附則第11条第35項に規定する要件に該当することの証明申請書

下記１．の土地が、地方税法（以下「法」という。）附則第15条第31項の規定の適用を受ける土地として、地方税法施行令（以下「令」という。）附則第11条第35項に規定する要件を満たすものであることにつき証明を受けたいので、申請します。

記

１．都市緑地法第63条に規定する認定計画（以下「認定計画」という。）に基づき設置した同法第55条第１項に規定する市民緑地の用に供する土地

所在	
地番	
地目	
地積	

２．１．の土地及び１．の土地と一体となって管理又は使用されている土地（以下「対象土地」という。）が家屋の敷地の用に供されている場合、当該家屋（以下「対象土地の上に存する家屋」という。）の用途

注）　対象土地の上に複数の家屋がある場合又は複数の用途に供する家屋がある場合には、全ての用途を選択すること。

□　住宅　□　学校　□　幼保連携型認定こども園
□　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（①）
□　保育所その他これに類するもの（②）
□　建築基準法施行令第19条第１項に規定する児童福祉施設等（助産所及び①、②に掲げるものを除く。）
□　診療所　□　病院　□　公衆便所　□　工場　□　倉庫

３．１．の土地における緑地の量的拡充又は市民緑地の質的向上に資する取組

注）　認定計画に記載があるもの。複数の取組がある場合には、全ての取組を選択すること。

□　市民緑地が設置される前に比して都市緑地法施行規則第25条に規定する緑化施設の面積の増加に資する取組
□　当該市民緑地を利用する住民の利便のために必要な施設又は設備の新たな整備
□　市民緑地の利活用の促進のための行事等の実施
□　地域住民等が主体となった又は地域住民等及び市民緑地の設置管理者が連携した管理運営の実施
□　その他緑地の量的拡充又は市民緑地の質的向上に資する取組の実施
（具体的な取組内容：　　）

４．令附則第11条第35項に規定する要件に該当することが確認できる書類（添付）

□　認定を受けた市民緑地設置管理計画

□　対象土地の登記事項証明書

□　対象土地の上に存する家屋の登記事項証明書（２．に該当する項目がある場合に限る。）

□　対象土地の上に存する家屋の用途を証する建築確認済証、検査済証、台帳記載事項証明書等の書類（２．に該当する項目がある場合に限る。）

□　誓約書（別紙様式）

上記の土地は、法附則第15条第31項の規定の適用を受ける土地として、令附則第11条第35項に規定する要件を満たすものであることにつき、証明する。ただし、本証明申請書に記載した事項及び添付した書類に変更があった場合は、この限りでない。

年　　月　　日

（市町村長）　　印

附則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（別紙様式）

地方税法施行令附則第11条第35項に規定する要件に該当することの証明申請に当たっての誓約書

私は、下記事項について確認したことを誓約いたします。

記

地方税法施行令附則第11条第35項に規定する要件に該当することの証明申請書（以下「証明申請書」という。）に記載した事項及び添付した書類に変更があった場合は、速やかに申し出ること

証明申請書に記載する土地
所在：
地番：

以　上

年　　月　　日

住　　所

氏　　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

○国土交通省告示第四百六十九号

地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十四号）の施行に伴い、地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する船舶を定める告示及び地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する船舶を定める告示及び地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続を定める告示の一部を改正する告示

（地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する船舶を定める告示の一部改正）

第一条　地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する船舶を定める告示（令和三年国土交通省告示第千百七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する船舶を定める告示	
地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する船舶は、次の表のとおりとする。	
番号	船舶
（略）	（略）

改正前	
地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する船舶を定める告示	
地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十九項に規定する船舶は、次の表のとおりとする。	
番号	船舶
（略）	（略）

（地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続を定める告示の一部改正）

第二条　地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続を定める告示（令和三年国土交通省告示第千百七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続を定める告示	地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続を定める告示
（証明の申請）	（証明の申請）
第一条　地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する証明に係る申請は、当該証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、国土交通大臣に対して、証明申請書（別記様式による。）を提出して行うものとする。	**第一条**　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十九項に規定する証明に係る申請は、当該証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、国土交通大臣に対して、証明申請書（別記様式による。）を提出して行うものとする。
2　（略）	2　（略）
（証明書の交付）	（証明書の交付）
第二条　国土交通大臣は、前条の証明申請書の提出があった場合において、当該証明申請書に記載されている事項について確認を行い、地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する船舶を定める告示（令和三年国土交通省告示第千百七十二号）の表の各項に掲げる船舶であると認めるときは、当該証明申請書にその旨を記入し、これを証明書として申請者に交付するものとする。	**第二条**　国土交通大臣は、前条の証明申請書の提出があった場合において、当該証明申請書に記載されている事項について確認を行い、地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する船舶を定める告示（令和三年国土交通省告示第千百七十二号）の表の各項に掲げる船舶であると認めるときは、当該証明申請書にその旨を記入し、これを証明書として申請者に交付するものとする。

（別記様式）

地方税法施行規則附則第６条第28項の証明申請書

年　月　日

国土交通大臣　殿

住　所
氏名又は名称
代表者の氏名

地方税法施行規則附則第６条第28項の規定に基づき、環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能に関する基準に適合する特定船舶である旨について証明を願います。

年　月　日現在

船名		
船種		
所有者の氏名又は名称及び住所		
特定船舶導入計画の番号		
基準の種類（※）	地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する船舶を定める告示（令和３年国土交通省告示第1172号。以下「船舶告示」という。）の表の１の項に掲げる船舶	
	船舶告示の表の２の項に掲げる船舶	
	船舶告示の表の３の項に掲げる船舶	

（※）適合する基準に「有」を記載願います。

番　号
年　月　日

申請のとおり認められたことを証明する。

国土交通大臣　印

（別記様式）

地方税法施行規則附則第６条第29項の証明申請書

年　月　日

国土交通大臣　殿

住　所
氏名又は名称
代表者の氏名

地方税法施行規則附則第６条第29項の規定に基づき、環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能に関する基準に適合する特定船舶である旨について証明を願います。

年　月　日現在

船名		
船種		
所有者の氏名又は名称及び住所		
特定船舶導入計画の番号		
基準の種類（※）	地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する船舶を定める告示（令和３年国土交通省告示第1172号。以下「船舶告示」という。）の表の１の項に掲げる船舶	
	船舶告示の表の２の項に掲げる船舶	
	船舶告示の表の３の項に掲げる船舶	

（※）適合する基準に「有」を記載願います。

番　号
年　月　日

申請のとおり認められたことを証明する。

国土交通大臣　印

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百七十号

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）及び地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十四号）の施行に伴い、平成二十五年国土交通省告示第三百三十九号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方税法施行規則附則第六条第四十七項第一号に規定する国土交通大臣が定める取扱量は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第十九項及び第四十一項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の五年前の年から三年前の年までの各年の輸出入に係るコンテナ取扱量の平均として十万ＴＥＵとする。	地方税法施行規則附則第六条第四十八項第一号に規定する国土交通大臣が定める取扱量は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第二十項及び第四十二項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の五年前の年から三年前の年までの各年の輸出入に係るコンテナ取扱量の平均として十万ＴＥＵとする。

附　則

この告示は、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第四百七十一号

地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十四号）の施行に伴い、平成二十二年国土交通省告示第二百六十八号の一部を次のように改正し、同令の施行の日（令和八年四月一日）から適用する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　地方税法施行規則附則第六条第二十項に規定する地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線は、本邦内の各地間の路線のうち、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、新千歳空港、大阪国際空港、福岡空港及び那覇空港の相互間の路線を除いたものとする。 2　地方税法施行規則附則第六条第二十一項に規定する特に地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線は、前項に定める路線のうち、東京国際空港又は大阪国際空港を出発空港又は到着空港とする路線を除いたものとする。	1　地方税法施行規則附則第六条第十七項に規定する地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線は、本邦内の各地間の路線のうち、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、新千歳空港、大阪国際空港、福岡空港及び那覇空港の相互間の路線を除いたものとする。 2　地方税法施行規則附則第六条第十八項に規定する特に地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線は、前項に定める路線のうち、東京国際空港又は大阪国際空港を出発空港又は到着空港とする路線を除いたものとする。

その他告示

○総務省告示第百四十七号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第六条の十六第一項及び第二項並びに第十一条第十項及び第十一項の規定に基づき、平成十四年総務省告示第六百三十八号（平成九年自治省告示第百八十一号の全部を改正する件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）附則第六条の十六第一項及び第二項並びに第十一条第十項及び第十一項の規定に基づき、令附則第六条の十六第一項及び第十一条第十項に規定する総務大臣が指定する区間並びに令附則第六条の十六第二項及び第十一条第十一項に規定する総務大臣が指定する法人を次のように指定する。 令附則第六条の十六第一項及び第十一条第十項に規定する総務大臣が指定する区間は、次表の上欄に掲げる区間とし、令附則第六条の十六第二項及び第十一条第十一項に規定する総務大臣が指定する法人は、同表の上欄に掲げる区間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる法人とする。 ［表略］	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）附則第六条の十六第一項及び第二項並びに第十一条第十一項及び第十二項の規定に基づき、令附則第六条の十六第一項及び第十一条第十一項に規定する総務大臣が指定する区間並びに令附則第六条の十六第二項及び第十一条第十二項に規定する総務大臣が指定する法人を次のように指定する。 令附則第六条の十六第一項及び第十一条第十一項に規定する総務大臣が指定する区間は、次表の上欄に掲げる区間とし、令附則第六条の十六第二項及び第十一条第十二項に規定する総務大臣が指定する法人は、同表の上欄に掲げる区間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる法人とする。 ［表同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○総務省告示第百四十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十一条第三項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第百九十九号（地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方税法附則第五十一条第三項に規定する総務大臣が指定する区域は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第二項の規定により同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長（以下「原子力災害対策本部長」という。）が市町村長に対して行う帰還困難区域又は居住制限区域の設定を行うことの指示（同法第二十条第二項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行う警戒区域又は計画的避難区域（平成二十四年三月三十一日において、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った警戒区域又は計画的避難区域の設定を行うことの指示の対象区域であったものに限る。）の設定の解除を行うことの指示と併せて行うものに限る。）の対象区域となった区域とする。	地方税法附則第五十一条第四項に規定する総務大臣が指定する区域は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第二項の規定により同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長（以下「原子力災害対策本部長」という。）が市町村長に対して行う帰還困難区域又は居住制限区域の設定を行うことの指示（同法第二十条第二項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行う警戒区域又は計画的避難区域（平成二十四年三月三十一日において、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った警戒区域又は計画的避難区域の設定を行うことの指示の対象区域であったものに限る。）の設定の解除を行うことの指示と併せて行うものに限る。）の対象区域となった区域とする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○総務省告示第百四十九号

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成二十三年総務省・国土交通省令第一号）第二条の規定に基づき、令和八年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合	○・八○
営業用バスの標準軽油使用量	一○、○二○リットル
営業用トラックの標準軽油使用量	一二、三五○リットル

自家用バスの標準軽油使用量	二、〇五〇リットル
自家用トラックの標準軽油使用量	一、五六〇リットル
平成六年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗ずべき数値	〇・〇九一三

○財務省告示第八十七号

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準を第一号のとおり告示するとともに、同令第二十五条第一項、第三項、第四項及び第六項の規定に基づき、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項に規定する特恵受益国等、同条第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品及び同条第三項に規定する特別特恵受益国を定めることとしたので、同令第二十五条第九項の規定に基づき、第二号のとおり告示し、それぞれ令和八年四月一日から適用する。なお、関税暫定措置法施行令第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準並びに関税暫定措置法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等及び同条第三項に規定する特別特恵受益国を告示する件（令和七年財務省告示第九十四号）は、令和八年三月三十一日限り廃止する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

一　関税暫定措置法施行令（以下「令」という。）第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準

令第二十五条第一項第一号イに規定する財務大臣が定める所得水準は、国際復興開発銀行が公表する統計（以下「世銀統計」という。）において「高所得国」に該当する所得水準とし、同号ロに規定する財務大臣が定める所得水準は、世銀統計において「高中所得国」に該当する所得水準とする。

二　関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の二第一項に規定する特恵受益国等、同条第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品及び同条第三項に規定する特別特恵受益国の指定

㈠　令第二十五条第一項の規定に基づき、法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等を、次のとおり指定する。

アゼルバイジャン、アフガニスタン、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンゴラ、イエメン、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、エジプト、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、エルサルバドル、ガーナ、カーボベルデ、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、カメルーン、ガンビア、カンボジア、北マケドニア、ギニア、ギニアビサウ、キューバ、キリバス、キルギス、グアテマラ、グレナダ、ケニア、コートジボワール、コスタリカ、コソボ、コモロ、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サモア、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、ジョージア、シリア、ジンバブエ、スーダン、スリナム、スリランカ、赤道ギニア、セネガル、セルビア、セントビンセント、セントヘレナ及びその附属諸島地域、セントルシア、ソマリア、ソロモン、タジキスタン、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、ツバル、トーゴ、トケラウ諸島地域、ドミニカ、ドミニカ共和国、トルクメニスタン、トンガ、ナイジェリア、ナミビア、ニウエ、ニカラグア、ニジェール、ネパール、ハイチ、パキスタン、バヌアツ、パプアニューギニア、パラグアイ、バングラデシュ、東ティモール、フィジー、フィリピン、ブータン、ブルキナファソ、ブルンジ、米領サモア地域、ベトナム、ベナン、ベネズエラ、ベラルーシ、ベリーズ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ボリビア、ホンジュラス、マーシャル、マダガスカル、マラウイ、マリ、ミクロネシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンゴル、モンテネグロ、ヨルダン、ヨルダン川西岸及びガザ地域、ラオス、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト並びにレバノン

㈡　令第二十五条第三項第一号の規定に基づき、特恵受益国等でなくなる国及び財務大臣が定める日は、次の表のとおりとする。

特恵受益国等でなくなる国	財務大臣が定める日
トルコ	令和八年四月一日

㈢　令第二十五条第四項の表の第一項又は第二項の規定に基づき、法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の表のとおりとする。

項名	特恵受益国等	物品	期間
一	㈠　フィリピン	四四・一八	令和六年四月一日から令和九年三月三十一日まで
	㈡　南アフリカ共和国	一二一一・九〇―五〇〇 一二一二・九九―九九〇	

㈣　令第二十五条第六項の規定に基づき、法第八条の二第三項に規定する特別特恵受益国を、次のとおり指定する。

アフガニスタン、アンゴラ、イエメン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、カンボジア、ギニア、ギニアビサウ、キリバス、コモロ、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、スーダン、セネガル、ソマリア、ソロモン、タンザニア、チャド、中央アフリカ、ツバル、トーゴ、ニジェール、ネパール、ハイチ、バングラデシュ、東ティモール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、ミャンマー、モーリタニア、モザンビーク、ラオス、リベリア、ルワンダ及びレソト

○農林水産省告示第四百七十三号

畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第二十一条第一項の規定に基づき、平成七年農林水産省告示第三百二号（畜産経営の安定に関する法律第二十一条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表			別表		
関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の番号	品名	一キログラム当たりの金額	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の番号	品名	一キログラム当たりの金額
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		平成十二年四月一日から令和九年三月三十一日までに輸入申告がされるもの			平成十二年四月一日から令和八年三月三十一日までに輸入申告がされるもの
	（略）	（略）		（略）	（略）

○国土交通省告示第四百七十二号

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）及び地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（令和八年総務省令第四十四号）の施行に伴い、令和二年国土交通省告示第八百五十号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

本則中「附則第六条第八十四項」を「附則第六条第七十八項」に改める。

別記様式中「附則第６条第84項」を「附則第６条第78項」に、「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百七十三号

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）及び地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（令和八年総務省令第四十四号）の施行に伴い、令和三年国土交通省告示第三百十七号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

本則中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第八十七項及び第八十八項」を「地方税法施行規則附則第六条第八十一項及び第八十二項」に改める。

別記様式中「附則第６条第87項」を「附則第６条第81項」に、「同条第88項」を「同条第82項」に、「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百七十四号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の一部の施行に伴い、平成二十八年国土交通省告示第千百九号（地方税法附則第十五条第一項の規定の適用を受ける区域を指定する件）を廃止する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

平成二十八年国土交通省告示第千百九号（地方税法附則第十五条第一項の規定の適用を受ける区域を指定する件）は、廃止する。

附　則

この告示は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日から施行する。